

令和 8 年定例監査報告書

(令和 7 年度執行分)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和8年定例監査（令和7年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和8年9月17日

東京都監査委員	保坂まさひろ
同	中村ひろし
同	茂垣之雄
同	後藤靖子
同	小粥純子

目 次

第1	監 査 の 概 要	1
1	監 査 の 目 的	1
2	監 査 の 対 象	1
3	監 査 の 期 間	1
4	監 査 実 施 状 況	1
5	監 査 の 着 眼 点	1
第2	監 査 の 結 果	2
1	監 査 結 果 の 概 要	2
2	局別重点監査事項の概要	4
3	指 摘 事 項 等 の 概 要	10
4	局 別 監 査 結 果	15
	総 務 局	17
	財 務 局	32
	デジタルサービス局	41
	主 税 局	51
	生 活 文 化 局	59
	ス ポ ー ツ 推 進 本 部	67
	都 市 整 備 局	69
	住 宅 政 策 本 部	79
	福 祉 局	88
	保 健 医 療 局	107
	産 業 労 働 局	118
	中 央 卸 売 市 場	134
	スタートアップ戦略推進本部	139
	建 設 局	148
	港 湾 局	181
	会 計 管 理 局	194
	交 通 局	201
	水 道 局	223
	下 水 道 局	233

教 育 庁	2 4 2
東 京 都 財 務 諸 表 等 の 監 査	2 6 6
巻 末 別 表	2 6 9
別表1 局 別 実 地 監 査 期 間	2 7 1
別表2 局 別 実 地 監 査 場 所	2 7 2
別表3 局 別 指 摘 事 項 等 一 覧	2 7 6
別表4 区 分 別 指 摘 事 項 等 一 覧	2 7 9
別表5 指 摘 事 項 等 の 区 分 別 件 数	2 8 3

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和 2 年東京都監査委員告示第 2 号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

令和 7 年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。また、主に 3 E（経済性・効率性・有効性）の観点から監査する重点監査事項を 17 局で設定した。

あわせて、令和 7 年度東京都財務諸表の作成についても確認した。

3 監査の期間

令和 8 年 1 月 6 日から令和 8 年 9 月 3 日まで

局別の实地監査期間は、別表 1（p. 271）のとおりである。

4 監査実施状況

今回の定例監査は、全 32 局を対象として、表 1 のとおり、監査を実施した。

局別の实地監査場所は、別表 2（p. 272-275）のとおりである。

（表 1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	150	150	100 %
事業所	726	304	41.8 %
計	876	454	51.8 %

（注）このほか、財政援助団体 3 団体への实地監査も行った。

5 監査の着眼点

本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合规性のもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性及び有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

都政を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、各局は、都民の様々なニーズに応じた多岐にわたる施策を、従来の発想にとらわれず、スピード感をもって積極的に展開することが求められている。

令和8年定例監査においては、各局事業が抱える社会的背景や事務執行上のリスクに留意した上で、重点監査事項のテーマとなった事業を始め、都の事務事業の全般について、合規性はもとより、経済性・効率性・有効性の観点から監査を行った。

(1) 重点監査事項の監査結果について

刻々と変化する社会経済状況を背景として、複雑化する都民ニーズに応じて各局が行う事業の中から、局ごとに重点的に監査を行う事業（テーマ）を選定し、経済性、効率性及び有効性の観点から重点監査事項に係る監査を実施した。

その中でも、都民の関心が高い「安全・安心の確保」については、都市の環境づくりや防災の観点などでテーマを複数選定した。

都市の環境づくりに関連したテーマについては、子育て世帯に配慮した住環境の整備や鉄道駅における人にやさしいまちづくりの推進などがある。

子育て世帯に配慮した住環境の整備については、子育て世帯の更なる活用促進に向けて、着実に取り組んでいく必要性について言及した。また、鉄道駅における人にやさしいまちづくりの推進については、更なるホームドア整備の加速化と着実な進捗管理を行っていく必要性について言及した。

防災に関連したテーマについては、中小河川の整備や流域下水道における雨水対策などがある。

中小河川の整備については、必要となる河道整備や、調節池の整備を積極的に進める必要性について言及した。また、流域下水道における雨水対策については、市町村公共下水道への財政支援に加え、技術的支援についてもより強力に後押しすることで、雨水対策を効率的かつ効果的に進めていく必要性について言及した。

（２）是正・改善すべき事項について

監査の結果、是正・改善すべき事項（指摘事項等）が認められた１４局に対し、４３件の指摘、１３件の意見・要望を行った。

指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計した指摘金額は、８５百万円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものは７２万円であった。

指摘事項等の内容は、契約・会計・財産管理に関する基本的な事務の誤りのほか、情報管理体制の不備などが見受けられた。そのような事務の誤りや管理体制の不備などが、都民の安全・安心を損なう事態に至れば、都政に対する都民の信頼を大きく損なうことになりかねない。

こうしたことから、各局は、事務の誤りの確実な是正や実効性ある再発防止策の構築・実施を着実にを行うとともに、再発防止策を局横断的に展開していくため、全庁的な取組を更に進めていくことが必要である。

都では、多岐にわたる事業を迅速に推進することが求められる中、仕事の進め方等に関する課題が重なっていることも、繰り返される事務の誤りの背景にあるものとうかがわれる。そのような状況を防ぐ内部統制が有効に機能するためには、各局が、制度だけではなく、組織風土や職員の意識などが重要な要素となることをしっかりと認識する必要がある。

各局においては、都民の信頼に応える都政を推進するに当たり、自らの事業が担う社会的責任や、その一方で抱える執行上のリスクについて組織的に再確認し、内部統制を充実させることが重要である。

その上で、各局には、組織や分野を越えたＤＸを推進し、ＡＩをあらゆる場面で徹底的に利活用するなど、仕事の進め方を新たな発想で見直すことで、持続可能な執行体制を構築し、都民目線に立った施策展開を徹底していくため、局一体となって事務の適正な執行を確保し、継続的な改善に取り組んでいくことを期待する。

2 局別重点監査事項の概要

重点監査事項を設定した各局（注）の取組状況（ポイント）や監査委員が今後各局に期待することを述べた所見は、表2のとおりである。

（表2）重点監査事項の局別一覧

局名	重点監査事項 (テーマ)	各局の取組状況（ポイント）
総務局	公文書館における都民サービスの向上	公文書館では、特定歴史公文書等について、計画的にデジタル化を推進し、デジタルアーカイブの充実を図っており、インターネット等での利用が拡大している。また、常設展、企画展、ミニ企画展と様々な種類の展示を行うことで、多様なニーズに応え、来館を促すよう努めている。さらに、認証アーキビスト等の専門的な知識を有する職員を擁しており、その知識・経験を他の職員も共有できるよう人材育成に取り組んでいる。
財務局	財産情報システムの運用管理	局は、財産情報システムを安定的かつ継続的に運用し、公有財産管理や財産に関する情報公開等の業務を日々支えている。また、システムの再構築においては、現行システムの運用上の課題を適切に把握し、操作性の向上による業務効率化や台帳情報及び決算の正確性の向上を図るとともに、ベンダーロックイン対策や新技術への対応等に取り組んでいる。
デジタルサービス局	島しょにおける通信困難な状況の解消	局は、東京都が目指す「スマート東京」の実現を果たすため、デジタルの力を活用した行政の総合的な推進役として、重要な役割を担っている。島しょ地域では、海底ケーブルを敷設し、光回線が利用できる環境を整えたほか、通信困難地域の解消や通信環境の改善等の課題克服に向けて、自治体や通信事業者への支援にも取り組んでいる。
生活文化局	都立文化施設の維持管理・更新	局は、良質な文化施設を次世代に継承していくため、文化戦略及び運営指針に沿って施設の維持管理・更新を着実にを行い、時代に応じて都が掲げる施策の実現に向けた文化施設の運営に取り組んでいる。
都市整備局	鉄道駅における人にとやさしいまちづくりの推進	局は、「2050 東京戦略」に基づき、障害者、高齢者、外国人など誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、鉄道駅におけるハード・ソフト両面でのバリアフリーを推進している。その中で、ホームドアの整備加速に取り組む官民連携の協議会を立ち上げ、補助制度の拡充などに取り組みながら、整備の前倒し等を進めるとともに、ユニバーサルコミュニケーション技術の導入補助も行ってきた。

監査委員の所見	関連する 指摘事項等			頁
	指摘	意見 ・ 要望	計	
局は、特定歴史公文書等の保存、管理という役割を担っており、これに加え、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を、都民共通の財産として後代に伝えるため公文書館に適切に保存し、広く都民一般の利用に供するという役割を果たしている。 今後も局は、公文書館の運営を通じて、行政上の価値や歴史的・文化的価値を有する重要な公文書等を確実に収集・保存し、都民共有の財産として後世に引き継ぐとともに、これらを広く一般に公開することにより、都政の透明性の向上と都民に対する説明責任を着実に果たしていく必要がある。	-	-	-	-
今後も局は、関係局と協働しながら、都のDX化の流れに合わせたシステムのアップデートを進めるとともに、都庁の仕事を支えるシステム基盤の効率化と連携という課題に、着実に取り組んでいく必要がある。	1	-	1	40
今後も局は、島しょに住む人々がデジタルの力で質の高い生活を送り豊かに安心して過ごすことができるよう、情報通信基盤の整備に取り組む島しょ地域が抱える課題について共通の認識を持ち、より効果的な施策を展開するとともに、自然災害や通信障害等のリスク対応も見据えて、さらに強靱な通信環境を構築していく必要がある。	-	-	-	-
文化施設は、文化戦略が示す将来像「芸術文化で躍動する都市東京」の実現に貢献する使命があり、芸術文化の創造を支援する取組の充実及び喜びや感動をもたらす事業実施等により、東京の魅力の源泉である芸術文化を発信する拠点となることが求められている。 今後も局は、質の高い芸術に触れる機会を幅広く提供していくために、引き続き、都民の貴重な財産である文化施設の計画的かつ効果的な維持更新及び文化戦略を踏まえた戦略的な運営に取り組んでいく必要がある。	-	-	-	-
今後も局は、鉄道駅利用者の利便性や安全性の効果を検証しながら、引き続き、鉄道事業者のニーズを踏まえた取組支援、事業者の課題解決に資する情報提供や区市町村との調整支援に積極的に取り組むとともに、更なるホームドア整備の加速化と着実な進捗管理を行っていく必要がある。	-	-	-	-

局名	重点監査事項 (テーマ)	各局の取組状況 (ポイント)
住宅政策本部	子育て世帯に配慮した住環境の整備	本部は、望む人誰もが安心して子供を産み育てやすい社会の実現に向け、東京こどもすくすく住宅認定制度及び促進事業を通じ、子供の安全確保や子育てのしやすさ等の観点から、転落防止対策やコミュニティ形成など、子育て世帯に配慮した住環境の整備に取り組んできた。
福祉局	社会的養護の必要な子供たちの育つ環境づくり	局は、平成30年7月の国通知以降、都全体の社会的養育の方向性と社会的養育の充実に向けた取組を示す「東京都社会的養育推進計画」を策定し、その中で設定された各種の指標を注視しつつ、社会的養護を必要とする児童について、里親等による家庭養護や施設における家庭的な環境での養育の充実のため、フォスターリング機関事業、グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業、児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業に取り組んできた。
保健医療局	東京 DMAT の整備	局は、震災において多くの医療機関が機能を失い「医療の空白」が生じたこと等を背景として、日本 DMAT に先駆けて東京 DMAT を設立し、東京 DMAT 指定病院及び隊員の確保や、研修及び訓練の実施による対応能力の向上、資器材の整備等に計画的に取り組む、災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行う体制の構築を進めてきた。また、新たな研修の実施や、研修方法の変更など、東京 DMAT の効果的な運用に向けた事業見直しにも取り組んでいる。
産業労働局	森林循環に向けた国産木材の活用促進	局は、安定的な森林循環や、森林産業の持続的な発展に向けて、林業技術者の確保・育成や、林業経営体への支援などを行うとともに、多摩産材や国産木材の施設展示や都民利用施設などへ「とうきょうの木」ブランドを使った家具・じゅう器等を導入するなどにより、東京の森や木の魅力に関する情報発信や普及啓発について取り組み、林業従事者減少の歯止めや都民の関心醸成に効果を上げている。
スタートアップ戦略推進本部	大学発スタートアップ創出への支援	本部は、世界の変化等や AI の飛躍的な進化の中、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」をバージョンアップし、大学関係者との定期的な意見交換やコーディネーターとの連携を踏まえ、大学発スタートアップ創出支援事業における支援内容等を着実に見直しながら、大学が保有する研究シーズの事業化促進や相談窓口の運営等の支援に取り組んできた。
建設局	中小河川の整備	局は、これまで、台風や集中豪雨による水害対策について、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」を策定し、河道整備を基本としながら、調節池等の整備を組み合わせつつ、下水道の整備状況も考慮して、河川ごとの整備計画を定めてきた。この計画に沿って、施設の老朽化にも対応しながら整備工事を着実にを行い、安全性向上の取組を進めてきた。

監査委員の所見	関連する 指摘事項等			頁
	指摘	意見 ・ 要望	計	
今後も本部は、事業効果の検証を踏まえた新たな認定住宅戸数目標の設定を行い、民間事業者等と連携を図りながら、制度の趣旨や認定住宅の特性についての情報発信を強化するとともに、ニーズを踏まえた認定モデルの見直しを行うなど、子育て世帯の更なる活用促進に向けて、着実に取り組んでいく必要がある。	-	-	-	-
本監査では、里親リクルートや里親支援などにおけるフォスタリング機関の活用、施設の小規模化や家庭養護環境の充実などにおける経費補助事業の活用など、局の取組が効果を発揮している面がうかがえた一方、里親制度を始めとする社会的養護環境の更なる充実のため、計画の見直しを含め、各種指標の達成に向け、取組の拡充や質の向上が期待される面も見受けられた。 今後も局は、当事者である子供の権利擁護を最優先に、様々な課題や都内の社会的養育を取り巻く情勢の変化に対応し、子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育ち自立できるよう、児童福祉法や都の計画が掲げる家庭養育優先原則に基づき、社会的養護を必要とする児童への支援に取り組んでいく必要がある。	2	-	2	101
今後も局は、各種研修や装備の実効性を検証しつつ、関係機関との連携を進めるほか、稼働可能な隊員の安定的確保やDMATカーなどの装備の計画的な更新及び適正な運用により、東京DMATが発災直後から確実に機能を発揮できる体制の構築により一層取り組んでいく必要がある。	1	-	1	116
今後も局は、森林循環の一層の促進に向けて、林業現場に触れる機会の提供や高度化研修等による人材の確保・育成や、林業の生産性向上や効率化を図る先進技術による林業機械の導入等を促進するとともに、区市町村の「多摩の森」活性化プロジェクトへの更なる参加を促し、都内外自治体との連携拡大による情報発信を強化していくなど、更なる木材需要の拡大に取り組んでいくことが必要である。	-	-	-	-
今後も本部は、スタートアップ創出に取り組む大学の裾野拡大や学内支援環境の整備に向けて、引き続き、大学のニーズ等を踏まえた事業の見直しを行うとともに、事業成果等の情報発信強化により起業支援情報やノウハウ等の共有を促進し、さらに、民間等からの投資を呼び込み、協業等の機会を確保するために、TIBやSusHi Tech Tokyo等のプラットフォームを活用したフォローアップに積極的に取り組んでいく必要がある。	-	-	-	-
今後も局は、気候変動による豪雨の激甚化等に備え、浸水被害を軽減すべく、環状七号線地下広域調節池の整備や地下河川の事業化に向けた取組も進めるとともに、下水道と連携しながら、河川整備計画を適切に改定した上で、必要となる河道整備や、調節池の整備を積極的に進める必要がある。	-	-	-	-

局名	重点監査事項 (テーマ)	各局の取組状況 (ポイント)
港湾局	海上公園における水と緑のネットワークの創出	局は、海上公園の設置や拡張等を通じて、周辺地域における水辺や緑を連続的に整備するとともに、景観を生かしたイベントの実施や大型遊具の設置など、立地特性に応じた取組や施設整備及び広報を効果的に行うことで、臨海地域の魅力向上に取り組んできた。
会計管理局	財務会計システムの管理運用	財務会計システムは都政を支える基幹システムであり、局は、財務会計システムの管理運用において、サイバーセキュリティ対策やシステムアセスメント等、全庁的な統制に適正に対応して安定稼働の確保に努めるとともに、システムの操作性向上や情報提供等により、業務の効率化と適正な事務処理を確保している。さらに、局は、都政のDX化に合わせて各局が実施する施策に対応した財務会計システムの改修を行うことで、都の業務の効率化や省力化にも貢献している。
交通局	バス運転業務における安全確保の取組	局では、現場の最前線で働くバス運転者をはじめ、運行管理や車両整備を支える担当者等様々な職員が、都営バスの安全・安心な運行のため、日々、地道なたゆまぬ努力を積み重ねている。また、豊富な技術や経験を有するベテラン職員が退職期を迎える中、採用選考の見直しや、養成型採用による募集人数の倍増、女性職員向け施設の整備など運転者の確保・定着に向けた取組を進めている。 さらに、各種システム機器等を活用した事故の未然防止対策に取り組むとともに運転者に対する定期的な研修や指導・教育、次世代を担う職員の育成に取り組んでいる。
水道局	給水管からの漏水防止対策	局は、給水管からの漏水防止のため、私道内に多数引き込まれ、埋設されている塩化ビニル管を整理統合して配水小管を布設しながら、給水管のステンレス化を進めるほか、長期不使用給水管の撤去を進めてきた。その実施には、私道所有者やお客さまの理解が不可欠であることから、局は、民間事業者や東京水道株式会社と連携し、事業への協力を得るために粘り強い交渉を行うなど、事業の推進に取り組んできた。
下水道局	流域下水道における雨水対策	局は、多摩地域における雨水対策として、流域下水道雨水幹線の整備に計画的に取り組んでおり、新たに完成した区間については、それを河川に接続するまでの間、暫定貯留施設として活用することとしている。また、雨水幹線に接続する市町村公共下水道の強靱化についても、新たな補助制度を通じて、市町村の取組を支援している。
教育庁	障害のある子供たちの教育環境におけるDX活用	誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育を目指すことが求められる中、子供たちの障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、庁は、デジタルを活用した特別支援教育に取り組んでいる。

監査委員の所見	関連する 指摘事項等			頁
	指摘	意見 ・ 要望	計	
今後も局は、水と緑のネットワークを活用した、更なるにぎわいの創出や回遊性の向上に向けて、施設の維持管理や暑熱対策など利用者の安全対策に努めるとともに、引き続き民間事業者等とも連携しながら、イベントや交通情報等を積極的に発信するなど、利用者のニーズに的確に対応していくことが必要である。	-	-	-	-
今後も局は、技術の進化に対応したシステムの更新を継続し、都政のAXも視野に入れた内部業務の効率化や都民サービスの向上に向けて、都庁の仕事を支えるシステム基盤の効率化と連携という課題に、着実に取り組んでいく必要がある。	-	-	-	-
今後も局は、事故件数の増加を重く受け止め、経験の浅い運転者や事故惹起者等に対するきめ細かい人材育成や適切な指導・教育により、運転者一人ひとりの能力を高めるとともに、事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されるAI等の最新技術を積極的に導入するなどにより、運転者が安心して能力を最大限に発揮できる環境の整備に取り組んでいくことが求められる。 さらに、ヒヤリ・ハット情報の活用による事故の未然防止や事故原因の分析に基づく効果的な事故削減施策の実施に、組織が総力を挙げ、一丸となって取り組むことで、お客様に信頼され、支持される安全・安心な公共交通機関として、都市活動や都民生活を支え続けていく必要がある。	2	3	5	213
今後も局は、予防保全の観点から、私道の全所有者から承諾を得ることが困難な案件については個別に承諾を得て給水管をステンレス化する取組も組み合わせ、漏水防止対策を引き続き実施するとともに、切迫性が指摘されている首都直下地震に備え、強靱な管路網の構築に向け、新たな発想や技術を駆使して給水管の漏水防止対策の一層の強化に取り組んでいく必要がある。	1	-	1	230
今後も局は、改定した豪雨対策基本方針に則り、河川管理者や市町村公共下水道管理者と連携し、雨水幹線の着実な整備を行うとともに、市町村公共下水道における雨水管の新設及び改良を含めた施設整備の財政支援に加え、技術的支援についてもより強力に後押しすることで、都民の安全・安心に係る流域下水道事業の雨水対策を効率的かつ効果的に進めていく必要がある。	-	-	-	-
障害の状態等に応じた学びの特性は多様かつ個人差が大きく、障害のない子供以上に個別の対応が必要であり、特別支援教育を必要とする児童・生徒は増加が見込まれていることから、デジタルを活用して学習手段の選択肢が増える意義は大きい。 今後も庁は、学校現場の状況や課題を踏まえた効果検証を充実させながら、本庁各部と学校が連携して、デジタルとリアルの双方の良さを活かした最適な組合せにより子供たちの可能性を広げる教育に取り組んでいく必要がある。	-	1	1	262

(注) 重点監査事項を設けていない局は以下のとおり。

政策企画局、子供政策連携室、主税局、都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、環境局、中央卸売市場、東京消防庁、警視庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

３ 指摘事項等の概要

（１）局別指摘事項等の状況

指摘事項等の件数は、５６件であり、前年度の６６件と比べ、１０件の減となっている。また、指摘事項等の対象となったのは１４局であり、前年度の１７局から、３局減っている。

局別指摘事項等について、指摘事項等を財務会計事務の分類別に区分した内訳は、表３のとおりである。

その他、局別指摘事項等一覧は別表３（p. 276-278）、区分別指摘事項等一覧は別表４（p. 279-282）、指摘事項等の区分別件数は別表５（p. 283）のとおりである。

（表３）局別指摘事項、意見・要望事項の件数

No.	局	指摘事項等				指摘事項	意見・要望事項	合計	(参考) 令和７年 合計件数
		歳入	歳出	財産	その他				
1	子供政策連携室								1
2	総務局						1	1	2
3	財務局				1	1		1	
4	デジタルサービス局						1	1	3
5	主税局	2	2			4	1	5	9
6	生活文化局	1				1		1	2
7	スポーツ推進本部						1	1	
8	都市整備局								2
9	環境局								1
10	福祉局		4		1	5		5	11
11	保健医療局			2		2		2	3
12	産業労働局		2			2		2	3
13	中央卸売市場		2	1		3	2	5	2
14	建設局	3	9			12		12	2
15	港湾局								2
16	交通局		3		2	5	4	9	9
17	水道局		2			2	1	3	3
18	下水道局								4
19	教育庁		6			6	2	8	7
合計		6	30	3	4	43	13	56	66

（２）主な指摘事項等

監査の結果、局等に対して指摘又は意見・要望した事項の中から、都民の利便性向上や安全・安心の確保に資するもの、経費の削減や収入の確保につながるもの等、都民にとって身近なものとなる指摘事項等を中心に選定している。

運転者に対する特別指導の管理を適正に実施するよう求めた。

（指摘事項）【重点監査事項関連】

交通局 p. 216

交通局は、交通局事業用自動車運転者特別指導実施要領（平成14年1月11日付13交自第1420号）（以下「実施要領」という。）を作成し、事故を引き起こした者や新たに採用した者、満65歳以上の者等を対象に、事故の再発防止や高齢運転者による事故の未然防止などを目的として、指導内容や時間数を定めた特別指導を実施している。

実施要領では、65歳以上の運転者には適性診断の結果を活用した個人指導を行うこととしているが、品川自動車営業所の65歳以上の運転者9名について確認したところ、適性診断の実施は確認できたものの、個人指導の実施年月日の記載や個人指導記録の作成が行われておらず、個人指導を含む特別指導が適正に実施されたか確認できない状況となっていた。

そこで、特別指導の管理を適正に実施するよう求めた。

私道内給水管整備工事に係る完了確認及び支出を適正に行うよう求めた。

（指摘事項）【重点監査事項関連】

水道局 p. 230

水道局は、私道に布設されている給水管の漏水防止などのための工事（以下「私道内給水管整備工事」という。）について、単価契約に基づき受注者へ施工を指示している。

東部第一支所では、令和6年度契約に基づき指示した工事について、土地の調査やその所有者の実施承諾書の取得までは行われたものの、年度内に工事が実施できなかったため、令和7年度契約で引き続き同一受注者に指示し、工事を完了していた。この場合、令和6年度に実施された業務については当該年度内に完了確認を行い支出すべきところ、令和7年度実施分と併せて完了確認及び支出を行っていた。

そこで、私道内給水管整備工事に係る完了確認及び支出を適正に行うよう求めた。

特別支援教育推進計画に対する効果検証を検討するよう要望した。

（意見・要望事項）【重点監査事項関連】

教育庁 p. 262

教育庁は、東京都特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育におけるデジタル活用を推進している。

この計画の実施計画策定に当たり、これまでのデジタル活用に係る効果検証の取組を確認したところ、本庁各部に対する取組状況の調査は行われていたものの、各学校においてはデジタルを活用した教育活動について十分な効果検証が行われていることを確認できなかった。

計画の目的は学校現場での効果的な活用の推進であり、活用状況の把握や現場の課題の抽出により、次期計画や事業改善に反映させることが重要であることから、各部と連携して計画に対する効果検証を検討するよう要望した。

若手エンジニアリスキリングプログラムについて、修了要件を見直すよう要望した。

（意見・要望事項）

デジタルサービス局p. 49

デジタルサービス局は、一般財団法人 GovTech 東京と協働し、35歳以下の都民などを対象に、リスキリングプログラム講座を提供する「東京デジタルアカデミー若手エンジニアコース」を開講している。一般財団法人 GovTech 東京は、デジタル技術の専門的知見やノウハウを生かして選定した講座を提供している。修了要件は100単位以上を取得することであり、受講修了者に対し上限30万円の助成を行っている。

ところで、助成金の審査状況を確認したところ、受講者が選択した全講座の受講を完了していない場合でも要件を満たせば助成が行われており、単位の設定において必須講座は一部に限られ、資格取得分野でも資格試験の受験が修了要件となっていなかった。

本講座は、公金の支出により特定個人の学習支援を行うことから、リスキリング分野等の性質に合わせた資格試験の受験や必須講座の指定など、キャリアアップにつながるよう、受講者の学習意欲を喚起する修了要件への見直しを要望した。

還付加算金の増加防止を考慮し、早期に還付を行うよう要望した。(意見・要望事項)

主税局p. 56

主税局は、法人事業税等の還付金の処理を、都税総合事務センターにて税務総合支援システムにより集中的に処理している。

この還付金処理について確認したところ、還付用口座が未登録の法人に対する還付について、局は、令和5年10月に還付金の発生を把握して法人に口座振替依頼書を送付するなど提出を依頼したものの、約2年後の令和7年9月に法人から口座振替依頼書が提出され、令和7年10月に還付した。その結果、当初の約3倍となる還付加算金13万5,300円を支払うこととなった。

還付用口座が未登録の法人は今後も発生が想定されることから、還付加算金の増加防止を考慮して局の体制を整備し、早期に還付を行うよう要望した。

労務費改定の趣旨に沿って速やかに契約変更を行うよう求めた。(指摘事項)

建設局p. 180

建設局は、国が毎年度改定する建築保全業務労務単価に基づき労務単価を定めている。労務単価の改定について、国は、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図る目的から、契約済みの業務についても新労務単価の活用を図るよう各地方公共団体へ要請している。これを受け、都においても受託者からの請求に基づき、新労務単価による契約金額変更の協議を行うこととしている。

しかしながら、局は、庁舎清掃委託契約において、令和7年6月に受託者との協議により新労務単価の適用について合意していたものの、令和8年3月まで契約変更手続を行っていなかったため、受託者が新労務単価を反映した委託料を請求できない状況となっていた。

そこで、労務費改定の趣旨に沿って速やかに契約変更を行うよう求めた。

4 局別監査結果

1 重点監査事項

「公文書館における都民サービスの向上」

【選定理由】

公文書館は、昭和 43 年 10 月に港区に開設後、令和 2 年 4 月に国分寺市へ移転開館した。

前身は都政史料館（昭和 27 年 11 月設置）であり、旧東京府・東京市から続く史料編さん事業を行っている。また、旧東京府・東京市が引き継いだ江戸幕府の資料等を含む歴史公文書等の管理という、総務局文書課の一部機能を統合して開設している。

また、令和 2 年の東京都公文書等の管理に関する条例（平成 29 年東京都条例第 39 号。以下「管理条例」という。）の改正に基づき、歴史資料として重要な公文書等は公文書館に移管するとともに、利用請求制度（注）が新設されたほか、都の諸活動や歴史的事実の記録である重要な公文書等の適切な保存及び利用を図るための取組が進められている。同時に、展示専用施設を整備し、企画展示の開催など歴史公文書等の利用促進のため、様々な普及活動に取り組んでいる。

公文書等は、都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産である。公文書館が、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを通じて、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことは、重要である。

また、移転開館から 5 年が経過し、これを記念する展示や活動報告を行ったほか、この間、SNS による情報発信等の取組を進めている。

この機会を捉えて、デジタルアーカイブの推進による利便性の向上が図られているか、重要文化財の公開や歴史公文書等の情報発信等が適切に行われているか、公文書館の運営及び歴史公文書等の管理が適切に行われているか確認する必要がある。

以上のことから、公文書館における都民サービスの向上を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

（注）公文書館が保存する歴史公文書等について、知事は、利用請求があった場合に、管理条例に規定する利用制限事由を除き、閲覧や写しの交付による利用を義務付けるもの。管理条例の改正による制度導入前は、来館すれば、その場で閲覧・複写をすることができるに留まっていた。

<事業執行の推移>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
公文書館の運営	360	298	82.6	328	284	86.5	336	290	86.4	345

【着眼点】

- ① デジタルアーカイブの推進による利便性の向上が図られているか（効率性、有効性）
- ② 重要文化財の公開や歴史公文書等の情報発信等が適切に行われているか（有効性）
- ③ 公文書館の運営に係る各契約、歴史公文書等の管理が適切に行われているか（合规性、経済性）

【結果の概要】

(1) 公文書管理制度と公文書館

東京都の公文書管理は、管理条例に基づき、公文書を都民共有の財産として、作成から保存、移管・廃棄、利用までを一体的に実施している。都の各局等（行政委員会、都が設置した独立行政法人等を含む。）は、実施機関として文書の作成、整理等から廃棄までの義務を有し、文書の適正管理と保存期間満了時の措置を担う。

公文書館（図 1）では、各局等から公文書館へ移管される予定の公文書等（以下「歴史公文書等」という。）について、引き継いだときから特定歴史公文書等（公文書館に引き継いだ後の歴史公文書等について「特定歴史公文書等」という。以下同じ。）として保存している。そのほか、都の刊行物等の資料受入れ及び史料編さん事業も行っており、東京都公文書館情報検索システム（以下「情報検索システム」という。）のデータ件数は表 1 のとおりである。

公文書館の利用状況については、入館者数が毎年 1 万人程度となっている。

(図 1) 公文書館外観



出典：東京都公文書館ホームページ

(表 1) 情報検索システムのデータ件数

(単位：件)

内容(概数)(注)(令和 8 年 7 月 2 日時点)	
・江戸明治期資料	9,400
・公文書(東京府等の公文書等)	1,687,800
・庁内刊行物(東京府等の行政刊行物)	69,000
・公報(東京府等の公報)	313,200
・図書	6,500
・地図	9,400
・その他資料	15,500
・デジタルアーカイブ登録件数	2,134

(注) 公文書館での所蔵資料数とは一致しない。

出典：情報検索システムに基づき監査事務局で作成

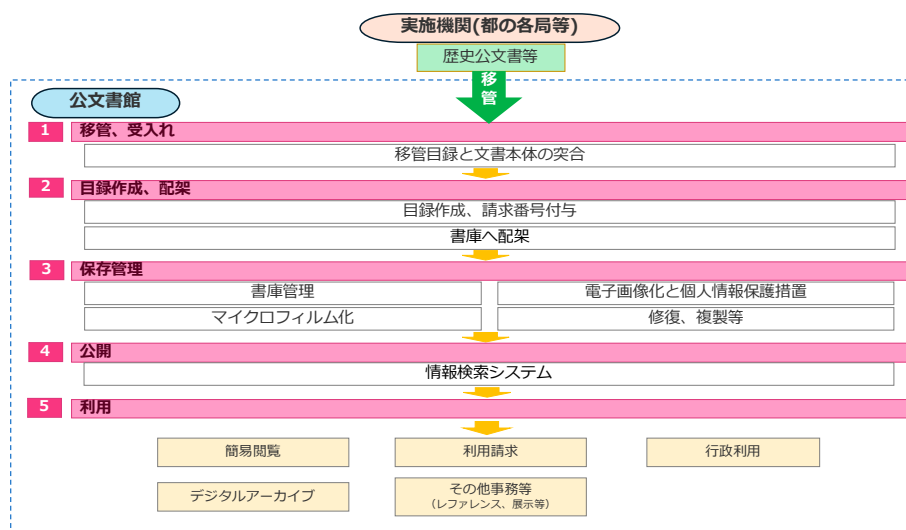
(2) 特定歴史公文書等の情報発信

公文書館では、実施機関（都の各局等）から図 2 のとおり移管を受けた後、目録の作成・公開後、適切な方法で保存・管理するとともに、都民等への閲覧等の利用に供している。

公文書館は、特定歴史公文書等について、管理条例の規定に従って整理・分類し、永久に保存する義務があることから、全ての所蔵資料について必要な事項を記載した目録を作成・公開している。この目録は、情報検索システムにより、館内設置の端末及び Web 上から検索できるものとなっている。

なお、管理条例及び東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和 2 年東京都規則第 3 2 号）に基づき、取得後 3 0 年を超えないもの、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの等の場合については公開及び利用を制限しており、目録において非公開又は要審査と表示している。

(図 2) 公文書館への文書等の移管と利用等の流れ



出典：「公文書等管理研修」資料を基に監査事務局で作成

ア 特定歴史公文書等の公開及び普及促進

(7) 利用制度

公文書館では、特定歴史公文書等の利用に関する様々な制度を整備しており、利用状況は、表 2 のとおりである。

a 利用請求制度

利用請求があった場合、管理条例に規定する利用制限事由に該当する箇所を除いた、全ての特定歴史公文書等（表 1）について、閲覧や写しの交付による利用を認めるものである。

来館、郵送、FAX 及び電子申請（注）で受け付け、利用請求があった日から原則として 14 日以内に利用の可否を決定する。

（注）LoGo フォームのサービスを利用するもの

b 簡易閲覧

簡易閲覧は、特定歴史公文書等のうち、作成又は取得後 30 年を経過したもの（目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。）、図書、刊行物その他の印刷物で、簡易閲覧に供することを目的として保存しているもの等である（東京都公文書館における特定歴史公文書等の利用の促進等に関する取扱規程（令和 2 年 3 月 27 日付 31 総総公第 1149 号））。

来館時に所定の様式によって申請し、原則当日中に閲覧を行うものである。

c レファレンス及び複写サービス等

レファレンスサービスとは、公文書又は資料等の内容及び江戸・東京に関する事項等についての問合せに応じるサービスである。

また、表 3 のとおり、原本、マイクロフィルム又は電磁的記録媒体による複写サービス及びデジタルアーカイブ登載資料の出力サービスを行っている。

(表 2) 利用請求等の状況

(単位：件、人、冊、リール、枚)

項 目				令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用請求文書件数(目録単位)				369	560	608
利用請求延べ人数				99	100	67
簡 易 閲 覧 等	閲覧室入室者数			2, 449	2, 217	2, 533
	閲 覧 利 用	原本	人数(冊数)	817(3, 448)	758(3, 078)	755(2, 854)
		マイクロフィルム	人数(リール数)	313 (771)	249 (545)	204 (383)
		電磁的記録	人数(枚数)	923(6, 040)	851(5, 514)	952(6, 547)
レファレンス件数				358	248	245

出典：東京都公文書館年報(令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度)を基に監査事務局で作成

(表 3) 複写サービス等の利用状況

(単位：件、枚)

複写サービス等	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
電子複写機	285	4, 701	295	5, 559	258	4, 321
マイクロフィルム	213	8, 289	168	10, 286	132	6, 695
電磁的記録媒体	775	79, 609	701	72, 035	761	85, 104
デジタルアーカイブ登載資料の出力サービス	7	333	7	308	3	18

出典：東京都公文書館年報(令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度)を基に監査事務局で作成

(イ) 重要文化財・都有形文化財の公開及び活用

特定歴史公文書等のうち、表 4 の東京府・東京市行政文書については、平成 26 年 8 月に国の重要文化財に指定されている。

また、昭和 52 年に東京都の有形文化財に指定された三宅島民政資料、八丈島民政資料及び八丈島民政資料（長戸路家文書）について、資料の一部が公文書館に寄贈されている。

これらの文書は、後述する企画展示において公開し、広く都民に文化財の魅力を発信している。表 4 の東京府・東京市行政文書の一部については、後述のデジタルアーカイブで閲覧できる。

なお、公文書館は、普及啓発の一環として、東京都教育委員会が開催する「東京文化財ウィーク」に平成 24 年度から参加し、東京都文化財デジタルマップに登載されている。

(表 4) 重要文化財(東京府・東京市行政文書)

(単位：点)

種別	数量	概要
東京府文書	21,822	東京府が作成・収受した、慶応 4 年(1868)から昭和 18 年(1943)までの文書群
東京市文書	11,114	東京市が作成・収受した、明治 17 年(1884)から昭和 18 年(1943)までの公文書群
郡役所文書	142	郡役所において作成・収受された、明治 12 年(1879)から大正 15 年(1926)までの文書群
区文書	268	明治期の区において作成・収受された文書群
東京市編入 町村文書	461	昭和 7 年(1932)、東京市が周辺 5 郡 82 町村を編入した際に各町村から引き継いだ、明治 6 年(1873)から昭和 7 年(1932)までの文書群
計	33,807	

出典：東京都公文書館年報(令和 6 年度)を基に監査事務局で作成

(3) 原本の保護及び利用の両立

ア マイクロフィルム化事業

公文書の管理に当たっては、紙媒体による原本管理が基本であるが、原本保護と併せて閲覧利用に供するため、昭和 33 年に総務局総務部文書課がマイクロフィルム化事業を開始した。昭和 43 年の公文書館の開館時に当事業を引き継ぎ、それ以後も引き続き、特定歴史公文書等及び館内所蔵資料を保存するため、マイクロフィルム化を行っている。

平成 3 年度から平成 13 年度まで、破損・損傷が著しく進んでいる東京府・東京市文書を中心にマイクロフィルム化を実施した。

現在は、劣化したマイクロフィルムについて、保管用と閲覧用の 2 本のマイクロフィルムを作成し、保管用については委託に基づき外部で保管するとともに、閲覧用については公文書館において保管・閲覧に供している。

イ デジタル化の取組

平成 15 年度及び平成 16 年度には、東京府・東京市文書（明治元年から昭和 18 年まで）、東京府・東京市・都公報（明治 22 年から平成 15 年まで）等、利用頻度の高い文書等を対象に、より閲覧しやすいよう、マイクロフィルムからデジタル化を行った。

平成 21 年度及び平成 22 年度には、江戸絵図、大正大震災図巻、東京府知事・東京市長肖像、広報スライド、報道写真ネガフィルムのデジタル化を行った。

平成 25 年度からは、利用頻度が高く劣化した庁内刊行物のデジタル化を進め、平成 30 年度からは絵図等についても取組を進めている。

一定のデジタル化が進んだことを受けて、局は改めて、原本による閲覧が困難な資料等をデジタル化し、利用に供するため、「東京都公文書館における複製物作成方針」（令和 4 年 9 月 15 日付 4 総総公第 787 号）の規定に基づいて、作成対象となる特定歴史公文書等から所定の手続に基づいて選定し、デジタル化により当該文書の複製を作成した上で、可能な限りデジタルアーカイブ等により一般の利用に供している。

ウ デジタルアーカイブの推進

(ア) 概要

「東京都公文書館デジタルアーカイブ」（以下「デジタルアーカイブ」という。図3のとおり）は、特定歴史公文書等の保存及び利用を促進するため、令和2年度の公文書館の移転開館に合わせて運用を開始し、継続的に整備・拡充が図られている。

これは、特定歴史公文書等について、デジタル化した画像及び目録情報をインターネット上で提供するものであり、公文書館のWebサイトからリンクされ、都民に限定されず、広く一般利用者を対象としている。デジタルアーカイブの利用者は、来館することなく、Web上でアーカイブ化された特定歴史公文書等を検索し、閲覧できるほか、情報検索システムとの横断検索機能により、全ての特定歴史公文書等の目録検索が可能である。

デジタルアーカイブには、江戸幕府・東京府・東京市から引き継いだ歴史文書、東京府・東京市の公文書のほか、明治期以降の東京に関する地図類、写真・動画の視聴覚資料、その他絵画・書等が含まれており、件名・分類等に基づく検索や、画像の拡大閲覧が可能となっている。

なお、デジタルアーカイブの運営のうち、Webサイトの設計や維持管理は外部に委託し、所蔵資料のデジタル画像の提供は公文書館が行っている。

(イ) アーカイブ化の考え方

特定歴史公文書等は、文書、絵図、写真など様々な形態があり、量も膨大であることから、アーカイブ化に当たっては一定の基準で選定する必要がある。

公文書館では、東京都公文書館デジタルアーカイブ基本構想（平成30年3月28日。以下「基本構想」という。）において、劣化が懸念されるもの、閲覧回数が多いもの、一般利用者の興味を引くものを優先度の高い資料として列挙している。

さらに、基本構想に基づいて、「東京都公文書館 所蔵資料デジタル化5か年計画」（平成30年3月28日）を策定し、基本構想において列挙された資料の中から具体的なものについて明示し、デジタル化を計画的に推進している。

以上の取組により、表5のとおり、年度ごとにデジタルアーカイブの登録件数は増加しており、表6のとおり、アクセス件数も増加している。

（図3）デジタルアーカイブ



出典：デジタルアーカイブトップページ

(表 5) デジタルアーカイブ登録件数 (単位：件)

資料種別	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
江戸明治期史料	779	1, 245	1, 397
公文書(簿冊)	295	295	295
公文書(府・市)	1	1	1
地図	109	109	109
視聴覚資料(写真・動画)	131	131	131
その他(絵画・書等)	201	201	201
計	1, 516	1, 982	2, 134

出典：東京都公文書館年報(令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度) を基に監査事務局で作成

(表 6) デジタルアーカイブ等の利用状況 (単位：件)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ホームページアクセス件数	804, 558	993, 450	1, 026, 148
情報検索システムアクセス件数	109, 423	124, 071	94, 421
デジタルアーカイブアクセス件数	46, 546	48, 435	48, 726

出典：東京都公文書館年報(令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度)を基に監査事務局で作成

(4) 広報活動

公文書館の開館以降、都の歴史公文書等の収集・保存に係る役割を担うとともに、それらの普及について推進してきたところであるが、東京都公文書館条例（令和元年東京都条例第 24 号。以下「公文書館条例」という。）の制定により事業の一つに位置付けられている。

ア 目的・対象

公文書館では、特定歴史公文書等の利用の促進を図るために様々な手段で情報発信を行っている。

また、対象は都民全体とするとともに、公文書館の様々な事業を通じて対象となり得る、国内外の来館者・オンライン利用者、実施機関職員、国・自治体職員、研究者等に対し、幅広く普及を図っている。

イ 実況状況

(7) 展示及び講演会

公文書館では常設展示室にて、「東京の軌跡」と題した、江戸・東京の歴史を年表や所蔵資料でたどる常設展示を行っている。同室の一画に、テーマごとに所蔵資料を紹介する企画コーナーを設けている。

また、企画展示室にて定期的に話題性のあるテーマなどによる企画展を実施するとともに、関連する講演会や講座(対面・オンライン)の開催、展示の様子や資料を紹介する動画の製作・配信等を行っている。

令和 6 年度は、都有形文化財である「八丈島民政資料」を用いた企画展示「伊豆諸島～歴史・文化、そして今」及び「アーカイブズって何だ?～東京都公文書館移転開館 5 周年記念」を、令和 7 年度は「江戸の地誌・絵図～その系譜をたどる」及び「渋沢栄一と東京」の企画展(図 4)を実施するとともに、いずれも、関連講演会を開催した。

さらに、常設展示及び企画展示とは別に、常設展示室において特定のテーマにスポットを当てるミニ企

画展を実施しており、令和7年度は、国分寺市教育委員会と連携して「国分寺市域の小学校～源流としての明治期を中心に」を共催するなど、地域と連携した取組を行った。

(イ) 東京都公文書館だより

都民に情報提供する広報誌として、「東京都公文書館だより」を年2回、毎号2,000部発行している。公文書館で所蔵する資料や刊行物の紹介、所蔵資料展等の行事のお知らせ、レファレンス内容等を掲載し、公共図書館等へ送付している。

(ウ) SNS 等での情報発信

公文書館では、平成13年にホームページを開設し、公文書館の概要、利用案内、所蔵資料案内、刊行物、展示・講演会等のほか、「公文書」という堅いイメージからは想像もつかない興味深い資料を「江戸東京を知る」というページにおいて紹介している。

また、表7のとおり、平成26年からFacebookによる情報発信を開始し、その後、YouTube及びInstagramによる情報発信も行っている。

都教育委員会や文化庁のWebサイトにおいても、公文書館が所蔵する特定歴史公文書等が文化財として紹介されている。

(エ) 掲載・放映・貸出

歴史についての関心や理解を深め、特定歴史公文書等の利用促進を図るため、公文書館の所蔵資料について出版物等への掲載、テレビ放映等の届出を受け付けている。

美術館や博物館、文書館等類縁機関に対しては、企画展示等へ出展するための貸出しを行っている。

これら以外にも、表8のとおり、様々な利用者において所蔵資料が利用されている。

(図4) 令和7年度秋企画展



出典：東京都公文書館ホームページ

(表7) SNS 等の活用状況(令和6年度末)

(単位：回)

媒体	開始年月	回数
Facebook	平成26年3月	1,052,181(累計閲覧回数)
Instagram	令和5年3月	13,588(累計閲覧回数)
YouTube	令和3年4月	21,402 (チャンネル視聴回数)

出典：東京都公文書館年報(令和4年度、令和5年度、令和6年度)を
基に監査事務局で作成

(表 8) 掲載・放映・貸出等の状況(令和 6 年度)

(単位：件、点)

利用形態		利用件数 (利用点数)	主な資料
掲 載	公的機関	31 (121)	楽翁公写本徒然草 一、東京師範学校へ行幸の件、千川文書
	民間事業者	30 (52)	大正 12 年 9 月東京府大震災写真帖八丈実記 三十六、 虎列刺退治(コレラタイヂ)
	出版社等	6 (6)	虎列刺退治(コレラタイヂ)、旧江戸朱引内図、「東京府庁舎」写真
	個人	25 (54)	東京銀座新栽花王満開之図、 小学校教科用図書採用方ニ関シ三多摩郡へ訓令按
放 映	民間事業者	13 (51)	八丈実記 三十六、統計表附録東京府管内全図、旧江戸朱引内図
	テレビ局	8 (45)	東京市史稿 上水篇 第一、時局防空必携
展 示	公的機関	6 (35)	「特集 大東京」江戸傍近図
	民間事業者	8 (22)	私立学校設立ノ件指令、鉄道・軌道 冊の 12
貸 出	公的機関	1 (3)	楽翁公筆関羽像、楽翁公筆文天祥忠孝ニ大字 忠、 楽翁公筆文天祥忠孝ニ大字 孝

出典：東京都公文書館年報(令和 6 年度)を基に監査事務局で作成

(5) 都民に開かれた公文書館

ア 都民ニーズの把握

公文書館では、表 9 の常設展や企画展の見学者に対するアンケートを通じて企画内容の参考にするとともに、館内施設利用者に対する電子アンケートを通じて施設利用申請に係る利便性向上への取組の参考としている。

なお、令和 8 年度には、情報検索システムに係る利用者アンケートを実施している。

イ 他機関との連携

平成 16 年度から、国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、レファレンスのデータベースに参加し、レファレンス事例の充実によるサービスの向上に取り組んでいる。

さらに、情報検索システムについて、平成 24 年度から独立行政法人国立公文書館が開設している「国立公文書館デジタルアーカイブ」との連携を開始し、横断検索ができるようになった。また、この連携に合わせ、図 5 のとおり、都立図書館が開設している「東京資料サーチ」との連携も開始した。

(表 9) 公文書館の利用状況

(単位：人、件)

利用状況	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入館者数(延べ人数)(注)	10,200	9,808	10,735
外部団体からの視察者数(延べ人数)	218	128	397
常設展・企画展見学者数	9,360	8,986	9,161
研修室有料貸出件数	21	41	23

(注) 公文書館入口設置の入館者計測設備により集計された延べ人数

出典：東京都公文書館年報(令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度)を基に監査事務局で作成

(図 5) 「東京資料サーチ」との連携状況



東京資料サーチとは、東京都や都内の区市町村の行政資料をはじめ、東京の地域に関する資料・情報を収集・提供している図書館・資料室の蔵書約600万冊を、一括して検索できるシステムです。

資料の検索

検索できる図書館・資料室

東京都図書館等連絡会の加盟機関11機関のうち以下の◎の付いた9機関です。

- ◎東京都立図書館
- ◎東京都江戸東京博物館図書室
- ◎東京都議会図書館
- ◎特別区自治情報・交流センター
- ◎東京都立大学図書館
- ◎公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 市政専門図書館
- ◎東京都公文書館

出典：都立図書館ホームページ

(6) 公文書館の管理・運営

ア 公文書館の管理・運営

(7) 事業を支える人材

公文書館の所属人員数（現員数）は、令和 7 年 4 月 1 日現在、49 名であり、このうち、認証アーキビスト及び准認証アーキビスト(注)に 8 名登録されている。公文書の歴史的な評価や整理、保存、公開等には、アーキビストの素養を持ち、かつ、行政組織や所掌事務に熟知した人材が必要であり、公文書館では、専門知識に精通した職員を活用し、また自己研さんを行うとともに館内で研修会を実施することで人材育成の取組を進め、業務の継続性を確保している。

(注) 公文書館をはじめとするアーカイブズにおいて、資料や文書の整理、保存、管理を専門とする職員。組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担う。

国全体の公文書管理の充実を目指すため、国立公文書館で認証アーキビスト制度を設けている。

(イ) 基本方針及び重点的な取組

公文書館は、公文書館条例に基づき、特定歴史公文書等の受入れ・整理・保存に加え、都の刊行物等の資料受入れ及び史料編さん事業も行っている。

基本方針としては、歴史的価値等を有する重要な公文書等を収集・保存し、後世に引き継ぐことや、史料編さん事業を着実に進めるなどとし、重点的な取組について年度ごとに事業計画を定めて実施している。

毎年度、公文書館における重点的な取組の一つと位置付けている編さん・刊行業務では、「東京都公文書館資料叢書^{そうしよ}」、「都史資料集成」及び「東京都行政資料集録」の編さん・刊行を行っている。また、後年度に予定する刊行に必要な調査・研究についても、毎年度、計画的に実施している。

(ウ) 公文書管理における透明性の確保

公文書等については、その適正な管理が情報公開の基盤であることから、都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすため、令和2年の管理条例の改正により、これまで述べてきた実施機関から公文書館へ歴史公文書等に移管する仕組みが創設された。

同時に、表10のとおり、東京都公文書管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、専門的な第三者の視点を公文書管理に取り入れ、「公文書の保存期間満了時の措置に関する指針」（移管基準ガイドライン）（令和元年12月16日付31総総公第856号）の制定・改正や特定歴史公文書等の廃棄について管理委員会への諮問を義務付け、恣意的に廃棄等が行われないよう、担保している。

（表10）管理委員会の概要

設置根拠	東京都公文書等の管理に関する条例(平成29年東京都条例第39号)第38条
概要	公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるために置かれる機関。公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する委員7人以内をもって組織する。
諮問事項	・利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為についての審査請求があったとき（不適法却下する場合及び全部を利用させる場合を除く。） ・「公文書の保存期間満了時の措置に関する指針」（移管基準ガイドライン）（令和元年12月16日付31総総公第856号）の制定又は改正をしようとするとき ・特定歴史公文書等として保存されている文書を廃棄しようとするとき
報告事項	実施機関が、保存期間が満了したときの措置に関する基準の制定又は改正をしたとき
委員 (監査日(令和8年5月8日) 現在)	委員長 早川 和宏(東洋大学副学長・法学部教授) 委員長代理 高橋 信行(國學院大學法学部教授) 池田 陽子(弁護士) 寺田 麻佑(一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授) 森本 祥子(東京大学文書館准教授)

イ 資料保存の取組

特定歴史公文書等を永久に保存し、後世に伝えるため、保存環境を整備するとともに、損傷した資料及び閲覧・複写等の利用頻度が高い資料については、優先順位を決め、計画的に修復等を行っている。

(7) 特定歴史公文書等の保存環境

公文書館では、文化庁や国立公文書館が示している指針等を踏まえ、適切な環境のもとで特定歴史公文書等の保存に努めている。

具体的には、温湿度データロガー（図6）を設置し、温湿度データをグラフ化し分析した上で空気環境調査を行い、年間を通じて一定の温湿度を保つように管理をしている。

また、生物侵入防止対策として、図7のとおり、ゾーニングの概念（建物の外部環境から館内のエリアを区分して、害虫等の数をコントロールし、最終的な保存スペースへの害虫侵入の予防を目指すこと）に基づき、保管室出入口への粘着マット設置、防虫剤等の設置、館内における職員・利用者等ごとの動線の区別などの取組を行うとともに、カビ対策等の生物被害対策を行っている。

さらに、紫外線防止のためのLED照明導入、日常的な目視点検を実施するとともに、外部委託により定期的に空気環境を調査することにより書庫環境を適切に維持するよう努めている。

(4) 特定歴史公文書等の劣化損傷防止・修復

資料の劣化を最低限に留めるため、図8のとおり、公文書館内において職員が簡易修復作業を行うとともに、劣化が進んでしまった資料の修復を、委託により実施している。

東京府・東京市行政文書については、平成26年度に国の重要文化財に指定されたことを受けて、平成27年度から令和元年度まで、国庫補助による保存修理事業を行った。

現在は、江戸明治期以降の特定歴史公文書等のうち、劣化が進行し、かつ重要度の高いものについて、優先順位を付けて修復を進めている。

令和7年度は、東京都の公文書のうち、昭和20年代公文書に係る修復を行った。

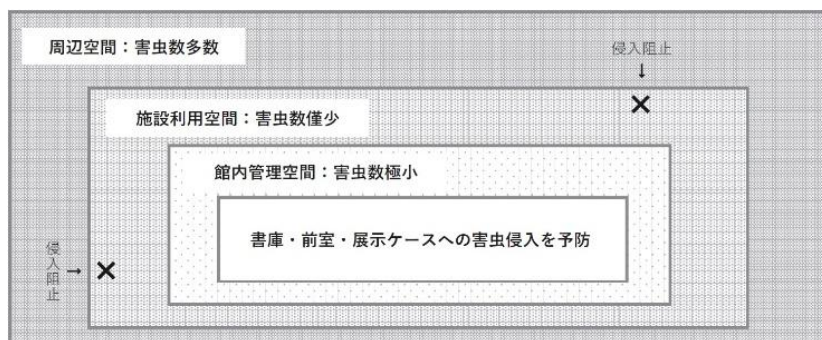
（図6）温湿度データロガー（注）



（注）温度・湿度のデータを簡単に記憶させ、パソコンと接続し、多彩な測定処理を可能にする計測器

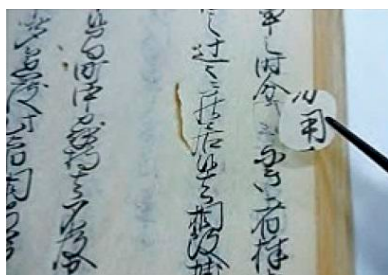
出典：東京都公文書館ガイドブック

（図7）公文書館のゾーニング概念図

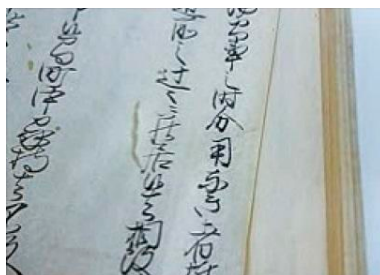


出典：東京都公文書館年報（令和6年度）

(図 8)資料の簡易補修の様子



(補修前)



(補修後)

出典：東京都公文書館ガイドブック

ウ 契約手続等の合規性確認

令和7年度における施設の維持管理、事業等に係る契約事務手続について、適正に行われているか確認したところ、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

公文書館では、特定歴史公文書等について、計画的にデジタル化を推進し、デジタルアーカイブの充実を図っており、インターネット等での利用が拡大している。また、常設展、企画展、ミニ企画展と様々な種類の展示を行うことで、多様なニーズに応え、来館を促すよう努めている。

さらに、認証アーキビスト等の専門的な知識を有する職員を擁しており、その知識・経験を他の職員も共有できるよう人材育成に取り組んでいる。

局は、特定歴史公文書等の保存、管理という役割を担っており、これに加え、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を、都民共通の財産として後代に伝えるため公文書館に適切に保存し、広く都民一般の利用に供するという役割を果たしている。

今後も局は、公文書館の運営を通じて、行政上の価値や歴史的・文化的価値を有する重要な公文書等を確実に収集・保存し、都民共有の財産として後世に引き継ぐとともに、これらを広く一般に公開することにより、都政の透明性の向上と都民に対する説明責任を着実に果たしていく必要がある。

2 指摘事項等

[意見・要望事項]

(歳出)

(1)類似する業務委託に係る効率的かつ経済的な契約事務について

大島支庁は、表のとおり、港湾・漁港施設及び海岸の緑地管理業務を委託している。番号1の契約は元町港船客待合所の、番号2の契約は元町漁港及び日の出浜の、草刈りや樹木剪定等を委託するものであり、各契約の予定価格は100万円以下であることから、どちらも単数見積による随意契約となっている(図)。

ところで、2件の契約は同一日に起案され、契約期間及び受託者が同一であり、船客待合所と漁港は近接している。

このことについて、支庁は、次のとおり業務の目的及び内容が異なるため契約を分けている、としている。

- ① 船客待合所は島の玄関口として来島者を迎える施設であり、施設利用者に与える印象や景観面への配慮が特に求められることから、番号1は良好な景観の維持を主たる目的として伐根除草が含まれている。
- ② 番号2は漁港等の施設機能を維持することを主たる目的として、主に機械を用いて草刈りを行っている。

しかしながら、これらの緑地管理業務は毎年実施するものであり、どちらの契約も緑地管理業務として特別なものではなく、草刈りや樹木剪定が行える者であれば受託できることを踏まえると、一つの契約にまとめ、仕様書で対象箇所ごとに業務の目的と内容を詳細に定めることで、計画的に業務を実施することが可能である。

2件の契約を一つにまとめることで、契約事務の負担を軽減できるとともに、予定価格が100万円を超えて競争契約になることから、契約金額の低減も期待できる。

支庁は、類似する業務委託に係る効率的かつ経済的な契約事務の検討が望まれる。

(総務局)

(表)港湾・漁港施設及び海岸に係る緑地管理業務委託契約の状況

(単位：円)

番号	契約件名	契約金額	契約期間	受託者
1	元町港船客待合所緑地管理委託	748,000	令和7.6.26～令和7.10.24	A
2	元町漁港及び日の出浜緑地管理委託	803,000	令和7.6.26～令和7.10.24	

(図) 契約対象の箇所



(出典) 国土地理院地図に基づき監査事務局で作成

1 重点監査事項

「財産情報システムの運用管理」

【選定理由】

都が保有する公有財産については、東京都公有財産規則（昭和 39 年東京都規則第 93 号）により、価格その他公有財産の管理、運用等に必要な事項を記録した公有財産台帳を整備することとされている。

局は、従前の紙様式の財産台帳を電子化することにより財産事務を効率化し、財産の利活用を促進させるため、公有財産管理を行うシステムとして、平成 18 年度に財産情報システムを導入した。

財産情報システムは、一般会計と特別会計に属する公有財産を対象とし、財産台帳として、約 10 万 3,000 件の公有財産情報を管理している（令和 7 年度末時点。内訳は、土地約 3 万 4,000 件、建物約 2 万 8,000 件、工作物約 3 万 8,000 件等。）。公有財産情報は、財務諸表等の決算附属資料や公有財産表などに反映されるとともに、財産の利活用検討の基礎情報ともなっている。各局においては、「東京都公有財産台帳等処理要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 5 財財総第 356 号）」及び「財産情報システム操作マニュアル」に基づいて登録処理等を行っている。

しかし、財産情報システムは、運用開始後 20 年が経過したものの、大規模な改修を行っていないため、効率的な事務処理を行うことが難しいなどの課題も存在している。また、システムの運用においても、入力操作の誤りに起因するデータの状態と実態との不整合等が散見される状況にある。

これらの課題を解決するため、局は、令和 4 年度から基本計画の検討を開始し、「クラウド転換の基本方針」、「デジタルツイン庁内データ連携基盤」の利用開始等への対応を踏まえ、令和 5 年度に財産情報システム再構築に係る基本構想を策定した。令和 6 年度に要件定義、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて設計・開発を行い、令和 9 年度中の次期システムの本稼働を予定しているところである。

については、財産情報システムを用いた現在の運用を踏まえ、局が現行システムにおける課題をどのように把握し、課題の解決に向けてどのような取組が行われているか、状況を確認する必要がある。

以上のことから、財産情報システムの運用管理について重点監査事項に選定し、課題解決の取組が適切に行われているかについて監査する。

<事業執行の推移>

(単位：百万円、%)

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
財産情報システム関係経費	52	48	91.4	44	40	90.8	67	59	88.1	32

【着眼点】

- ① 局は、現行システムの運用上の課題を適切に把握しているか（有効性、効率性）
- ② 局は、次期システムの設計に当たり、ユーザーである各局職員にとって使いやすく効率的な事務処理を実現するものとなるよう配慮しているか。また、局は、次期システムの設計・開発に当たり、ベンダーロックイン（注）の防止に配慮した契約形態としているか（経済性、有効性）
- ③ 局は、財産情報システムに係る契約手続を適正に行っているか（合规性）

（注）ソフトウェアの機能改修等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することが困難なために、特定の事業者を利用し続けなくてはならない状態

【結果の概要】

(1) 財産情報システムの成り立ちと再構築

財産情報システムは、都の公有財産の登録等を行うシステムであり、各局が所管する公有財産の価格等、公有財産の管理・運用に必要な事項が記録された公有財産台帳として、財務局長が管理・運営している。

公有財産台帳は、平成17年度まで紙様式の台帳であったが、平成18年4月に稼働したこのシステムにより、台帳の電子データ化が図られるとともに、同年に導入された複式簿記・発生主義会計である新公会計制度に対応し、財務諸表の作成に必要な公有財産情報を、会計管理局が管理・運営する財務会計システム（注）に提供している。このほか、システムの公有財産情報は、都民向けの公表情報及び公有財産の利活用検討のための情報として活用されている。また、局は、公有財産情報を集計して、都民に財政の状況を知らせる「財政のあらまし」や公有財産表を都民向けに公表している。さらに、区市町村や事業者向けの都有地の利活用に関する情報をホームページ上で公開している。

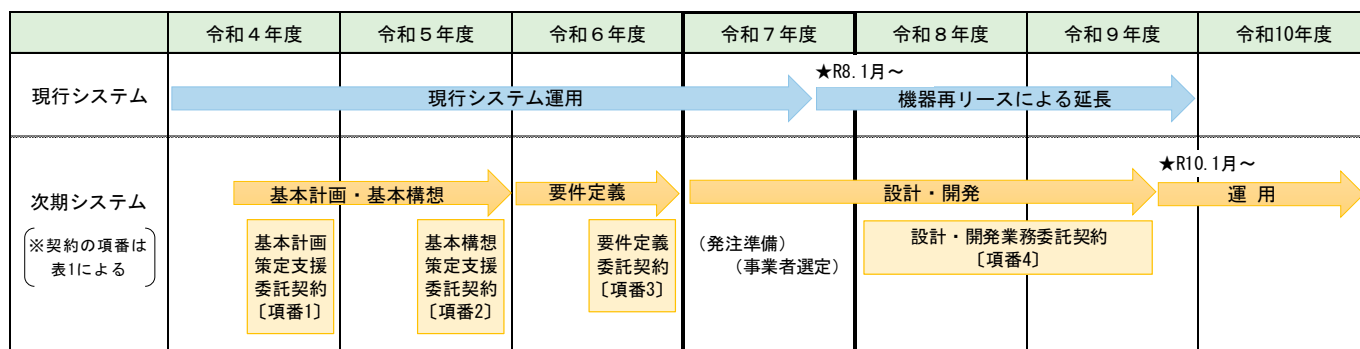
システムの運用開始から20年間、新公会計制度の変更に基づく改修や、定期的な機器等の更新を行いながら、主たる機能である台帳機能は安定的に稼働しているが、ユーザーである各局職員からは、主に検索機能や地図情報について、最新の操作性や利便性を期待する声が寄せられている。

局は、令和4年度以降、基本計画及び基本構想を策定するなど、システムの再構築に向けて動き出すとともに、全庁におけるクラウド化等新技術を活用したデジタル化の流れにも対応するよう、令和6年度に次期システムに係る要件定義を行った。令和8年度から令和9年度にかけては、次期システムの設計・開発を行い、令和10年1月に次期システムの運用を開始する予定としている。

再構築のスケジュールは、図1のとおりであり、再構築に関連する契約の概要は表1のとおりである。

（注）予算の執行、決算等に係る内部管理事務について事務執行を支援する大規模な全庁的基幹システム

（図1）再構築のスケジュール



（局提出資料を基に監査事務局で作成）

（表1）契約の概要

（単位：円）

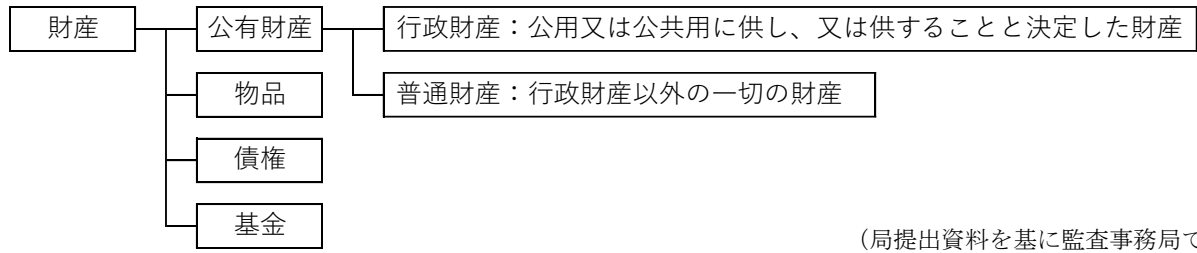
項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	財産情報システム再構築に向けた基本計画策定支援委託 （システム基本構想・要件定義）	令和4.10.25～令和5.3.15	11,000,000
2	財産情報システム再構築に係る基本構想策定支援委託	令和5.12.26～令和6.3.25	9,350,000
3	財産情報システム再構築に係る要件定義委託（その2）	令和6.10.29～令和7.3.21	26,400,000
4	財産情報システム再構築に係る設計・開発業務委託	令和8.4.13～令和10.1.31	405,460,000

(2) 財産情報システムの概要

ア 対象財産と利用者

システムに登録する財産は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条第 1 項に規定する公有財産である（図 2）。ただし、都道の用に供する土地等の財産及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部適用及び一部適用のある財産は、対象外となっている（東京都公有財産規則第 22 条及び第 17 条但書）。令和 7 年度時点での公有財産台帳数は約 10 万 3,200 件、利用権限が与えられた職員は約 3,800 名となっている。

(図 2) 都の財産の体系



（局提出資料を基に監査事務局で作成）

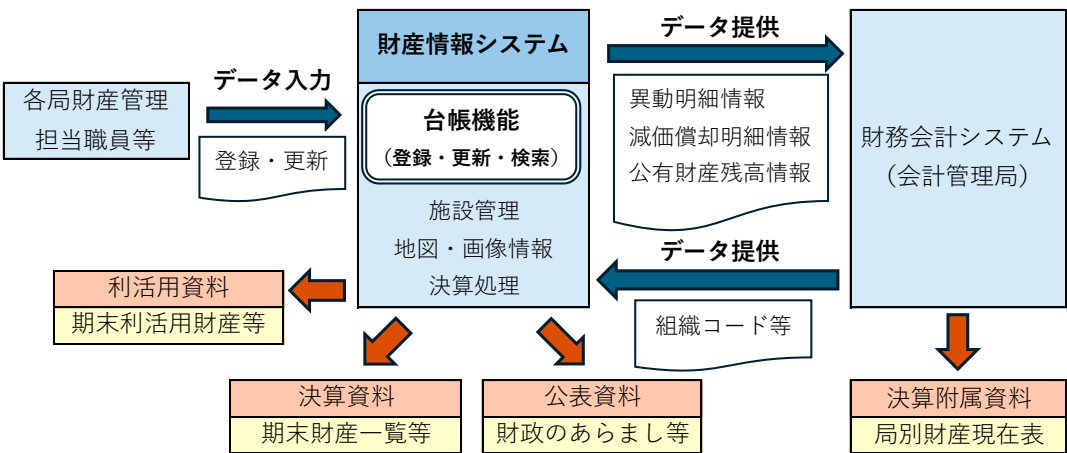
イ システムの主な機能

システムの主な機能は表 2 及び図 3 のとおりであり、台帳機能が最もよく利用されている。

(表 2) システムの主な機能

機 能	内 容
台帳機能 （登録・更新・検索）	公有財産の取得、所管換等が発生したときに、情報を登録し、更新を行うとともに、情報を検索する。
施設管理	施設単位（例：学校、文化施設等）で土地・建物・工作物等の公有財産情報を紐づけて一元管理することで、施設ごとの公有財産情報を把握し、維持管理等に活用する。
地図情報・画像情報	施設の所在等の地図情報及び関連する写真等の画像情報を登録・閲覧できる。所在地の入力により、該当地域の財産で台帳登録項目には含まれていない情報（周辺情報や形状等）を地図上で視覚的に調査できるとともに、地図上に表示されたマークをクリックして、関連する複数の公有財産台帳を確認する。
決算処理	半期ごとに決算処理を行い、結果を決算資料・公表資料等に利用する。

(図 3) システムの概念図



（局提出資料を基に監査事務局で作成）

ウ システムの運用体制

現行システムは庁内にサーバを設置するオンプレミス方式（注）で運用しており、リース契約によりシステム用の機器等を借り入れるとともに、システムの運用状況の管理・障害対応等の運用支援業務を委託している。

運用支援業務は、これまでは現行システムを設計・開発した事業者が受託していたが、令和4年度末に撤退したことから、現在は、システムの稼働を継続するための運用支援業務を指名競争入札で落札した事業者に委託している。

令和7年度のシステムの運用に係る契約の概要は表3のとおりである。本監査で、契約書類、報告書等により、契約手続や履行状況等を確認したが、指摘等すべき事項は認められなかった。

しかしながら、システムの運用状況について確認したところ、システムの運用に必要な機器の一部について不正プログラム対策が講じられていない期間があったことが認められたため、別項指摘事項のとおり、改善を求めた。

（注）システムの稼働やインフラの構築に必要となるサーバやネットワーク機器等を自社で調達して運用する、システムの利用形態

（表3）契約の概要

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	令和7年度 財産情報システム運用支援業務委託	令和7.4.1～令和8.3.31	8,008,000
2	財産情報システム用機器等の借入れ	令和3.1.1～令和7.12.31	120,311,400
3	財産情報システム用機器等の借入れ（令和7年度再リース）	令和8.1.1～令和8.3.31	5,550,270

（3）システムの課題及び解決策

局は、システムの再構築に当たり、基本構想策定段階における業務分析を経て、現行システムの基本的な機能を継承しつつ、必要な機能拡充等を行うとしている。

局は、次のアからウまでを課題と捉え、現行システムの運用において可能な範囲で対策を講じるとともに、次期システムの設計・開発において対応するとしている。

ア 操作性の向上による利便性の確保

局は、システムに係る要望等について、各局を対象としたアンケート調査及び局内での意見聴取を実施している。この調査により把握した課題・要望は表4のとおりで、主に検索機能及び地図機能等のシステムの操作性及び利便性に関することであった。

これらの課題・要望のそれぞれについて、設計・開発に着手する前段階である基本構想の策定（前記(1)表1項番2）及び要件定義（前記(1)表1項番3）の各段階において、複数の開発事業者への意見聴取を実施し、システムへの導入の実現可能性や費用対効果を検証した上で、システムに導入すべき機能を選定している。

また、設計・開発段階（前記(1)表1項番4）では、導入する機能を具体的に示す仕様書について、局において「財産情報システム再構築に係る設計・開発業務委託技術審査委員会」（以下「技術審査委員会」という。）を設置し、学識経験者の意見も聴取して、導入する機能の妥当性を確認した上で決定した。

導入を予定している機能の例は、表5のとおりである。

(表 4)課題・要望の具体例

内 容	課題・要望の具体例
登録機能	台帳の入力項目の見直し、誤登録防止等のアラート機能、全角半角自動変換
検索機能	検索対象項目の拡充（住所、異動事由、異動年月日、知的財産権の種類等）、地名・組織名の入力補助（一部を入力すると候補がプルダウン表示される等）、検索結果画面の表示件数の増加（現状では10件）、検索結果の並べ替え機能
地図機能	表示を見やすくする、拡大縮小やスクロールの操作反応速度の向上、地図上の所有地・施設マークや近隣施設（駅・学校等）からの検索、検索結果の地図上での表示
その他	各局担当者の権限拡大（閲覧、登録内容の修正等）

(表 5)導入を予定している機能の例

内 容	導入を予定している機能の例
登録機能	入力補助（選択項目のプルダウン表示等）、数値項目の入力制御
検索機能	異動事由等任意の登録項目でのフリーワード検索、住所検索における地名候補のプルダウン表示、検索結果画面の表示件数の増加、検索結果の並べ替え（地番順等）
地図機能	表示の改善、操作性の向上（拡大縮小・反応速度等）、住所検索又は駅・学校・公園等の施設名のフリーワード検索から付近の地図を表示、地図上の公有財産マークにカーソルを当てると対象の概要情報を表示

イ 台帳情報及び決算の正確性の確保

(ア)システムへの登録漏れや誤入力の防止について

各局財産管理担当職員が公有財産の登録・削除・更新等をシステムに手入力するに当たり、現行システムにおいても必須項目の入力漏れに対するアラートや事実発生日として登録できる日付の制限等一部の入力制御機能が実装されてはいるが、数値の誤入力等のヒューマンエラーをシステムで検知するには限界があることから、担当職員自身がシステム処理を正確に行う必要がある。

現在においても、各局において、登録時の原議との突合や複数人による相互確認、システム帳票との突合等によりシステムの登録漏れや誤入力を防止する取組を行っているものの、これらの取組が漏れた場合、実際の財産現在高と決算数値が整合せず、決算審査における指摘事項につながっている。

このため局は、各局によるシステム入力が正確に行われるよう、システム操作マニュアルの整備・更新や各局財産管理担当職員向け研修の開催、通知文の発出等により継続的に各局に対する指導を行うことで決算数値の正確性の確保を図っている。また、令和7年度は、令和6年度決算審査での指摘事項を踏まえた説明会を開催し、改めて財産情報システムの処理方法を周知するとともに、指摘事項とその正しい処理方法について注意喚起を行っている。

システムの再構築に当たり、局は、システム入力の正確性の確保についても重要課題と認識している。局は、現在実施しているシステム操作マニュアルの整備等の対策に加え、ユーザーインターフェイス（UI）デザインの改善の中で、エラー表示の追加や画面内のヘルプ機能の充実、操作性向上等を図ることにより、総合的に対応していくとしている。追加するエラー表示の具体的な内容や方法は、誤登録

防止のアラート等、各局から寄せられた要望（前記ア表4）も踏まえ、今後の開発の中で事業者等と連携しながら決定していくこととしている。

(イ) 仮決算機能の追加について

令和6年度決算審査における、公有財産の異動登録手順の誤りによる土地の過小計上の指摘事項を端緒として、決算処理のためにシステムで集計・出力した帳票間で数値の不整合が生じる場合があることがわかった。この事象は極めて稀なケースではあるものの、正確な決算数値を算出するためには、決算処理前にシステムから出力される帳票間の整合を図る必要がある。

このことから、局は、現行システムで対応可能な対策として、決算処理前にテスト用システムを用いて帳票間の突合確認や必要な修正を行う仮決算作業の実施により、同様の誤りを防止している。

次期システムにおいては、仮決算作業をシステムの機能として実装し、現行システムより効率的かつ確実に帳票間の数値の不整合を防止することとしている。

ウ ベンダーロックイン対策

設計・開発事業者が撤退した場合においても、システム改修・機能追加への対応が可能となるよう、システムの再構築において、デジタルサービス局の指導の下、要件定義段階及び設計・開発段階で以下の(ア)から(ウ)までの対策を行い、ベンダーロックインの回避を図っている。

(ア) 競争性の確保

局は、要件定義段階において、局が希望する仕様について複数の事業者への意見聴取を行った結果、複数の事業者及び複数の開発手法により対応可能であるとの回答を得て、競争性が確保されていることを確認した。

なお、デジタルサービス局が行った要件定義段階でのシステムアセスメント（注）においては、上記複数事業者による実現可能性も評価の対象になっており、特段の問題はないとの評価を得ている。

（注）システムアセスメントは、都におけるシステムの評価制度であり、システムの有効性、効率性、信頼性、安全性等の確保及び向上を目的とする。要件定義段階のシステムアセスメントは、開発等に係るシステム化の対象範囲と内容の詳細、費用対効果及び規模の適正性を評価するとともに、システム開発の前提となる業務改革への貢献度及び全庁的なシステムの整備方針に適合しているかを判断するために行う。

(イ) 著作権の帰属の適正化

局は、設計・開発業務委託契約に当たり、東京都デジタルサービス開発・運用規程（令和5年東京都訓令第35号）第28条第2項に基づく「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を添付し、開発したプログラムや各種設計書、運用マニュアル等の著作権が都に帰属するよう求めている。また、プログラム等について、受託者等がこの契約の締結以前から有していた著作権がある場合も、局がシステム運用に最低限必要な範囲で改変を行うことを認めること等を求めている。

(ウ) 特定の事業者が有利となる内容の排除

次期システムの設計・開発事業者の選定に当たっては、技術審査委員会において、第三者である学識

経験者の意見を聴取して調達仕様書に反映させ、特定の事業者が有利となる内容を排除した。また、入札参加事業者が提出する技術提案書において、事業者からシステム構成や導入するクラウドに関しての提案を受け、特定の製品や技術に依存していないことを確認した。将来的に設計・開発事業者が運用支援事業者へ運用保守業務を引き継ぐ場合は、業務引継書を作成し、局の立会いの下で引継ぎを実施することとしている。

(4) 次期システムの運用開始に向けた取組

ア システムアセスメント

令和6年度の要件定義段階において、デジタルサービス局が行う、開発の目的の明確化、システム要件及び推進計画等の検討状況及び費用対効果の整理状況を確認するシステムアセスメントを受検し、再構築の実施計画、問題点の整理、システム要件の検討状況、開発・運用経費の積算等について、特段の問題はないとの評価を得ている。

イ ユーザーリクエストの反映

令和8年度に開始する設計・開発段階においては、現行システム及び現行業務の状況把握のための調査や局職員へのヒアリング等を行い、その結果を踏まえ、開発内容の具体化を図ることとしている。

また、開発作業の工程の中で、プロトタイピング（注1）及びユーザビリティテスト（注2）から構成されるユーザーテストを行い、操作性及び利便性の改善に努めることとしている。

さらに、局は、令和10年1月に予定されている次期システムの稼働後においても、各局職員の意見を収集する仕組みとして、定期的なアンケートの実施を行うことを検討しており、柔軟に改善に対応できるようにする予定である。

（注1） 開発工程前の試作品をテスターに試してもらい、サービス利用者の期待に応えられているか、ビジュアルイメージやサービスのコア部分の使い勝手を確認するテスト

（注2） 設計時の目的どおりユーザーエクスペリエンスが実現できているかの最終確認を目的とし、主に、重要と思われるアクションをユーザーがストレスなしに行えるか、プロトタイピングで確認したポイントがサービスに反映されているかを確認するテスト。このテストを実施することにより、品質が保証されたサービスをリリースできる。

ウ 新技術への対応

(ア) クラウド環境への移行

前記(2)ウのとおり、局は、現行システムをオンプレミス方式で運用しているが、令和5年7月にデジタルサービス局から「クラウド転換の基本方針」が示され、都のシステムは、令和7年8月以降、原則として、東京都クラウドインフラ（注）を利用することとされた。クラウドサービスの利用により、利用者は自らハードウェア等の設計、調達や運用をする負担から解放され、システム構築のスピード化が図られ、初期導入コストを抑制できるといった利点がある。さらに、基本的な保守対応もクラウドサービス事業者が実施するため、この面でも利用者の負担が軽減されることが期待される。

局は、システムの再構築に当たり、基本計画及び基本構想でクラウド環境の利用について検証し、費用の削減や運用の負荷が軽減されるとの結論を得ており、次期システムでは、原則どおり東京都クラウ

ドインフラを利用することとしている。

(注) 都と一般財団法人 GovTech 東京が協働で整備したクラウドインフラサービス及びクラウドネットワークサービス

(イ) デジタルツイン庁内データ連携基盤におけるシステムのデータの活用

デジタルツインとは、建物や道路などのインフラ、人の流れなど様々な現実空間の要素をサイバー（仮想）空間上に「双子（ツイン）」のように再現したものである。都では、デジタルサービス局において、「デジタルツインの社会実装に向けたロードマップ（令和6年3月改訂）」を定め、庁内各局が保有する国勢調査や公共施設等の各種データを集約・活用する「デジタルツイン庁内データ連携基盤」（以下「庁内連携基盤」という。）を構築し、データの解析・可視化等を通じて、各局の事業での活用につなげていくこととしている。また、都民向けに公開が可能な情報については、庁内連携基盤を活用した「東京都デジタルツイン3Dビューア」により、ホームページで公開している。

局は、令和6年度から「東京都デジタルツイン3Dビューア」を活用して、都民向けに公開している公有財産情報のうち区市町村や事業者向けの都有地の利活用に関する情報を公開している。

現行システムにおいては、庁内連携基盤に公有財産の情報を提供する際に、システム内のデータを直接取り込むことができないため、個別に位置情報（緯度・経度）を付す必要がある。次期システムでは、データの保有形式を変更し、庁内連携基盤との直接のデータ連携を可能とすることとしている。

【監査委員からの所見】

局は、財産情報システムを安定的かつ継続的に運用し、公有財産管理や財産に関する情報公開等の業務を日々支えている。また、システムの再構築においては、現行システムの運用上の課題を適切に把握し、操作性の向上による業務効率化や台帳情報及び決算の正確性の向上を図るとともに、ベンダーロックイン対策や新技術への対応等に取り組んでいる。

今後も、局は、関係局と協働しながら、都のDX化の流れに合わせたシステムのアップデートを進めるとともに、都庁の仕事を支えるシステム基盤の効率化と連携という課題に、着実に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項)(その他)

(1)財産情報システムに係る不正プログラム対策を適正に行うべきもの

財産運用部は、都の公有財産の管理・運用に必要な事項を記録するシステムとして、財産情報システム（以下「システム」という。）を運用している。システムの運用に必要な機器については、表のとおりリース契約により調達している。

ところで、都が運用する情報システムにおいて共通で実施すべきサイバーセキュリティ対策について定めた「東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成31年1月22日付第2回東京都サイバーセキュリティ委員会決定。以下「基準」という。）」では、不正プログラム対策の一つとして、情報システムで利用するソフトウェア（OSを含む。）について、修正プログラムやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならないとされている。

そこで、システムにおける不正プログラム対策の状況について確認したところ、表で契約した機器のうち、システムの運用支援業務受託事業者や局のシステム担当者が利用する運用管理端末（1台）について、OSであるMicrosoft Windows10のサポートが終了した令和7年10月14日から、令和8年3月27日に同端末へWindows10有償延長サポート(注)のライセンスを導入するまでの間、サポートが終了したソフトウェアを使用するという、基準に適合していない状態であったことが認められた。

この結果、令和7年10月14日から令和8年3月27日までの間、当該運用管理端末について、基準に適合した不正プログラム対策が講じられていない状況となっていたことは適正でない。

部は、サイバーセキュリティ確保のため、システムに係る不正プログラム対策を適正に行われたい。

(財務局)

(注)サポート終了後も重要及び緊急のセキュリティ更新プログラムを受け取ることができる有料プログラム

(表)システムに係る機器のリース契約

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	財産情報システム用機器等の借入れ	令和3.1.1～令和7.12.31	120,311,400
2	財産情報システム用機器等の借入れ（令和7年度再リース）	令和8.1.1～令和8.3.31	5,550,270

デジタルサービス局

1 重点監査事項

「島しょにおける通信困難な状況の解消」

【選定理由】

局は、「つながる東京」展開方針（令和5年8月公表）において、情報通信基盤が電気・水道・下水道などに並ぶ基幹的インフラであり、デジタルの力で都民が質の高い生活を送る「スマート東京」を実現するためには、通信インフラを都内全域に整備することはもちろん、その質も高めなければならないとしている。そして、都内全域で、いつでも、誰でも、どこでも、何があっても「つながる東京」を実現するとし、本方針に基づき、「つながる東京」3か年のアクションプラン（令和5年12月公表）において、令和6年度から令和8年度までの3年間に行う目標・取組を定めている。

具体的には、島しょ地域では、携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（以下「通信困難地域」という。）が存在するとし、局は、モバイル通信ネットワーク環境整備事業として、通信困難地域の解消を希望する町村による基地局の整備計画策定支援や衛星通信・太陽光発電を活用したWi-Fiスポットの整備への財政支援等をするとしている。

また、島しょ地域の情報通信基盤整備について、これまで、小笠原諸島の父島・母島及び伊豆諸島の5村6島（利島、新島、式根島、神津島、御蔵島及び青ヶ島）への海底光ファイバーケーブル（以下「海底ケーブル」という。）の整備を進めてきた。今後、局は、整備した情報通信基盤について適切に保守及び運用管理を行うとともに、海底ケーブルの防護工事や損傷箇所の補修を行い、島しょ地域の通信の安定化を図るとしている。特に、利島及び御蔵島の海岸付近では海象が厳しいことなどにより、これまでにケーブル切断事故が複数回発生したため、令和5年度に海底ケーブル陸揚げ部の強靱化対策を行う改修工事に着手し、利島における工事は令和6年度末に完了し、御蔵島における工事は令和7年度末に完了した。

島しょ地域におけるモバイル通信ネットワークの環境整備や海底ケーブルの強靱化といった情報通信基盤整備を推進することは、「つながる東京」の実現のため不可欠であり、これらの事業について検証する必要がある。

以上のことから、島しょ地域における通信困難な状況の解消を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

<事業執行の推移>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
つながる東京の推進	1,500	908	60.5	3,458	1,330	38.4	8,758	4,540	51.8	10,653

【着眼点】

- ① 局は、通信困難地域等の通信環境の改善に向けた町村等への支援は適切に行っているか（有効性）
- ② 局は、海底ケーブルの強靱化対策や維持管理は計画的に適切に行っているか（有効性）
- ③ 局は、本事業に係る契約手続を適正に行っているか（合规性）

【結果の概要】

(1) 「つながる東京」の推進について

局は、令和元年8月に、デジタルの力で都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」(図1)の実現に向けて、5Gを中心とした高速モバイルネットワークを「電波の道」(TOKYO Data Highway)として整備を推進するため、「TOKYO Data Highway 基本戦略」を策定した。

この中で、情報通信基盤を21世紀の基幹的公共インフラと位置付けて、東京の更なる成長と社会的課題の解決による都民の生活の質(QOL)の向上を目指すこととしている。

令和5年度には、「つながる東京」展開方針及び展開方針の達成に向けた3か年のアクションプランを策定し、通信手段ごとの整備・活用に関する取組の方向性等を示して、2030年を目標とする新たな施策を展開している。

(図1)スマート東京の全体像



出典：「スマート東京実施戦略」（令和2年2月）

ア TOKYO Data Highway 基本戦略とは

TOKYO Data Highway 基本戦略は、デジタルサービスで3つのシティを実現するため、第5世代移動通信システム(5G)をはじめとする高速モバイルネットワークの導入に必要な情報通信基盤整備を進めて、行政サービスや都民生活の質をさらに向上させるための基となる戦略である。

イ 「つながる東京」とは

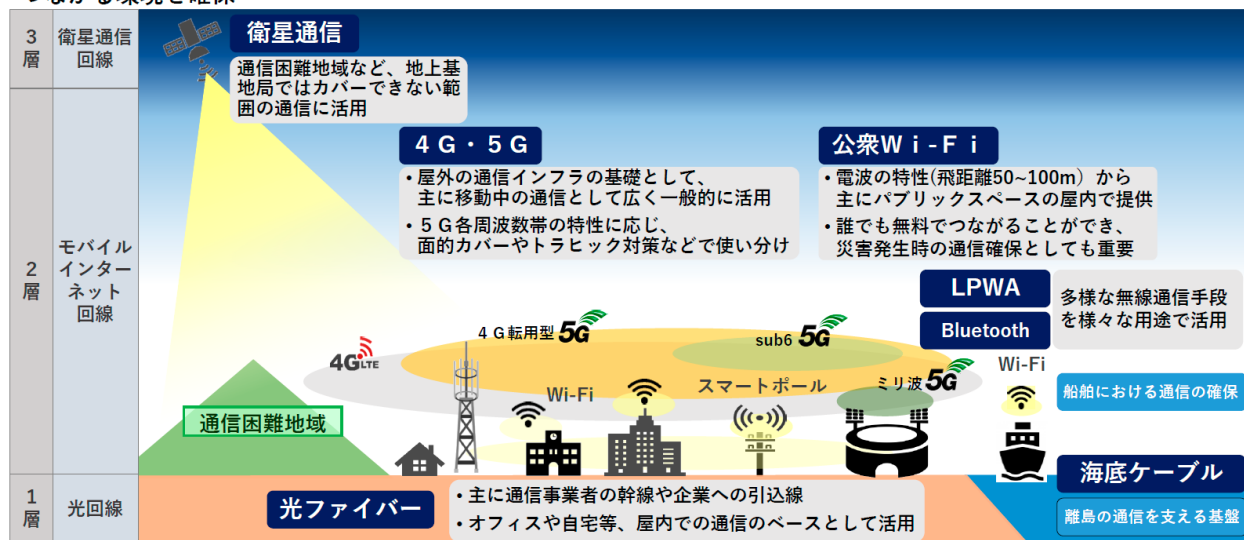
「つながる東京」とは、図2のとおり、4G・5G・Wi-Fi・衛星通信等を組み合わせ、いつでも・誰でも・どこでも・何があってもつながる社会を目指し早期の実現に取り組んでいるものである。

光ファイバーケーブルなど有線の光回線を1層、4G・5GやWi-Fiなど無線のモバイルインターネット回線を2層、衛星通信回線を3層と位置付けて、それぞれの特性を利用し良好な通信環境を確保することを目指している。

(図2)「つながる東京」全体像

2 「つながる東京」の全体像

多様な通信手段を複合的に活用し、その特性に応じて適材適所で使い分け
光回線、モバイルインターネット回線、衛星通信回線の三層で「いつでも、誰でも、どこでも、何があっても」
つながる環境を確保



出典：「つながる東京」展開方針（令和5年8月）

(2) 島しょ地域の現状と課題

ア 通信環境の地域格差や通信困難地域の存在

島しょ地域における通信環境は、令和3年度に局が実施した調査によると、表1のとおり区部等と比較して人口カバー率はほぼ同様であるが、面積カバー率が低く、携帯電話がつながりにくい傾向となっていた。

また、令和4年度の調査では、表2のとおり島しょ地域の一部に通信事業者の電波が届かないなど通信困難地域が存在していることが明らかとなっていた。このため、平時及び災害時における通信環境の確保が課題となっていた。

(表1) 地域別 3G、4G、5G を合わせたサービス提供状況

(単位：%)

区分	区部	市部	町村部	島しょ部
人口カバー率(注1)	100	100	99	98
面積カバー率(注2)	100	96	58	66

(注1) 国勢調査に用いられる約500m区画において50%以上の場所で通信可能なエリアの人口を同地域の人口で除したもの

(注2) サービス可能なエリアの面積を同地域の面積で除したもの

出典：「東京都のインターネット通信環境及びインターネット利用状況調査」（令和4年2月）を基に監査事務局で作成

(表 2) 島しょ地域における道路上の電波受信状況(注) (単位：%)

自治体	圏内	圏外	自治体	圏内	圏外
島しょ全体	94.7	5.3	三宅村	94.6	5.5
大島町	99.7	0.3	御蔵島村	83.3	16.7
利島村	100.0	0.0	八丈町	97.9	2.1
新島村(新島)	96.1	3.9	青ヶ島村	99.5	0.5
新島村(式根島)	100.0	0.0	小笠原村(父島)	99.5	0.5
神津島村	96.2	3.8	小笠原村(母島)	67.4	32.6

(注) 調査対象の道路上で電波受信状況を測定
出典：「島しょ地域における電波状況測定調査」(令和 5 年 2 月)を基に監査事務局で作成

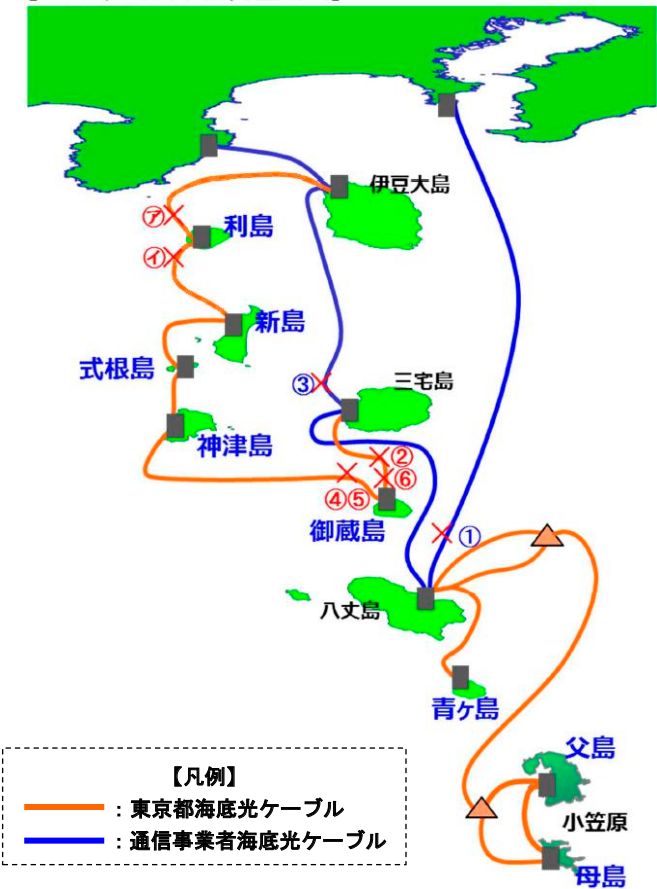
イ 島しょ地域の情報通信基盤整備や運用における課題

島しょ地域は、人口規模が小さく採算性が低いことなどから、海底ケーブルの敷設は、近年まで通信事業者による伊豆大島・三宅島・八丈島の 3 島系統のみであった。このため、平成 21 年度以降、順次、都が敷設を進め、令和元年度をもって島しょ地域の接続が完了したところである。

設備の維持は常時監視体制で対応しているが、損傷箇所や海象等の状況によっては復旧までに数週間を要することがあり、その間は通信障害が継続する。近年の自然災害等によるケーブル切断事故の発生状況は、図 3 及び表 3 のとおりであり、情報通信基盤の強靱化や冗長化(注)等が課題となっている。

(注) 通信が途切れないよう、別の回線を用意しておく仕組みのこと

(図 3) 海底ケーブル敷設状況と事故発生場所



(表 3) ケーブル切断事故発生内容及び対応状況

	障害発生日	備考
	ケーブル復旧日	
①	平成 29. 4. 14	・船舶による加害の疑い(光芯線全断) ・ループ化(三宅大島ルート)によりサービス影響無し ・敷設船によるケーブル割入れ工事を実施し復旧 ・通信影響範囲→無し
	平成 29. 5. 11	
②	平成 31. 4. 22	・船舶による加害の疑い(光芯線全断) ・一部サービスが停止 ・敷設船によるケーブル割入れ工事を実施し復旧 ・通信影響範囲→御蔵島・神津島・式根島・新島
	令和元. 5. 3	
③	令和元. 10. 12	・船舶による加害の疑い(光芯線全断) ・通信経路変更工事により令和元年 10 月 15 日にサービス回復 ・敷設船によるケーブル割入れ工事を実施し復旧 ・通信影響範囲→神津島・式根島・新島
	令和元. 10. 30	
④	令和元. 10. 13	・波浪(台風 19 号)による損傷の疑い(光芯線 1/8 断) ・予備芯線に切替えることによりサービス回復 ・ケーブル張替えによる本復旧は実施しない判断 ・通信影響範囲→神津島・式根島・新島
	本復旧なし	
⑤	令和元. 12. 29	・波浪(冬の海象)による損傷の疑い(光芯線全断) ・利島沖のケーブルを接続することで仮復旧 ・後日、敷設船によるケーブル割入れ工事を実施し復旧 ・通信影響範囲→神津島・式根島・新島
	令和 2. 8. 25	
⑥	令和 3. 10. 1	・波浪(台風 16 号)による損傷の疑い(ケーブル全断) ・ループ化が完了していたことによりサービス影響無し ・通信影響範囲→無し
	令和 4. 3. 29	
⑦	平成 30. 10. 1	・波浪(台風 24 号)による損傷の疑い(光芯線全断) ・利島への通信サービス提供前のため影響無し ・敷設船によるケーブル再陸揚げ工事で復旧 ・通信影響範囲→無し
	令和 2. 3. 24	

出典(図 3 及び表 3)：「インターネット環境改善事業検証委員会報告書」(令和 4 年 3 月)を基に監査事務局で作成

(3) 通信困難地域等の通信環境の改善に向けた町村等への支援について

ア モバイル通信ネットワーク環境整備事業の取組

島しょ地域などの電波が届きにくい地域について、通信環境の向上を図るため、都は、町村が実施する携帯電話基地局等の施設整備に向けた計画策定を支援するとともに、町村が施設を整備する際、国の補助事業を活用するに当たって、都が町村負担分を補助し施設の整備を加速させている。

(7) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業

計画策定支援事業は、町村が、施設の整備を進めるに当たり、必要となる調査費等を都が負担することで、国の補助事業の活用に向けた準備の段階を支援するものである。補助対象は、電波状況調査や設置場所、整備スケジュール、費用見積等の具体的な整備計画の作成に係る経費であり、都が全額を補助している（補助対象：1町村1件、補助上限額：1件当たり3千万円）。

町村の要望については、利用意向調査を毎年度実施しており、それぞれの状況を把握している。また、補助を要望する町村向けに補助事業の説明会を実施した機会などを利用して、直接的に意向の確認を行っていることをヒアリングにより確認した。

意向確認の結果、表4のとおり、令和4年度から7年度までに通信困難地域の解消を要望した7町村が、島内の基地局整備に向けた計画策定を完了しており、計画に沿って進捗していることを確認した。

(表4) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援

通信困難地域解消等 に向けた計画策定支援	3か年の到達 目標	令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	通信困難地域の 解消を希望 する自治体で の計画策定を 完了	大島町外4町 村で計画策定	新島村	八丈町	—

出典：「つながる東京」3か年のアクションプラン(令和5年12月)を基に監査事務局で作成

(イ) 携帯電話等施設整備事業

携帯電話等施設整備事業は、国が5分の3を負担し、都が5分の2を負担している（無線通信事業者が複数参画する場合等は国4分の3及び都4分の1。補助対象：1町村1件、補助上限額：1件当たり1億円）。

当該補助事業は、町村による整備費用の負担は基本的でないが、基地局の維持管理費等については、施設を保有する町村が継続的に負担することとなる。このため、大島町外4町村については令和4年度に計画の策定が完了しているにもかかわらず、基地局を整備するには至っていない。

一方で、新島村及び八丈町は、監査日（令和8年5月19日）現在、令和8年度に着手するとして事業を進めていることから、局は計画の策定が完了している5町村についても、事業化の支障となっている課題等の解決に向けて、町村への支援策や関係団体への働きかけなどを検討していくことが必要である。

(ウ) 携帯基地局強靱化支援事業

携帯基地局強靱化支援事業は、通信事業者が施工するもので、災害発生時における基地局の停電対策（電源確保）及び伝送路の切断等による停波対策（衛星回線等通信の多重化）を目的としている。都が定める重点エリアの施設（庁舎、災害拠点病院、主要駅等）を対象に稼働する携帯基地局の強靱化を実施する通信事業者の負担分について、国が5分の4を負担し、都が5分の1を負担している。

当該補助事業は、国が令和 7 年度から開始した事業であり、島しょ地域では、表 5 のとおり大島町外 3 町村 5 か所が着手済みである。一方で、事業開始初年度であったことや整備費用が高騰していること、設置場所管理者との調整に時間を要していることなどの理由から、島しょ地域を含めた都全体の申請件数 2 2 2 件のうち、2 1 9 件が年度内に事業を終えることができず繰り越しとなっていた。この状況の中で、国が事業のスキームを見直したほか、局においても整備の優先順位を明確化するとともに、繰り越した案件全てにおいて個別の状況を把握するなど、着実な進行管理を行っている。

(表 5) 携帯基地局強靱化支援

携帯電話局強靱化支援	3 か年の到達目標	令和 5 年度末	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	対象基地局の 2 割を強靱化	—	—	大島町外 3 町村 5 か所着手	5 か所繰越継続

出典：「つながる東京」 3 か年のアクションプラン(令和 5 年 12 月)を基に監査事務局で作成

イ 太陽光を利用したサテライト通信スポット整備

サテライト通信スポット整備は、商用電源や光回線の確保が難しい地域の通信環境を確保するため、町村が、太陽光パネル、蓄電池及び衛星通信を活用した OpenRoaming 対応 Wi-Fi(注) の整備を行うものである。補助対象は、OpenRoaming 対応 Wi-Fi の整備に係る経費であり、都が全額を補助している(補助上限額：1 件当たり 3 千万円)。

令和 7 年度の整備事業は、表 6 のとおり、設置希望のあった大島町及び御蔵島村で各 1 か所の整備が行われた。これらは、島民や来島者が訪れる場所で通信困難とされている地点に設置したものであり、平時及び災害時を問わず確実な通信が確保されたことを確認した。

(注) スマートフォンなどで一度接続の設定をすると、対応する Wi-Fi 環境であれば再度ログイン操作をせずに自動接続できる国際標準の公衆 Wi-Fi であり、通信の暗号化により安全性が高い。

(表 6) 太陽光を利用したサテライト通信スポット整備

太陽光を利用したサテライト通信スポット整備	3 か年の到達目標	令和 5 年度末	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	産業、観光、防災等優先度の高い場所での実施に着手	—	—	大島町 御蔵島村	—

出典：「つながる東京」 3 か年のアクションプラン(令和 5 年 12 月)を基に監査事務局で作成

(図 4) 大島町が設置した太陽光を利用したサテライト通信スポット



出典：大島町公式ホームページ

(4) 海底ケーブルの強靱化対策や維持管理について

ア 島しょのインターネット環境改善の取組

(7) 海底ケーブルの強靱化対策

島しょでは、令和元年度末までに全島の海底ケーブル敷設を完了させているが、複数回にわたる海底ケーブル切断事故等が発生するなど通信障害について対策が必要であったため、令和3年3月に外部の有識者を含めた委員会を設置し、海底ケーブルの敷設状況に関する検証を行った結果、利島及び御蔵島において、海底ケーブルを海底から陸上に揚げる陸揚げ部で強靱化の必要があるとの提言を受けた。

局は、この提言を踏まえ、さらなる検証を進めるため、令和4年4月に別途設置した委員会で利島及び御蔵島の陸揚げ部に関する強靱化対策案を決定し、令和6年度に利島、令和7年度に御蔵島の工事をそれぞれ完了させたところである。

(イ) 海底ケーブルの保守及び管理

海底ケーブルは、都が所有し、サービスの提供や運用は通信事業者が担っている。

保守管理については、通信事業者と基本協定を締結して都が費用を負担、通信事業者が保守を行っており、業務の詳細は、年度ごとの施行協定に基づき365日24時間で監視するとともに、通信障害等が発生した際は、通信事業者が現地において速やかに修理等の対応を行うこととなっている。

具体的には、情報通信基盤の状況を常時監視し、海底ケーブル敷設船を待機させておくことにより、障害を速やかに復旧する体制を整えている。障害が発生した場合は、直ちに都と協議し、事故調査や原因究明を行った上で、速やかな復旧と再発防止に取り組むこととなる。

常時監視業務や障害対応のほかには、海底ケーブル陸揚げ部の埋設状況やビーチマンホール(注)等の日常点検、保守ダイバーによる定期的な点検業務を行っているが、近年は水中ドローンを活用するなど効率的な手法も一部に取り入れている。

また、障害発生時に交換用のケーブルが調達でき補修が可能となるよう、通信事業者と協定を締結し、ケーブル等保守物品の確保に努めていることが認められた。

局は、海底ケーブルの耐用年数は20年から25年であるとして、現在のところ大規模な更新計画を策定していないものの、令和8年3月に「島しょ部海底光ファイバーケーブル整備に関する今後の方針検討委員会」を設置し、今後の対応について検討する場を設けており、適切に対応していることを確認した。

(注)海底ケーブルの海側部分と陸側部分を接続する境界点となる構造物

イ 島しょ地域の衛星通信による情報通信基盤の冗長化

島しょの通信環境は、海底ケーブルへの依存度が高く、自然災害等による通信障害のリスクが非常に高いことから、情報通信基盤の冗長化を図るため、通信衛星を活用したバックアップ回線としてOpenRoaming 対応 Wi-Fi 設備の設置を進めている。

設備は可搬式で、アンテナや電源ユニット、通信に必要な機器を取り外すことができ、必要な場所へ移動させて運用することが可能な仕様としている。都が委託により設置、運用等を行うとともに、町村職員を対象とした講習会の実施やマニュアルの作成など機器取扱いの支援についても合わせて行っている。

局は、表 7 のとおり、令和 7 年度に 11 島へ各 2 か所合計 22 台について、予定どおり OpenRoaming 対応 Wi-Fi 設備の配備を完了させたところである。

(図 5)OpenRoaming 対応 Wi-Fi 設備の例



出典：東京都デジタルサービス局提供資料

(表 7)衛星通信による情報通信基盤の冗長化

	3 か年の到達 目標	令和 5 年度末	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
衛星通信による情報 通信基盤の冗長化	衛星アンテナ を各島で日常 的に運用	—	—	11 島へ 22 台の OpenRoaming 対 応 Wi-Fi 設備 を配備	—

出典：「つながる東京」3 か年のアクションプラン(令和 5 年 12 月)を基に監査事務局で作成

(5) 契約手続等の合规性確認

令和 7 年度における契約、補助要綱及び施行協定に関する書類を確認したところ、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

局は、東京都が目指す「スマート東京」の実現を果たすため、デジタルの力を活用した行政の総合的な推進役として、重要な役割を担っている。

島しょ地域では、海底ケーブルを敷設し、光回線が利用できる環境を整えたほか、通信困難地域の解消や通信環境の改善等の課題克服に向けて、自治体や通信事業者への支援にも取り組んでいる。

今後も、局は、島しょに住む人々がデジタルの力で質の高い生活を送り豊かに安心して過ごすことができるよう、情報通信基盤の整備に取り組む島しょ地域が抱える課題について共通の認識を持ち、より効果的な施策を展開するとともに、自然災害や通信障害等のリスク対応も見据えて、さらに強靱な通信環境を構築していく必要がある。

2 指摘事項等

[意見・要望事項]

(歳出)

(1) 若手エンジニアリスクリングプログラムの修了要件について

総務部は、一般財団法人 GovTech 東京（以下「財団」という。）と DX 推進に向けた協働事業実施に係る基本協定書を締結し、これに基づき財団と協働し、「個々人のニーズに応じたリスクリングや就職・転職を支援することで、短期間でのキャリアアップを可能にし、若年層の経済的基盤の安定や公共分野を含めた DX 人材の輩出を図る」目的で「東京デジタルアカデミー若手エンジニアコース」を開講している。

部は、東京デジタルアカデミー若手エンジニアコース実施要綱により財団と役割を分担し、表のとおり「AI・機械学習」、「アプリ開発」、「クラウドインフラ」（資格取得あり）及び「プロジェクトマネジメント」（資格取得あり）の4種のリスクリング分野（以下「分野」という。）について、財団が選定した講座の受講、資格取得、プロダクト開発等を組み合わせたリスクリングプログラム講座を提供している。事業の対象者は、IT 関連の職種に従事した経験がある35歳以下の都民（都外在住者で本事業参加後、都内で就業する意思がある者を含む。）とし、受講修了者に対し上限30万円の助成を行っている。

東京デジタルアカデミー若手エンジニアコース募集要項及び説明会参加者に対する説明資料の内容は、次のとおりである。

- ① リスクリングから就職・転職等のキャリアアップに至るまで、財団が委託するコンシェルジュが受講者に伴走し支援する。
- ② 有料講座等の受講申込みは受講者自身が行い、その費用を負担する。
- ③ 受講者はコンシェルジュと面談し助言を受けながら、受講する講座を選択する。
- ④ 修了要件は、受講者が選択した分野においてトータルで100単位以上を、約4か月間の受講期限までに取得することであり、財団が修了判定を行う。

そこで、部における助成金の審査状況を確認したところ、受講者が選択した全ての講座の受講を完了していない場合でも、財団が修了単位数を証明する修了証を確認し、助成金の交付及び支出を決定している。

このため、全講座の単位設定等について確認したところ、財団は、各分野に実践やアウトプットなどの段階を設定し、各段階に講座を設定して単位数を配分し、必須講座、推奨講座、任意講座の別を示している。受講者がコンシェルジュと共に100単位に達するよう講座を選択すると、一定程度の講座を選択することになるが、必須講座は全講座のうち、アプリ開発分野の3コース中の1講座のみである。

ところで、受講者にとってキャリアアップという目的を達成するためには、コンシェルジュと共に選択した講座について、本来、全て受講することが望ましい。また、資格取得のリスクリング分野では、一般に、資格取得により収入増が見込まれ、キャリアアップにもつながりやすい。

したがって、受講者のキャリアアップの可能性をより高めるためには、各分野等の性質に合わせた必須講座を更に指定すること、少なくとも資格試験の受験を必須の修了要件とすることなどが考えられる。

しかしながら、必須講座は1講座のみであり、また、受験対策講座や資格試験の受験を必須とする条件が設定されていない。

公金の支出により、特定個人の学習支援を行う以上、部は、事業目的をより効果的に達成するため、リスクリング分野等の性質に合わせた資格試験の受験や必須講座の指定など、受講者の学習意欲を喚起するよう、若手エンジニアリスクリングプログラムについて修了要件等を見直すことが望まれる。

(デジタルサービス局)

(表)助成事業の概要

項 目	内 容
対 象 者	35 歳以下の都民（注 1）で、IT 企業等への就業を希望されている方（現在就業中の方を含む）
	IT 関連の職種（注 2）の実務経験がある方
	リスクリングプログラムを受講可能であること（約 4 か月）
募集人数	500 人程度 ※選考により受講者を決定
リスクリング分野	「AI・機械学習」、「アプリ開発」、「クラウドインフラ」及び「プロジェクトマネジメント」の市場ニーズの高い 4 つの分野から、受講者の経験やスキル、キャリア志向等を踏まえ、財団が選定したリスクリングプログラム講座を提供
助成金の支給	受講者が希望する有償プログラムの受講や関連する資格取得の費用について、修了後、30 万円を上限に助成
コンシェルジュによる伴走支援	リスクリングプログラムの選択・受講から就業まで、一貫して伴走支援（令和 6 年度受講者は令和 7 年度末まで継続可能）
スキルアップ機会の提供	IT 企業のエンジニア等から、スキルアップの実践ノウハウを学ぶ機会を提供。受講者同士が対面やオンラインで交流するとともに、スキルアップに向けた情報交換ができる場を提供
就業支援	キャリアコーチング、面接対策・アドバイス、就業マッチングイベントの開催等を通じ、キャリアアップに向けた受講者の就職・転職を支援
	就業先企業に対し、受講修了者が即戦力として活躍するために、外部研修等の受講や資格取得させるための費用を 20 万円を上限に助成

(注 1) 都内 IT 企業等への就業を希望されている方は都外在住でも可

(注 2) プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダーなど

出典：財団ホームページを基に監査事務局作成

主 税 局

1 指摘事項等

[指摘事項]

(歳入)

(1) 未登記家屋に対する固定資産税等の課税を適正に行うべきもの

家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)等に基づき、毎年1月1日現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。

各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記建物については航空写真や現地調査等によって捕捉している。

ところで、足立都税事務所において、家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税について見たところ、所は、未登記の2棟の家屋を捕捉していないことから、適正な固定資産税等を課税していない。

この結果、表1のとおり固定資産税等3万9,200円の課税不足が発生している。

所は、未登記家屋に対する固定資産税等の課税を適正に行われたい。

(主税局)

(表1) 税額正誤表

(単位：円)

年度	税額(正)	税額(誤)	課税不足額
令和3年度	954,100	945,900	8,200
令和4年度	971,500	963,200	8,300
令和5年度	980,700	972,400	8,300
令和6年度	978,200	971,000	7,200
令和7年度	965,400	958,200	7,200
計	4,849,900	4,810,700	39,200

(注) 法第17条の5第1項に基づき更正できる期間について算定

(歳入)

(2) ゴルフ場利用税における軽減措置を適正に行うべきもの

地方税法（昭和25年法律第226号）第75条では、ゴルフ場利用税について、「ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によつて、当該ゴルフ場所在の道府県において、その利用者に課する。」と定めており、第82条及び第83条第1項により、当該都道府県の条例によつてゴルフ場の経営者等を特別徴収義務者として指定することとされている。

これを受けて、都は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）第48条の18第1項及び第48条の19により、ゴルフ場の経営者等を特別徴収義務者と定めてゴルフ場利用税を徴収させ、知事への納入申告及び納入を行わせている。

ところで、条例第48条の16第2項第2号では、特に制限のある利用（早朝等）については、ゴルフ場利用税の税率を2分の1に軽減している（以下「軽減措置」という。）。

局は、ゴルフ場利用税事務提要（以下「事務提要」という。）により、軽減措置を適用するゴルフ場の要件は、年齢65歳未満の者がゴルフ場を早朝等に利用する場合の利用料金が、通常利用の半額以下に軽減されていること、かつ軽減措置適用について事前に届出があることとしている。

そこで、八王子都税事務所においてゴルフ場利用税の納付状況を見たところ、ゴルフ場Aは、令和7年1月及び同年4月の料金改定の届出において、早朝等の利用料金が通常料金の半額以下であることを記載しないまま、早朝等の利用者から徴収するゴルフ場利用税に軽減措置を適用し徴収等を行ったことが認められた。

早朝等の利用料金については、軽減措置を適用するに当たり届け出る必要があるところ、所は、Aが従来から軽減措置を適用されていることから、電話により、軽減措置の適用は適正であることを確認したとしているが、その記録はない。

しかしながら、事務提要では、軽減後の利用料金を記入した申請書等をあらかじめ提出させて、軽減措置が適用になるか否かを確認するよう定めていることから、必要な記入が漏れているものについては再提出を指示すべきである。

所が、従来から軽減措置を適用していることをもって、申請書を再提出させることなく軽減措置を適用することは適正でない。

所は、ゴルフ場利用税における軽減措置を適正に行われたい。

(主税局)

(歳出)

(3) 庁舎移転に伴う廃棄物の処理について

総務部は、北都税事務所及び小平都税支所の庁舎移転に伴い、表2のとおり、不用物の廃棄物処理を委託している(番号1の契約を「契約1」、番号2の契約を「契約2」という。以下同じ。)。これらについて見たところ、次のとおり問題点が認められた。

(表2) 庁舎移転に係る廃棄物処理委託の契約状況

(単位：m³、円)

番号	契約件名	契約期間	予定数量 (実績量)	推定総金額 (支払額)
1	東京都北都税事務所産業廃棄物の収集運搬・処分委託(単価契約)	令和7.4.1～ 令和7.7.31	626 (626)	2,616,680 (2,616,680)
2	東京都小平都税支所産業廃棄物の収集運搬・処分委託(単価契約)(その3)	令和7.11.20～ 令和7.12.26	185 (114)	2,916,100 (2,023,450)

ア 廃棄物を適正な区分で処理すべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第2条では、産業廃棄物の種類を限定列挙しており、これに該当しないものは一般廃棄物に区分される。

ところで、契約1及び契約2の仕様書には、表3のとおり、産業廃棄物の中に、排出物として紙くず、木くず及び繊維くず(以下「紙くず等」という。)が含まれていることが認められた。

部は、庁舎の改築に伴って排出するため紙くず等を産業廃棄物に含めたとしているが、施行令では、建設業者が改築等の施工に伴って排出した場合の紙くず等を産業廃棄物と定めている。官公庁は建設業には当たらないため、本件の紙くず等は一般廃棄物として処理すべきであり、産業廃棄物として処理したことは適正でない。

一般廃棄物の処理費用は産業廃棄物と比較して安価であることも踏まえ、部は、廃棄物を適正な区分で処理されたい。

(主税局)

(表3) 仕様書に産業廃棄物として記載された一般廃棄物

(単位：m³)

区分	廃棄物の名称	廃棄物の種類	処理量
契約1	用紙類	紙くず	0.046
	カウンターなど26点	木くず	8.095
	座布団など26点	繊維くず	2.527
契約2	雑誌等	紙くず	1.328
	テレビラックなど29点	木くず	14.640
	座布団など16点	繊維くず	38.611

イ 廃棄物の収集量を適切に確認すべきもの

部は、それぞれの所から排出される不用物について、契約1では2,802点を、契約2では1,260点を、品目ごとに採寸して小数点以下第3位までの体積を算定し、その合計を予定数量として、1 m³当たりの単価契約としている。

予定数量は、外寸（図の a、b、c や d、e、f）から算定した各不用物の体積（図の x、y）の合計である。これに対して、実際に収集する際には、図の例のように不用物を重ね合わせるなどして荷台に積み込むため、収集した実績量は、机や椅子の脚部のような空隙が埋まるなどにより、予定数量よりも小さくなる。

そこで、両契約のマニフェストに記載された収集量の実績を確認したところ、契約1の実績量は予定数量と一致しており、上記のように積み込むことを想定すると、記載された収集量は過大であるといえる。このため、実績量に単価を乗じて支払う契約1において、金額は試算できないものの支払金額が過大となっている。

また、表4のとおり、両契約において、毎回のマニフェストに記載された収集量に1 m³未満の端数がないことが認められた。1 m³未満の端数のある不用物を毎回多数収集している中、契約1で16回、契約2で10回の全てにおいて収集量が端数のない数量になることは考え難く、どちらの契約についても、マニフェストに記載された収集量が正確であるとはいえない。

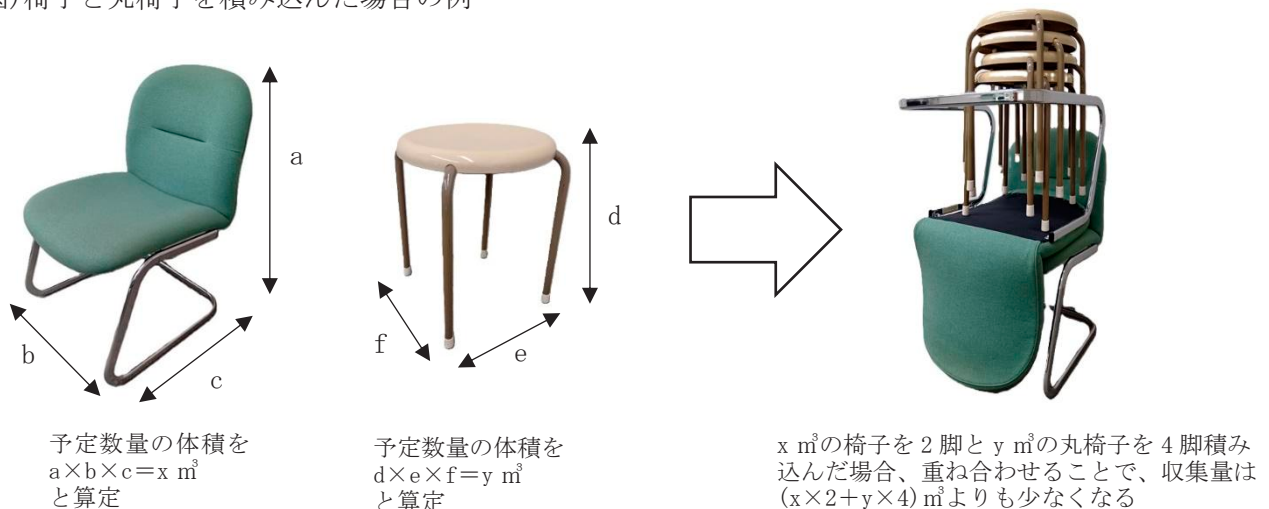
これらのことについて、部は、収集の都度収集量を確認したとしているが、マニフェストの記載は廃棄物の種類（金属くず等）と収集量のみであり、その詳細を示す資料もないため、マニフェストに記載された収集量の正確性を検証することはできない。

以上のことにより、支払額算定の根拠であるマニフェストの正確性を確認できないことは適切でない。

部は、廃棄物の収集量を適切に確認されたい。

（主税局）

（図）椅子と丸椅子を積み込んだ場合の例



(表 4) マニフェストに記載された収集量の状況

(単位：m³)

区分	収集日	収集量	区分	収集日	収集量
契約 1	令和 7. 6. 2	15. 000	契約 2	令和 7. 11. 24	10. 000
		185. 000			16. 000
		5. 000		令和 7. 11. 25	16. 000
		20. 000			10. 000
	令和 7. 6. 3	10. 000		令和 7. 11. 26	16. 000
		170. 000			12. 000
		3. 000		令和 7. 11. 27	16. 000
		30. 000			16. 000
	令和 7. 6. 4	6. 000		令和 7. 11. 28	1. 000
		147. 000			1. 000
		1. 000		合計 (10 回)	114. 000
		8. 000	備考 契約 1：予定数量 626 m ³ に対し実績量 626 m ³ (100%) 契約 2：予定数量 185 m ³ に対し実績量 114 m ³ (約 61. 6%)		
	令和 7. 6. 4	5. 000			
		15. 000			
		1. 000			
		5. 000			
	合計 (16 回)	626. 000			

[意見・要望事項]

(歳入)

(1) 還付加算金の増加防止について

法人税については、法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項第1号に基づく中間申告義務があり、前期の事業年度の税額の2分の1を、当期の事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内の間に納付しなければならない。

また、法人税について中間申告義務がある法人は、地方税法（昭和25年法律第226号）第53条第32項等により、法人事業税、法人都民税、特別法人事業税（以下「法人事業税等」という。）についても中間申告義務がある。いずれの税も、法人税と関連し、当期の事業年度の業績が赤字となった場合には、還付が発生し、還付加算金（令和7年1月1日以降は0.9%（注1））が加算される場合がある。

ところで、都税総合事務センター（以下「センター」という。）は、還付金の処理を、税務総合支援システム（以下「システム」という。）を用いて集中的に実施している。

センターは、会計管理局の「税務総合支援システムにより処理する都税過誤納還付金等通常現金払並びに口座振替支払事務取扱要領」（平成16年4月1日付15出会第871号）及び徴収部の「税務総合支援システムにより処理する過誤納金等に係る事務の取扱いについて」（平成22年3月31日付通達。以下「通達」という。）に沿って処理を行っている。具体的には、システムから過誤納還付の債権者ごとに帳票（以下「整理票」という。）が出力されると、還付等の処理を決定し実施している。

局は、法人に対し都税の納付時に還付用の金融機関口座（以下「口座」という。）の登録を呼び掛け、95%の法人については遅滞なく還付できる状況にある。口座を登録していない法人についてセンターは、還付金の通知及び口座振替依頼書を送付し、提出されるまで整理票を未処理ファイルに保管している。この場合に、法人に対し口座振替依頼書を提出するよう依頼する頻度については特段の決まりがなく、1年1回程度とのことである。

通達は、還付金の還付方法として、債権者の口座への振込又はゆうちょ銀行の振替払出証書の送付（以下「証書による送金」（注2）という。）の2つとしており、5万円を超える還付については口座振替、5万円以下の場合は証書による送金により支払うことを原則とすると定めている。ただし、5万円以下の場合も債権者の要望に応じ口座振替を行うことができるとする。

そこで、センターが還付金を速やかに処理しているか確認したところ、次のとおり、センターにおいて整理票が出力されてから、約2年にわたり還付処理が行われていない事例が認められた。

- ① 法人Bは、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの事業年度に係る法人事業税等について、前期事業年度の税額の2分の1の金額である543万8,500円を中間申告により令和5年1月4日に納付した。
- ② 法人Bは法人税法の特例延長規定に基づき令和5年9月29日に確定申告を行い、当期事業年度の実績が赤字であるため、中間申告納付額の全額が還付対象となった。

- ③ センターにおいて令和5年10月13日にシステムから整理票が出力され、表5のとおり、令和5年1月5日を起算日とする還付加算金が算定された(注3)。
- ④ 法人Bは口座を登録していなかったため、センターは、令和5年10月23日に還付の通知とともに口座振替依頼書を送付した。その後、所管都税事務所が電話で法人Bの顧問税理士へ連絡し、法人Bは口座振替を行う方針であったものの、外国法人であるため口座開設に時間を要していたと説明するが、これについての記録は残されていない。
- ⑤ センターは、令和7年8月29日に口座振替依頼書を再送付した。
- ⑥ 法人Bから代理人への委任状と代理人口座への振替依頼書が令和7年9月26日にセンターへ提出され、センターは、同年10月10日に還付金及び還付加算金の支出を決定した。

その結果、表5のとおり、還付加算金の計算期間は、令和5年1月5日から令和7年10月10日までの1,010日間となり、当初の約3倍に相当する13万5,300円を支払うこととなった。

しかしながら、仮に、③の整理票出力時に予定された支出決議日に証書による送金を行えば、還付金543万8,500円及び296日分の還付加算金3万9,000円(表5のとおり)の合計を2枚の証書で支払うことができ、別途必要な発行費用等2,128円(監査事務局試算(注4))を加えても合理的であった。このことを踏まえ、本件をシステム処理とは別に迅速に支出する方法を徴収部に相談することも検討すべきであった。

今後も、還付用の口座を登録しない企業が出現することが想定できる。したがって、従来どおり年1回程度口座の開設を依頼するだけでなく、遅滞なく還付金を支払うことができるよう検討を行う必要がある。

センターは、徴収部と協議し、還付加算金の増加防止も考慮しながら、体制を整備し、早期に還付を行うことが望まれる。

(主税局)

(注1)令和3年1月1日以後において還付加算金特例基準割合は平均貸付割合+0.5%

「平均貸付割合」(財務大臣が告示)は日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均

(注2)ゆうちょ銀行の通常現金払であり、口座を所有しない人への高額の送金に利用され、1枚500万円までの上限がある。

(注3)還付加算金は、当該法人に認められた中間申告納付の期限の翌日から起算する。

(注4)発行費用及び郵送料 証書交付料金660円×2枚+郵送料404円×2枚=2,128円

当時のゆうちょ銀行の料金(通常現金払の証書交付料金(1件500万円まで)、10万円超の証書郵送料404円)に基づき試算

(表 5) 整理票の概要

(単位：円)

過誤納事由	令和5. 10. 27 還付金額 (還付加算金の計算期間 令和5. 1. 5～令和5. 10. 27)	令和7. 10. 10 還付金額 (還付加算金の計算期間 令和5. 1. 5～令和7. 10. 10)
中間申告納付額の期限内申告による還付（法人事業税及び特別法人事業税）	32, 000	109, 200
中間申告納付額の期限内申告による還付（法人都民税）	7, 000	26, 100
合計	39, 000	135, 300

生活文化局

1 重点監査事項

「都立文化施設の維持管理・更新」

【選定理由】

局は、東京都における芸術文化の振興を図るため、条例によって設置された都立文化施設（以下「文化施設」という。）7館の管理運営を行っている。

これら全ての文化施設について、局は、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）を指定管理者に指定し、日常修繕工事は財団が、大規模改修工事等は局が行うこととしている。

文化施設については、「東京文化戦略 2030」（令和 4(2022)年 3 月）に取り組むための推進体制の一環として、文化施設の役割や運営の方向性を示した「都立文化施設運営指針」（令和 5(2023)年 5 月）が定められており、この中で、文化施設は、誰もが身近に芸術文化に触れることができる環境や若手アーティストの活動機会を提供し、豊かな都民生活や活気あふれる東京の実現の一翼を担うとされている。

一方、文化施設は、最も新しい現代美術館や写真美術館でも、開館から 30 年を経過しており、施設の老朽化への対応が課題とされている。また、近年のデジタルコンテンツの活用などによる鑑賞・体験の手段の変化に対応できる環境の整備も必要となっている。

局は、各施設の経年劣化に応じて、定期的に大規模改修によって施設設備の更新を図るだけでなく、質の高い芸術文化に触れる機会を提供する施設として、時代・社会のニーズに応じた機能向上などを行うとしている。

そこで、令和 4 年度から令和 7 年度にかけて大規模改修を行った東京都江戸東京博物館、令和 8 年 6 月から大規模改修を予定している東京文化会館及び令和 6 年 9 月から令和 7 年 9 月にかけて空調配管設備改修工事を行った東京芸術劇場を主な対象に、各文化施設の維持管理・更新が適切に行われているか、機能向上への対応が行われているかなどを確認する必要がある。

以上のことから、都立文化施設の維持管理について重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているか監査する。

<事業執行の推移>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
文化施設の維持管理	5,735	4,740	82.7	3,209	2,875	89.6	29,940	29,244	97.7	12,045

【着眼点】

- ① 局は、文化施設の維持管理・更新について、都立文化施設運営指針や保全計画等に沿って適切に実施しているか（有効性）
- ② 局は、設備更新等において、機能や性能、安全性の向上を図っているか（有効性）
- ③ 局は、事業実施に係る契約事務手続を適正に行っているか（合規性）

【結果の概要】

(1) 都立文化施設維持管理・更新の実施体制

ア 都と財団との役割分担

都立文化施設 7 館の建物管理については、局と財団が「東京都江戸東京博物館外 6 施設の管理運営に関する基本協定」（令和 3 年 2 月 24 日）を締結し、維持管理については、財団が担当し、改修及び修繕については、局と財団が工事の内容に応じて分担することを定めている。

このうち、財団が担当する改修及び修繕は、予定価格が一定金額以下の補修・修繕工事（以下「補修等工事」という。）及び財団が発意する利用者サービス向上のための工事（以下「サービス向上工事」という。）とし、局が担当するそれは、予定価格が一定金額を超える補修等工事や防災性向上やバリアフリー化等の機能向上のための工事（以下「機能向上工事」という。）などとしている。

ただし、局が実施する補修等工事や機能向上工事であっても、緊急性が高い等の理由により財団が実施することが望ましい場合には、局と財団が協議の上、別途協定を締結し、財団が施工することも可能としている。

また、財団が行うサービス向上工事については、局と事前の協議を行い、その承諾を受けた上で、実施することとしている。

イ 施設更新（建替え・大規模改修）の役割分担

建替えや建物の主要部分を一体的に更新する大規模改修については、局が行うこととなるが、その際にも財団は、施設更新に係るコンセプトの策定や工事内容の詳細についての検討に当たり、現場を熟知する立場から局に協力している。

また、局は、文化施設更新の場合、基本計画の策定を行い、基本設計、実施設計、工事の実施については、財務局に執行委任している。

なお、建替えについては、東京文化会館のように築 60 年を超す建物もあるが、現時点では、今後の予定はない。

(2) 都立文化施設の更新（大規模改修）

ア 基本的な方針及び更新計画

都は、都有施設の管理全般に係る基本方針として、都有施設等総合管理方針（平成 29 年 2 月策定。令和 4 年 3 月一部改訂。以下「総合管理方針」という。）を定め、施設の環境負荷の低減、ユニバーサルデザインの推進や防災機能の強化など、都の施策に合わせた建物更新の基本的な考え方を示している。

そして、これを踏まえて、文化施設を含む都の主要施設に係る第三次主要施設 10 か年維持更新計画を令和 4 年 3 月に策定し、施設の更新に計画的に取り組んでいる。

都立文化施設については、2030 年度までの都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した東京文化戦略 2030（以下「文化戦略」という。）を令和 4 年 3 月に策定し、これに戦略的に取り組むため、各文化施設の役割や運営の方向性を示した都立文化施設運営指針（以下「運営指針」という。）を令和 5 年 5 月に定めている。

具体的には、文化戦略で都立文化施設におけるデジタル技術の活用やアクセシビリティの向上などに

取り組むこととした上で、運営指針では、文化施設の根本的な老朽化対策や機能向上に取り組んでいくこととしている。

イ 大規模改修の実績及び今後の予定

都立文化施設 7 館の大規模改修については、東京都美術館は平成 22 年 3 月から平成 24 年 2 月にかけて、東京都庭園美術館（旧朝香宮邸）は平成 23 年 11 月から平成 25 年 12 月にかけて、東京都写真美術館は平成 26 年 9 月から平成 28 年 9 月にかけて、東京都現代美術館は平成 28 年 5 月から平成 30 年 9 月にかけてそれぞれ実施している。

また、東京都江戸東京博物館（以下「江戸東京博物館」という。）は、令和 4 年度から令和 7 年度にかけて開館以来初となる大規模改修を実施し、東京文化会館は、令和 3 年度に基本計画を策定し、令和 8 年 5 月から令和 10 年度末まで閉館して、この間に大規模改修を実施する予定となっている。

さらに、東京芸術劇場は、令和 7 年度に基本計画を策定し、今後、基本設計、実施設計を経て、大規模改修を実施する予定となっている。

(3) 江戸東京博物館

ア 施設の特徴

江戸東京博物館は、江戸東京の歴史と文化を振り返り、未来の都市と生活を考える場として平成 5 年 3 月に開館し、徳川家康の江戸入府から現代に至る約 400 年間を中心に、貴重な実物資料や復元模型・体験型資料を用いて江戸東京を紹介し、復元模型、パネルなどにより楽しみながら学べる博物館である。

菊竹清訓^{きよのり}氏の設計による建築で、建物全体が 4 本の巨大な柱によって地上から持ち上げられたユニークな構成となっている。

イ 実施された大規模改修等

今回の大規模改修は、開館以来初となるもので、平成 30 年度策定の改修基本計画に基づき、令和 4 年度から令和 7 年度までの間、実施された。これにより、来館者の安心・安全の確保及び展示環境等の魅力を向上させており、令和 8 年 3 月 31 日にリニューアルオープンした。

安心・安全の確保については、3 階江戸東京ひろばの軒天井などの耐震化改修や誘導灯などの防災設備、防火シャッターなどの消火設備の更新などを行っている。

施設の改修については、老朽化した内外装（床・壁・天井等）を更新し、東西に張り出す大屋根の断熱性・防水性向上を図る改修を行っている。これらの改修は、断熱性を高め、空調設備への負荷を低減することによるエネルギー効率の改善と、躯体防水により建物の長寿命化とメンテナンス性の向上を図るものである。設備についても空調機器をはじめとした各設備機器を全面的に更新し、機能回復又は改善を図っている。また、太陽光発電設備の新設、館内照明の LED 化を実施するほか、人感センサーを導入する等省エネルギー化を行い、環境負荷への配慮に取り組んでいる。

バリアフリースイールの整備については、1 階チケット売り場横に 2 か所増設したほか、本館内全てのバリアフリースイールにオストメイト設備を増設した。館内サインについては、館のロゴタイプが発信するメッセージの一貫性を保つとともに、誰もが読みやすいサインとなるよう「ユニバーサルデザインフォント」を採用し、バリアフリー機能の向上を図っている。

館内アクセシビリティの向上については、手話ができるスタッフ及び筆談具を配置していたが、新たに文字支援アプリなどのコミュニケーション支援ツールを設置している。また、図書室のスペースを拡大し開架棚を増設したほか、エントランスホールの既存壁を撤去してスペースを広げ、明るく開放感のある空間へ改修したことなどにより、利便性及び鑑賞・学習環境の向上を図っている。

さらに、財団は、江戸東京博物館の魅力向上のため、局と協定の上、この大規模改修に合わせて図1の工事を実施している。その内容は、アプローチ部分では「鳥居」をモチーフとしたオブジェの設置、3階江戸東京ひろばでは、最新のデジタル技術を活用した収蔵品等を天井へ投影する大型映像投影装置設備の配備である。これらの工事により、来館者の江戸への没入感を高める演出を施している。

(図1)工事の実施例



出典：都庁総合ホームページ、令和8年1月30日付報道発表

ウ 閉館中の対応及びリニューアルオープンの周知

閉館中も東京都美術館での出張展示や都内各地での体験イベントなどを行ったほか、スマートフォンアプリで収蔵品や江戸東京の歴史を楽しく学べるコンテンツ「ハイパー江戸博」の配信等を行っている。

リニューアルオープンについては、令和7年12月2日にホームページ等で発表し、その後、2回にわたってそのリニューアル概要やリニューアルオープン当日記念イベント等の広報を行うとともに、100日前記念イベントを開催するなど期待感の醸成を図っている。

(4) 東京文化会館

ア 施設の特徴

東京文化会館は、「首都東京にオペラやバレエもできる本格的な音楽ホールを」という要望に応え、東京都が開都500年事業として建設し、昭和36年4月に開館した音響の素晴らしさを内外の演奏家に絶賛される日本を代表する音楽・舞台芸術の拠点である。

近代建築を代表する建築家前川國男氏の設計による建築で、コンクリート打放し仕上げの大庇^{おおびさし}を始め、大理石を埋め込んだ城砦^{じょうさい}のような厚い壁に包まれた大小ホール、その外側に伸びやかに広がるロビー、ホワイエなどから構成されている。

イ 意匠を活かした大規模改修計画の策定

東京文化会館の大規模改修については、その歴史的価値を未来へ継承するため、原則としてその意匠保存に配慮して改修計画を策定している。

今回の大規模改修では、特徴的な外壁については、その外観の維持・保存が重要であり、コンクリー

トの劣化対策や防水改修を行うこととしている。奇跡とも言われる音響を生み出すホールについては、壁面形状・天井構造・素材等の保存に配慮し、音響設備の更新や配管等の改修が音響に与える影響を多岐にわたって調査、検討し、調整を行うこととしている。

安心・安全の確保については、天井の耐震化改修を行うほか、誘導灯などの防災設備、消火栓ポンプなどの消火設備の更新を行うとしている。

設備の改修については、電気設備、空調設備、舞台関係設備等の更新及びオーバーホールを行うとしている。また、電力ピーク対策のための電力のデマンド監視装置や人感センサーを導入し、省エネルギー化を図るとしている。各設備を更新することにより、故障のリスクが低減し、設備の点検・保守が容易となるなどメンテナンス性を高める予定である。

大ホールの一部の席幅の拡張や舞台照明設備・舞台音響設備等の更新により鑑賞環境の向上を図るほか、授乳室の新設や1階エントランスホールのトイレ拡張、バリアフリートイレの増設等を行い、館内案内等のサイン表示にデジタルサイネージを導入することにより利便性・バリアフリー機能を高める予定である。

ウ 閉館中の対応予定

閉館については、令和6年9月27日にホームページ等で発表し、前もって周知されている。

閉館中も新国立劇場や区の文化施設など都内各所の会場において、コンサートや子供から大人まで様々な世代を対象にしたミュージック・ワークショップなどを主催することとしている。

音楽資料室については、クラシック音楽を中心に約13万点の音源資料や楽譜、図書を備えており、江東区青海へ仮移転して開室する予定である。

(5) 東京芸術劇場の空調配管設備改修

東京芸術劇場は、平成2年10月に開館し、世界最大級のパイプオルガンを備えた大ホールのほか、特色ある3つのホールを持つ劇場である。

第三次主要施設10か年維持更新計画に基づき大規模改修を実施する予定であるが、空調配管の劣化が激しいため、大規模改修を待たずに令和6年9月30日から令和7年9月5日まで閉館して空調配管設備改修工事を実施した。

閉館中は、区の文化施設でコンサートを主催するなどの対応を行った。

(6) 文化施設におけるデジタル技術活用など新たな取組

デジタル技術を活用した取組について、文化戦略の「戦略2 芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす～人々をインスパイアする～」では、デジタル技術で新たな鑑賞・参加機会を生み、東京の創造的な文化体験を拡大する取組「スマート・カルチャー・プロジェクト」を展開している。この取組において、局と財団は、誰もが、いつでも、どこでも、芸術文化を楽しめる環境を実現するため、最先端技術を活用し、都立文化施設の収蔵品のデジタルデータ化や新しい鑑賞体験の機会を提供する取組を実施している。収蔵資料のデジタルデータ化については、収蔵品検索データベース「Tokyo Museum Collection (ToMuCo)」において、一般の利用者が自由に検索・閲覧することができるよう進めており、令和8年1月現在、約37万点の収蔵品等のうち約25万点を公開している。収蔵品等の3D データを活用した拡張現実

(AR) コンテンツも公開している。新しい鑑賞体験については、メタバース（仮想空間）上で、江戸東京博物館の分館である江戸東京たてもの園の「子宝湯」を解説とともに隅々まで鑑賞できるオンライン展覧会の開催（図2）や、ろう者や難聴者も自宅で音楽を視覚的に体感できるライブ配信コンサート「音楽をみる、映像をきく、オンラインコンサート」を実施している。

また、アクセシビリティの向上について、局と財団は、「乳幼児から高齢者まで、障害の有無や言語・文化の違いを超えて、だれもが文化施設やアートプログラムと出会い、参加しやすいように芸術文化へのアクセシビリティ向上に取り組むプロジェクト」として「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」を実施している。このプロジェクトでは、文化施設や文化事業のアクセシビリティ向上のための環境整備や、国内外の文化施設、NPO、研究機関、福祉・医療機関などと連携して、社会的な課題と向き合う事業モデルの開発等に取り組んでいる。これら事業モデルの開発事例をはじめ、アクセシビリティ対応のある行事や手話対応など文化施設のアクセシビリティ情報を、プロジェクトのポータルサイトにおいて、広く周知している。

（図2）オンライン展覧会の例（江戸東京たてもの園 子宝湯）



かつて東京にあった昭和の豪華銭湯「子宝湯」を3D スキャン。メタバースならぬ、Meta Bath として生まれ変わりました。スクロールすれば、昭和の銭湯が目の前に広がります。



出典：ToMuCo ホームページ

（7）契約手続等の合規性確認

令和7年度における維持管理・更新に係る契約事務手続について、適正に行われているか確認したところ、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

局は、良質な文化施設を次世代に継承していくため、文化戦略及び運営指針に沿って施設の維持管理・更新を着実にを行い、時代に応じて都が掲げる施策の実現に向けた文化施設の運営に取り組んでいる。

文化施設は、文化戦略が示す将来像「芸術文化で躍動する都市東京」の実現に貢献する使命があり、芸術文化の創造を支援する取組の充実及び喜びや感動をもたらす事業実施等により、東京の魅力の源泉である芸術文化を発信する拠点となることが求められている。

今後も、局は、質の高い芸術に触れる機会を幅広く提供していくために、引き続き、都民の貴重な財産である文化施設の計画的かつ効果的な維持更新及び文化戦略を踏まえた戦略的な運営に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(歳入)

(1) 奨学金の返還に係る延滞債権について条例に基づいた処理を適切に行うべきもの

私学部は、東京都育英資金貸付条例（平成12年東京都条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、平成16年度まで修学上必要な学資金の一部（以下「奨学金」という。）を奨学生に対し、表1のとおり貸し付けていた（注）。

条例では、奨学金の返還は、貸付期間満了の翌月から起算し6か月後から、貸付総額を表2のとおり年賦基準額で除した期間で、年賦又は半年賦により返還することとなっている。

また、条例第14条第2項及び東京都育英資金貸付条例施行規則（平成12年東京都規則第101号）第21条第1項及び第2項では、返還に際し、長期の疾病、傷病等の特別な事由が認められるときは、1年以内の期間で返還を猶予することができ、その事実が継続している場合には、重ねて猶予することができる。

一方、条例第12条第2項では借受者が奨学金の返還を遅滞した場合において正当な事由がないと認められるときは、違約金を徴収することを定めている。

ところで、この条例第12条第2項で定める正当な事由について見たところ、その確認方法や意思決定の手順等を定めておらず、延滞が正当な事由によるものか確認できないため、違約金の徴収を行わないことの妥当性が判断できない事案が見受けられ、適切でない。

違約金の徴収は条例に定められていることから、私学部は、正当な事由の確認方法や意思決定の手順等を明確に定め、奨学金の返還に係る延滞債権について条例第12条第2項に基づいた処理を適切に行われたい。

(生活文化局)

(注)現在、東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号。以下「改正条例」という。）により、平成17年度から国が日本学生支援機構（旧日本育英会）を通じて実施してきた奨学金と一本化するとともに、改正条例に基づき、公益財団法人東京都私学財団が指定団体として奨学金貸付事業を行っている。

(表1) 貸付月額

区分	貸付月額			
	国公立		私立	
	右記以外	交通遺児である者	右記以外	交通遺児である者
高等専門学校 又は高等学校	18,000 円	35,000 円	30,000 円	40,000 円
専修学校の 専門課程	42,000 円		50,000 円	
専修学校の 高等課程	18,000 円	35,000 円	30,000 円	40,000 円

(表 2) 貸付総額に対する年賦基準額

貸付総額	年賦基準額
200,000 円以下のもの	30,000 円
200,000 円を超え 400,000 円以下のもの	40,000 円
400,000 円を超え 500,000 円以下のもの	50,000 円
500,000 円を超え 600,000 円以下のもの	60,000 円
600,000 円を超え 700,000 円以下のもの	70,000 円
700,000 円を超え 900,000 円以下のもの	80,000 円
900,000 円を超え 1,100,000 円以下のもの	90,000 円
1,100,000 円を超え 1,300,000 円以下のもの	100,000 円
1,300,000 円を超え 1,500,000 円以下のもの	110,000 円
1,500,000 円を超え 1,700,000 円以下のもの	120,000 円
1,700,000 円を超え 1,900,000 円以下のもの	130,000 円
1,900,000 円を超え 2,100,000 円以下のもの	140,000 円
2,100,000 円を超え 2,300,000 円以下のもの	150,000 円
2,300,000 円を超え 2,500,000 円以下のもの	160,000 円
2,500,000 円を超え 3,400,000 円以下のもの	170,000 円
3,400,000 円を超えるもの	総額の 20 分の 1

スポーツ推進本部

1 指摘事項等

[意見・要望事項]

(歳出)

(1) アーカイブ資産の保管における浸水対策に関する仕様について

スポーツ総合推進部では、数千点に及ぶ東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関するアーカイブ資産等（以下「アーカイブ資産」という。）を広く都民に公開していくため、表の契約により、アーカイブ資産の保管及び資産の保管状況、貸出予約管理等を委託している。

アーカイブ資産は、東京 2020 大会のレガシーとしての希少性を有し、代替の利かない資産であることから、より慎重な保管体制を整える必要がある。このため、仕様書では、受託者に対し、委託業務を進行管理するため、保管場所、保管環境（温湿度管理、保管面積、図面等）及び防犯・防災対策（浸水対策を含む。）に関する事項を含む内容を記載した「倉庫保管計画」を契約締結後 3 営業日以内に部へ提出し、承認を得ることを求めている。

ところで、仕様書における資産の保管に関する倉庫の要件について確認したところ、温度、湿度、面積等に関する倉庫の要件（注1）は定められているが、浸水対策については要件が定められていなかったことから以下のとおりの改善すべき点が認められた。

① 倉庫の床面の高さの確保について

アーカイブ資産のより確実な安全性の確保等を図るために、保管場所の浸水対策に関する要件として、国や各自治体が示す防災情報のハザードマップにおける浸水深（注2）を基として、保管する床面の高さの基準を仕様書に定めることは可能であると考えられる。これによって、応札業者が用意する倉庫の場所を選定するための前提条件が整い、十分な床面の高さを確保していない業者が落札するリスク等を抑えることができる。

② 漏水等への対策について

保管物品の保全に当たっては、洪水等の災害だけでなく倉庫内天井からの漏水等（配管からの漏水、スプリンクラーの作動等）のリスクも想定されることから、保管棚等を保護する等の要件を仕様書に定めることにより、漏水等の影響を受けるリスクを低減することができる。

部は、アーカイブ資産の保管における浸水対策について、要件を仕様に定め、安全性を向上させることが望まれる。

(スポーツ推進本部)

(注 1) 仕様書における倉庫の要件の例

温度 20℃±5℃、湿度 30%~60%程度、面積 350 m²程度、耐荷重 300kg/m²以上の環境であること。温湿度は、一日に一回程度記録をとり、資産の保管に適した環境であることを確認すること。

(注 2) 洪水、高潮、津波等によって、市街地や家屋、田畑が水で覆われた際の地面から水面までの高さ。

(表) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京 2020 大会アーカイブ資産等保管・貸出管理運営業務委託	令和 7. 4. 1～令和 8. 3. 31	31, 488, 600

都 市 整 備 局

1 重点監査事項

「鉄道駅における人にやさしいまちづくりの推進」

【選定理由】

都は、「2050 東京戦略」(注1)の中で、東京 2025 デフリンピックやその先を見据えて、障害者、高齢者、外国人など誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、デジタル技術も活用しながら、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進することとしている。

局は、公共交通の要である駅における利用者の円滑な移動や安全性の向上を図るため、平成 26 年度から補助事業を開始し、ホームドア、エレベーター、バリアフリートイレ等の整備促進に取り組んでいる。

このうち、令和 6 年度末時点での都内鉄道駅における状況は、エレベーター等による段差の解消や車椅子使用者対応トイレ等の整備はほぼ完了しているものの、ホームドアの整備率は 56.5%(注2)であり、都営地下鉄が 100%、東京メトロも 96%に達する一方、J R 及び私鉄駅は 38.5%に留まっている。そのため、局は、令和 6 年度に、鉄道事業者及び関係行政機関からなるホームドア整備を加速する官民一体の協議会を立ち上げ、令和 10 年度末までに、都内の J R 及び私鉄駅の全体で約 6 割のホームにホームドアを設置することを目指すこととした。これを踏まえ、局は、令和 7 年度から、新たな補助事業である「ホームドア整備加速緊急対策事業」も実施している。

また、局は、ソフト面(情報)のバリアフリー化の一環として、国籍や障害等にかかわらず、誰もが円滑にコミュニケーションできるデジタル技術を社会に実装する契機とするため、令和 6 年度から、鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションの促進に取り組んでおり、鉄道駅へのデジタル機器等(音声を多言語の文字に変換するディスプレイやタブレット等)の導入経費等の補助を行っている。

局の鉄道駅における新たな取組について確認する必要があることから、鉄道駅における人にやさしいまちづくりの推進を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

(注1) 2050 年代に目指す東京の姿を実現するため、2035 年に向けた政策を取りまとめたもの。令和 7 年 3 月策定。

(注2) 都内のホーム数 1,838 のうち、整備ホーム数は 1,039

<事業執行の推移>

(単位：百万円、%)

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
鉄道駅総合バリアフリー推進事業	581	450	77.5	626	533	85.1	985	969	98.3	1,468
鉄道駅ユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業	-	-	-	-	-	-	50	31	63.9	39

【着眼点】

- ① ホームドア整備加速緊急対策事業は、ホームドア整備促進に有効なものとなっているか。(有効性)
- ② 鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションに係る機器等は、バリアフリーの促進に有効なものとなっているか。(有効性)
- ③ 補助事業は、適切に実施されているか。(合規性)

【結果の概要】

(1) 鉄道駅におけるバリアフリーの推進

局は、安全・快適な暮らしを支える交通環境の構築に向けて、公共交通の要である駅における利用者の円滑な移動や安全性の向上を図り、平成26年度から、「鉄道駅総合バリアフリー推進事業」（以下「バリアフリー推進事業」という。）を開始している。

これにより、局は、国の交通政策基本計画（平成27年2月閣議決定）で示された優先整備の考え方も反映しながら、鉄道事業者への補助を通じて、エレベーター、ホームドア、障害者用誘導ブロック、バリアフリースイレ等の整備促進に取り組んでいる。

その際、駅を中心としたまちのバリアフリー化を面的かつ一体的に行う観点から、地域の実情を適切に反映した総合的なバリアフリーの整備が着実に進むよう、事業者が整備計画を策定するに当たっては、区市町村との協議を行い、それぞれの意見を反映させる仕組みとした。

(2) ハード面での整備状況

鉄道駅におけるバリアフリーは、令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）や令和7年の第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025（以下「東京2025デフリンピック」という。）などの開催も後押しとなり、官民連携の取組として着実に進められてきた。

都内鉄道駅における令和6年度末時点の状況は、表1のとおり、エレベーターや車椅子利用者対応トイレ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備はほぼ完了しているが、ホームドアの整備率は全体で約6割という状況にある。

(表1) 都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況

	令和6年度末の状況		
	全駅数	整備済 駅数	整備率 (%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	756	741	98.0%
「車椅子利用者対応トイレ」の整備状況 (路面電車の駅を除く)	716	698	97.5%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	756	755	99.9%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	756	435	57.5%

出典：福祉局ホームページ

ア ホームドアの整備に向けた法令及び整備状況

(7) 法令等の位置づけ

鉄道事業者は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項により、旅客施設等の新設・大規模な改良（連続立体交差事業など）を行うときは、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」（通称）に適合するよう、ホームドアを設置することが義務付けられている。

また、既存の鉄道駅においても、事業者は、法第8条第3項により、ホームドアの設置に努めなければならないとされている。

(イ) 優先整備の考え方に基づく整備状況

局は、都内の鉄道駅におけるバリアフリー化について、ＪＲ及び私鉄等の駅をバリアフリー推進事業の対象として、また、東京都交通局・東京地下鉄株式会社が運営する地下鉄駅を地下高速鉄道整備事業の対象として、都に限らず国や関係する区市町村とともに、それぞれの負担割合により、整備促進の補助を行ってきた。

その中で、局は、1日当たり平均利用者数が10万人以上の鉄道駅（以下「10万人以上駅」という。）のホームドアの整備促進に向けて、バリアフリー推進事業における補助制度等による整備促進の取組を行ってきた。

また、局は、令和元年に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（以下「優先整備の考え方」という。）を公表し、利用者数に限らず、特別支援学校や病院の利用者が多い等の駅周辺の状況や、ホームが狭い、混雑している等の各駅固有の状況といった、考慮すべき新たな視点も取り入れた整備促進の取組を推進していくこととした。

これに伴い、局は、令和2年度から、利用者数が10万人未満の駅のうち、優先整備の考え方に基づき認定した駅についても、都の補助の対象とすることとした。

一方、鉄道事業者ごとの整備状況を見ると、表2のとおり、全体の整備率が57.5%となる中、東京メトロや都営地下鉄の整備については、ほぼ完了している。ただし、ＪＲ及び私鉄においては、10万人以上駅については約8割前後と進んでいるが、全体では約4割となっている。

都内の鉄道路線は相互接続により交通ネットワークを形成しており、鉄道駅のホームドアは、駅利用者の線路への転落を防止し、かけがえのない人の命を守るとともに、東京の鉄道ネットワークの安定的な運行を実現する重要な施設であることから、今後は、その全体の整備加速が喫緊の課題となっている。

(表2) 都内鉄道駅のホームドアの設置状況（令和6年度末時点）

区分	駅数	整備駅数	整備率	10万人以上駅			10万人未満駅		
				駅数	整備駅数	整備率	駅数	整備駅数	整備率
J R	140	63	45.0%	54	41	75.9%	86	22	25.6%
私鉄	341	137	40.2%	32	28	87.5%	309	109	35.3%
J R・私鉄 計	481	200	41.6%	86	69	80.2%	395	131	33.2%
東京メトロ	133	127	95.5%	45	45	100.0%	88	82	93.2%
都営地下鉄	95	95	100.0%	12	12	100.0%	83	83	100.0%
地下鉄 計	228	222	97.4%	57	57	100.0%	171	165	96.5%
その他（注）	47	13	27.7%	0	0	－	47	13	27.7%
総合計	756	435	57.5%	143	126	88.1%	613	309	50.4%

（注）日暮里・舎人ライナー、都電荒川線、御岳登山鉄道、高尾登山電鉄の合計

イ ホームドアの整備促進に向けた課題

ホームドアの整備に際しては、改修に向けた計画策定において、駅全体の改修計画との調整や、地域のバリアフリー整備方針との整合を図るために、対象路線が位置する複数の区市町村との調整などに期間を要する場合がある。

また、駅ホーム上の改修工事となることから、鉄道利用者への影響を最小限とするため、深夜工事となるなど施工時間が限られるとともに、各駅のホームの状況によっては、通路幅の確保やホーム自体の補強工事を要する。さらに、扉位置や編成数の違い（相互直通運転等）によっては、ドア開閉位置の対応が困難となるなど、様々な調整や多大なコストを必要とする場合がある。

ウ ホームドア整備に向けた都の対応策

（7）協議会の設置

都は、このような課題等がある中、令和6年8月に、官民が一体となって、コスト縮減や工期短縮等につながる工夫を持ち寄り、ホームドアの整備促進に向けた方策の検討を目的として、都内の鉄道事業者10社及び関係行政機関を構成員とする「ホームドアの整備加速に関する協議会」（以下「協議会」という。構成は表3のとおり）を設置するとともに、その中で得た、事業者における現場の声を施策等へ反映することで、更なる整備の加速化を図ることとした。

(表3) 協議会の構成（所属の会社名等）

委員	東日本旅客鉄道（株）・東武鉄道（株）・西武鉄道（株）・京成電鉄（株）・京王電鉄（株）・小田急電鉄（株）・東急電鉄（株）・京浜急行電鉄（株）・東京地下鉄（株）・東京都交通局
座長・事務局	東京都 都市整備局
オブザーバー	国土交通省 鉄道局・関東運輸局

(イ) 協議会における連携の取組

監査日（令和８年４月２４日）現在、協議会は累計５回開催されている。その中では、各鉄道事業者から取組状況の報告が行われるとともに、現場の声として、上記で述べた課題のほかに、人材の確保の困難さや、工事に際して施工ヤードが確保できない場合があることなども挙げられ、公用地の活用などについての要望も受けている。

これらを踏まえ、協議会においては、整備率向上に向けた各課題への対応として、整備工事等における技術面からの支援となるよう、表４及び図１のとおり、先進的な取組の共有・展開も行っている。

また、目標年次を事業者と共有し、確実にホームドア整備を加速化するため、第３回協議会（令和７年２月）においては、「令和１０年度末までに、都内のＪＲ及び私鉄駅の全体で約６割のホームにホームドアを設置する」ことを共通の目標として宣言している。

（表４）協議会における共有事例

課題	取組事例
列車ごとに扉位置が相違	ＱＲコード開閉連携システムの導入（図１）・大開口ドアの採用等
ホームの補強	ホームドアの軽量化・補強工事における工法の工夫等
ホーム通路幅の確保	狭隘箇所回避のための列車停車位置の変更等
施工時間の制限	日中帯を活用した施工等
人材の確保	専属部署の設立による既存人員の有効活用等

（図１）列車の扉位置に係る工夫事例（交通局によるＱＲコード開閉連携システムの導入）



出典：協議会資料

(ウ) ホームドア整備加速緊急対策事業

都は、ホームドア整備の取組を後押しするため、従来のバリアフリー推進事業による補助制度に加え、令和7年4月1日に新たな補助制度（ホームドア緊急対策事業）を創設した。

当事業は、既存のバリアフリー推進事業による補助制度の実施状況や協議会での意見等を踏まえ、整備の加速化に向けた現場の課題を分析・検証した上で新たな制度に反映させたものであり、表5及び図2のとおり、①補助率及び補助上限額の引上げ、②補助対象駅の拡大、③都の負担割合の拡充、④鉄道事業者への直接補助を行うこととしている。

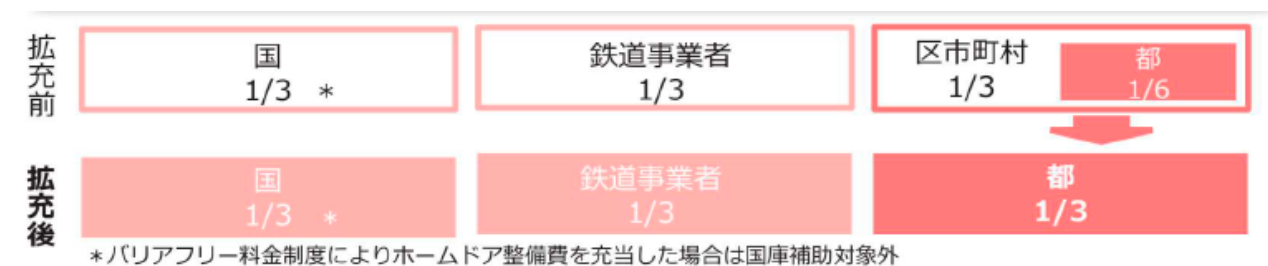
これにより、ホームドア1列当たりの補助上限額を4,000万円から8,000万円に増額することで、整備に係るコスト負担を軽減するとともに、5駅以上連続の整備や事故・輸送障害等のリスクが大きい場合も補助対象とすることで、一括発注による費用削減や材料搬入の効率化を図り、連続した複数駅にまたがる施工を促進している。

また、都が事業者への直接補助とすることで、整備計画策定時には、都との調整及び手続のみで対応可能となり、複数の区市町村にまたがる路線における整備の加速化を図ることができる。

(表5) 補助制度の比較

区分	既存の補助制度	新たな補助制度
名称	鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助	ホームドア整備加速緊急対策事業費補助
実施年度	H26年度～（継続）	R7年度～R10年度（時限措置）
対象	沿線の区市町村	鉄道事業者
対象事業	ホームドアのほか、エレベーターやバリアフリースイレ等の整備も含む	ホームドアの整備
補助率	1/6（区市町村が負担する1/3の半分を都が負担）	1/3（区市町村に代わり、都が負担）
上限額	ホームドア1列につき4,000万円	ホームドア1列につき8,000万円 （特別支援学校の最寄駅は、1億7,000万円）
対象駅	・10万人以上駅 ・10万人未満駅のうち、優先整備の考え方に基づき都が認定した駅	・既存の補助対象 ・既存の補助対象外であっても、5駅以上の連続整備又は人身事故・輸送障害頻発の場合（R10年度までの完了の公表が要件）

(図2) 補助制度の拡充



出典：令和7年度東京都予算の概要

エ 令和7年度の取組状況

(7) 補助事業

局は、ホームドア整備に係る補助について、令和7年度は、既存のバリアフリー推進事業と、令和10年度までの時限措置であるホームドア緊急対策事業のそれぞれの補助制度を併用しながら運用しており、実績については表6のとおりである。

なお、令和6年度までにバリアフリー推進事業に基づく補助を受けている駅は、引き続き区市と連携しながら整備を進めていくため、令和7年度以降も継続してバリアフリー推進事業の補助対象としている。

監査では、バリアフリー推進事業の補助対象である10駅23ホームや、ホームドア緊急対策事業の補助対象である4駅8ホームについて、一括設計審査や交付申請書、実績報告書、確定通知書等の補助の原議及び関係書類を確認したところ、指摘すべき事項はなかった。

(表6) ホームドア整備に係る補助の実績

(上段：バリアフリー推進事業、下段：ホームドア緊急対策事業)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助ホーム数	12	22	30	23
	－	－	－	8
補助金額(千円)	420,546	515,599	947,215	771,098
	－	－	－	617,724

あわせて、局は、協議会において、令和10年度末までに、都内のＪＲ及び私鉄駅の全体で約6割のホームにホームドアを設置することを共同目標としたことを受け、その着実な実施に向けて、令和7年度から令和10年度末までの間にホームドア緊急対策事業による補助を活用して整備が計画されている駅については、鉄道事業者からの申請に基づき、令和7年度に一括設計審査を行うこととした。

この結果、表7のとおり、ＪＲ・私鉄の合計で247のホームについて、ホームドア緊急対策事業による補助を活用した整備が行われることが確認された。

また、この247ホームのうち223ホームについては、ホームドア緊急対策事業の創設以前は令和10年度までの整備予定がなかったものや、令和11年度以降に整備を予定していたものであり、当事業の実施により、新たな整備計画や計画の前倒しが実現されたものである。

(表7) 令和7年度から令和10年度までの整備計画(整備ホーム数)

区分	令和7年度	令和8年度から 令和10年度まで	合計
全整備計画ホーム数	65	259	324
うちホームドア緊急対策事業活用	8	239	247

これを踏まえ、ＪＲ・私鉄の各事業者は、表８のとおり、令和１０年度末までに８１６ホームを整備するとしている。これにより、都内のホーム数１，２７７に対する整備率は６３．９％となり、共同宣言における目標の６割を達成できる見込みである。令和７年度においては、計画どおりに整備が行われており、都内のホームドア整備の加速化に向けた取組は着実に進んでいる。

また、令和１１年度以降にも連続立体交差事業や駅の大規模改良に併せてホームドアを整備する計画等があることから、引き続き、局は、整備に係る課題や設備投資計画等を踏まえヒアリングを行うなど、各事業者と緊密に連携しながら、ホームドア整備の着実な推進を図るとしている。

(表８) 令和７年度末時点の整備実績及び令和１０年度末時点の整備見込み

区分		都内の ホーム数	令和７年度末時点(注２)		令和１０年度末時点	
			整備 ホーム数	整備率	整備 ホーム数	整備率
ＪＲ	ＪＲ東日本	453	176	38.9%	287	63.4%
私鉄	東武鉄道	80	25	31.3%	39	48.8%
	西武鉄道	155	28	18.1%	57	36.8%
	京成電鉄	52	7	13.5%	20	38.5%
	京王電鉄	162	51	31.5%	106	65.4%
	小田急電鉄	63	32	50.8%	49	77.8%
	東急電鉄（注１）	141	96	68.1%	96	68.1%
	京浜急行電鉄	45	20	44.4%	40	88.9%
	北総鉄道	2	0	0.0%	0	0.0%
	首都圏新都市鉄道	14	14	100.0%	14	100.0%
	東京臨海高速鉄道	14	12	85.7%	12	85.7%
	東京モノレール	24	24	100.0%	24	100.0%
	多摩都市モノレール	38	38	100.0%	38	100.0%
	ゆりかもめ	34	34	100.0%	34	100.0%
ＪＲ・私鉄 計		1,277	557	43.6%	816	63.9%

(注１) 東急世田谷線を除く（ホームの構造上の問題による）

(注２) 令和７年度末時点の数値については、監査日現在の速報値

(イ) その他の取組

局は、事業の円滑な実施を支援するため、区市町村との橋渡しの役割を担い、協議会で要望のあった施工ヤードへの公有地の活用について、令和７年度に、関係自治体の担当者名簿を鉄道事業者提供するとともに、相談対応を行うことを周知している。

また、令和７年度に開催した２回の協議会（令和７年６月２４日及び令和８年２月３日）において事業者から報告のあった整備目標や実績、今後の整備計画等について共有するとともに、ホームページにこれらの情報を掲載し、都民に対しても適切に情報発信を行っている。

今後も、近年の資材高騰や人手不足等による工事への影響も注視しながら、継続的に事業者やホームドアメーカー等にヒアリングを行い、着実な整備に向けて進捗管理を行うとしている。

(3) 鉄道駅におけるソフト面でのバリアフリー

ア ユニバーサルコミュニケーションの推進

都は、東京2020大会を契機として、ハード面だけでなく、ソフト面においてもバリアフリー施策を展開しており、全ての人が平等に参加できる社会や環境の構築に向け、情報のバリアフリー化を進めてきた。また、東京2025デフリンピックやその先も見据え、更なる技術の社会への普及を図ることとしている。

これらの取組の一環である、ユニバーサルコミュニケーションの推進は、国籍や障害の有無にかかわらず、デジタル技術を活用して誰もが円滑にコミュニケーションを取ることを可能とする重要な取組であり、局は、令和6年度から、鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステムの整備を支援することにより、ソフト面からのバリアフリーの充実も進めている。

イ 補助事業

局は、鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業として、令和6年度に音声文字化装置等の導入を対象とする補助制度を創設し、窓口での問合せや非常時の情報提供などにおける、利用者と駅員のコミュニケーションの円滑化や、利便性向上につながる鉄道事業者の取組を後押ししている。令和7年度における補助制度の内容は、表9のとおりである。

(表9) 令和7年度における補助の内容

名称	鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業費補助
補助対象	鉄道事業者
対象経費	導入経費等（システム・ソフトウェア・付随機器等）、導入に係る実証実験の経費
補助率	2/3
上限額	1事業者につき1,500万円

この中で局は、図3の例のように、駅窓口において音声文字化（翻訳による多言語対応を含む）し、リアルタイムでディスプレイやタブレット上に表示することができる機器や、運行情報を文字や多言語にて配信するシステム機器等を補助対象として想定しているが、これ以外の機器についても、その効果や事業者のニーズに応じて幅広く補助対象とできるようにしている。

(図3) ユニバーサルコミュニケーションシステム機器の例



瞬時に文字起こし



キーボード入力を併用



手話通訳を併用

出典：都市整備局提供資料

監査では、令和7年度に局が補助を実施した8事業者分について、交付申請書や実績報告書、確定通知書等の補助の原議及び関係書類を確認したところ、指摘すべき事項はなかった。

なお、補助の実績及び補助を活用した駅の状況は表10のとおりであり、当補助事業の活用により、令和7年度末時点で、9事業者241駅（補助対象とする都内716駅のうちの約34％）において、新たにユニバーサルコミュニケーションシステム機器が導入されている。

（表10）補助の実績（注）

区分	令和6年度	令和7年度	合計
事業者数（延べ）	6	8	14
駅数（延べ）	198	233	431
金額（千円）	31,956	29,724	61,680

（注）対象機器の購入や設置が複数年度にわたる場合等は、事業者・駅に一部重複計上あり。

局は、補助対象の事業者からの実績報告に際して、事業の有効性を確認するため、事業の成果や今後の展開予定についても報告を求めている。その中で、①新システム導入により対応言語が3言語から13言語に拡大した事例、②スマートフォンを活用したインターホンシステムにより無人駅での旅客案内が可能となった事例が挙げられている。また、今後も継続して機器類を利用していくことや、設置場所の拡大を検討したいという事業者からの意向も寄せられており、鉄道利用者への今後のサービス向上につながる事例が確認された。

このように、新たなユニバーサルコミュニケーションシステム機器の導入により、ソフト面でのバリアフリーに向けた取組についても着実に広がってきている。

【監査委員からの所見】

局は、「2050東京戦略」に基づき、障害者、高齢者、外国人など誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、鉄道駅におけるハード・ソフト両面でのバリアフリーを推進している。その中で、ホームドアの整備加速に取り組む官民連携の協議会を立ち上げ、補助制度の拡充などに取り組みながら、整備の前倒し等を進めるとともに、ユニバーサルコミュニケーション技術の導入補助も行ってきた。

今後、鉄道駅利用者の利便性や安全性の効果を検証しながら、引き続き、鉄道事業者のニーズを踏まえた取組支援、事業者の課題解決に資する情報提供や区市町村との調整支援に積極的に取り組むとともに、更なるホームドア整備の加速化と着実な進捗管理を行っていく必要がある。

住 宅 政 策 本 部

1 重点監査事項

「子育て世帯に配慮した住環境の整備」

【選定理由】

都は、少子化対策の基本スタンスとして、望む人が結婚から妊娠・出産、子育てをしやすいように、ライフステージを切れ目なく支援することなどを挙げ、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、総力を挙げて対策に取り組んでいる。住宅についても、乳幼児の日常生活の事故による救急搬送の約7割が住宅等での事故に起因していることから、子育てに配慮した住宅の環境整備に取り組んでいる。

本部は、平成27年度から、子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。令和5年度には、子育てに適した優良な集合住宅の供給を一層促進するため、従来の住宅認定モデルを再構築し、3つに拡張（子供の安全の確保に特化（セーフティモデル）、事業者の特色を生かした設備等を選択（セレクトモデル）、設備等の充実に加え、コミュニティ形成などソフト面も重視（アドバンスモデル））して、「東京こどもすくすく住宅認定制度」を開始した。

当制度を推進するため、各モデルの基準を満たした集合住宅については、整備費の一部を都が住宅事業者等へ直接補助する「東京こどもすくすく住宅供給促進事業」を実施している。令和7年度からは、賃貸住宅改修時の補助率引き上げ、戸建住宅への制度対象を拡大するなど、一層の制度拡充に取り組んでおり、東京こどもすくすく住宅の認定戸数は、令和7年11月末時点で1万131戸となっている。

本部は、子供を安心して産み育てられる住まいの実現に向けた環境整備のため、住宅事業者に対して、具体的な基準や安全対策、設備設置の要件を示すこと等を目的とした「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を公表し、子育て世帯に配慮した住環境の整備を推進しており、当事業等の効果を検証する必要がある。

以上のことから、東京こどもすくすく住宅に係る事業を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。



<事業執行の推移>

(単位：百万円、%)

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	8	2	23.3	325	199	61.4	1,572	1,414	90.0	5,566

【着眼点】

- ① 本部は子育て世帯に配慮した住環境整備のため、事業手法の見直しを適宜行っているか（有効性）
- ② 認定住宅増加を図るため、民間事業者等と十分に連携して、普及啓発を行っているか（有効性）
- ③ 本部は、補助事業に係る事務手続を適正に行っているか（合规性）

【結果の概要】

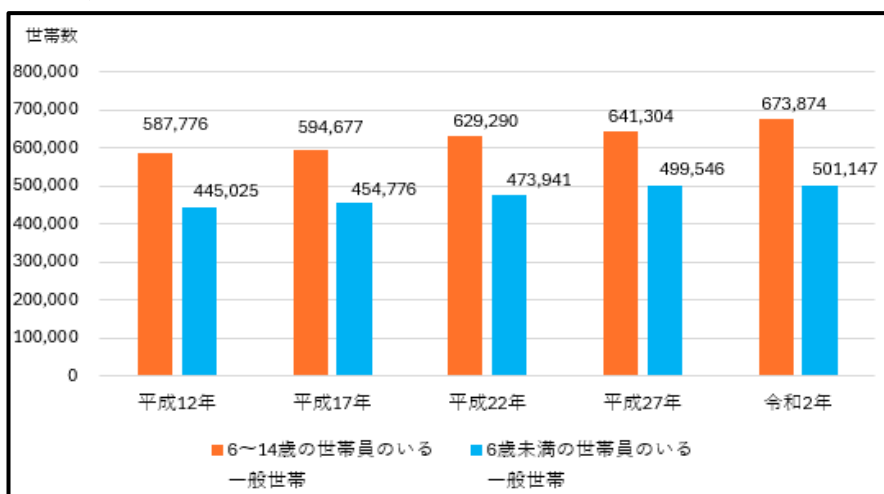
(1) 都内の子育て世帯の状況について

ア 子育て世帯数の推移等

都は、令和7年8月に「少子化対策の推進に向けた論点整理2025」を公表し、家族の在り方や家庭環境の多様化、就労環境の変化など少子化の背景にある多様な要因を踏まえ、ライフステージを通じた切れ目のない支援や子育てと仕事の両立を支える環境整備の必要性を示すとともに、子育て世帯を取り巻く環境の改善に向けた取組を推進している。

こうした中、都内の子育て世帯数の推移については、5年ごとの国勢調査による児童の年齢区分別世帯数は、図1のとおり、14歳以下や6歳未満の児童がいる世帯について、平成12年の調査結果以降緩やかな増加傾向にあり、子育て期の多様なニーズに応える支援が求められている。

(図1) 都内の子育て世帯数の推移



出典：
総務省統計局「国勢調査」を基に
監査事務局で作成

イ 住環境におけるリスクへの対応

東京消防庁が公表している令和6年の救急搬送データによれば、6歳未満の乳幼児の救急搬送者数全体は9,127人のところ、住宅内事故によるものが6,624人で72.6%を占め、6歳から12歳の小学生の救急搬送者数全体は5,069人のところ、住宅内事故によるものが1,793人で35.4%を占めており、年齢層による差はあるが、住宅内における子供の事故が大きな割合を占める状況にある。

子供の住宅内事故における発生原因としては、①窓や階段からの転落事故、②ドアでの指挟み事故等の住宅設備に関するものが多く、重症に至る事例もあることから、住宅設備等のハード面において、安全に配慮した住環境の整備が求められている。

また、共働き世帯の増加に伴い、家事及び育児と就労の両立を支えるため、家事動線や見守りやすさに配慮した住宅機能の必要性が高まっていることに加え、核家族化の進展を背景に、子育て世帯では相談相手の不足や孤立への不安がみられ、地域とのつながりや交流など、住環境におけるソフト面の要素も重要とされている。

本部は、こうした状況を踏まえ、子育て世帯に配慮した住宅の整備促進において、住宅内事故の発生リスクが高く、住環境の影響を受けやすい乳幼児から小学生までの子供がいる世帯及び将来子供を持つことを希望する者を対象とし、「子育てしやすい東京」の実現に向けた子育て支援策に取り組んでいる。

ウ 子育てに配慮した住宅のガイドライン

子育てを巡る住環境への配慮の重要性が高まる中、本部は、平成28年2月に「子育てに配慮した住宅のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。ガイドラインを、子供の安全確保や子育てのしやすさに関する考え方を示した指針として位置付け、その基本的視点として、表1のとおり、ハードとソフトの両面において、専門的知識を有する民間事業者や、まちづくりを専門とする学識者等の助言を踏まえ、住宅事業者等が子育ての観点から住宅の整備、管理、運営を行う際に参考とすべき事項を整理している。

ガイドラインについては、社会状況の変化等を踏まえ随時見直しが行われ、令和5年4月には、災害に対する備え、抗ウイルス対応等の衛生管理、テレワークスペースに関する事項等を具体例として追加するとともに、令和7年3月には、子育て世帯のニーズに関する調査・検討を踏まえつつ、幅広い事業者や地域に対し取組の裾野を拡大するため、対象を従来の集合住宅に加え、戸建住宅にも拡大している。

(表1) ガイドラインの基本的視点及び具体例

区分	具体例
良好かつ利便性の高い周辺環境の確保	・住宅周辺の公園、児童館、子育てひろば等の遊び場の充実 ・保育所、幼稚園、学校、医療施設へ安全かつ円滑なアクセス ・災害に対する備え（令和5年4月追加）
子供の安全性の確保と住み続けたい住宅づくり	・子育てに配慮した住戸面積、間取り、設備 ・窓、バルコニーからの子供の転落防止対策 ・抗菌、防カビ、抗ウイルス対応等の衛生管理（令和5年4月追加） ・テレワークスペース（令和5年4月追加） ・庭、緑化など敷地内に関する配慮（戸建住宅のみ）（令和7年3月追加）
コミュニティ醸成、活発で安心感のある交流の展開	・子育て支援施設等の設置 ・子育て世帯同士が交流できる集会室、交流スペースの設置 ・子供が安全に過ごせるキッズルーム、屋外遊びスペース
管理・運営のルールづくり	・子育て世帯に向けた入居者募集時の情報発信 ・居住者への子育て支援情報等の提供

(2) 東京こどもすくすく住宅認定制度について

ア 認定制度の概要

本部は、平成28年2月のガイドライン策定と同時に、「東京都子育て支援住宅認定制度」を創設し、住宅事業者等が供給する住宅について、子供の安全確保や子育てのしやすさに関する適合状況に応じて、都が認定を行うこととした。認定基準については、子育て世帯に配慮した住環境の整備が着実に行われるよう、ガイドラインの基本的視点や具体例を参考として、ハードとソフトの両面から設定している。

さらに、令和5年度には、子育てしやすい住宅の供給を加速させるため、表2のとおり、従来の認定基準をアドバンスモデルとして位置付け、それに加え、セレクト、セーフティの3つのモデルとして、認定基準の選択の幅を広げ、住宅事業者等が参入しやすい制度へと再構築し、「東京こどもすくすく住宅認定制度」（以下「認定制度」という。）へと名称を変更した。

認定基準については、必須項目として、住宅内及び共有部分における設備基準を設け、基本的な安全性を確保するとともに、さらに選択項目として、アドバンスモデル及びセレクトモデルにおいては、段差解消など設備の更なる安全性の向上や、コミュニティ形成などを含む幅広い基準を設けることにより、子育て世帯の居住環境の向上に寄与している。

また、令和7年度には、ガイドライン改定に当たって実施した調査検討結果を踏まえ、幅広い事業者や地域に対し取組の裾野を拡大するため、認定対象を従前の集合住宅に加え、戸建住宅まで拡大した。

東京こどもすくすく住宅に認定された住宅（以下「認定住宅」という。）は、子育て世帯等が住宅選択時に活用できるよう、都ホームページ等で公表しており、図2のとおり、各認定モデルの認定基準に基づき、バルコニー手すりなど設備の充実を図るとともに、入居者同士の交流などコミュニティ形成を促す取組が行われている。

(表2) 認定モデルの一覧

認定モデル	主な内容	種別	住戸専有面積	認定基準
アドバンスモデル	設備等の充実に加え、コミュニティ形成などソフト面も重視したモデル	集合	50 ㎡以上	必須：50 項目（新築） 22 項目（既存・改修） 選択：26/68 項目以上（新築） 26/96 項目以上（既存・改修）
		戸建	100 ㎡以上	必須：31 項目（新築） 17 項目（既存・改修） 選択：30/61 項目以上（新築） 22/74 項目以上（既存・改修）
セレクトモデル	事業者の特色を生かした設備等の選択が可能なモデル	集合	45 ㎡以上	必須：17 項目 選択：39/99 項目以上（新築） 17/101 項目以上（既存・改修）
		戸建	75 ㎡以上	必須：14 項目 選択：32/76 項目以上（新築） 15/77 項目以上（既存・改修）
セーフティモデル	子供の安全の確保に特化したモデル	集合	45 ㎡以上	必須：17 項目
		戸建	75 ㎡以上	必須：14 項目

(図2) 認定住宅の整備及び取組例

設備の整備（ハード面）



足掛かりのない
バルコニー手すり



指挟み防止措置が
施されたドア



子供が誤って
点火しないような
チャイルドロック付コンロ

コミュニティ形成（ソフト面）




入居者の交流機会の創出につながるコミュニティスペースや季節に応じた催しなどの開催（集合住宅）




入居者同士の交流の場となる共有スペースや入居者を対象としたイベントの開催（戸建住宅）

出典：本部公式ホームページ資料を基に監査事務局で作成

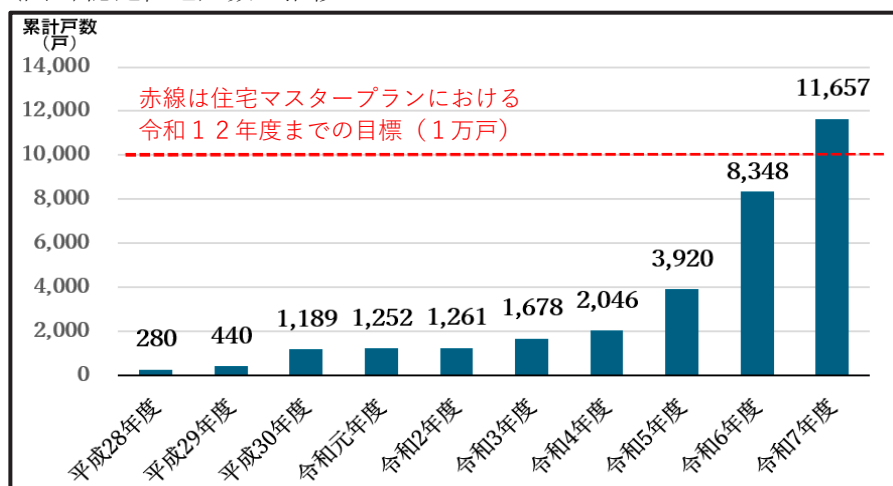
イ 認定制度の目標及び実績

令和4年3月に策定された東京都住宅マスタープラン（以下「住宅マスタープラン」という。）では、認定住宅について、令和12年度までに1万戸とすることを目標としている。これに対し、令和5年度に実施された制度の再構築や、後述する補助制度の導入等を行う中で、図3のとおり、令和7年度中に認定住宅戸数は1万戸を超え、当該目標を達成している。

住宅マスタープランは、5年ごとに改定されており、本部は、東京都住宅政策審議会において、東京子どもすすくすく住宅に係る新たな目標を検討することとしている。

また、令和7年度に本部が実施した調査によれば、認定住宅の居住者のうち子供と同居している世帯は約7割に達しており、子供がいない世帯の多くも20代から30代の若年夫婦世帯であり、子育て世帯に活用されている。今後も、子育て世帯のニーズを踏まえた認定モデルの見直しを行うなど、子育て世帯に資する取組が求められる。

（図3）認定住宅戸数の推移



出典：
本部公式ホームページ資料を一部加工

ウ 認定手続

東京子どもすすくすく住宅の認定手続は、認定モデルに適合した整備が着実に行われるよう、図4のとおり、工事着工前の設計に関する設計認定と、工事完了後の建築物に関する認定の二段階により、適合確認を行っている。

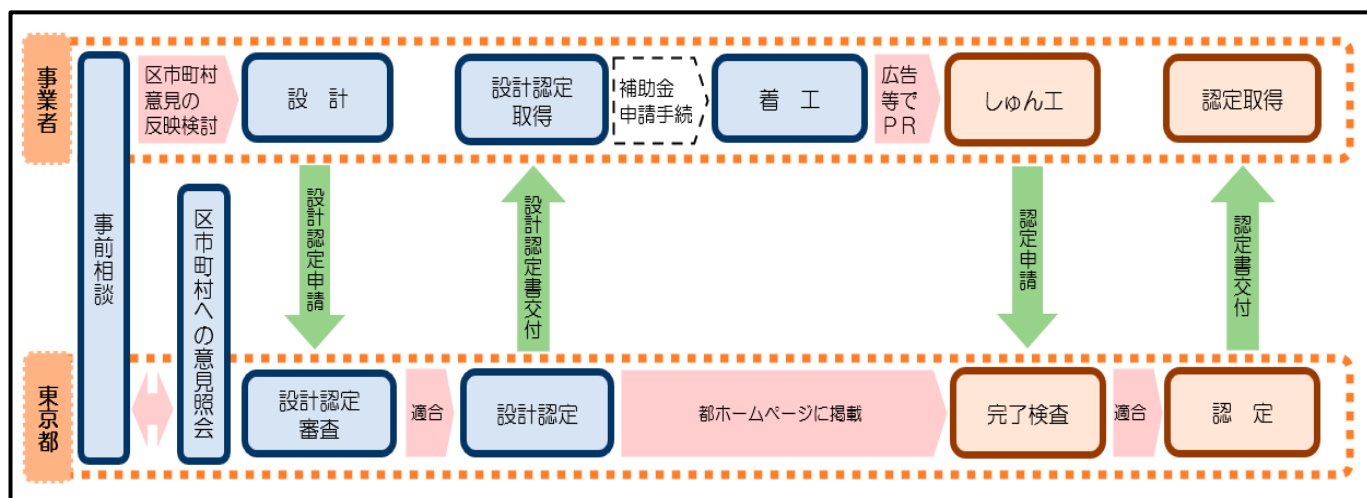
本部は、この認定業務の効率的な実施を図るため、設計認定申請書に係る認定基準への適合状況の確認、工事完了後の建築物に係る認定基準への適合状況の確認、年度ごとの工事進捗状況の確認等の業務について、令和7年9月から民間事業者への委託により行っている。

令和7年度中における認定手続に係る委託業務の実績は、設計認定申請35件、認定申請32件、軽微変更届等33件、完了届35件、現地確認91件となっており、当該委託業務について、契約内容に沿って適正に実施されていることを確認した。

また、住宅事業者等に対しては、認定取得のための申請内容の概要をあらかじめ都が確認することにより手続が円滑に進められるよう、事前相談を行っている。その中で、子育て支援施設の設置や子育て支援サービスの提供に係る計画を含む場合は、地元区市町村への意見照会を都が行うなど、地域の実情に応じた取組が行われるよう誘導している。

なお、事前相談書の受付は書面で行っていたところ、令和7年9月からは、本部公式ホームページ上の申請フォームを利用した受付を開始し、これにより、令和7年度中に事前相談について77件の対応が行われていることを確認した。

(図4) 認定手続の流れ



出典：本部提供資料を一部加工

(3) 東京こどもすくすく住宅供給促進事業（補助事業）について

ア 促進事業の概要

本部は、東京こどもすくすく住宅の供給促進を図るため、令和5年度の現行の認定制度の開始に併せて、「東京こどもすくすく住宅供給促進事業」（以下「促進事業」という。）を開始し、その中で、認定住宅の新築又は改修に要する整備費の一部を補助することとした。

当該補助制度は、子供の転落防止対策や子育て支援施設の設置等の各認定モデルにおける基準に適合した認定住宅について、住宅事業者又は区市町村からの申請に基づき、都が補助金を交付するものである。

なお、事業計画や工事期間が複数年度にわたる場合には、整備状況に応じて複数年度に分けて補助金が交付される。

イ 住宅事業者への補助

住宅事業者に対する補助における補助率及び補助限度額は、図5のとおり、認定モデルや整備形態等に応じて設定されており、令和7年度には、賃貸住宅（改修型）の補助率を補助対象事業費の2分の1から3分の2に引き上げるとともに、例えばアドバンスモデルについて1戸当たり200万円としていた補助限度額を260万円に引き上げるなど、補助限度額の拡充を行った。

また、本補助事業の活用にあたっては、民間住宅市場において中長期的に活用される住宅ストックとして定着させるため、促進事業に係る補助金交付要綱により10年以上の認定継続が要件とされているほか、新築集合住宅については、建物全体として子育てに配慮した住環境の形成を促すため、当該住宅の全戸数の5分の1以上が認定住宅であること等を要件としている。

住宅事業者への補助の実績については、表3のとおり、交付件数及び交付額がいずれも増加傾向にあり、認定住宅の供給促進に寄与している。

(図 5) 補助率及び補助限度額

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
基本補助額	補助対象事業費 A	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用	
		A の 1 / 5	A の 1 / 20	A の 2 / 3	A の 1 / 3
補助限度額 ※ 1	アドバンスモデル	200万円 / 戸	50万円 / 戸	260万円 / 戸	100万円 / 戸
	セレクトモデル	100万円 / 戸	25万円 / 戸	130万円 / 戸	50万円 / 戸
	セーフティモデル	50万円 / 戸	12.5万円 / 戸	65万円 / 戸	25万円 / 戸
	子育て交流促進施設	1 申請ごと 500 万円 ※ 2		1 申請ごと 500 万円 ※ 2	
耐震改修工事に係る加算 (戸建のみ)		—		耐震改修工事費の 2 / 3 (限度額 : 200 万円 / 戸)	

※ 1 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は 50 戸を限度とする。
※ 2 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用を限度とする。

赤枠は令和 7 年度に引上げ

出典：本部提供資料を一部加工

(表 3) 住宅事業者への補助の実績 (単位：件、千円)

区分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅事業者への補助	27	190, 155	108	1, 391, 836	176	2, 294, 114

ウ 補助金の交付手続

本部は、補助金申請に係る審査業務の効率的な実施を図るため、申請図面と各補助金申請書類との整合確認の業務について、令和 7 年 9 月から民間事業者への委託により行っている。

令和 7 年度中における補助金申請に係る委託業務の実績は、全体設計承認申請 4 2 件、補助金交付申請 1 3 1 件、補助金交付決定額変更申請及び内容変更承認申請 2 2 件、実績報告 1 2 8 件、軽微変更届 3 件となっており、当該委託業務について、契約内容に沿って適正に実施されていることを確認した。

なお、令和 7 年度に住宅事業者に対して交付決定した補助金関係書類 1 7 6 件中 2 3 件を抽出し、補助金の交付手続について確認したところ、指摘等すべき事項は認められなかった。

(4) 普及啓発について

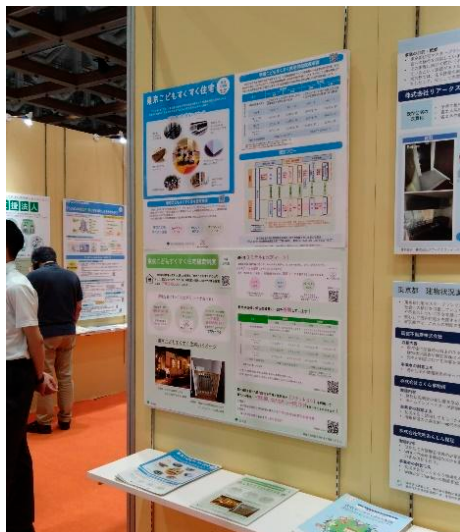
ア 民間事業者等との連携

本部は、認定住宅を幅広く広報するため、東京国際展示場で行われる来場者数が例年 1 万人超の「賃貸住宅フェア」に、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて出展して認定制度の内容等を紹介するなど、不動産及び住宅関連の業界イベントやセミナーにおいて、民間事業者との接点を活用した普及啓発を行っている (図 6 参照)。

また、幅広い住宅事業者等の事業参入を図り、先行して認定モデルを整備している東京都住宅供給公社や関係事業者と連携し、認定住宅の区市町村や住宅事業者を対象とした住宅見学会を実施している (図 7 参照)。これらの住宅見学会は、認定住宅のしゅん工の機会を捉え、設計上の工夫や子育て世帯への配慮内容について、区市町村や住宅事業者等の担当者が実際に建築物を確認すること等により、認定制度の普及啓発につなげている。

なお、住宅見学会はしゅん工のタイミングで見学対象となる建物が限られるほか、建物により参加人数が制限されることから、民間事業者等と調整し、実施回数を増やすなどの工夫を重ねて実施しており、各年度における実施回数及び参加者の延べ人数は、令和５年度が１回４５名、令和６年度が２回４０名、令和７年度が３回４２名となっている。

(図 6) 「賃貸住宅フェア 2025」の展示状況



出典：本部提供資料

(図 7) 住宅見学会の様子



出典：本部提供資料

イ 子育て世帯に向けた情報発信

本部は、公式ホームページにおいて、「子育て世帯向け WEB コンテンツ～マンション編～」を掲載し、東京子どもすすくす住宅の子育てしやすい配慮や工夫を分かりやすく解説しているほか、認定制度の概要、認定基準、認定モデルの種類及び認定住宅の一覧等も掲載している。認定住宅については、物件名や所在地等を公表することにより、住宅選択時の参考情報として提供されている。

また、認定住宅については、住宅事業者等が自社ホームページやチラシ等により広く周知しているところである。一方、令和７年度に本部が実施した調査によると、認定制度について入居前から知っていた認定住宅の居住者は９％にとどまっている。このため、本部は、子育て世帯に対する情報発信については、民間不動産サイトとの連携や広報素材の提供など、その強化に向けた取組を引き続き検討していくとしている。

ウ 区市町村への支援

本部は、区市町村に対して、特別区住宅担当課長会及び多摩地域住宅政策連絡協議会において、認定制度の内容や制度改正の趣旨等について情報を共有している。

さらに、令和７年度には、各区市町村内における認定制度に関する周知状況を確認するとともに、各区市町村の住宅施策の方向性等に関するアンケート等を実施し、その結果を踏まえて、子育て世帯向けの住宅支援施策等に取り組む９自治体に対してヒアリングを行った。

また、区市町村が都と同様の取組を実施している場合には、補助金を交付する仕組みも設けており、当該事業に関心を示した７自治体を訪問するなど、各区市町村の取組を支援している。

【監査委員からの所見】

本部は、望む人誰もが安心して子供を産み育てやすい社会の実現に向け、東京こどもすくすく住宅認定制度及び促進事業を通じ、子供の安全確保や子育てのしやすさ等の観点から、転落防止対策やコミュニティ形成など、子育て世帯に配慮した住環境の整備に取り組んできた。

今後も本部は、事業効果の検証を踏まえた新たな認定住宅戸数目標の設定を行い、民間事業者等と連携を図りながら、制度の趣旨や認定住宅の特性についての情報発信を強化するとともに、ニーズを踏まえた認定モデルの見直しを行うなど、子育て世帯の更なる活用促進に向けて、着実に取り組んでいく必要がある。

1 重点監査事項

「社会的養護の必要な子供たちの育つ環境づくり」

【選定理由】

都内には虐待を受けた児童や、実親による養育が困難で、社会的養護を必要とする児童が約 4,000 人おり、里親のもとや児童養護施設、乳児院等の施設で暮らしている。社会的養護を必要とする児童への対応については、平成 28 年 6 月の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）改正で地方公共団体の責務として家庭養育優先原則が明記されたことにより、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同等の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を推進すること、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」の整備のため小規模化・地域分散化等を進めていくこととされている。

局は、令和 7 年 3 月に策定した「東京都社会的養育推進計画（計画期間：令和 7 年度から令和 11 年度まで。以下「計画」という。）」において、家庭と同等の環境における養育を推進するため、一貫した里親支援を行うための「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業」の実施などにより、里親制度の普及や登録拡大、里親委託の拡大に向けた取組を推進している。

また、グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業や児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業などにより、グループホームやファミリーホームの環境整備への支援を行うことで家庭的養護の推進を図っている。

社会的養護を必要とする子供たちが家庭的な環境の中で健やかに育ち、社会で自立していけるよう、これらの事業が効果的に実施されているかを検証する必要がある。

以上のことから、社会的養護の必要な子供たちの育つ環境づくりを重点監査事項に選定し、特に以下の 3 事業が適切に行われているかについて監査する。

＜事業執行の推移＞

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業	232	232	100	425	425	100	686	686	100	950
グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業	303	296	98.0	339	299	88.3	450	365	81.2	450
児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業	85	78	92.4	90	80	88.6	121	121	100	114
合計	620	607	98.0	855	805	94.1	1,257	1,173	93.3	1,515

【着眼点】

- ① 事業の実施が社会的養護を必要とする児童の「家庭と同様の環境における養育」につながる効果的なものとなっているか。（有効性）
- ② 事業実績等を把握し、環境整備に向けた必要な取組について検討や見直し等を行っているか。（有効性、効率性）
- ③ 事業の実施において、委託契約や補助事業は適正に行われているか。（合规性）

【結果の概要】

(1) 社会的養護と都の状況

ア 社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

社会的養護については、児童福祉法第3条の2において、国及び地方公共団体による実施の責務と、児童の養育形態の優先順位が定められ、以下のとおり、①に向けた支援を原則としつつ、必要に応じて②及び③に向けた措置を講じなければならないとされている（家庭養育優先原則）。

- ① 家庭養育
- ② 家庭における養育環境と同様の養育環境での養育（①が困難又は適当でない場合）
- ③ できる限り良好な家庭的環境での養育（①及び②が適当でない場合）

児童福祉法第三条の二

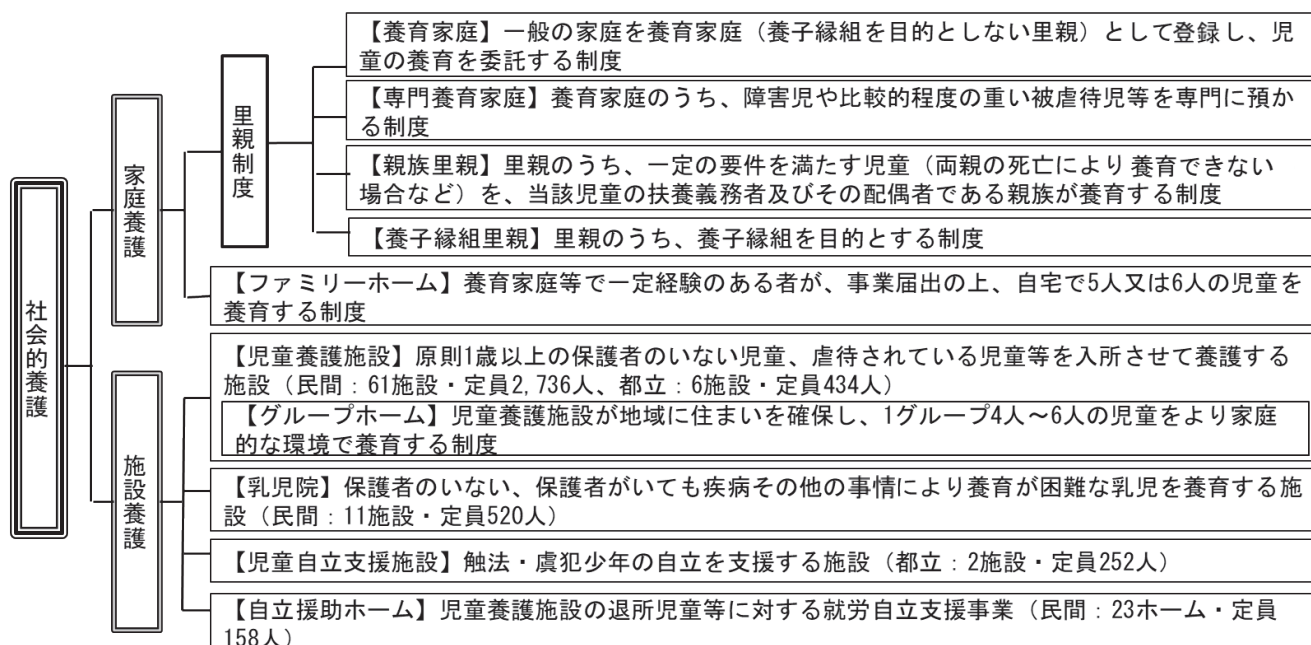
国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

イ 都の社会的養護を取り巻く状況

(7) 社会的養護の体系

都の社会的養護は、里親及びファミリーホームの家庭養護と、児童養護施設等の施設養護に大別される。社会的養護の体系は、下図のとおりである。

(図1) 社会的養護の体系図（令和8年3月1日現在）

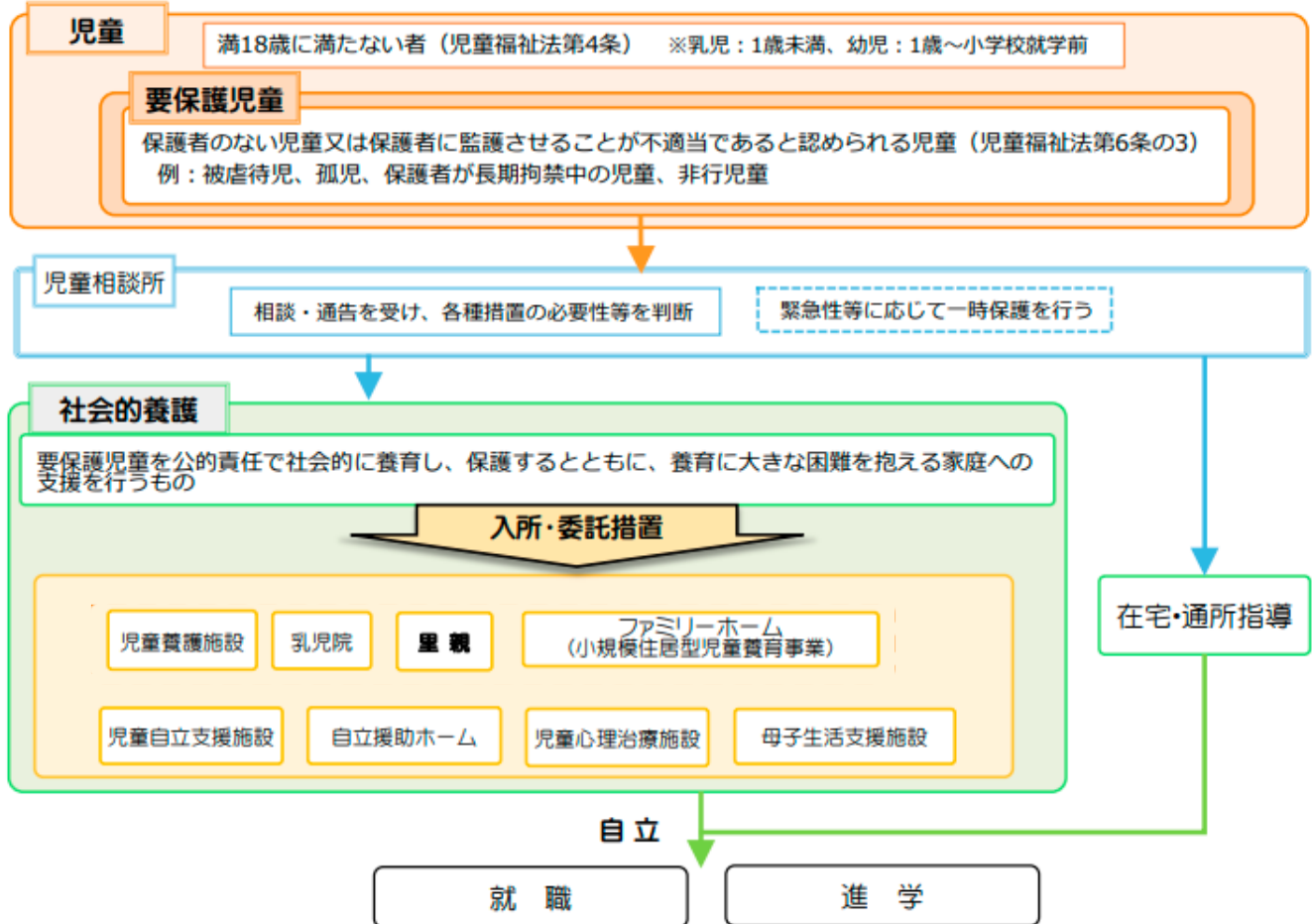


出典：福祉局「社会的養護の体系図」

(イ) 社会的養護に至る流れ

社会的養護に至る流れは下図のとおりであり、児童相談所(注 1)が通告(注 2)や相談を受け、緊急性などを判断した上で、児童を一時保護(注 3)し、家庭に戻せないなどの事情があるときは、児童養護施設や里親等のもとで家庭復帰や自立に向けて保護・養育が行われる。

(図 2) 社会的養護に至る流れ



出典：総務省「社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－」（令和 6 年 6 月）

(注 1) 東京都においては、都設置の所（12 所）と特別区設置の所（10 所）がある（令和 7 年度末現在）。

(注 2) 児童福祉法第 25 条第 1 項において、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」とされている。

(注 3) 一時保護は「子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるもの」である。（「一時保護ガイドラインについて」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知））

(ウ) 都における社会的養護施設・里親の状況

都における社会的養護施設・里親の状況は、下表のとおりである。

(表 1) 社会的養護施設・里親の状況(注 1)

(単位：施設、人、家庭)

区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児童養護施設	施設数	67	67	66	67
	定員	3,208	3,209	3,126	3,116
	現員	2,865	2,800	2,763	2,694
	グループホーム・ 小規模グループケア	施設数	168	183	189
		定員	985	1,058	1,082
		現員	919	956	997
乳児院	施設数	11	11	11	11
	定員	513	510	491	472
	現員	314	354	360	374
ファミリーホーム	施設数	30	30	30	27
	定員	181	181	181	162
	現員	127	120	121	115
里親登録家庭数		1,231	1,285	1,302	1,364(注 2)
里親委託児童数		507	524	534	555(注 2)

(注 1) 各年度 3 月 1 日現在（里親登録家庭数、里親委託児童数は各年度末現在）。特別区児童相談所の管轄地域を含む数値。

(注 2) 速報値。

ウ 社会的養護に係る局方針

局は、平成 30 年 7 月の厚生労働省通知『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成 30 年子発 0706 第一号）を受け、都全体の社会的養育の方向性と社会的養育の充実に向けた取組を示す「東京都社会的養育推進計画」（計画期間：令和 2 年度から令和 11 年度まで。以下「旧計画」という。）を令和 2 年 3 月に策定した。

令和 6 年 2 月には、旧計画策定以降の社会的養育を取り巻く状況の変化（特別区児相の開設、法改正等）を踏まえ、東京都児童福祉審議会において、新たな東京都社会的養育推進計画策定に向けた専門部会の設置が決定され、令和 6 年 6 月以降の 5 回の専門部会での議論などを経て、旧計画の中間年である令和 7 年 3 月には、新たな「東京都社会的養育推進計画」（計画期間：令和 7 年度から令和 11 年度まで。以下「計画」という。）を策定した。

計画では、家庭養育優先原則などからなる「3つの理念（基本理念）」のもと、「家庭と同様の環境における養育の推進」、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」などの「9つの目標（基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標）」を定めている。

9つの目標

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実 | ⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援 |
| ② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築 | ⑦ 児童相談体制の強化 |
| ③ 家庭と同様の環境における養育の推進 | ⑧ 一時保護児童への支援体制の強化 |
| ④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備 | ⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着 |
| ⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 | |

エ 重点監査の対象

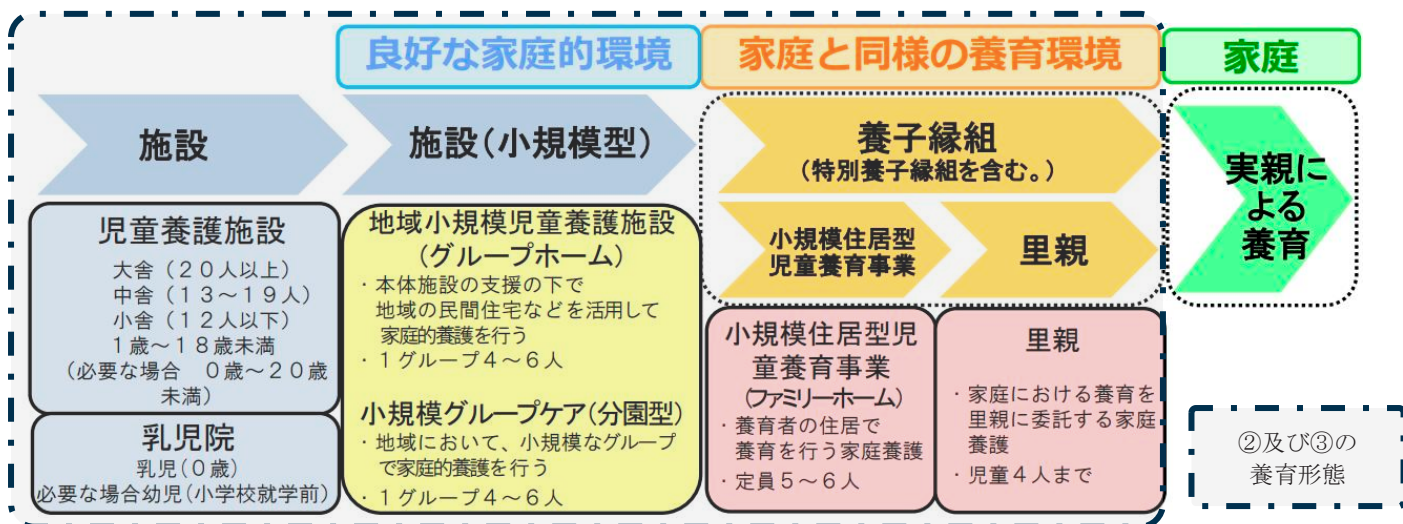
本監査においては、図3のとおり、家庭養育優先原則がありながらも家庭養育が困難又は適当でない場合（「ア 社会的養護とは」に示す②及び③の養育形態）について着目し、関連する局の取組の中から、以下の3事業（以下、「抽出事業」という。）を抽出して監査を行った。

- ・フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業
- ・グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業
- ・児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業

監査に当たっては、計画の評価指標（後述）のうち関連するものの直近状況などに着目しながら、抽出事業の令和7年度実績を確認するとともに、その執行が適正に行われているかなどについて確認を行った。

なお、9つの目標のうち、抽出事業との関連が強い「家庭と同様の環境における養育の推進」「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」について、計画では、表2のとおり、課題と取組の方向性を定めている。

（図3）社会的養護の類型



出典：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」

(表2)各目標の課題と取組の方向性（抽出事業に関連の強いものを中心に抜粋）

○家庭と同様の環境における養育の推進	
里親制度の普及・登録家庭数の拡大、委託の促進	
課題	・乳幼児や高齢児等、様々なニーズに適うマッチングが可能となるよう、多様な里親の登録が必要 ・里親制度の社会的な理解の促進や、認知度の更なる向上が必要
取組の方向性	・里親委託児童は年齢や委託期間等、様々なニーズがあることを周知するとともに、多様な里親の登録に繋がる効果的なリクルート方法を検討 ・フォスタリング機関事業の都内全域での実施により、区市町村と連携をした地域に根差したリクルート活動の強化
里親に対する支援	
課題	・里親家庭の抱える養育の不安や悩み等に対して、里親の養育力向上に資する取組の実施とともに、気軽に相談ができる体制の構築など、里親に寄り添った支援が必要 ・委託後の不調を未然に防ぐため、マッチングからの丁寧なアセスメントの実施や、里親の負担に対する支援、里親自身の養育力の向上が必要
取組の方向性	・関係機関の連携により里親を支援する体制（チーム養育）を強化 ・ケアニーズの高い児童の養育に資する研修や、養育家庭の経験に合わせた支援の実施等により、里親の養育力向上に向けた取組を強化
○施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備	
施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育、施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）	
課題	・地域分散化により、グループホームが増えたことに伴い、若手職員がグループホームに配置され、運営の中心となることも増えており、若手職員の育成、フォロー体制の構築が課題 ・グループホームの増設に伴い、本体施設の定員を減少させてきたこと、本体施設の各ユニットの小規模グループケア化を進めたことに伴い、これまでスケールメリットを生かしてケアニーズの高い児童を受け入れてきた本体施設において複数職員による勤務ローテーションを組むことが困難に ・都立児童養護施設においては、公的な役割を果たす中でケアニーズが高い児童の割合が増加しており、現行の職員配置及び1ユニット定員（8名）では児童の特性に応じた支援が困難に
取組の方向性	・施設における家庭的な環境での養育を更に進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化に対応するグループホームの設置を支援 ・グループホームに勤務する職員が孤立することのないよう、グループホームの特性を踏まえた、職員の負担軽減のための体制構築を引き続き支援 ・児童養護施設の本体施設の小規模化に伴い、職員体制の充実に向けた支援を実施するとともに、個室化などハード・ソフト両面からケアニーズの高い児童の受け入れを促進するための支援を検討

(2) 監査の結果

ア 計画の評価指標と進捗状況について

計画では、9つの目標ごとに、その進捗状況を評価するための各種指標を設定している。抽出事業との関連が強い「家庭と同様の環境における養育の推進」「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」についての指標は、表3のとおりである。

局は、これらの指標について毎年度現状把握を行い、東京都児童福祉審議会における議論や都の社会的養育を取り巻く環境の変化等も踏まえ、今後の取組の強化や次期以降の計画につなげていくとしており、監査日現在で確認できた最新の進捗状況は表3の「実績」欄のとおりである。

これらのうち項番1～3、6～9といった里親制度に関する指標については、現時点では、計画で定める目標値とかい離がある項目が多く見られる。里親制度について局は、広域的な広報の実施をはじめ、本監査の抽出事業のひとつの「フォスタリング機関事業」の実施などにより、制度の普及啓発や里親登録者数の増加、各種の里親支援などに取り組んでいるところである。本監査では、これらの取組をこれまでと同内容・同規模で実施するのみでは、令和11年度時点で目標値が確実に達成されうるという心証には至らなかったものの、局は、目標値達成に向け、児童福祉審議会等において計画期間の中間年である令和9年度を目安として計画全体についての検討を継続し、必要な場合には計画の見直しを行って、取組を一層推進していく、としている。

こうしたなか、令和8年1月には、児童福祉審議会が「里親等委託の推進について（中間報告）」を公表し、里親向け子育て支援サービスの充実といった直ちに対応すべき事項について、当面の取組の方向性を取りまとめるとともに、引き続き検討を要する事項については令和8年度に最終提言として取りまとめることとしており、今後の取組の拡充が期待される。

(表3)計画における指標一覧(注1)

項番	指標名	計画時 (令和5年度末)(注2)	実績 (令和6年度末)(注2)	目標値 (令和11年度末)
家庭と同様の環境における養育の推進				
1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率(注5)	3歳未満 14.4% 3歳～就学前 23.7% 学童以降 16.9% 合計 17.5%	3歳未満 16.2% 3歳～就学前 25.5% 学童以降 16.7% 合計 17.8%	3歳未満 50.5% 3歳～就学前 50.5% 学童以降 33.6% 合計 37.4%
2	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の登録率(注4)、稼働率	【登録率】42.5% 【稼働率】41.3%	【登録率】41.0% 【稼働率】43.3%	【登録率】74.6% 【稼働率】50.0%
3	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	養育里親 801 家庭 専門里親 19 家庭 養子縁組 448 家庭	養育里親 822 家庭 専門里親 19 家庭 養子縁組 443 家庭	養育里親 1,669 家庭 専門里親 40 家庭 養子縁組 933 家庭
4	ファミリーホーム数	30 ホーム	27 ホーム(定員162人) (令和7年度末)	40 ホーム(定員240人)
5	新規ファミリーホーム数、委託児童数	新規2 ホーム 委託児童数120人 (令和5年度)	新規1 ホーム 委託児童数127人 (令和6年度)	増やす
6	里親登録(認定)に対する委託里親の割合	38.0%	39.7%	増やす
7	民間フォスタリング機関の設置数	8 児童相談所 (令和7年1月)	都児相管轄内すべてに設置	都児相管轄内すべてに設置
8	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	96回 延べ1,014人 (都実施分) (令和5年度)	121回 延べ829人 (都実施分) (令和6年度)	増やす
9	里親支援センター(注5)やフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	フォスタリング機関 8か所(令和7年1月) 民間あっせん機関(都内) 5機関(令和6年度末)	フォスタリング機関 11か所 民間あっせん機関(都内) 5機関 (令和7年度末)	連携強化
施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備				
10	児童養護施設定員に占める定員6名以下のユニットの割合	60.4% (令和6年度末)	66.3% (令和7年度末)	100% ※ただし、代替養育の状況による
11	乳児院定員に占める定員6名以下のユニットの割合	59.8% (令和6年度末)	66.5% (令和7年度末)	上げる
12	グループホームの定員数(注6)	1,141人 (令和6年9月1日)	1,160人 (令和7年度末)	増やす

(注1)抽出事業に関連の強いものを中心に抜粋

(注2)特に表記があるものを除く。

(注3) 委託率＝ $\frac{\text{（養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数）}}{\text{（乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数）}}$

(注4) 登録率＝ $\frac{\text{（里親登録数×平均受託児童数+ファミリーホームの定員数）}}{\text{（乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・ファミリーホームへの委託児童数）}}$

(注5)里親支援事業や、里親・委託児童等に対する相談支援等を行う施設として、令和6年4月の改正児童福祉法により、新たに「児童福祉施設」として位置付けられた。

(注6)「施設分園型」の数値を含む。

イ 抽出した事業について

(7) フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業

a 事業概要

本事業は、「家庭と同様の環境における養育の推進」の一環として、里親等への委託を推進するため、民間事業者へ里親のリクルートや各種の里親支援などを行う業務を委託するものである。

本事業の概要は、表4及び表5のとおりである。

なお、本事業の確認にあたっては、本年の監査対象児童相談所に係る事業のみを対象としている。

(表4) フォスタリング機関事業の概要

概要	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、児童と里親家庭のマッチング支援、児童の里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）について、より質の高い一貫した里親支援を行うことを目的として、民間事業者へフォスタリング業務を委託する。
開始年度	令和2年度

(表5) フォスタリング機関一覧（監査対象児童相談所のみ）

（単位：円）

児童相談所	フォスタリング機関 受託者	管轄地域	設置初年度	委託金額(概算) (令和7年度)
児童相談センター	A	千代田区・中央区・新宿区・渋谷区・目黒区・台東区・島しょ	令和7年度	95,702,000
江東児童相談所	A	江東区・墨田区	令和4年度	86,315,000
品川児童相談所	B	大田区	令和5年度	77,183,000
杉並児童相談所	C	杉並区・武蔵野市・三鷹市	令和6年度	86,704,000
足立児童相談所(注)	A	足立区	令和7年度	87,957,000
八王子児童相談所	D	八王子市・日野市	令和6年度	85,640,000
立川児童相談所	D	立川市・青梅市・昭島市・国立市・福生市・あきる野市・羽村市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町	令和4年度	83,734,000
小平児童相談所	E	小平市・小金井市・東村山市・国分寺市・西東京市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市	令和5年度	90,703,000

(注) 足立児童相談所は、北児童相談所と併せて委託契約を締結している。

b フォスタリング機関の主な業務内容（令和7年度）

本事業における、フォスタリング機関への主な委託業務内容（令和7年度）は表6のとおりである。

フォスタリング機関が作成し局に提出した委託業務実績報告書の記載及び局へのヒアリング等により、機関の業務実施の状況や局の履行管理の状況を確認した結果、別記指摘事項(1)及び(2)のとおり、一部に問題となる点が見受けられた。

(表 6)主な業務内容（令和 7 年度）

里親制度等普及促進・リクルート事業
里親の新規開拓及び普及啓発等、養育家庭体験発表会の実施
里親研修・トレーニング等事業
里親研修、里親トレーニング、研修旅費の支給
里親委託推進等事業
新規登録・登録更新手続、子育て短期支援事業における里親活用、児童と里親家庭のマッチング支援、自立支援計画書の作成、里親委託等推進委員会
里親訪問等支援事業
里親からの相談受付等、里親家庭への訪問支援等、里親等の相互交流、養育体験の実施、一時保護委託の調整・支援、育児家事援助者派遣事業、レスパイト・ケア事業の実務、親子の再統合に向けた面会交流支援事業、障害児里親等支援体制強化事業
養育家庭等自立支援強化事業
里親子や児童自立生活援助事業を利用している児童に対する情報提供・相談援助、元委託児童に対する相談援助（アフターケア）、東京都養育家庭等自立援助事業に係る支援

○ 事業の評価

本事業については、計画における「家庭と同様の環境における養育の推進」の重要な柱としての里親制度について、制度の普及啓発を進めるとともに、各種の里親支援を通じ、里親等委託率、里親登録者数及び里親委託数の増加などに寄与することが期待される。

令和 7 年度は、都の所管地域の全域へのフォスタリング機関設置が完了した。これに伴い局は、フォスタリング機関や児童相談所、里親・里子へのアンケートなどをもとにした本事業の効果検証を実施しており、この中では、里親はフォスタリング機関から、養育場面に即した、より具体的・実務的な助言を受けることを期待していることなどが読み取れる。こうしたことから、局はその結果の分析を進めている。また局は、令和 7 年度の江東児童相談所のフォスタリング機関への委託仕様書に、フォスタリング機関事業受託事業者による相談援助活動の質の均一化・向上を目的とした「東京都フォスタリング機関の質の向上のための事業」を盛り込んでいる。これは、各児童相談所のフォスタリング機関事業受託事業者職員を対象とし、事例検討会や見学会などを実施するもので、こうした取組は、各々の事業者が実施している先進的な取組等の水平展開に寄与することが期待される。局は、令和 8 年度以降も、同様の取組を、別途委託契約を締結し実施している。

このほか、フォスタリング機関による SNS の活用やイベント実施などによる普及啓発、里親・里親候補者等への各種研修の実施などによる里親支援により、里親登録者数の増加につながる事例も見受けられた。

その一方で、令和 6 年 4 月の改正児童福祉法において、里親支援事業や、里親・委託児童等に対する相談支援等を行う「里親支援センター」が児童福祉施設として位置づけられ、計画では、フォスタリング機関の里親支援センターへの移行が検討項目の一つとされている。また里親制度に関連する計画指標においては、現時点では、計画で定める目標値とかい離も見られることから、本事業については、引き続き、社会的状況の変化を見据えながら、事業の充実を図ることが期待される。

(イ) グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業、児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業

a 事業概要

両事業は、「家庭と同様の環境における養育の推進」及び「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」のため、施設等への職員配置や施設整備等に要する経費を補助するものである。

グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業は、グループホーム・ファミリーホーム（以下「グループホーム等」という。）の職員への支援体制を手厚くすることにより、グループホーム等運営の質の確保や、グループホーム等を開設しやすい環境の整備を図るものである。

児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業は、ケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図るものである。

両補助事業の概要は、表 7 及び表 8 のとおりである。

(表 7) グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業の概要

概要	グループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化することにより、質の高いグループホーム等の運営を促進するとともに、家庭的養護の推進を図る。
補助対象経費	グループホーム等支援員、サテライト型児童養護施設の事務所・事務所職員の配置、維持経費等
補助率	10/10
補助対象者	社会福祉法人等

(表 8) 児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業の概要

概要	児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図る。
補助対象経費	改修費、備品購入費、設備整備費、賃借料等
補助率	10/10
補助対象者	社会福祉法人、里親等

b 事業実績

両補助事業の実績は、表 9 及び表 10 のとおりである。

このうち、令和 7 年度に交付された補助金について確認を行った結果、監査をした限りにおいて、特に問題となる点は見受けられなかった。

(表 9) グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業の実績

(単位：団体、千円)

令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
21	299,846	24	365,524	22	362,952

(表 10) 児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業

(単位：件、千円)

補助対象施設	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
児童養護施設等	11	53,679	12	80,562	10	51,546
ファミリーホーム（法人設置型）	0	0	0	0	1	7,939
ファミリーホーム（里親型）	2	10,254	1	2,864	1	2,339
里親	8	5,611	10	3,385	19	10,818

○ 事業の評価

両事業については、計画における「家庭と同様の環境における養育の推進」及び「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」の重要な柱としての小規模化施設等の充実に寄与することが期待される。

グループホーム及びファミリーホームの設置数・定員数・現員数の推移は、表 1 1 のとおりである。グループホーム、ファミリーホームを合わせた定員数・現員数が増加傾向にあるなか、表 1 2 及び表 1 3 のとおり、グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業は、補助対象となりうる社会福祉法人等 2 7 団体のうち 2 2 団体（81.5%、令和 7 年度）により利用され、また児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業は、補助対象となりうる児童養護施設・乳児院・ファミリーホーム 7 3 施設のうち、過去 3 年で延べ 3 8 施設（48.7%、令和 7 年度末時点）により利用されている。

グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業は、グループホーム・ファミリーホームの支援員体制の充実に、児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業は、施設の良好な環境確保に、それぞれ直接寄与するものであり、両事業が目的とする小規模化施設の充実に、両事業が有効に活用されていることがうかがえる。

(表 11) グループホーム・ファミリーホーム設置数の推移

(単位：施設、人)

施設別	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	施設	定員	現員	施設	定員	現員	施設	定員	現員
グループホーム(注)	183	1,058	956	189	1,082	997	196	1,118	1,024
ファミリーホーム	30	181	120	30	181	121	27	162	115

(注) 小規模グループケア地域型ホームを含む

(表 12) グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業の利用状況（令和 7 年度）

(単位：団体、%)

都内の補助条件該当団体数	補助事業利用団体数	利用率
27	22	81.5

(表 13) 児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業の施設別(注)利用状況(令和 7 年度)(単位:団体、%)

施設類型	都内の該当施設数 (令和 7 年度末)	補助事業利用施設数			
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	3 年 計
児童養護施設等	53	11	12	10	33
ファミリーホーム(法人設置型)	6	0	0	1	1
ファミリーホーム(里親型)	14	2	1	1	4
計	73	13	13	12	38

(注) 里親による利用実績は含めていない

【監査委員からの所見】

局は、平成 30 年 7 月の国通知以降、都全体の社会的養育の方向性と社会的養育の充実に向けた取組を示す「東京都社会的養育推進計画」を策定し、その中で設定された各種の指標を注視しつつ、社会的養護を必要とする児童について、里親等による家庭養護や施設における家庭的な環境での養育の充実のため、フォスタリング機関事業、グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業、児童養護施設等の生活向上のための環境整備事業に取り組んできた。

本監査では、里親リクルートや里親支援などにおけるフォスタリング機関の活用、施設の小規模化や家庭養護環境の充実などにおける経費補助事業の活用など、局の取組が効果を発揮している面がうかがえた一方、里親制度を始めとする社会的養護環境の更なる充実のため、計画の見直しを含め、各種指標の達成に向け、取組の拡充や質の向上が期待される面も見受けられた。

今後も、局は、当事者である子供の権利擁護を最優先に、様々な課題や都内の社会的養育を取り巻く情勢の変化に対応し、子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育ち自立できるよう、児童福祉法や都の計画が掲げる家庭養育優先原則に基づき、社会的養護を必要とする児童への支援に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項)(歳出)

(1)業務委託契約において発生する預金利子を適切に処理すべきもの

子供・子育て支援部では、表1のとおり、里親制度の普及啓発や里親リクルート、各種の里親支援などを行うフォスタリング機関を各児童相談所に設置するため、業務委託契約を締結している。本契約では、契約締結後に委託業務の実施に要する経費を受託者に概算払し、年度末の業務終了後に、実際に要した経費により精算を行い、残金があれば、受託者から委託者に返還を行っている。

ところで、概算払された経費については、仕様書において、その経理に当たって収支に関する帳簿その他本事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにすること、またその上で、その経理によって生じた預金利子は、委託者に帰属する旨が定められていた。そこで、この預金利子の状況について監査で確認したところ、部によれば、表1のとおりであるとのことであった。

しかしながら、部は、この預金利子について、監査での確認に至るまで金額の確定を行っておらず、受託者からの返還処理が未了となっており、適切でない。

部は、業務委託契約において発生する預金利子を適切に処理されたい。

(福祉局)

(表1)預金利子の状況

(単位：円)

児童相談所	フォスタリング機関 受託者	委託金額(概算)	預金利子
児童相談センター	A	95,702,000	663
江東児童相談所	A	86,315,000	886
品川児童相談所	B	77,183,000	461
杉並児童相談所	C	86,704,000	1,011
足立児童相談所(注)	A	87,957,000	1,262
八王子児童相談所	D	85,640,000	6
立川児童相談所	D	83,734,000	6
小平児童相談所	E	90,703,000	637
計			4,932

(注)足立児童相談所は、北児童相談所と併せて委託契約を締結している。

(重点監査事項)(歳出)

(2)業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

子供・子育て支援部では、表2のとおり、里親制度の普及啓発や里親リクルート、各種の里親支援などを行うフォスタリング機関を各児童相談所に設置するため、業務委託契約を締結している。

ところで、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第45条の規定により労働者供給事業(注)を行う労働組合等を除く者と締結する業務委託契約において、所要人員を指定することは、法第44条に定める労働者供給事業の禁止規定に抵触することから、「業務委託等の契約内容について」（昭和52年3月5日付51財経庶第1201号）では、契約書に添付する内訳書等には、人数、一人当たり単価等を表示しないこととされている。

しかしながら、部は、本契約の仕様書において、業務担当者ごとに表3のとおり人数を指定しており、適正でない。

部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

(福祉局)

(注)供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものをいう（法第4条第8項）。

(表2)契約の概要

(単位：円)

児童相談所	フォスタリング機関 受託者	委託金額(概算)
児童相談センター	A	95,702,000
江東児童相談所	A	86,315,000
品川児童相談所	B	77,183,000
杉並児童相談所	C	86,704,000
足立児童相談所(注)	A	87,957,000
八王子児童相談所	D	85,640,000
立川児童相談所	D	83,734,000
小平児童相談所	E	90,703,000

(注)足立児童相談所は、北児童相談所と併せて委託契約を締結している。

(表3)仕様書での人数指定の状況

統括責任者1名、里親リクルーター1名、区市町村連携コーディネーター1名、里親トレーナー1名、里親等委託調整員1名、里親委託等推進員2名、自立支援相談員1名

(歳出)

(3) 技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの

生活福祉部は、ポータルサイト「ふくむすび（東京都福祉人材情報バンクシステム）」（以下「ふくむすび」という。）の更なる利用拡大と利用者のニーズを満たす効果的な情報発信等について業務を委託することとし、総合評価方式により落札者を決定し、表４のとおり契約している。

本契約について確認したところ、都民及び事業者にふくむすびを認知させ、利用を促進させるためのノベルティグッズについて、表５のとおり、仕様書及び技術提案書では５００部制作し、関係機関等に送付することを定めている。

これらの業務の履行状況について、受託者から委託完了後に提出された実績報告書を確認したところ、表５のとおり数量や内容において、仕様書及び技術提案書の内容と相違する内容となっていた。これについて、部は、より多くの関係機関等に配付できるようにするため、ノベルティグッズの内容を変更し実施させたとしている。

ところで、「業務委託等における「総合評価方式」活用の手引及び「企画提案方式」活用の手引（平成３０年１１月財務局）」によると、総合評価方式による契約では、落札者が提出した技術提案書を契約書の付属書類とする等の方法により、履行内容を明確にするとともに、履行確認を適切に行うことが必要であるとしている。総合評価方式は、技術提案書と入札価格に対する評価によって落札者を決定するため、原則として契約後に提案内容を変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行確認を適切に行うため受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。

しかしながら、部は、上記のノベルティグッズの変更について、文書による内部の意思決定行為や、その内容に基づく受託者との協議書の取り交わしなどを行っておらず、適切でない。また、その結果、業務内容の変更に応じて契約金額を変更しないことが妥当かどうか確認できない状況となっており、適切でない。

部は、技術提案書の業務内容変更を適切に行われたい。

また、局においては、同様の指摘を令和６年定例監査において受けているにもかかわらず、改善が見られない。

局全体として、実効性のある再発防止を図られたい。

(福祉局)

(表４) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和７年度東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」による情報発信業務委託	令和７.４.１～令和８.３.３１	12,100,000

(表 5) 技術提案書の内容と受託者が実施した業務内容について

区分	仕様書及び技術提案書の内容	受託者が実施した業務内容
数量	500 部	10, 500 部
グッズ内容	・ ミニタオル ・ サコッシュ ・ マスキングテープ	ステッカー3 種

(歳出)

(4) 委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの

生活福祉部では、福祉事業所での就職に必要な資格を取得しているものの、福祉事業所で就職していない潜在的な有資格者の就職を促進し、福祉人材の確保に資することを目的として、①専用ウェブページの作成・運用管理、②相談対応（コールセンターの設置・運営）、③申請内容の審査・登録業務、④養成機関訪問による営業活動、⑤インターネット上での広報等について業務を委託することとし、表 6 の契約を締結している。

本契約における履行状況を確認したところ、専用ウェブページの作成・運用管理、インターネット上での広報について、再委託の事実が見られた。

ところで、本契約の「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」では、「再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。」と定めている。

しかしながら、部は、本契約における再委託について書面による申請・承諾手続を行っておらず、適正でない。

部は、委託契約において、「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に基づく再委託の取扱いを適正に行われたい。

また、局においては、同様の指摘を令和 4 年及び令和 6 年定例監査において受けているにもかかわらず、改善が見られない。

局全体として、実効性のある再発防止を図られたい。

(福祉局)

(表 6) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (推定総金額)
令和 7 年度潜在有資格者就労促進事業に係る業務運営委託（単価契約）	令和 7. 4. 1～令和 8. 3. 31	62, 040, 000

(その他)

(5) メンタルフレンドの事例研究会参加実績向上のための方策を検討すべきもの

児童相談センター（以下「センター」という。）は、「ふれあい心の友派遣事業実施要綱」（3 福児童第534号平成30年6月11日改正。以下「要綱」という。）に基づいて、さまざまな社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな児童等に対する児童相談所の訪問指導等の一環として、児童の兄又は姉の世代に相当するボランティアの青年（以下「メンタルフレンド」という。）を派遣して、児童又は保護者とのふれあいの中で児童の自主性、社会性等の伸長を援助し、もって、児童相談所の援助の一層の向上に資することを目的として、メンタルフレンド派遣事業を行っている。

要綱では、センター長は、毎年度メンタルフレンドとなることを希望する者の募集を行い、その要件は、児童福祉に理解と情熱を有する者で、18歳以上概ね30歳未満のものとしている。また、各児童相談所（以下「各児相」という。）の所長は、ケースの家庭事情、児童の性格等を勘案してメンタルフレンドの派遣が適当であると判断し派遣の決定を行う場合は、所属職員の中から援助担当者を指定し、当該メンタルフレンドに対して援助方針、訪問回数及び方法等必要な助言、援助を行わせるとしている。さらに、メンタルフレンドは、必要な知識及び技能の習得のために研修及び事例研究会に努めて出席するものとされている。

ところで、センターが実施する事例研究会について見たところ、令和7年度は2月に1回のみ実施され、表7のとおり、対象者70名のうち、51名が不参加と、参加実績が低調であることが認められた。

このことについて、センターは、大学生のメンタルフレンドなどには、授業や就職活動などとの兼ね合いから、事例研究会への強制はできないとしている。また、メンタルフレンドの活動の質の確保という点について、研修や事例研究会も重要であるが、依頼を受けた際の各児相の援助担当者によるフォローの部分が大きいとしている。

しかしながら、要綱では、派遣時の各児相の援助担当によるメンタルフレンドへの助言、援助は前提とされた上で、メンタルフレンドは研修及び事例研究会に努めて出席するものとされている。またセンターは、会の開催時にその連絡を行うのみであるなど、事例研究会についてメンタルフレンドにその意義等も含めた周知が十分になされているとは認められない。よって、センターには、周知の充実など、事例研究会の参加実績向上のための方策を検討することが求められる。

センターは、メンタルフレンドの役割の重要性を踏まえ、事例研究会の参加実績向上のための方策について検討されたい。

(福祉局)

(表 7) 事例研究会参加状況

参加あり	参加なし	計
19 名 (27.1%)	51 名 (72.9%)	70 名 (100%)

保 健 医 療 局

1 重点監査事項

「東京 DMAT の整備」

【選定理由】

都は、令和 7 年 3 月に 2050 東京戦略を定め、2050 年代に目指す東京の姿を実現するため、各種政策に取り組んでいる。

2050 東京戦略においては、いつ起こるとも限らない自然災害に即応できる体制整備を進め、有事にも必要な医療を提供することが計画されており、局は、災害時の医療提供体制確保のため、災害医療派遣チーム（以下「東京 DMAT」という。）を編成している。東京 DMAT とは、大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC 災害等の現場で、救命処置を実施するチームである。阪神・淡路大震災において、救出作業と並行して点滴等を実施すれば、防ぎえた死があったと指摘され、また、震災で多くの医療機関が機能を失い、医療の空白が生まれたという教訓を踏まえ、一人でも多くの負傷者を救うため、東京 DMAT は平成 16 年 8 月に設立され、局では主に以下の事業を実施している。

① 東京 DMAT の整備、増強

東京 DMAT 運営協議会の開催、研修・訓練の計画・実施、東京 DMAT 隊員の養成、東京 DMAT 指定病院の新規追加等

② NBC 災害における医療体制の整備

N（核・放射線）災害、B（生物剤）災害、C（化学剤）災害を含む若しくはその可能性がある現場に東京 DMAT が出場し活動するための、現場携行資器材整備、特殊災害対応研修の実施

令和 7 年には、九州などで大雨による被害が発生するなど、自然災害発生時の危機感が高まっている。災害時の都民の安全確保は喫緊の課題であり、東京 DMAT の整備は、災害時に適切な医療を提供するための重要な取組であることから、重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

<事業執行の推移>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
東京 DMAT（災害医療派遣チーム）	138	103	75.1	208	130	62.3	201	135	67.4	326

【着眼点】

- ① 東京 DMAT は適時適切に派遣されるなど、事業は効果的に運用されているか（有効性）
- ② 平時から、災害時の訓練や隊員の養成等は適切に行われているか（効率性・有効性）
- ③ 関連する費用の支出や契約は適切に行われているか（合规性）

【結果の概要】

(1) 東京 DMAT について

ア 概要

東京 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、都内で発生する大震災や交通事故などの災害現場に派遣され、被災者の救命活動を行う医療チームである。

通常、傷病者は救急隊によって病院に搬送されるが、東京 DMAT の場合、医療チームが災害現場に出向き、いち早く医療処置を開始することで都民の生命を守るために活動している。

創設背景には、阪神・淡路大震災で救出作業と並行して点滴等の医療処置を行えば防げた死があったことや、多くの医療機関が機能を失い「医療の空白」が生じたという教訓があり、都が日本 DMAT に先駆けて、平成 16 年 8 月に東京 DMAT を設立し、その後、都内の発災現場で精力的に活動している。

イ 指定病院

局は、東京 DMAT の運営に当たり、「災害医療派遣チーム（「東京 DMAT」）運営要綱」（平成 16 年 7 月 22 日付 16 健医救第 276 号。以下「要綱」という。）を策定している。要綱に基づき、都内に 84 か所ある東京都災害拠点病院のうち、主に、救命救急センターを有する病院又はこれに準じた機能を有する病院の中から、東京 DMAT 編成に協力する病院を東京 DMAT 指定病院として、監査日（令和 8 年 5 月）現在、28 か所を指定している（表 1 のとおり）。また、毒物・劇物取扱施設や放射線等使用施設の事故等で NBC 災害が発生した場合に、東京消防庁に対して医学的助言を行うため、専門的な知見を有する 5 病院を NBC 特殊災害チームとして指定している。

（表 1）東京 DMAT 指定病院

項番	指定病院名	指定年度	NBC 特殊災害チーム
1	日本医科大学付属病院	平成 16 年度	○
2	都立広尾病院	平成 16 年度	○
3	帝京大学医学部附属病院	平成 16 年度	
4	都立墨東病院	平成 16 年度	
5	国立病院機構災害医療センター	平成 16 年度	○
6	都立多摩総合医療センター	平成 16 年度	
7	杏林大学医学部付属病院	平成 16 年度	○
8	昭和医科大学病院	平成 17 年度	
9	東京医科大学病院	平成 17 年度	
10	東京女子医科大学附属足立医療センター	平成 17 年度	
11	市立青梅総合医療センター	平成 17 年度	
12	東京医科大学八王子医療センター	平成 17 年度	
13	東邦大学医療センター大森病院	平成 18 年度	
14	東海大学医学部付属八王子病院	平成 18 年度	
15	武蔵野赤十字病院	平成 18 年度	
16	公立昭和病院	平成 18 年度	
17	東京女子医科大学病院	平成 21 年度	

項番	指定病院名	指定年度	NBC 特殊災害チーム
18	日本大学医学部附属板橋病院	平成 21 年度	○
19	東京科学大学病院	平成 22 年度	
20	国立病院機構東京医療センター	平成 22 年度	
21	日本医科大学多摩永山病院	平成 22 年度	
22	日本大学病院	平成 23 年度	
23	聖路加国際病院	平成 23 年度	
24	日本赤十字社医療センター	平成 23 年度	
25	東京曳舟病院	平成 29 年度(注)	
26	国立国際医療センター	令和 4 年度	
27	順天堂大学医学部附属練馬病院	令和 5 年度	
28	東京都済生会中央病院	令和 6 年度	

(注)平成 17 年度に白鬚橋病院として指定後、平成 29 年度に東京曳舟病院として再指定

(2) 東京 DMAT の活動成果

ア 出場基準等

東京 DMAT の出場基準等は主に表 2 のとおりであり、大規模地震災害のみならず、都内で発生する事故や火災等の局所災害にも出場し、医療救護活動を行うこととなっている。

(表 2) 東京 DMAT の出場基準等

項目	出場基準	出場の流れ	主な役割
大規模地震災害等	都内において大規模地震災害等が発生し、その災害に対処するために東京都災害対策本部等が設置された場合	「東京都内大規模地震災害等発生時活動要領」に基づき知事が出場を要請	・東京消防庁 DMAT 連携隊とともに出場し、東京消防庁の指揮下で医療救護活動を行う。 ・東京都災害対策本部等における東京都災害医療コーディネーター(注)の支援
局所災害	事故等により多数傷病者が発生した場合や、傷病者が 1 名以上発生し救助に時間を要するなど迅速に医療機関に搬送できない可能性がある場合等	要綱に基づき、災害発生時(119 番など)、「脱出不能」「下敷き」等の特定のキーワードが揃った場合に、東京消防庁指令室が知事の権限を代行する形で指定病院に出場を要請	・東京消防庁 DMAT 連携隊とともに出場し、東京消防庁の指揮下で医療救護活動を行う。

(注)都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う人。

イ 活動実績

東京 DMAT の出場要請件数の推移は表 3 のとおりであり、近年は 400 件を超えて推移しており、増加傾向にある。

出場要請はあったものの、災害現場に先着した東京消防庁隊員により東京 DMAT の接触は不要と判断さ

れ、指定病院出発後に途中で引き揚げる事例等もあるため、実際に東京 DMAT が現場に到着した件数（現場到着件数）は表 3 のとおりであり、出場要請件数の 51 %から 56 %程度で推移している。

出場要請件数が増加傾向にある要因としては、平成 28 年度から東京 DMAT の出場要請方式が変更になったことが一因と局は考えている。これは、従来は東京消防庁隊員が発災現場に到着後、状況に応じて東京 DMAT の出場を要請していたところ、平成 28 年度からは、東京消防庁指令室へ 119 番入電時に、「脱出不能」「下敷き」等の特定のキーワードが揃った場合、東京消防庁指令室の判断にて、早急に東京 DMAT 出場を要請する運用に変更したものである。

令和 7 年度においては、全件が都内の局所災害に対しての出場であり、①交通事故、②駅ホームから線路への転落などの電車事故への出場が多い。その他、③工事現場等で機械に人体が挟まれる事故や、④高所からの転落事故などにも出場し、それぞれの現場で、適宜、受傷状況の確認や医療処置が行われていることを活動記録書により確認した。

NBC 災害等の特殊な事案での活動状況としては、令和 3 年 10 月に京王線車内で男が刃物で乗客を刺し、火を放つ事件が発生した際、京王線車内で詳細不明の化学薬品が撒かれたとの通報があったことから、NBC 特殊災害チームである 1 病院が現場に出場している。

(表 3) 出場要請件数等の推移

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
出場要請件数	352	408	410	454	424
うち現場到着件数	181	227	225	236	239
現場到着件数/出場要請件数(%)	51.4%	55.6%	54.9%	52.0%	56.4%

(出典：災害医療派遣チーム（東京 DMAT）活動状況)

ウ 出場協力金等

東京 DMAT の活動に関して、指定病院に支払われる協力金の種類は表 4 のとおりであり、令和 7 年度における支払金額の総額は 2,721 万 900 円であった。28 病院への支払について、単価の適用や支払金額等に誤りがなかったか確認したところ、問題は認められなかった。

(表 4) 協力金の概要及び支払実績

項目	単価	令和 7 年度支払実績
事業運営協力金	1 病院当たり年間 50 万円	14,000,000 円
出場運営協力金	現場到着 1 回につき、 医師 2 万 3,900 円、看護師等 9,000 円 (注) 現場到着前の途中引揚等について別途単価設定あり	10,088,400 円
訓練運営協力金	防災訓練等に参加した場合、1 回につき、 医師 2 万円、看護師等 7,500 円	3,122,500 円
合計		27,210,900 円

(3) 東京 DMAT の組織体制

ア 東京 DMAT 運営協議会と隊員数

局は、東京 DMAT の円滑な運営を図るため、東京 DMAT 運営協議会（以下「協議会」という。）を設置している。協議会は東京 DMAT 指定病院の病院長や救命救急センターの代表者のほか、東京都医師会や東京消防庁等の関係機関職員を運営委員として構成されており、東京 DMAT の活動や出場体制に関すること等について毎年度協議を行っている。

東京 DMAT の隊員数については、1 病院当たり医師 14 名、看護師 20 名、調整員（医師及び看護師以外の職種）6 名を基準とし、全体で概ね 1,000 名を維持する方針とすることが平成 26 年度協議会において協議され、局に報告されていた。なお、指定病院以外からの隊員登録は認められていない。

隊員数の推移は表 5 のとおりであり、各年度で、協議会で決定した水準を上回っている。

（表 5）隊員数の推移

	R5 年度			R6 年度			R7 年度		
	R5. 4. 1	新規	全在職者数	R6. 4. 1	新規	全在職者数	R7. 4. 1	新規	全在職者数
隊員数	1,057	120	1,177	1,056	117	1,173	1,103	182	1,285

イ 隊員の養成

隊員は、指定病院から推薦を受けた医師・看護師等に、局が実施する隊員養成研修を受講させることで養成される。

令和 7 年度における研修の概要は表 6 のとおりであり、通常の救急医療ではなく、物資も人員も不足する状況下での災害対応の在り方や、関係機関での情報共有の重要性などについて学習する内容となっている。

東京 DMAT 隊員に登録されている医師や看護師等には、管理職や病棟勤務者も含まれており、登録隊員全員が常時稼働可能な状態にあるわけではない。また、退職等により除隊となる隊員がいること、東京 DMAT の出場要請が増加傾向にある中で、令和 6 年 4 月からの医師の働き方改革により、稼働可能な隊員が不足しないよう対策を講じる必要があると局は認識している。

そこで、隊員をより増加させるため、令和 6 年度までは新規の隊員養成は年間 120 名の定員であったところ、令和 7 年度からは 182 名と、令和 6 年度と比較して約 1.5 倍の隊員を養成している。

（表 6）隊員養成研修の概要

項目	実績
研修内容	・e ラーニングによる実施 東京 DMAT の基礎知識や NBC 災害のような特殊災害への対応の基礎等 ・対面による実施 多数傷病者発生時のシミュレーション訓練、通信機材及び医療資器材の取扱い等
実施時期	e ラーニングは 8 月～9 月にかけて約 2 か月間 対面研修は 9 月から 10 月にかけて、前期・中期・後期に合計 5 日間実施
受講者	182 名（対前年度比約 1.5 倍）

ウ 事業見直しの状況

隊員養成研修は、新型コロナウイルス流行を機に、研修内容の一部を e ラーニングによる方法としていた。しかし、インストラクターによる振返りの中で、対面研修と比べて e ラーニングでは習得効果が低い手技（トリアージタグの記載、止血帯の取扱い）があった。

そこで、e ラーニングでは習得効果の低い手技については対面研修で行うよう、令和 7 年度から見直しを行っている。

(4) 東京 DMAT の能力向上への取組

ア 訓練への参加状況

各指定病院では、隊員の技能や資質の向上を図るため、東京消防庁等が実施する各種訓練への参加を行っている。

訓練の内容は、NBC 訓練、航空機事故対応訓練、事故等発生時における多数傷病者発生を想定した救助救急訓練など、多様な災害類型や発生場所を想定した内容となっている。訓練への参加実績は表 7 のとおりであり、災害発生時に必要となる現場対応力や実践力を養うため、実動を想定した訓練に平時から参加する取組を行っていることを確認した。

(表 7) 訓練の参加実績

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
22 病院	21 病院	26 病院

イ 新たな研修の実施

局は、東京 DMAT の活動に不可欠な分野において技能の向上を図るため、令和 7 年度から東京 DMAT 隊員向け、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の操作に関する研修を新たに実施している。

EMIS とは、大規模災害時に医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とした全国統一の情報ネットワークシステムであり、国主導で全国に導入されている。

東京 DMAT は傷病者を受け入れる病院の確保等、関係機関との調整を行うため、EMIS を操作して医療機関の被害状況や患者受入可能数等の把握、保健所や関係機関から確認した情報の EMIS への入力などを行う必要がある。

EMIS が令和 6 年度から刷新され、操作性や機能面で変更が生じたことから、災害時の備えとして、操作等の習得を目指す研修を令和 7 年度から新たに開催することとしたものであり、113 名が受講した。

令和 8 年度以降も継続して実施予定としている。

(5) 東京 DMAT の装備の充実

ア 装備の概要

局は、各指定病院に主に表 8 の装備を配備しているほか、表 9 及び表 10 のとおり、各指定病院の資器材整備を補助することで、東京 DMAT が現場活動を確実に実施するための体制整備に取り組んでいる。

(表 8) 配備されている主な装備

項目	概要
東京 DMAT カー (以下「DMAT カー」という。)	首都直下地震等の大規模災害時に、東京 DMAT が災害現場において、自己完結型の活動が長時間行えるよう、図のとおり、情報通信機器や野営資器材を搭載した専用車両。緊急自動車として東京都公安委員会に届出を行っており、緊急走行が可能。 各病院と貸付契約を締結し（使用料無料）1 台ずつ配備。 一台当たり約 22,599 千円
衛星携帯電話	災害対応時の確実な通信体制を確保するため、地上のネットワークを経由せず、衛星のみを経由して通信を行う衛星携帯電話を各病院に 1 台ずつ配備。 一台当たり約 198 千円
個人防護具	耐薬品性、耐燃性等の機能を備えたユニフォームのほか、ヘルメット、安全靴、ゴーグル等の防護具を配備。

(図) DMAT カー搭載品等



出典：局資料（抜粋）

(表 9) 東京 DMAT における現場携行用資器材整備事業に関する補助金

補助対象者	東京 DMAT 指定病院
補助対象経費	現場携行用資器材(注)の初年度整備及び更新に必要な経費
補助率	10/10（局で定める基準額 9,751,000 円と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額）

(注) 搬送用人工呼吸器など 10 品目

(表 10) 東京 DMAT における NBC 災害対処用資器材整備事業に関する補助金

補助対象者	東京 DMAT 特殊災害チームを有する病院
補助対象経費	医療活動用診療材料及び医薬品(注)の整備及び更新に必要な経費
補助率	10/10 (局で定める基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額) (基準額) ・診療材料 127,000 円 ・医薬品 75,000 円

(注)診療材料は注射針など 20 品目、医薬品はジアゼパム注射液など 11 品目

イ DMAT カーの管理・活用状況

DMAT カーは主に、大規模災害時の活用を想定したものであり、局所災害においては、東京消防庁 DMAT 連携隊とともに東京消防庁の車両で出場している。しかし、東京 DMAT の活動に支障がない範囲で、指定病院が行う東京 DMAT 以外の業務に DMAT カーを活用できることとしており、病院間の患者転院搬送や、救急・災害イベントでの展示などの広報活動等でも活用されている。

また、DMAT カーの管理については、日々の車両点検や法定車検実施等、適正な管理を行うよう各病院に求めている。各病院から提出される運転日誌を確認したところ、給油や法定点検、日常点検が行われており、緊急の出場要請に応じられる体制の確保に努めていることを確認した。

しかし、能登半島地震において、東京 DMAT 以外の業務として、病院が災害救助活動を行った際、貸付契約に基づく DMAT カーの使用承認手続が適正に行われていなかったため、指摘を行った。

ウ 補助の実績

都からの補助実績の推移は表 11 のとおりである。

令和 7 年度における補助対象 18 件について、補助対象外経費が含まれていないか、補助基準額を超えているものはないか等について確認したところ、問題は認められなかった。

(表 11) 補助実績の推移

補助金	項目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
現場携行用資器材整備事業	決算額(千円)①	35,031	43,404	33,555
	補助実績(件)②	14	14	15
NBC 災害対処用資器材 整備事業	決算額(千円)③	245	152	201
	補助実績(件)④	3	3	3
合計	決算額(千円)⑤=①+③	35,276	43,556	33,756
	補助実績(件)⑥=②+④	17	17	18

エ 事業見直しの状況

DMAT カーは全 28 台中 25 台が平成 23 年度から平成 24 年度にかけて配備されており、10 年以上経過している。経年による故障は発生していないものの、法定耐用年数(5 年)の倍以上の年数を超過し

ており、計画的に更新する必要がある。

そこで、局は、走行距離を踏まえて消耗度が高い車両から順次更新していくこととしており、令和8年度から更新予定であることを確認した。

【監査委員からの所見】

局は、震災において多くの医療機関が機能を失い「医療の空白」が生じたこと等を背景として、日本 DMAT に先駆けて東京 DMAT を設立し、東京 DMAT 指定病院及び隊員の確保や、研修及び訓練の実施による対応能力の向上、資器材の整備等に計画的に取り組み、災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行う体制の構築を進めてきた。また、新たな研修の実施や、研修方法の変更など、東京 DMAT の効果的な運用に向けた事業見直しにも取り組んでいる。

今後も、局は、各種研修や装備の実効性を検証しつつ、関係機関との連携を進めるほか、稼働可能な隊員の安定的確保や DMAT カーなどの装備の計画的な更新及び適正な運用により、東京 DMAT が発災直後から確実に機能を発揮できる体制の構築により一層取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項)(財産)

(1)DMAT カーの都外での使用について、適正に承認手続を行うべきもの

医療政策部は、東京 DMAT 指定病院に対して、災害時医療支援車である東京 DMAT カー（以下「DMAT カー」という。）を貸し付けている。

貸付けに当たっては、災害時医療支援車貸付契約（以下「貸付契約」という。）を指定病院との間で締結している。

貸付契約では、東京 DMAT の活動に支障がない範囲で、指定病院が行う東京 DMAT 以外の業務に DMAT カーを使用できることとなっているが、都外で DMAT カーを使用するときには、事前に部の承認を受けなければならないことが規定されている。

ところで A 病院及び B 病院では、表 1 のとおり、DMAT カーを使用して能登半島地震における災害救助活動を行っており、この活動は、東京 DMAT の業務ではなく、また都外での DMAT カー使用であることから、部の事前承認が必要となる。

そこで承認手続を確認したところ、病院からは事前に申請が行われているものの、部においては、承認の意思決定及び病院に対する承認の通知が行われていないことが認められた。

DMAT カーは、都内において東京 DMAT 活動を行うための都の財産であるにもかかわらず、都外における東京 DMAT 以外の業務での使用について承認の意思決定等が行われていないことは、貸付契約に基づく適正な手続が行われていないほか、DMAT カー運用の透明性確保の観点からも適切でない。

部は、DMAT カーの都外での使用について、適正に承認手続を行われたい。

(保健医療局)

(表 1)DMAT カーの使用状況

病院	期間	理由	使用範囲	都外での使用に関する申請日
A	令和 6. 1. 17～令和 6. 1. 21	能登半島地震の災害救助活動のため	石川県内	令和 6. 1. 17
	令和 6. 2. 13～令和 6. 2. 17			令和 6. 2. 13
B	令和 6. 1. 17～令和 6. 1. 21	能登半島地震 JMAT(注)活動のため		令和 6. 1. 17

(注) 日本医師会災害医療チーム

(財産)

(2)劇物の使用量及び残量の管理を適正に行うべきもの

市場衛生検査所は、残留農薬を検査する試薬に含まれる毒物や、アンモニア水などの劇物を含む薬品について、「毒物・劇物の管理基準」（平成3年10月29日付3市衛管第485号所長決定）と、これに基づく「試薬等管理標準作業書」及び「試薬等管理簿記載要領」（以下「要領」という。）を定めており、所では、これらに基づき毒物及び劇物の管理を行うこととなっている。

この毒物及び劇物については、厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成30年7月24日）が発出されており、同通知において、毒物及び劇物の盗難・紛失を防止するための留意事項のうち、「3 在庫管理について」では、「毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。」が求められている。

要領では、試薬等管理簿にはグラム・本等の単位を含む受入れ量、使用量及び残量を記載するよう定められている。

そこで、所において毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、本数で管理されている劇物の残量については、管理簿に未開封の本数のみが記載されており、開封済みの容器については、使用量及び残量が管理簿に記載がないことは、適正でない。

所は、劇物の使用量及び残量の管理を適正に行われたい。

(保健医療局)

産 業 労 働 局

1 重点監査事項

「森林循環に向けた国産木材の活用促進」

【選定理由】

都は、地球規模の気候変動や国内外の情勢変化など農林水産業を取り巻く環境が変化中、次世代につないでいく持続可能な林業を確立するため、森林循環を促進するための施策や、林業の担い手確保、木材産業の振興など、様々な施策に取り組んでいる。

国においても、令和元年度に、市町村と都道府県への「森林環境譲与税」の譲与が始まり、自治体による主体的な森林整備等の取組が全国で広がっている。都では、この財源を活用して、区市町村支援、人材育成・担い手の確保などに取り組んでおり、令和5年度には、都と複数の区市町村が協定を締結して「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会を設置し、その中で都は、事務局運営、各自治体における木材利用の促進及び普及啓発を支援している。

また、大消費地である東京に対して、日本全国の人工林から木材需要の拡大に期待が寄せられている状況を踏まえ、局は、多摩産材を含めた国内の林業・木材産業の振興に貢献するために、全国各地と連携し、国産木材の常設展示拠点の運営や、全国の地域材を活用した建材や家具などの展示商談会の開催など、全国の木材のPRに取り組んでいる。このほか、多摩産材に関する情報発信拠点の運営など、森林産業に関する様々な普及啓発事業を行っている。

森林産業の持続的な発展のために、これらの施策が効果的に実施されているかを検証する必要がある。

以上のことから、森林循環に向けた国産木材の活用促進を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

＜事業執行の推移＞

(単位：百万円、%)

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
東京の森活性化事業	-	-	-	-	-	-	93	76	82	94
共存共栄による国産木材の魅力発信事業	288	284	99	338	331	98	743	730	98	565
「とうきょうの木」ブランド推進事業	-	-	-	-	-	-	41	37	90	61

【着眼点】

- ① 都内区市町村や都外の自治体などと連携して、森林産業振興の促進が効果的に行われているか（有効性）
- ② 森林循環、木材利用拡大など、目的に沿った広報・PR活動となっているか（有効性）
- ③ 各事業に係る契約事務などの手続を適正に行っているか（合規性）

【結果の概要】

(1) 森林の整備・保全に関する国及び都の計画等

ア 国における森林・林業基本計画

森林は、国土の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

国は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条に基づき、森林・林業施策の基本的な方針等を定める森林・林業基本計画を策定している。

令和8年6月改定の森林・林業基本計画では、森林・林業・木材産業関係者が将来に希望を持って挑戦できる構造を確立し、森林資源の循環利用等を着実に進めることにより、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、国産木材の幅広い需要の創出や、多様で健全な森林づくりに取り組むとしている。

イ 全国森林計画

国は、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に基づき、森林・林業基本計画に即して、令和6年4月からの15年間を計画期間とする全国森林計画を策定し、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めている。また、国が策定した計画に基づき、都や区市町村は地域森林計画を策定し、それぞれ森林の整備や木材利用の促進など、様々な施策に取り組んでいる。

ウ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等の恩恵を与えるものであるが、適切な森林の整備等を進める上で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような現状の中で、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」が成立した。

森林環境税は、令和6年度から徴収され、国税として1人年額1,000円を賦課するものである。また、森林環境譲与税は、森林環境税を基に、区市町村による森林整備の財源として、区市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準であん分して譲与されるものであるが、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から先行して譲与が開始され、令和6年度までは公的資金の借入等が財源とされた。

森林環境譲与税は、区市町村においては、①間伐等の「森林の整備に関する施策」、②人材育成・担い手の確保や木材利用の促進及び普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」への活用を、都道府県においては「森林整備を実施する区市町村の支援等に関する費用」への活用を対象としている。

エ 都における各種計画等

都は、平成30年11月に、「50年、100年先の「東京の森林の将来展望」～東京フォレストビジョン～」（以下「フォレストビジョン」という。）を策定し、森づくりへの機運の醸成、森林整備・木材利用の促進により、森を育て、木を使うことによる持続可能な暮らしを未来につなぎ、健全で活力ある森林と緑豊かな大都市東京を次世代に継承していくこととしている。

また、表 1 のとおり、森林法第 5 条に基づき、全国森林計画に即した地域森林計画を定めるとともに、フォレストビジョンの実現や森林環境税等の新たな制度への対応を図るため、「森づくり推進プラン」を改定している。この中では、林業の低迷によって多面的機能を十分に発揮できていない人工林を将来を見据えて適切に整備していく必要があることなどから、森林循環を促進し公益的機能を高める森林整備や、多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大等に取り組むこととしている。

(表 1) 東京都による計画及び推進プランの概要

計画	計画期間	根拠等	概要・目的
多摩地域 森林計画	令和 3 年度 から 10 か年	森林法第 5 条	①民有林の計画的伐採 ②森林所有者、境界の明確化
伊豆諸島地域 森林計画	令和 4 年度 から 10 か年	全国森林計画	③造林、林道、保安林の整備
森づくり推進 プラン	令和 3 年度 から 令和 12 年度 まで	東京フォレスト ビジョン 等	①森林循環を促進し公益的機能を高める森林整備 ②生産性と収益性の高い林業経営 ③多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大 ④都民や企業等による森林利用の拡大

(2) 森林循環に向けた木材利用の促進

ア 森林循環における林業の役割

東京の森林は、木材を供給するほか、豊かな水源を育み、土地の流出を抑えて都民を災害から守る重要な役割を果たしている。

また、図 1 のとおり林業は、木材を利用することで、その収益が木材生産活動に還元されるとともに、人工林を伐採して利用し、植え替え、育てていくことにより、適切な森林循環を保つ一翼を担うことで、森林の持つ公益的機能を向上させるだけでなく、持続的に雇用を生み出し、地域振興にも貢献している。

(図 1) 森林循環のイメージ



出典：秩父の森・林業の情報サイトより引用

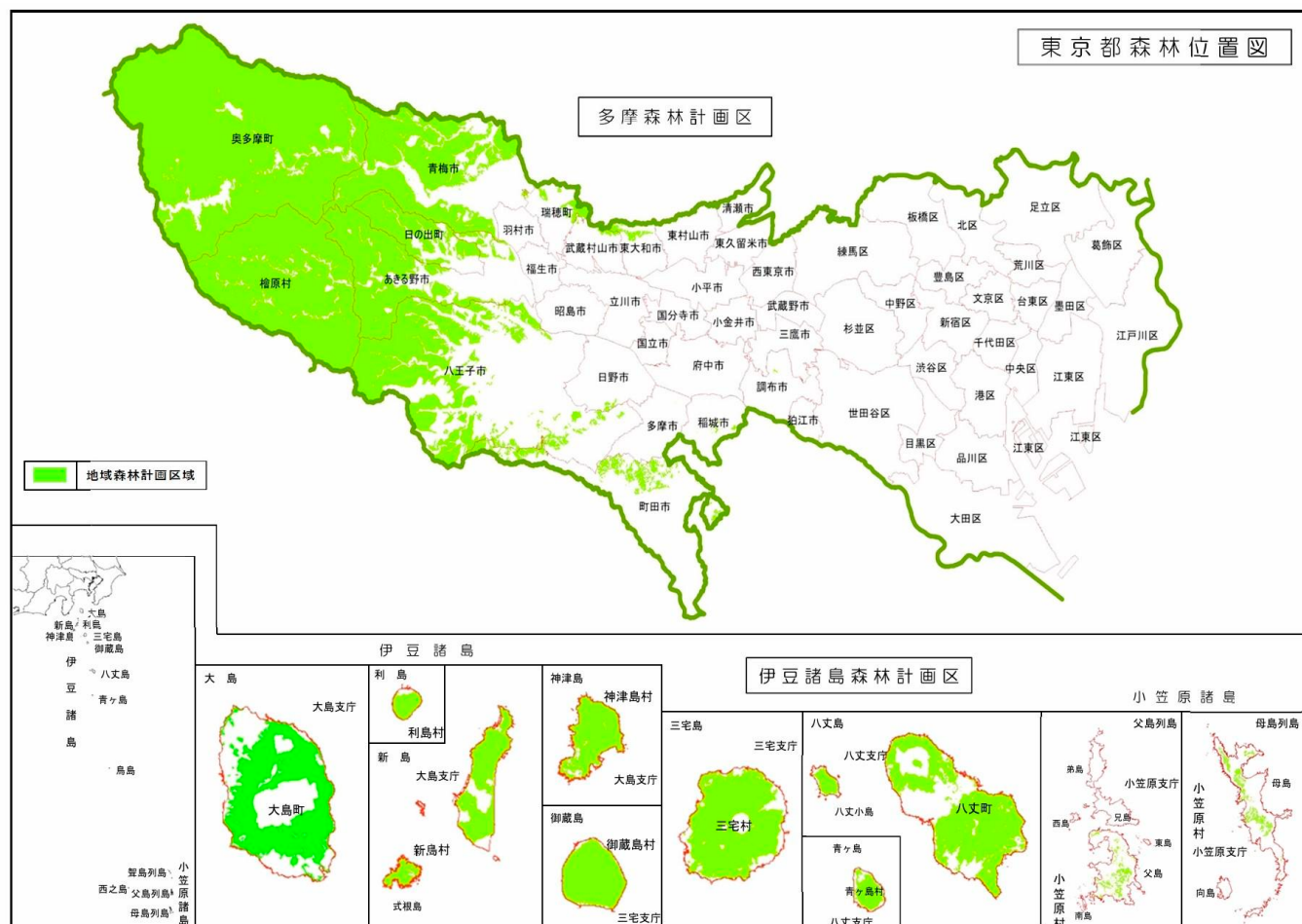
さらに、林業における森林循環のプロセスにおいては、①若い人工林が成長する過程で、温室効果ガスである二酸化炭素を多く吸収し、炭素として貯蔵すること、②樹木は木材として利用されている間は、貯蔵している炭素を二酸化炭素として大気中に放出することがないこと、③木材を燃料として活用すれば、その分だけ化石燃料の使用を減らすこと、などにより地球温暖化対策にも寄与するものである。

イ 都内の現状・森林循環に向けた国産木材の利用促進

東京には、図2のとおり、約7万9,000haに及ぶ森林があり、戦後の高度経済成長期に増大した木材需要に対応するため、昭和30年代を中心にスギやヒノキが広く植栽された。しかしながら、社会情勢の変化とともに、図3のように、物価の推移に比して木材の価格は下落が続き、ピーク時の2割から3割程度まで落ち込んでおり、木材の販売収入だけでは伐採や再造林を行うためのコストが賄えなくなっていることから、林業従事者が減少し、森林循環の停滞を招いてきた。

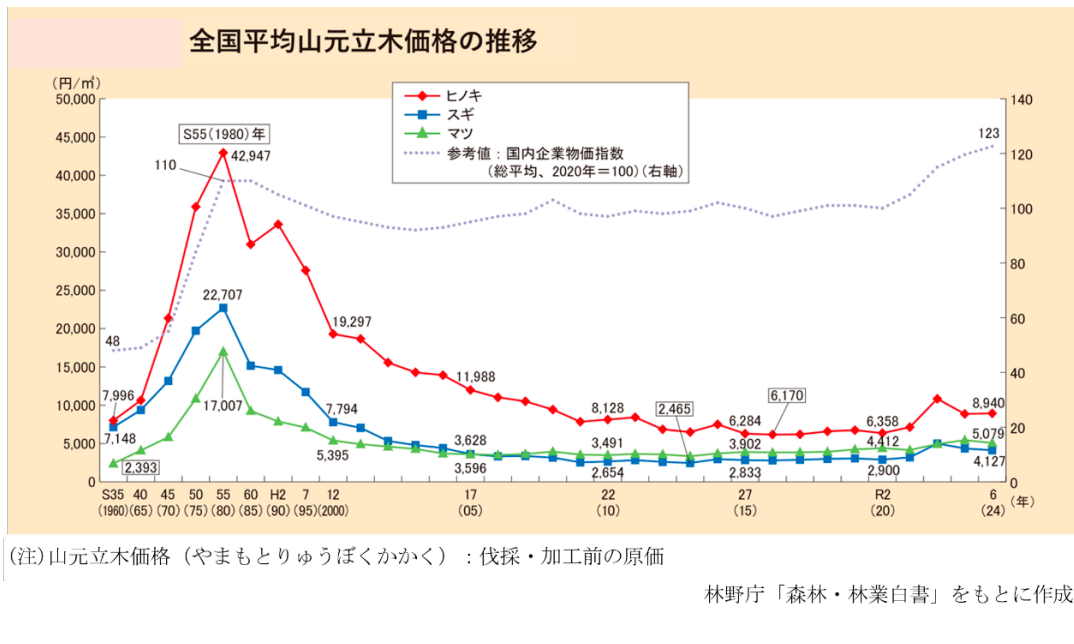
このため、都民共通のかけがえのない財産である多摩の森林の循環に資するため、多摩産材の利用拡大を推進し、多摩の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや多摩産材を使う意義を普及啓発する必要がある。

(図2) 東京都森林位置図



出典：東京の森林・林業 令和7年度版

(図 3) 国産木材価格の推移



さらに、世界有数の大都市であり、建築物が集中する東京は、木材の需要拡大のけん引役となるべき存在であることから、森林整備・木材利用の機運を木材の大消費地東京から広げていくため、都外の自治体とも連携して、多摩産材のみならず、国産木材の需要喚起と活用促進を図っていく必要がある。

このため局は、森林環境譲与税の活用などにより、都内区市町村や都外の自治体と連携して、多摩産材や国産木材の利用拡大に向けた取組を行っている。

(3) 多摩産材の利用拡大に向けた取組

ア 「とうきょうの木」ブランド推進事業

東京の多摩地域で育成した木材は、一般的に「多摩産材」として呼称され、そのうち、適正に管理された多摩地域の森林から生産され、森林所有者や製材業者、行政機関等から構成される多摩産材認証協議会により産地が認証された木材を「東京の木 多摩産材」という。

局は、「東京の木 多摩産材」として認証された木材を原材料に用いた商品などを「とうきょうの木®」ブランドとして、情報発信拠点「TOKYO MOKUNAVI」ブースへの出展、多摩産材情報センターのポータルサイトなどにより広報・PR し、認知度とブランド価値の向上を図り、とうきょうの木の利用拡大と安定供給に寄与している。

イ 多摩産材の情報発信拠点「TOKYO MOKUNAVI」

局は、令和5年9月より、都心部(新宿)において、とうきょうの木に関する情報を建築事業者などのプロユーザー及び一般消費者向けに広く発信し、多摩産材の利用拡大を図るショールームとして、「TOKYO MOKUNAVI」を運営している。(図4参照)

ショールームでは、「とうきょうの木」商品の常設展示や情報提供、セミナーやワークショップなどの開催とともに、東京の森林・林業を紹介する動画やVR体験のコーナーなどが設置されている。また、特設のホームページである「TOKYO MOKUNAVI WEBサイト」により、森の遊び場紹介や、インフルエンサーとのコラボ企画など、「とうきょうの木」に関するさまざまな情報を発信している。

来場者数の推移は表2のとおりであり、年間来場者数は令和6年度は約8,900人であったが、翌令和7年度には約9,600人へと増加している。来場者の属性は、建設、設計、木材製造関連等の事業者や行政関係、将来の木材利用を期待できる建築等を学ぶ学生などが4分の1を占め、残りは一般の来場者となっている。

(図4) TOKYO MOKUNAVI



出典：TOKYO MOKUNAVI ホームページ

(表2) 来場者数の推移 (単位：人)

令和5年度(注)	令和6年度	令和7年度
4,608	8,954	9,658

(注) 令和5年9月開設後

ウ 多摩産材情報センター

局は、多摩産材利用拡大と多摩地域の林業・木材産業の活性化を図ることを目的に、多摩産材の利用者と供給者のマッチングを行う多摩産材情報センターを、青梅合同庁舎の1階に開設している。

多摩産材情報センターでは、多摩産材を使った製品を展示するとともに、情報発信拠点「TOKYO MOKUNAVI」と連携しながら、多摩産材の製品や調達方法などに関する相談に応じて情報提供している。

相談元としては建設・設計等の企業からが最も多く、自治体等の行政機関、個人と続いている。表3のとおり、近年では年間100から200件ほどの相談を受け付けており、そのうち50から60件ほどの相談が事業者受注へのマッチングにつながっている。

(表3) 相談数の推移 (単位：件)

	相談数				マッチング成立件数			
	自治体・行政	企業・民間	個人	計	自治体・行政	企業・民間	個人	計
令和7年度	27	80	17	124	13	34	4	51
令和6年度	39	121	26	186	24	36	0	60
令和5年度	43	133	27	203	22	35	3	60

エ 都関連施設への木製じゅう器等の導入

局は、「とうきょうの木」の利用拡大を図るため、都民利用施設や出先事業所などPR 効果が高い都関連施設に家具・じゅう器を導入する、公共施設木質空間創出事業を実施している。

令和7年度の具体的な実績は、表4のとおり、都民が来場し目に触れやすい各局の事務所、スポーツ施設、客船ターミナルや文化園など12の施設において、ベンチやテーブルなど都民が直に接することが可能な物品を中心に導入されており、都横断的に「とうきょうの木」活用の機会を拡大しながら、その知名度向上に寄与している。

(表4) 公共施設木質空間創出事業の実績（令和7年度）

	都関連施設名	導入物品
1	第二市街地整備事務所	掲示板、ベンチ
2	農業振興課（都民農園小金井）	収納棚、パンフレット棚等
3	辰巳アイスアリーナ	カウンター、ベンチ
4	福祉局（戦没者霊苑）	テーブル、チェア、スツール等
5	多摩ニュータウン整備事務所	テーブル、ベンチ等
6	交通局資産運用部	パンフレットラック
7	港湾局（晴海客船ターミナルほか）	テーブル、ショーケース等
8	城東地域中小企業振興センター	パーテーション、テーブル等
9	総務局文書課	書類記載台
10	島しょ振興公社	チェア、テーブル等
11	八丈支庁	衝立、キッズ用木製プール等
12	江戸東京たてもの園	募金箱、テーブル等

(4) 区市町村との連携

ア 「多摩の森」活性化プロジェクト

局は、区市町村と連携して森林環境譲与税を活用した多摩地域の森林整備を進めるため、令和5年7月に、都内12区市町村と「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」を締結するとともに、一体的に森林整備を行う取組を進めるため、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会を設置し、多摩地域の森林整備の推進や各自治体における木材利用の促進及び普及啓発の支援を実施している。

局は、多摩産材の利用拡大に向けて、都内全ての区市町村へ協議会への参加を働きかけており、令和7年度には1自治体が新たに参加し、表5のとおり、令和7年度末時点で、東京都及び14区市町村が参加している。

協議会では、令和7年度において、表6のとおり、①間伐や測量などの多摩の森の整備及び保全事業、②多摩の森の整備による二酸化炭素の吸収量の認定、③現場体験事業、④ノベルティ作成による木材活用事業、⑤動画やイベント実施等による機運醸成事業など、幅広く行っている。

(表5) 「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の参加自治体（令和7年度末）

千代田区、中央区、台東区、品川区、目黒区、荒川区、葛飾区、 八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京都

(表 6)「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の主な事業実績（令和 7 年度）

①多摩の森の整備及び保全	・間伐（切捨間伐、搬出間伐） 日の出町有林 20.85ha ・森林整備事業地の現場測量 日の出町有林、青梅市有林、八王子市有林 19.49ha
②カーボン・オフセット	「とうきょう森づくり貢献認証制度」の森林整備サポート認定 (森林整備後 5 年間の二酸化炭素吸収量)
③現場体験事業	多摩の森を活用した、林業作業、自然観察などの体験事業 8 回実施 参加人数 計 429 名
④木材活用事業	多摩産材を用いたノベルティを製作し、参画区に配付 シャーペン・ボールペンセット、メッセージボード 各 250 個
⑤機運醸成事業	・木材を活用した屋外広告（新宿駅）・森林活用を促すインフルエンサー動画 ・暮らしに木を取り入れるアイデアを募集するイベントの実施（有楽町）

イ 公共施設（都内自治体）への多摩産材利用促進プロジェクト

局は、木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材等の利用拡大を図るため、公共施設において多摩産材を利用した木造化や内装木質化、テーブルや下駄箱等の家具や木製遊具などの木製じゅう器、木塀や門扉、公園ベンチなどの木製外構施設等を整備する区市町村に対し、経費の補助を行っている。

令和 7 年度の実績は、表 7 のとおり、12 の自治体により公園や小学校等において活用され、多摩産材の利用拡大と知名度向上に寄与している。

監査において、区市町村に対する補助金の支出について確認したが、特に指摘すべき事項はなかった。

(表 7) 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクトの実績（令和 7 年度）

	区市町村名	事業箇所	事業内容
1	江東区	亀戸七丁目南公園、大島五丁目児童遊園、北砂七丁目公園	外構施設等
2	品川区	五反田児童遊園、（仮称）豊町三丁目公園	外構施設等
3	世田谷区	梅丘図書館、玉川野毛町公園	じゅう器
4	中野区	江原小学校、上鷺宮小学校、白桜小学校、第五中学校、北中野中学校、南台図書館、リサイクル展示室	じゅう器
5	八王子市	八王子市北野環境学習センター、道の駅八王子滝山、八王子市ボランティアセンター	じゅう器
6	武蔵野市	武蔵野市立第一中学校、本田北公園	じゅう器・遊具施設
7	三鷹市	三鷹市立保育園	じゅう器
8	昭島市	昭島市民総合交流拠点施設	じゅう器
9	武蔵村山市	雷塚図書館、市立児童館及び学童クラブ	じゅう器
10	多摩市	鶴牧中学校	じゅう器
11	日の出町	日の出町役場、本宿小学校	じゅう器
12	清瀬市	南部地域複合施設	内装木質化

(5) 国産木材の利用拡大に向けた取組

ア 国産木材の魅力発信拠点「MOCT ION」

局は、木材の一大消費地である都が、全国各地と連携し、国産木材の魅力を多角的に情報発信することにより、木材需要の拡大や国内の林業・木材産業の振興を図るため、令和2年12月に「TOKYO MOKUNAVI」と同じ都心部(新宿)の商業施設内に、国産木材の魅力発信拠点「MOCT ION」を設置し、オフィス空間の木質化に向けた展示や木の良さを伝えている。(図5参照)

(図5)MOCT ION



出典：MOCT ION ホームページ

施設のショールームでは、地域の特色を活かした木製品や建材などを展示するほか、木材に精通したコンサルタントが全国各地の事業者や補助金を紹介するマッチングサービスや、森林や木材に関するセミナーやワークショップなどを開催している。

また、特設のホームページである「MOCT ION WEBサイト」により、全国の木材に関する情報や補助金情報などを発信するとともに、建築会社・工務店・個人などと製材所や木材事業者をつなぐ、オンラインでの木材マッチングサービスも実施している。

MOCT IONの来場者数は、表8のとおり、年間来場者数は令和3年度は約5,700人であったが、翌令和4年度には約9,200人へと増加し、以降、令和7年度まで約1万人前後を集客しており、また国産木材のPRを行うMOCT IONへの来場者が、多摩産材のPRを行うTOKYO MOKUNAVIにも足を運ぶなど、相乗的な効果も見られる。

(表8)来場者数の推移

(単位：人)

令和2年度(注)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2,680	5,715	9,252	9,769	10,141	10,659

(注)令和2年12月開設後

MOCT IONショールームでは、2週間から4週間ごとに、各都道府県などによるPR展示を行っており、令和7年度には、初出展となる3県を含む17府県が展示を行った。これまでの出展実績は30都道府県となっており、局は、引き続き、各道府県にMOCT IONへの出展を働きかけている。

監査において、出展府県からの負担金収入について確認したが、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 木材製品展示会 WOODコレクション（モクコレ）

局は、都市部での国産材全体の需要の底上げを図り、多摩産材の需要拡大につなげることを目的に、日本各地と連携し、全国の地域材を活用した木材製品の展示商談会である、木材製品展示会「WOODコレクション（モクコレ）」を年1回開催し、バイヤーや建築設計関係者、一般消費者へ向け、国産木材取扱事業者による家具やインテリア等の製品・建材等の展示・販売、木材の魅力をPRする企画展示や木を使ったワークショップの開催等を行っている。

令和7年度は、表9のとおり、39都道府県が参加し、各地域から319事業者がブースを設け出展しており、来場者は7,000人を超えている。

(表9) WOODコレクション（モクコレ）の実績（令和7年度）

名称	会期	会場	参加都道府県数	出席事業者数 (小間数)	来場者数 (人)
WOODコレクション (モクコレ) 2026	令和8年2月 12日及び13日	東京ビッグ サイト西1・2 ホール	39	319	7,077

(6) 人材確保に向けた取組

ア 林業労働力総合対策事業

森林の管理作業、木材生産の担い手である林業従事者は、高所かつ天候に左右される作業や、機械操作の資格を要する就労条件等も影響し、減少、高齢化の傾向にあった。

しかしながら、最近では価値観の多様化などから森林・林業に対する関心が高まり、自ら森林を保有・管理して施業を行う「林家」や、委託を受けて育林・素材生産を行う「民間企業・森林組合」などの林業経営体の従事者数の減少は、表10のとおり平成17年を底に下げ止まり、高齢化率は、表11のとおり令和3年度以降同水準を維持している。

あわせて、森林循環の活性化に向けた森林計画に基づく伐採や植え替えの需要など、森林整備における事業量の継続性が見込まれている状況も踏まえ、将来にわたり安定的に労働力を確保するため、林業従事者の確保・育成や労働安全向上等の課題に対し総合的な労働力対策を行っていく必要がある。

そのため、都では林業労働力の実態把握を行いながら、労働安全向上や雇用条件改善等を総合的に推進することを目的として、(公財)東京都農林水産振興財団等への補助を通じ、表12のとおり、①林業事業者の確保・育成に向けた研修や見学会等による情報発信、②林業経営体の強化に向けた経費助成や指導・情報発信、③林業労働力把握に向けた労働力実態調査等を実施し、林業経営体の経営を支援している。

監査において、財団に対する補助金の支出について確認したが、特に指摘すべき事項はなかった。

(表 10) 国勢調査による都内林業就業者数の推移

(単位：人)

	昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
都内雇用者	887	575	402	174	407	351	381

(表 11) 林業退職金共済事業調べによる都内加入者の年齢層

(単位：歳、%)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
平均年齢	54.7	48.7	47.0	46.4	46.4	47.1
51 歳以上占有率	50	38	34	33	34	34

(表 12) 林業労働力総合対策事業の概要

項目	主な取組と令和 7 年度の実績
①林業技術者の確保・育成	研修の実施 ・就業年数に合わせた研修(新規就労者 2 名) ・技能向上研修(個別型 3 経営体 13 名、集合型 12 経営体 26 名) 林業就業見学ツアーの実施
②林業経営体の強化	経営基盤強化支援(3 経営体) 指導・情報提供 ・窓口支援、セミナー開催(21 経営体) ・林業・製材業の作業現場における安全巡回指導(15 か所) 雇用の維持・安定化支援(各種助成に対し延べ 72 経営体)
③林業労働力の把握	林業労働力実態調査等 ・林業労働力の人数や定着状況、給与形態等、都内森林整備を担う労働力の実態調査 ・他県事業体の状況把握を行うとともに都内森林整備状況の情報を提供し、都内への新規参入を促進

イ 伐採・搬出技術者育成事業「東京トレーニングフォレスト」

森林循環のうち主伐を担う技術者の確保・育成を図り、伐採・搬出における専門的かつ高度な技術の習得を支援することを目的として、日の出町にある都有地(試験林)を研修拠点とし、都内で森林整備を行う事業体に採用されている者や過年度の伐採・搬出技術者育成研修の修了生を対象とし、実践的な各種研修を実施している。

研修は、表 13 のとおり、伐採・搬出技術者の育成に係る研修を始め、令和 5 年度以降は、各種免許・資格取得に向けた講習や、作業の高度化・先進化に向けた伐採、加工、運搬等における先進林業機械についての研修も追加し、研修内容の充実や受け入れ枠の拡大に取り組んでいる。

(表 13) 研修の実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
伐採・搬出技術者の育成研修		5 名	5 名	3 名	5 名	5 名
林業架線作業主任者免許講習		—	—	5 名	1 名	6 名
先進技術研修	事業地視察	—	—	—	4 名	6 名
	操作説明会	—	—	—	2 名	19 名
計		5 名	5 名	8 名	12 名	36 名

【監査委員からの所見】

局は、安定的な森林循環や、森林産業の持続的な発展に向けて、林業技術者の確保・育成や、林業経営体への支援などを行うとともに、多摩産材や国産木材の施設展示や都民利用施設などへ「とうきょうの木」ブランドを使った家具・じゅう器等を導入するなどにより、東京の森や木の魅力に関する情報発信や普及啓発について取り組み、林業従事者減少の歯止めや都民の関心醸成に効果を上げている。

今後も局は、森林循環の一層の促進に向けて、林業現場に触れる機会の提供や高度化研修等による人材の確保・育成や、林業の生産性向上や効率化を図る先進技術による林業機械の導入等を促進するとともに、区市町村の「多摩の森」活性化プロジェクトへの更なる参加を促し、都内外自治体との連携拡大による情報発信を強化していくなど、更なる木材需要の拡大に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(歳出)

(1) 清掃及び点検業務について仕様書に基づく履行確認を適正に行うべきもの

中央・城北職業能力開発センターは、職業能力に関する中央・城北地域の中核機関として、地域の需要に即応した技能労働者の養成、技能の維持向上のための総合サービスを行うことを目的に、センター内に中央・城北職業能力開発センター人材育成プラザ（以下「人材育成プラザ」という。）を設置している。また、表1の契約を締結し、センター及び人材育成プラザ内の施設管理に関する業務を委託している。

この委託契約の主な業務内容は、表2のとおり、人材育成プラザの施設及びセンター内の各教室等の管理運営のうち、施設の貸出業務、能力向上訓練業務及び人材育成プラザにおける窓口対応業務等である。受託者は、日々の業務終了後に、人材育成プラザの清掃に係るチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）等をセンターへ提出する旨、仕様書で定めている。また、各月の履行完了後、センターは受託者からの請求に基づき委託料を毎月支払っている。

そこで、契約書類及び報告書を見たところ、施設貸出業務のうち清掃及び点検業務について、表3のとおり、仕様書には頻度に基づく各業務の実施回数が明記されているにもかかわらず、委託業務の一部において契約上の回数と実施回数が相違している。

このことについて、センターは、契約に基づき受託者が日次で提出するチェックリストの記載内容と、仕様書で定める業務量が相違しているにもかかわらず、契約で定めた回数の業務が実施されているものとして履行確認し、委託料を支払っていることは適正でない。

センターは、清掃及び点検業務について、仕様書に基づく履行確認を適正に行われたい。

さらに、産業労働局においては、令和7年定例監査においても、同様に適正でない履行確認による指摘を受けているにもかかわらず、改善が見られない。

局は、再発防止に努められたい。

(産業労働局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和7年度東京都立中央・城北職業能力開発センター人材育成プラザ施設管理業務委託	令和7.4.1～令和8.3.31	1,996,896

(表2) 主な業務内容

区分		主な業務内容（実施頻度）	
施設貸出業務	清掃及び点検 (注)	教室、多目的実習場、視聴覚室	ホワイトボード及び机の雑巾がけ・点検、放置ごみの処理等（1回／日） 床のモップがけ等（1回／週）
		OA実習室	ホワイトボード及び机の雑巾がけ・点検及び放置ごみの処理 等（1回／日） ホワイトボード用マーカーの補充 等（1回／週） キーボードをエアードスターで清掃（1回／月） ディスプレイをOAクリーナーで清掃（1回／月） 等
	利用団体対応、開錠業務、センター内巡回等		
能力向上訓練業務		教室等の会場設営、開錠、施錠、訓練初日の受付業務等	
人材育成プラザにおける窓口対応業務		施設の空き状況の問い合わせ対応、施設案内等業務、事業案内等	
その他の窓口対応業務		閉館時の施錠等	

(注) 各教室使用中の場合を除く

(表 3) 実施回数と契約回数との相違の主な状況

(単位：回)

区分		施設貸出業務 清掃及び点検											
		第1・第2教室		第3教室		多目的実習場		視聴覚室		OA実習室			
		週1回		週1回		週1回		週1回		月1回			
		床のモップがけ		床のモップがけ		床のモップがけ		床のモップがけ		キーボードをエアードスターで清掃(注)		ディスプレイをOAクリーナーで清掃	
		実施数	計画数	実施数	計画数	実施数	計画数	実施数	計画数	実施数	計画数	実施数	計画数
実施回数及び契約回数	4月	9	4	9	4	10	4	9	4	0	1	0	1
	5月	7	5	10	5	11	5	10	5	0	1	0	1
	6月	10	4	10	4	8	4	5	4	1	1	0	1
	7月	9	4	9	4	9	4	7	4	-	-	2	1
	8月	8	5	9	5	8	5	9	5	-	-	1	1
	9月	8	4	10	4	9	4	6	4	-	-	2	1
	10月	9	4	8	4	7	4	10	4	-	-	1	1
	11月	8	5	10	5	7	5	8	5	-	-	1	1
	12月	9	4	9	4	10	4	9	4	-	-	2	1
	1月	6	4	10	4	7	4	9	4	-	-	0	1
	2月	7	4	6	4	9	4	9	4	-	-	2	1
	3月	10	4	10	4	8	4	10	4	-	-	1	1
	年計	100	51	110	51	103	51	101	51	1	3	12	12

(注) 7月からキーボードカバーを導入したため、エアードスターでの清掃が不要となった。

(歳出)

(2) 清掃委託における契約変更を適正に行うべきもの

東京都島しょ農林水産総合センターでは、表4のとおり、東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所（水産庁舎、農林合同庁舎）の建物清掃委託契約を締結している。作業内容は表5のとおりである。

このうち、水産庁舎では、水産旧庁舎等の改築に伴い、当初は令和7年9月末に水産仮庁舎へ移転する予定であったが、事務手続の遅延や台風被害の影響により移転が4か月遅れ、令和8年2月から水産仮庁舎の本格使用が開始されている。これにより、令和7年10月から令和8年1月までの間は、水産旧庁舎・旧無線局舎と水産仮庁舎を併用して使用しており、両庁舎で日常清掃業務を実施している。なお、所はこれらの状況に対応するため、協議により内容の見直しを2回行っている。

そこで、これらの契約状況を見たところ、「契約内容の協議について」（令和7年10月28日7島農庶第807号島しょ農林水産総合センター所長通知）により、受託者にあて、協議を行っている。これによると、10月・11月に引き続き、12月・1月においても、水産仮庁舎に加えて、水産旧庁舎及び旧無線局舎の日常清掃を実施することとしており、受託者はこれを承諾している。これに基づき、受託者から毎月提出される月間報告書に記載されている業務内容を集計すると、表6のとおり、業務量が増加しているが、協議書において、センターは増大した業務量に係る対価を支払わないこととしている。

委託契約においては、受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定める必要があることから、本契約のように業務内容に変更がある場合には、契約変更を行い、その内容に見合った対価を算定しなければならず、適正でない。

センターは、清掃委託における契約変更を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表4) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和7年度 東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所（水産庁舎・農林合同庁舎）建物清掃委託	令和7.4.1～令和8.3.31	5,000,600

(表 5) 旧水産庁舎及び旧無線局舎の作業内容

種別		面積等	実施回数等	実施日時
			内容	
清掃 種目	水産旧庁舎日常清掃	316.6㎡	74回	月曜日、水曜日及び金曜日
			【事務室等】 掃き掃除・水拭き、玄関マット清掃、ごみ回収等 【便所】 便器洗浄、床面洗浄・水拭き、便所用品の点検・補充等	
	旧無線局舎清掃 (事務室等)	68.0㎡	6回	日常清掃実施日の各月最終金曜日
			清掃内容は日常清掃（【事務室等】）に同じ	
	旧無線局舎清掃 (便所)	4.5㎡	6回	日常清掃実施日の各月最終金曜日
			清掃内容は日常清掃（【便所】）に同じ	
	定期清掃		下記指定月	土曜日、日曜日又は祝日の1日
	床のワックス塗装	268.2㎡	奇数月（3回／年）	床面洗浄・水拭き、ワックス塗装等
	窓ガラス清掃	94.0㎡	奇数月（3回／年）	窓ガラス洗浄・乾拭き等
	塵払い	389.1㎡	5月	はたきなどによる塵払い等
エアコンフィルター清掃	計8台	6月	洗浄等	
ブラインド清掃	34.4㎡	7月	水拭き・洗浄、乾拭き等	

(表 6) 協議による見直し内容

(単位：回)

清掃場所	増加した清掃回数				合計
	第 1 回協議		第 2 回協議		
	10 月	11 月	12 月	1 月	
水産旧庁舎日常清掃	13	10	12	11	46
旧無線局舎清掃（事務室等）	1	1	1	1	4
旧無線局舎清掃（便所）	1	1	1	1	4
定期清掃	—	—	—	—	—

中 央 卸 売 市 場

1 指摘事項等

[指摘事項]

(歳出)

(1) 土地建物の維持管理に伴い排出する廃棄物を適正に処理すべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条第1項は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めている。

中央卸売市場における土地建物の維持管理について見たところ、次の問題点が認められた。

ア 管理部は、豊洲5街区「江戸前場下町」跡地について閉鎖管理を行っており、当該土地に落ちているごみや落ち葉等を片付けるため、表1のとおり当該土地に係る清掃を委託し、契約において清掃で回収したごみなどは持ち帰って処分することを定めている。

イ 食肉市場は、表2の契約により、センタービル等の側溝及びグリストラップ(注)を清掃し、堆積している落ち葉や油脂を含む汚泥等の廃棄物を回収する清掃委託契約を締結している。この契約では、受託者は、清掃時に回収したごみ等を適切に分別・処分し、ごみ処分費用は受託者の負担とすることを定めている。

上記ア及びイにおいて発生する落ち葉や汚泥等の廃棄物は、それぞれの受託者が排出したものではないことから、当該土地建物の管理者である部及び場の責任で、落ち葉等は一般廃棄物として、汚泥等は産業廃棄物として、それぞれの廃棄物処理業者に処理を委託すべきところ、廃棄物処理業の許可を持たない受託者に処理させていることは適正でない。

部及び場は、土地建物の維持管理に伴い排出する廃棄物を適正に処理されたい。

(中央卸売市場)

(注) 厨房から排出される污水に含まれる油脂や食品残渣を分離する装置

(表1) アに関する契約状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
「江戸前場下町」跡地に係る清掃委託	令和7.4.1～令和8.3.31	286,000

(表2) イに関する契約状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
食肉市場センタービル等側溝及びグリストラップ 清掃委託	令和7.5.19～令和7.6.20	149,380

(歳出)

(2) 市場内道路及び構内通路舗装等の修繕に関する単価契約について

事業部は、各市場の事務負担の軽減を目的として、令和6年度から単価契約工事により各市場の市場内道路及び構内通路舗装等（以下「構内舗装等」という。）の修繕を行っており、令和7年度の契約状況は表3のとおりである。

[指摘事項]

ア 構内舗装等の修繕に関する単価契約の運用を適正に行うべきもの

この単価契約は、他局の「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」（以下「手引」という。）などを参考に、修繕に必要な工種ごとに単価を契約するが、修繕工事に用いる材料品は多種にわたるため、単価が設定されていない材料品を用いる場合には、「特殊製品組合せ費1,000円相当品」のように、金額を定めた工種の「特殊製品組合せ費」を活用して支払っている。

ところで、本件単価契約における運用状況を見たところ、手引において、特殊製品組合せ費は、特殊な材料を使用する場合に用いることができると定められているにもかかわらず、表4のとおり、材料費ではない労務費及び機材費に用いており、適正でない。

部は、構内舗装等の修繕に関する単価契約の運用を適正に行われたい。

(中央卸売市場)

(表3) 単価契約による構内舗装等修繕工事の状況

(単位：円)

番号	契約件名	契約期間	推定総金額	対象の市場
1	食肉市場外3市場舗装等修繕工事 (単価契約)	令和7.6.20～ 令和8.3.19	24,229,861	食肉、大田、世田谷、 多摩ニュータウン
2	豊洲市場外1市場舗装等修繕工事 (単価契約)	令和7.6.21～ 令和8.3.19	25,274,700	豊洲、葛西

(表4) 特殊製品組合せ費の不適正な使用事例

内容	指示番号(注1)及び不適正な金額(注2)
労務費に使用	(食肉)1 50,200円、(食肉)5 55,700円
機材費に使用	(食肉)2 92,900円、(豊洲)8 3,190円
材料費に労務費と機材費を計上	(食肉)7 409,700円

(注1) 指示番号の前の(食肉)は食肉市場外3市場舗装等修繕工事、(豊洲)は豊洲市場外1市場舗装等修繕工事を示す。

(注2) 金額は、当該特殊製品組合せ費の算定資料を基に試算した。

[意見・要望事項]

イ 構内舗装等の修繕に関する単価契約の工種の設定について

手引では、使用頻度の高い特殊製品組合せ費は、設計工種に反映させることとしているにもかかわらず、表5のとおり、令和6年度に特殊製品組合せ費を適用して複数回使用した材料品について、令和7年度も繰り返し用いていることが認められた。

その内容は、アスファルトやコンクリート舗装の初期補修に用いる、速硬性が高い補修材である舗装補修用速硬性耐久補修材であり、市販品で広く同様の修繕工事等で用いられている材料であることから、新たな工種として設定すれば、経済的かつ効率的な単価契約の運用が見込まれる。

部は、新たな工種の設定を検討することが望まれる。

(中央卸売市場)

(表5) 特殊製品組合せ費で繰り返し使用されている材料品

材料品名	使用回数
舗装補修用速硬性耐久補修材	令和6年度2回、令和7年度9回

[指摘事項]

(財産)

(3)使用許可している喫煙室が技術的基準に適合するよう指導すべきもの

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号。以下「条例」という。）によれば、喫煙について、施設の類型に応じた規制がされており、第一種施設(注1)では屋内完全禁煙、第二種施設(注2)では喫煙室以外は屋内禁煙とされている。

この規制を受け管理部は、都が所管する各場の執務室を除き市場施設全体を第二種施設として区分し、食肉市場は、食肉市場センタービルの屋内の一部分を喫煙室として、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）第43条第2項の規定により、法人に使用許可している。

法及び条例によれば、第二種施設に設置された喫煙室が、その施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準(注3)（以下「技術的基準」という。）に適合していることは、管理者の責務とされている。

また、厚生労働省の「たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」によれば、概ね3か月以内に1回以上、技術的基準に適合していることを定期的に確認することが求められている。

そこで、使用許可している喫煙室が技術的基準に適合しているか確認したところ、喫煙室設置時における技術的基準の適合確認はされていたものの、その後、定期的確認を行っているとは認められなかった。

このような状況は、受動喫煙を防止するための責務が管理者である場や法人にあることから、適切でない。

部は、厚生労働省が示した測定方法の例を参考にしながら、使用許可している喫煙室が技術的基準に適合していることを定期的に確認するよう場を指導されたい。

(中央卸売市場)

(注1)病院、大学、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎など

(注2)第一種施設及び喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設以外の多数の人が利用する施設

(注3)①喫煙室の出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること

②たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること

③たばこの煙が屋外に排気されていること

[意見・要望事項]

(歳出)

(1) 雑踏警備に係る検定合格警備員の配置について

警備業法(昭和47年法律第117号)第18条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条では、警備業者に対し、人の雑踏(注)する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務を行う場合には、雑踏警備業務の一級又は二級検定合格警備員を、その警備を行う場所ごとに一人以上配置しなければならないと定めている。

ところで、各場は、都民の卸売市場等への理解を深め、食生活の向上や食育・花育の普及等を目的として、都民を対象とする「市場まつり」等のイベントを各市場協会と共催しており、その際、各市場協会が市場取扱品の即売会、ワークショップ、試食等の催事の運営を行い、各場は場所の提供と警備を担っている。

こうしたイベントには、普段は場内に入場しない不特定多数の一般来場者の入場が想定されているため、足立市場、食肉市場及び世田谷市場では、表6のとおり、足立市場(①)は、管理部が締結する通常警備委託の契約にイベント対応を盛り込み、食肉市場(②)及び世田谷市場(③)は、通常警備とは別契約でイベントの警備を委託していた。

しかしながら、契約関係書類を確認したところ、3場とも来場者の安全の確保と誘導の業務を盛り込んでいるにもかかわらず、足立市場については、部が締結した警備委託契約で「施設、雑踏、交通」警備いずれかの検定合格者を配置するよう記載していたが、受託者による雑踏警備の検定合格警備員は配置されていなかった。

また、食肉市場及び世田谷市場については、契約で雑踏警備の検定合格警備員の配置を求めているにもかかわらず、その配置も確認できなかった。

部及び各場は、イベントの性格や区域等を考慮し、あらかじめ契約時に雑踏警備に係る検定合格警備員の配置を盛り込むことで、イベントの共催者として来場者の安全を確保できることが見込まれる。

部及び各場は、イベントの警備委託契約で、雑踏警備に係る検定合格警備員の配置を担保することが望まれる。

(中央卸売市場)

(注)不特定多数の人が集まり、転倒・圧迫などの事故が生じうる状況

(表6) 契約の概要

(単位：円)

場	件名	契約期間	契約金額	備考
①足立市場	食肉市場外3か所警備委託 (契約締結は管理部)	令和7.4.1～ 令和8.3.31	408,738,000	通常警備の委託にイベントの警備を含む。
②食肉市場	令和7年度東京食肉市場まつり警備委託	令和7.9.9～ 令和7.11.7	512,600	場周辺道路の警備を委託 (場内警備は市場協会が別途委託している。)
③世田谷市場	令和7年度世田谷市場まつり警備委託	令和7.10.1～ 令和7.10.19	246,400	

スタートアップ戦略推進本部

1 重点監査事項

「大学発スタートアップ創出への支援」

【選定理由】

都では、令和4年11月に、スタートアップと共に新しい時代を切り拓き、東京の課題解決と成長につなげる取組を徹底的に進めていくための新たな戦略「Global Innovation with STARTUPS」を策定しており、グローバル×10、裾野拡大×10、官民協働×10で未来を切り拓く「10×10×10のイノベーションビジョン」の実現に向け、ワンチームで「異次元」のスタートアップ戦略を展開している。

こうした中、令和5年度から、本部（以下、前身のスタートアップ・国際金融都市戦略室を含め、「本部」という。）は、スタートアップ創出の裾野拡大の取組として、大学における研究シーズやアイデア等の事業化をサポートする「大学発スタートアップ創出支援事業」を開始し、各年度で都内に学部等研究拠点のある大学を公募・採択している。本部は、この事業において、各大学等の実情に応じた支援を企画・提供するコーディネーターと協定を締結し、採択大学に対して、起業促進の体制づくりや研究シーズの事業化などに対する支援を行っている。具体的には、コーディネーターが、法人設立、ファンドの組成、起業に対する相談体制の整備などの支援を行い、支援を受けた大学では、起業支援施設の立ち上げ、先輩起業家との交流を図るイベントの実施などが行われている。また、本部は、各大学と協定を締結し、経費についても支援している。

大学への支援は都と連携してコーディネーターが行うことから、コーディネーターが企画・提供する支援が大学の実施計画の着実な遂行に向けて、効果的なものとなっているか、大学の取組実績の達成状況に応じた経費支援は適正に行われているかなどを確認する必要がある。

以上のことから、大学発スタートアップ創出への支援を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

<事業執行の推移>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
大学発スタートアップ創出支援事業	330	244	74.2	1,099	883	80.4	1,025

（注）令和5年度及び令和6年度はスタートアップ・国際金融都市戦略室所管

【着眼点】

- ① 大学の実施計画の着実な遂行に向けて、効果的な支援が行われているか（有効性）
- ② 大学への支援実施により、スタートアップの創出につながっているか（有効性）
- ③ 各協定は適切に締結され、大学への経費支援は適正に行われているか（合规性）

【結果の概要】

(1) 東京都のスタートアップ戦略

都は、令和4年11月に、スタートアップと共に新しい時代を切り拓き、東京の課題解決と成長につなげる取組を徹底的に進めていくための戦略「Global Innovation with STARTUPS」(以下「戦略1.0」という。)を策定した。この中で、3つの方向性とその目標を設定し、グローバル×10として「東京発ユニコーン数」、裾野拡大×10として「東京の起業数」、官民協働×10として「東京都のスタートアップとの協働実践数」を定め、各目標について5年で10倍とすることとした。これにより、図1のとおり、未来を切り拓く「10×10×10のイノベーションビジョン」(以下「イノベーションビジョン」という。)を掲げて、その実現に向け、庁内横断のワンチームでスタートアップ戦略を展開している。

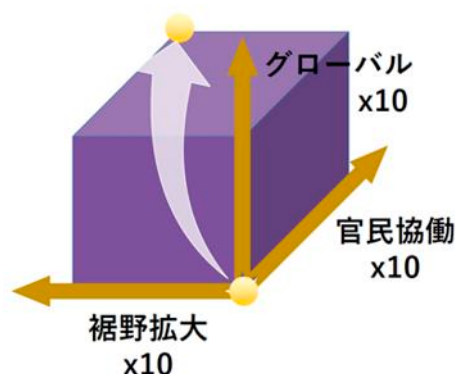
また、世界の変化と競争が激しさを増し、AIの飛躍的な進化が社会の変容を加速する中、その取組を加速するため、令和7年11月には、図2のとおり、戦略1.0をバージョンアップする「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」(以下「戦略2.0」という。)を公表した。

戦略2.0は、イノベーションビジョン達成のために、グローバルでの飛躍的な成長を目指す企業への支援を推進する“グローバル”×“スケールアップ”と、スタートアップ戦略を加速させていく土台となる、令和5年2月以降開催のSusHi Tech Tokyo (Sustainable High City Tech Tokyo) (注)や令和5年11月設置のTiB (Tokyo Innovation Base) 等の“プラットフォーム”を新たな取組の柱として位置づけた。

このうち、“プラットフォーム”の取組では、裾野拡大や官民協働の更なる促進に向け、SusHi Tech Tokyoにおいて、世界中の投資やビジネスを引き寄せることで、大学等の優れた研究シーズの事業化につなげ、TiBにおいては、スタートアップ関係者等との交流機会の創出、他の大学発スタートアップ支援拠点と連携した起業サポート機能等により、多くの関係者や挑戦者を巻き込むことにより、スタートアップに加え、大企業、優れた中堅・中小企業、大学・研究機関など、あらゆる挑戦者の参画を目指している。

(注) 第1回の名称はCity-Tech. Tokyo

(図1) 戦略1.0におけるイノベーションビジョン



(図2) 戦略2.0における取組



出典: Global Innovation with STARTUPS 及び Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP を基に監査事務局で加工

その中で、国内の大学では、宇宙、医療、素材など、ディープテック領域を中心に、超小型人工衛星開発、創薬開発のプラットフォーム、マイクロ波を活用した技術の確立など、注目を集める有力な成功事例が生まれていることや、大学に潜在する最先端の技術や研究シーズを掘り起こして事業化することが、世界的な経済社会課題を解決に導く鍵となることから、大学発スタートアップ創出に向けた支援が重要となっている。

このため、本部は、知の拠点である大学が集積する東京の強みを活かし、より多くの大学が、主体的に、研究シーズや事業アイデアを活用した起業を進めるための環境を整備し、シーズの事業化に向けた具体的な取組を進められるよう、大学発スタートアップ創出支援事業を実施している。

(2) 大学発スタートアップ創出支援事業

都内には、社会・経済への貢献につながる国内有数の研究シーズを有する大学が数多く集積し、その事業化に向けた支援に取り組んでいる。その中で、起業に向けたノウハウに関する相談窓口や、基礎研究の成果を実用化につなげる資金など、持続的に起業を支援するための環境が十分に整備されていない状況である。

このため、本部は、令和5年度から、研究シーズやアイデア等の事業化をサポートする「大学発スタートアップ創出支援事業」により、組織内体制の構築やスタートアップ創出に向けたシーズの掘り起こしの場作りなどに取り組む大学を支援している。

ア 事業の概要

(7) 支援内容等

本部は、①事業化に向けた研究シーズの抽出、②資金面での支援となるギャップファンド(注)の設立・運用、③専門部署による起業相談体制の構築 など、大学内の研究者や学生等の起業に向けて支援を行う大学に対し、コーディネーターと連携した伴走支援や経費支援を行っている。これにより、大学が学内の起業支援体制を構築し、学内研究者等の起業に向けた支援環境を提供することでスタートアップ創出に向けて主体的に取り組んでいくことを、本部は目指している。

その中で、起業支援や専門人材の確保に関する知見やノウハウを有するコーディネーターと連携し、各大学等の状況や課題及び取組の進捗状況について、定期的なヒアリングにより確認しながら、解決策の方針策定や専門人材の紹介などの伴走支援を行っており、表1のとおり、令和5年度10大学、令和6年度9大学、令和7年度9大学の計28大学を採択している。

(注) 大学等の研究成果が事業化するまでの間に必要となる資金を提供する制度

(表1) 採択大学等一覧

年度	種別	大学名
令和5年度	事業化促進型	慶應義塾大学、芝浦工業大学、順天堂大学、帝京大学、電気通信大学、東京科学大学（旧東京工業大学）、東京大学、東京理科大学、武蔵野大学
	環境構築型	武蔵野美術大学
令和6年度	事業化促進型	筑波大学、東京科学大学（旧東京医科歯科大学）
	環境構築型	上智大学、中央大学、東京電機大学、東京農工大学、東洋大学、一橋大学、明星大学
令和7年度	事業ステップアップ支援	慶應義塾大学、工学院大学、帝京大学、東京大学、東京海洋大学、東京理科大学
	学内体制構築支援	青山学院大学、東京薬科大学、明治大学

各大学に対する支援内容は、表2のとおり、各年度、①研究シーズの事業化、②学内支援体制の整備のそれぞれの段階を支援する2種の構成としている。これにより、令和5年度及び令和6年度は「事業化促進型」と「環境構築型」として、公募・採択を行い、令和7年度からは、他大学との連携を支援内容に加えた「事業ステップアップ支援」と「学内体制構築支援」に再構成している。

事業運営の中では、さらに、現時点ではスタートアップ創出に向けた知見等を有していない都内の大学に対し、必要な知識やノウハウを提供するセミナーを開催することで、スタートアップの意義・可能性を啓発し、事業化への意識醸成と体制整備へ踏み出す第一歩を後押ししている。

(表2) 支援内容

年度	種別	支援対象	1校当たりの経費支援額 (上限額)
令和5年度	事業化促進型	学内に眠るシーズを活用した新事業の創出に向けた取組	110,000千円 (R5:33,000千円、R6:77,000千円)
	環境構築型	起業・新事業創出を促進する学内の体制整備等	73,150千円 (R5:22,000千円、R6:51,150千円)
令和6年度	事業化促進型	同上	78,900千円 (R6:25,000千円、R7:53,900千円)
	環境構築型		107,400千円 (R6:31,500千円、R7:75,900千円)
令和7年度	事業ステップアップ支援	他大学との連携等によるスタートアップ創出の取組	90,000千円 (R7:30,000千円、R8:60,000千円)
	学内体制構築支援	スタートアップ創出に取り組める体制の構築	なし

(イ) 事業運営

事業の流れは、図3のとおり、【STEP1】コーディネーターの公募・選定、【STEP2】支援を行う大学の公募・選定、【STEP3】大学の取組実施と支援、【STEP4】達成状況の確認・経費支援となっている。

このうち【STEP2】において、各大学は、公募時に提出する企画書で学内体制整備のための専門人材の配置数、シーズ掘り起こしのイベント開催回数、ギャップファンドの構築数など、各大学がそれぞれの取組に応じた設定した目標をKPIとして定めており、各KPIの達成に必要な金額を見積もっている。

これを踏まえ、【STEP3】において、各大学は、採択された企画書に基づき、事業期間の2年間にわたり起業相談窓口の設置や研究シーズの掘り起こしなどの取組を実施し、コーディネーターは、大学との定期的な打合せの中で大学の状況やニーズを把握し、支援メニューの構築や運用、専門人材の紹介などの伴走支援を実施している。

さらに、【STEP4】では、各年度末に提出の実施報告書等により、経営戦略や起業支援の専門家などの外部有識者を含む評価委員会がKPIの達成状況を検証し、本部は、それを踏まえた経費支援を行っている。

(図3) 事業の流れ



イ 事業の実施状況

(ア) コーディネーターの選定等

本部は、連携して大学を支援するコーディネーターを広く募集し選定している。また、令和6年度までの選定に当たっては、産学連携やベンチャー支援の専門家などの外部有識者を含む選定審査委員会において、事業の推進に当たり具体的かつ実効性の高い計画となっているかなどの基準に基づき審査を行い、選定事業者との協定を締結している。

また、令和7年度からは、令和6年度までの取組を反映し、各大学の特性や取組に対する支援を網羅的に盛り込み、伴走支援の効果を更に高めるため、協定方式から総合評価方式による委託契約へ変更しており、技術審査委員会にて、支援計画や実施体制などの技術提案を評価し、技術点及び価格点との合計により事業者を選定している。

令和7年度までに選定されたコーディネーターの協定金額等は表3のとおりであり、公募から選定までの手続を企画書、審査委員会資料などにより確認したところ、指摘すべき事項はなかった。

(表3) コーディネーターに係る協定金額等

年度	協定金額（支払額）又は契約金額	採択大学数
令和5年度	109,780,000 円	10
令和6年度	91,160,000 円	9
令和7年度	75,900,000 円	9

(イ) 支援を行う大学の公募・選定

本部は、各年度に、公募により、研究者や学生等の起業に向けた支援を行うスタートアップ創出に向けた取組を行う大学を選定している。

選定に当たっては、経営戦略や起業家支援の専門家などの外部有識者を含む選定審査委員会におけるプレゼンテーション審査を行い、各大学の計画について、長期的なビジョンや目標達成に向けた取組などを確認し、具体的かつ実効性の高い計画となっているかの評価を行った上で選定している。

大学の選定について、公募から選定までの手続等を企画書、審査委員会資料などにより確認したところ、指摘すべき事項はなかった。

(ロ) 大学の取組とコーディネーターによる支援

本部は、各大学と2か年にわたる協定を締結し、各大学は、コーディネーターによる伴走支援を活用しながら、スタートアップ創出に向けた支援体制の構築や、研究シーズの事業化などの取組を進めている。令和6年度採択大学は、表4のとおり、事業化促進型では、ギャップファンドの創設やインキュベーション施設の環境整備・人材配置など、また、環境構築型では、起業支援などの専門人材による起業相談窓口の設置やシーズ掘り起こしのための調査などに取り組んでいる。

(表 4) 令和 6 年度採択大学の主な取組実績

年度	種別	大学名	取組実績
令和 6 年度	事業化 促進型	筑波大学	学内ギャップファンド創設 新株予約権の取得・運営に関する調査
		東京科学大学 (旧東京医科歯科大学)	学内ギャップファンド創設 インキュベーション環境の高度化と利用促進
	環境 構築型	上智大学	学内シーズ・市場ニーズの調査分析 シーズ事業化モデル構築
		中央大学	専門人材の雇用、起業家講演会などのイベント実施 ビジネスコンテストの実施
		東京電機大学	シーズの掘り起し、専任人材確保 アクセラプログラム(注)設計・運用
		東京農工大学	専門部署設置、シーズリスト構築 産学官連携の「食」に関するイベント開催
		東洋大学	スタートアップ創出支援機能の設計、シーズ掘り起こし アクセラプログラム構築
		一橋大学	スタートアップ支援に関するインフラ整備、多摩地域の産学 官民共創型インパクトスタートアップエコシステムの構築
		明星大学	起業支援窓口の設置、起業アイデア掘り起こし 起業スタジオの設置

(注) 事業化を加速させる起業支援プログラム

また、令和 7 年度採択大学は、表 5 のとおり、事業ステップアップ支援では、他大学と連携した起業支援の取組や制度、設備の共同利用に関する勉強会の実施、ギャップファンド採択者が同時に伴走支援プログラムに採択される仕組みへの再設計などに取り組んでいる。また、学内体制構築支援では、専門人材を活用した起業相談から創業支援までを担う支援センターの設立準備やスタートアップ創出支援に向けた学内規程の検討・整備を行っている。

(表 5) 令和 7 年度採択大学の主な取組実績 (令和 7 年度末まで)

年度	種別	大学名	取組実績
令和 7 年度	事業ステップ アップ支援	慶應義塾大学	社会課題解決に向けたギャップファンドの強化 学内外のナレッジシェア(注 1)勉強会
		工学院大学	専門人材の確保、シーズ掘り起こし 東京医科大学・東京薬科大学とのナレッジシェア勉強会
		帝京大学	資金提供型伴走支援プログラムの実施 ビジネスコンテストの開催
		東京大学	シーズ技術の発掘 他大学も巻き込んだ事業化支援人材の育成の牽引
		東京海洋大学	スタートアップフォーラムの開催 ナレッジシェア勉強会
		東京理科大学	専任人材の雇用 他大学も巻き込んだ事業化支援人材の育成の牽引
	学内体制構築 支援	青山学院大学	「アントレプレナーシップ(注 2)センター」の基盤整備
		東京薬科大学	スタートアップ創出に関して必要な規程整備の検討
		明治大学	学内体制構築に向けた検討

(注 1) 知識、経験、ノウハウなどを組織全体で共有し活用する取組

(注 2) 起業家精神

コーディネーターは、大学の各取組への支援に当たり、各大学との定期的な打合せの中で、①KPIとして設定した事業の進捗状況、②支援制度や学内規程整備等の課題、③専門人材の必要性などの確認及び調整を行っている。

これらを踏まえた具体的な支援の例としては、①イベント開催時の参加者増に向けたホームページやセミナー参加者への案内等による告知強化、②ギャップファンドの構築における対象の選定や資金提供方式等の設計支援、③起業相談窓口やイベント講師として活用する専門人材の候補者情報の提供などを行っている。また、コーディネーターは、大学のスタートアップ支援部門の組織力やノウハウの強化を図るため、支援部門の人材を対象としたセミナーを実施している。

本部は、コーディネーターとこれらの支援について定期的に打合せを行い、各大学の取組状況・主要課題及びコーディネーターの支援状況などについて確認し、今後の支援の進め方について調整を行っている。

(イ) 大学による取組の達成状況・経費支援

本部は、各大学の取組や実績について、四半期ごとの報告や、コーディネーターとの定期的な打合せにより、進捗や支援の状況についての確認を行っている。

各大学は、2年にわたる計画期間内の各年度末の進捗報告時に、目標として設定したKPIの達成状況を本部に報告しており、令和6年度採択大学における最終年度である令和7年度末の状況を見たところ、各大学が設定した項目数ベースで見ると、9大学のうち6大学は全項目で達成しているが、シーズ掘り起こしのためのコンテスト応募件数などが目標値に達していないなどにより、全大学での項目数の達成状況は、97項目のうち94項目（97％）の達成となっている。

また、中間の状況ではあるが、令和7年度の採択大学は、9大学のうち6大学で全50項目を達成しており、各大学の取組は着実に進み、おおむね達成されている。

なお、令和7年度の学内体制構築支援の3大学については、KPIやそれに伴う経費支援がない区分のため、コーディネーターによる伴走支援のみとなっている。

本部は、採択した大学のKPIの達成状況や取組内容を評価するため、経営戦略や起業支援の専門家などの外部有識者を含む評価委員会を設置している。

評価委員会の運営状況について、審査資料などを見たところ、各大学のKPI達成状況について、大学発スタートアップ創出支援事業KPI評価委員会評価要領を踏まえ、適切に評価、承認していることを確認した。また、経費支援については、大学がKPIを設定した項目ごとに見積もった金額に対して、各KPIの達成率を乗じて算出することになっており、令和7年度の経費支援額は、表6のとおりとなっている。令和6年度採択大学及び令和7年度採択大学の令和7年度の経費支援について、企画書、実績報告書、KPI達成状況、支出関係書類を確認したところ、指摘すべき事項はなかった。

(表6) 令和7年度の経費支援額

種別	経費支援額
令和6年度採択大学（9大学）	415,515 千円
令和7年度採択大学（6大学）	133,085 千円

ウ 大学のニーズを踏まえた事業の見直し

本部は、令和5年度の事業開始以降、更なるスタートアップ創出の促進や裾野拡大を図るため、大学関係者との意見交換や、スタートアップセミナー等の開催時におけるアンケートの実施により、学内の体制整備や他大学との連携など、大学が求める支援内容を着実に事業に反映させてきた。

その中で、本部は、令和6年度については、起業支援体制の整備を求める大学等の声を踏まえ、環境構築型の募集大学数を重点的に確保するなど、環境構築型をメインターゲットに据えた取組としていた。

令和7年度は、更なるスタートアップの創出と、そのための裾野拡大を目的として、情報共有や共同勉強会を含めた大学間の連携促進等を新たに要件とするとともに、大学発スタートアップセミナーの実施なども支援内容に追加した。

また、本部は、令和7年9月に開催した令和6年度採択大学の事業実施報告会に合わせて、報告会に参加した大学関係者を対象に募集説明会を実施し、本事業について広く案内するとともに、採択大学の取組内容を踏まえた具体的な検討を促す取組なども行っている。

さらに、令和8年度は、事業効果を高めるため、大学への支援期間を6か月程度拡大し、加えて、支援期間終了後においても、過去に採択した大学を対象に、①本事業を契機に整備した起業相談スペースの設置や支援体制などの運用・活用状況の確認、②TIBを活用したスタートアップ支援関係者との交流機会の提供、③SusHi Tech Tokyoにおける対外発信機会の提供などのフォローアップを行っている。

エ スタートアップの創出状況

計画期間がすでに終了している令和5年度及び令和6年度に採択された大学数は19大学であり、表7のとおり、この事業の支援によるスタートアップ創出数は、令和8年3月時点で29社となっていることを確認した。

都における大学発ベンチャーの対前年増加の状況を見ると、本事業による支援も含めた大学の主体的な取組等により、令和3年度の186社増から令和7年度には437社増へと拡大している。本部は、大学発ベンチャーの裾野拡大に係る政策目標として、令和9年度までには対前年度で1,900社増とすることを目指しており、大学発スタートアップ創出支援事業による更なる寄与が期待される。

本事業は、大学の体制構築や起業に向けた伴走支援を中心としており、2か年の計画期間内に起業に至るものは限られているため、本部は、TIBを活用した資金調達や協業等の機会の提供やSusHi Tech Tokyoへのブース出展等による情報発信など、支援期間終了後のフォローアップを含め、引き続き事業の改善を図りながら、スタートアップ創出につながる取組を進めていくこととしている。

(表7)スタートアップ創出数等

採択大学数 (令和5・6年度)	スタートアップ 創出数	スタートアップを創出した大学
19 大学	29 社	慶應義塾大学、順天堂大学、帝京大学、電気通信大学、東京大学、東京科学大学、東京理科大学、武蔵野大学、武蔵野美術大学

出典：Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP を基に監査事務局が作成

オ 大学の取組事例などの情報発信

本部は、本事業における大学の取組事例やスタートアップ創出の成果などを公開することで、学内の支援部門や採択対象となる研究関係者に限らず、一般学生を含めた他大学への波及効果を生むために、本部ホームページ内における事業概要のページや、コーディネーターによる特設サイトを活用しながら情報発信している。

令和6年度採択大学については、令和7年9月に都内大学関係者等が参加する事業実施報告会（中間報告）の中で、各大学の取組や成果等について紹介しているが、本部ホームページ等による情報発信において、具体的な成果等は掲載されていない。

令和7年度採択大学については、コーディネーターが特設サイトを開設し、各大学の取組等について掲載しており、今後、その成果等についても掲載予定となっている。

起業支援に取り組む大学の裾野拡大に向けては、過去の採択大学も含め、計画期間終了後のフォローアップの中で、他大学にとって参考となる工夫や成果等の有用な事例を公表するなど、積極的な情報発信の余地がある。

【監査委員からの所見】

本部は、世界の変化等やAIの飛躍的な進化の中、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」をバージョンアップし、大学関係者との定期的な意見交換やコーディネーターとの連携を踏まえ、大学発スタートアップ創出支援事業における支援内容等を着実に見直ししながら、大学が保有する研究シーズの事業化促進や相談窓口の運営等の支援に取り組んできた。

今後も本部は、スタートアップ創出に取り組む大学の裾野拡大や学内支援環境の整備に向けて、引き続き、大学のニーズ等を踏まえた事業の見直しを行うとともに、事業成果等の情報発信強化により起業支援情報やノウハウ等の共有を促進し、さらに、民間等からの投資を呼び込み、協業等の機会を確保するために、TIBやSusHi Tech Tokyo等のプラットフォームを活用したフォローアップに積極的に取り組んでいく必要がある。

1 重点監査事項

「中小河川の整備」

【選定理由】

都では、台風や集中豪雨による水害対策として、市街化区域内で改修を必要とする 46 河川、324 kmにおいて、1 時間当たり 50mm の降雨により生じる洪水に対して安全を確保することを目標として、川幅を広げるなどの河道整備を基本とし、それらに長時間を要する箇所においては、調節池等の整備を組み合わせることにより、早期の安全性向上を図ってきた。

また、都は、中小河川の目標整備水準を大きく超える豪雨に伴う浸水被害の発生等を受け、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」(平成 24 年 11 月)、「東京都豪雨対策基本方針(改定)」(平成 26 年 6 月)を策定し、水害対策の強化を図っている。さらに、「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」(令和 5 年 12 月)、「東京都豪雨対策基本方針(改定)」(令和 5 年 12 月)を策定し、目標整備水準を、気候変動を踏まえた降雨に引き上げている。

局は、これらに基づき、時間 50mm までの降雨は河道整備を基本に、それを超える降雨には調節池等により対応することを基本としている。

中小河川整備の進捗状況を見ると、河道整備は、令和 5 年度までに 221.6km の護岸整備が完了(整備率 68%)し、また、神田川・環状七号線地下調節池等 30 か所の調節池が稼働している。

これらのことについては、令和 5 年度定例監査において、重点的に監査したところである。

しかしながら、令和 7 年 9 月 11 日には、時間 100mm を超える降雨により、谷沢川、立会川において溢水が発生したほか、下水道幹線の雨水排除能力の不足により内水溢水も発生している。

そこで、この降雨により被害が発生した谷沢川、呑川、立会川を中心に、局が河川ごとに定めている河川整備基本方針及び河川整備計画とその進捗状況を確認する。また、河川と下水道が連携した取組を行っていく必要があることから、これらの流域に雨水を排除する下水道幹線(呑川・立会川の暗渠部分など)との関係についても確認する。

以上のことから、中小河川の整備を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているか監査する。

<事業執行の推移>

(単位：百万円、%)

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
中小河川整備費	40,256	34,934	86.8	42,646	31,162	73.1	50,517	40,351	79.9	77,185

【着眼点】

- ① 早期の安全性向上の観点から河川整備計画等に沿って事業を行っているか(有効性)
- ② 下水道放流量の拡大など計画に沿って効果が発現しているか(有効性)
- ③ 整備工事は適正に行われているか(合規性)

【結果の概要】

(1) 河川整備の考え方

ア 河川法に基づく基本方針・整備計画

各河川の河川管理者（重点監査事項の対象河川の河川管理者は表1のとおり）は、表2のとおり、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第16条に基づき「河川整備基本方針」により、長期的な視点から、洪水防御計画の基本（目標）となる流量（以下「基本高水（たかみず）」という。）、河道や調節池の設計の基準となる計画高水（こうすい）流量等を定め、法第16条の2に基づき、「河川整備計画」により、20から30年を対象期間とする具体的な河川整備工事の計画を定めることとなっている。

（表1）対象河川別の河川管理者

河川名	区分	河川管理者	根拠法
目黒川	二級河川	都	法第10条第1項
呑川			
立会川			
谷沢川	一級河川	谷沢川は、多摩川の支川で、指定区間として都が管理（注）	法第9条 法第9条第2項

（注）河川台帳の整備、河川整備基本方針の策定等の事務を除く。（河川法施行令（昭和40年政令14号）第2条）

（表2）河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

区分	策定者	対象期間	洪水防御に係る事項
河川整備基本方針	一級河川は国 二級河川は都	長期	基本高水、計画高水流量（表3のとおり）・ 計画高水位、計画横断形に係る川幅等
河川整備計画	一級河川の指定区間 ・二級河川は都	おおむね20 から30年	河川整備計画の目標 河川工事の目的、種類及び施行場所等

（表3）基本高水・計画高水流量

用語	説明
基本高水	洪水防御計画の基本となる流量で、一般に、対象降雨を選定し、その雨水が全て河道に流出した場合の流量（国土交通省河川砂防技術基準基本計画編）
計画高水流量	基本高水を河道、ダム等に配分し、河道・ダム等の計画の基本となる高水流量

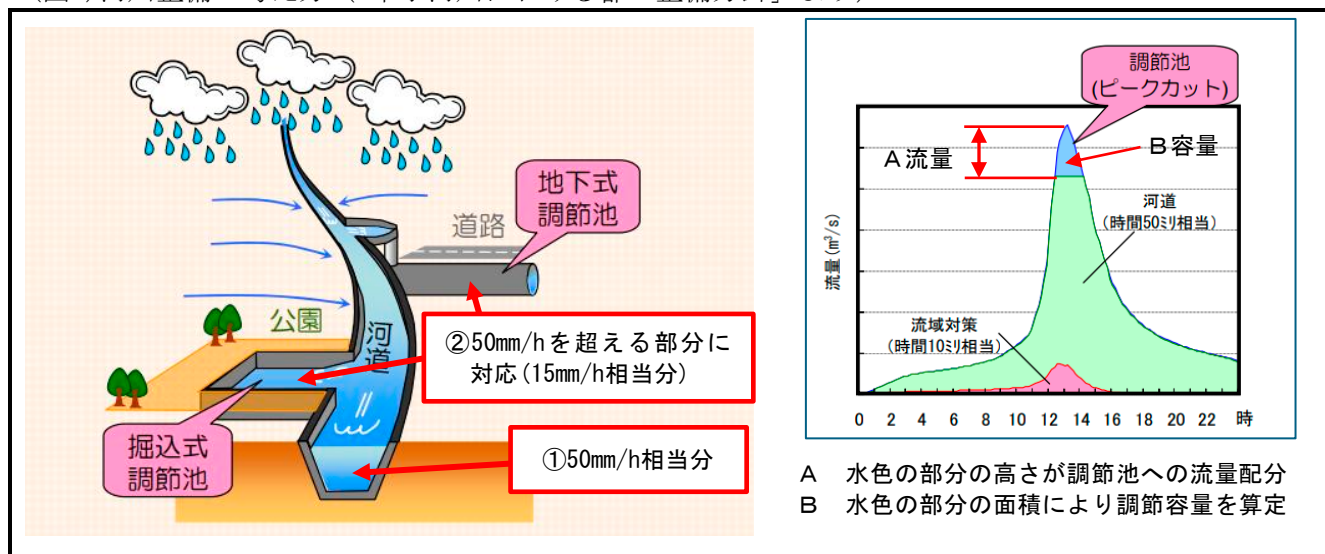
イ 都における河川整備基本方針の策定

都の二級河川では、「東京都における総合的な治水対策のあり方について本報告」（昭和61年7月11日総合治水対策調査委員会）に基づき、50から100年に1回生起する降雨（100mm/h程度に相当）による河道への流出量を想定し、河川整備基本方針を策定している。

ウ 都における河川整備の考え方

「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」（平成24年11月建設局）において、年超過確率20分の1の降雨（生起する確率が年に5%の降雨。区部では75mm/h）に対し、原則として、図1のとおり、①河道整備により50mm/h、②調節地等整備により15mm/h、③区市町村による浸透ますの整備などの流域対策により10mm/h相当分の降雨に対応することとしている。

(図1)河川整備の考え方 (「中小河川における都の整備方針」より)

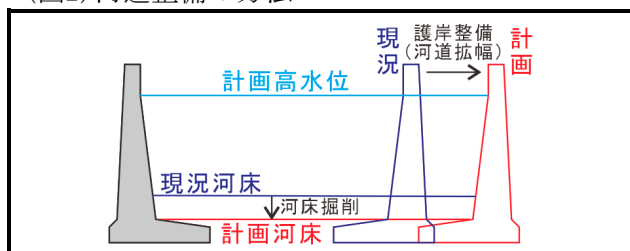


(7) 河道整備

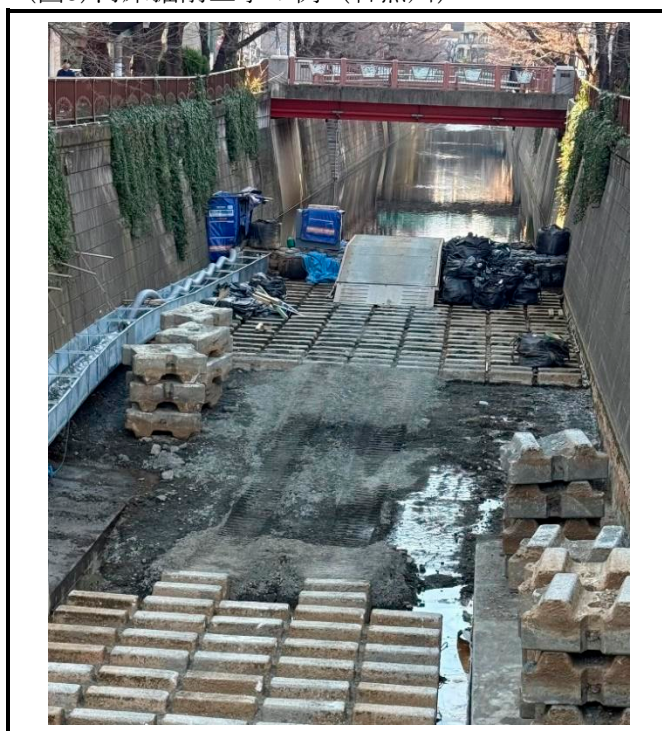
河道整備は、図2のとおり、河道拡幅のための護岸整備や河床掘削により、流量を増加するものである。このうち、河道拡幅は、護岸の撤去・新設を行って川幅を広げるため、多くは用地取得が必要となり、また、河床掘削は、図3のとおり、川をせき止めて水をバイパスし、河床をドライ化して施工するため、降雨の多い季節は施工できないなど、いずれも整備に長期間を要する。

分水路整備は、河川の拡幅が困難な場合に、図4のように、本川から洪水を分流させる新しい河道を人工的に開削し、下流側や他の河川に放流することで流量を増加させるものである。

(図2)河道整備の方法



(図3)河床掘削工事の例 (目黒川)



(図4)分水路の例 (江戸川橋分水路)



(1) 調節池整備

河川から洪水を取り込み、下流の水位上昇を抑制するもので、表4のような形式がある。都内では、令和8年3月現在、30施設が稼働しており、合計272万9,200m³を貯留できる。

(表4) 調節池の例

形式	例	
掘込式 地上部を掘削してできた貯留空間に取水する 16施設642,200m ³	和田堀公園調節池 	
地下箱式 地下に設置された箱型の貯留施設に取水する 11施設1,200,000m ³	目黒川荏原調節池 	同取水口 
地下トンネル式 地下に設置されたトンネル型の貯留空間に取水する 3施設887,000m ³	神田川・環状七号線地下調節池 	同取水口 

(2) 河川別の整備状況

河川整備計画に基づく整備状況については、各河川について

- ① 現行計画の論拠となっている調査委託の内容
- ② 計画に基づき、令和7年度に施工している呑川の堤防耐震工事、目黒川の河床整備工事、谷沢川分水路の構築工事

などについて、調査・設計委託の成果物、工事原議などにより確認し、指摘すべき事項はなかった。

各河川の河川整備計画とその進捗状況については、次のとおりである。

ア 目黒川

(7) 河川整備計画と対応状況

河川整備計画においては、図5のとおり、下水道局が所管する下水道幹線として利用されている3支川の区間と、建設局が所管する、支川が合流する大橋から河口までの目黒川とを合わせた総延長30.03kmを対象区間としている。

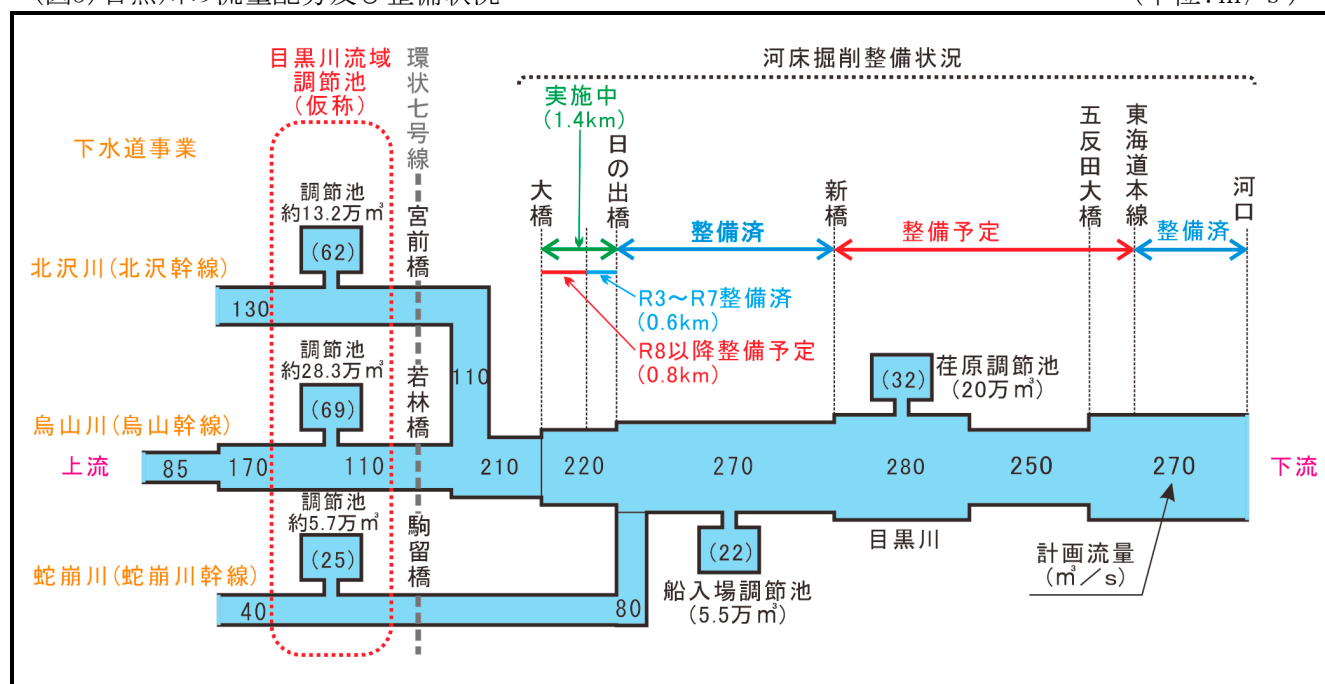
50mm/h降雨への対応については、護岸整備が、大橋から河口までの河川事業区間についておおむね完了している。河床掘削は、監査日（令和8年3月9日）現在、大橋から日の出橋上流までの区間1.4kmについて河床掘削工事を実施中であり、そのうち、令和3年度から令和7年度で下流側0.6kmが施工済みで、残延長は0.8kmである。その後、新橋（目黒通り）から東海道本線までの区間について整備を行う予定となっている。

また、五反田大橋（国道1号）の橋桁が低く、流量確保のためには架け替えが必要であるが、整備完了までに時間を要する見込みであり、それまでの間も、不足する流量を補うため、荏原調節池、船入場調節池を整備することで50mm/h降雨に対応できるようにしている。

50mm/hを超える降雨への対応については、下水道局が所管する北沢川（北沢幹線）、烏山川（烏山幹線）、蛇崩川（蛇崩川幹線）について、それぞれの環状七号線との交差点付近から取水し、トンネル式の日黒川流域調節池（仮称）で洪水を調節することとしている。本事業については、令和4年度に事業化し、監査日（令和8年3月9日）現在、環状七号線地下広域調節池と連結する調節池の構築、蛇崩川の取水施設について基本設計を行っている。

(図5) 目黒川の流量配分及び整備状況

(単位: m^3/s)



イ 呑川

(7) 河川整備計画と対応状況

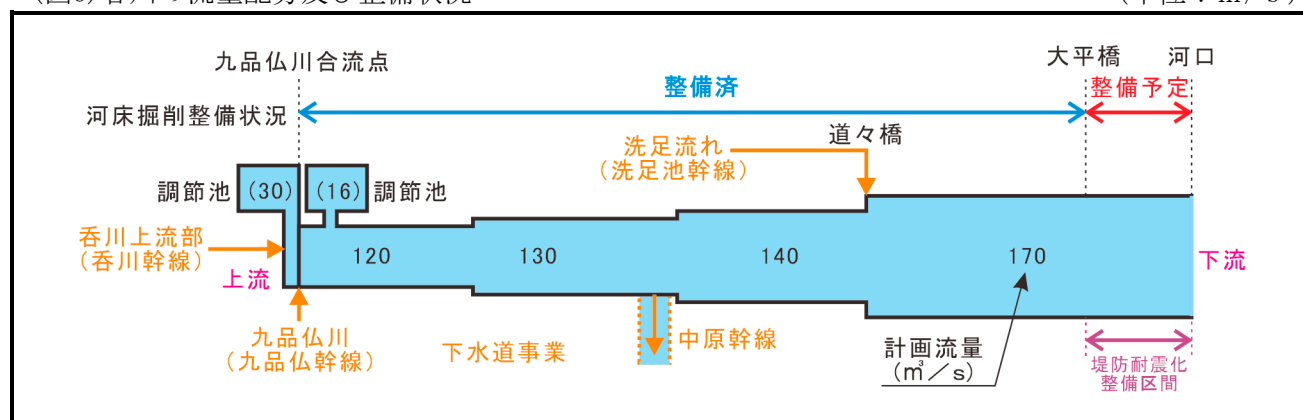
河川整備計画においては、図6のとおり、九品仏川合流点から河口までの9.5kmを対象区間としている。呑川上流部、九品仏川、洗足流れは下水道幹線として利用されており、河川整備計画には含まれていない。

50mm/h降雨への対応については、護岸整備が、九品仏川合流点から河口までの河川事業区間について完了している。河床掘削は、九品仏川合流点から大平橋までは整備済みであり、今後、大平橋から下流の整備を行う予定となっている。監査日（令和8年3月9日）現在、下流部の堤防耐震化工事を行っている。

50mm/hを超える降雨への対応については、九品仏川合流点付近に調節池を整備することとしている。また、下水道事業として、下水道局が、呑川増強幹線、九品仏川増強幹線、洗足池増強幹線の雨水貯留施設の整備を図っている。

(図6) 呑川の流量配分及び整備状況

(単位：m³/s)



ウ 立会川

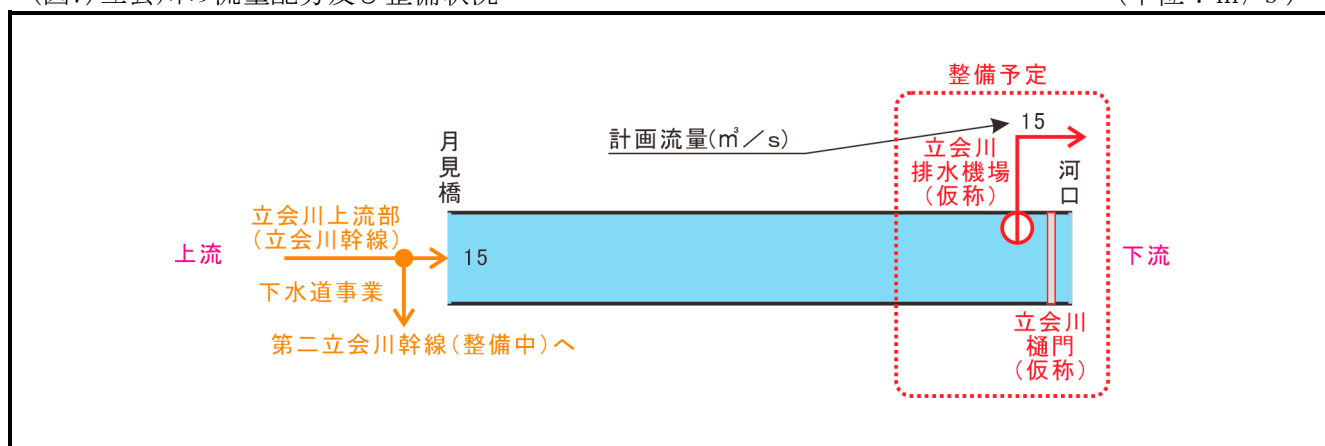
(7) 河川整備計画と対応状況

河川整備計画においては、図7のとおり、月見橋から河口までの0.75kmを対象区間としている。河川整備の基本的な考え方は、河道で50mm/hの降雨に対応する流量を確保することであるが、立会川については、河川延長7.41kmの大半が、下水道局が所管する立会川幹線として利用されており、その流域の降雨は基本的に下水道幹線により海へ排水することとしている。これにより、立会川幹線から立会川への流入については15m³/sとし、主な河川事業は、高潮対策としての樋門及び排水機場の整備を行うこととしている。

また、下水道局においては、立会川幹線の雨水を海に排水するための第二立会川幹線等を整備しているところである。

(図7) 立会川の流量配分及び整備状況

(単位：m³/s)



エ 谷沢川

(7) 河川整備計画と対応状況

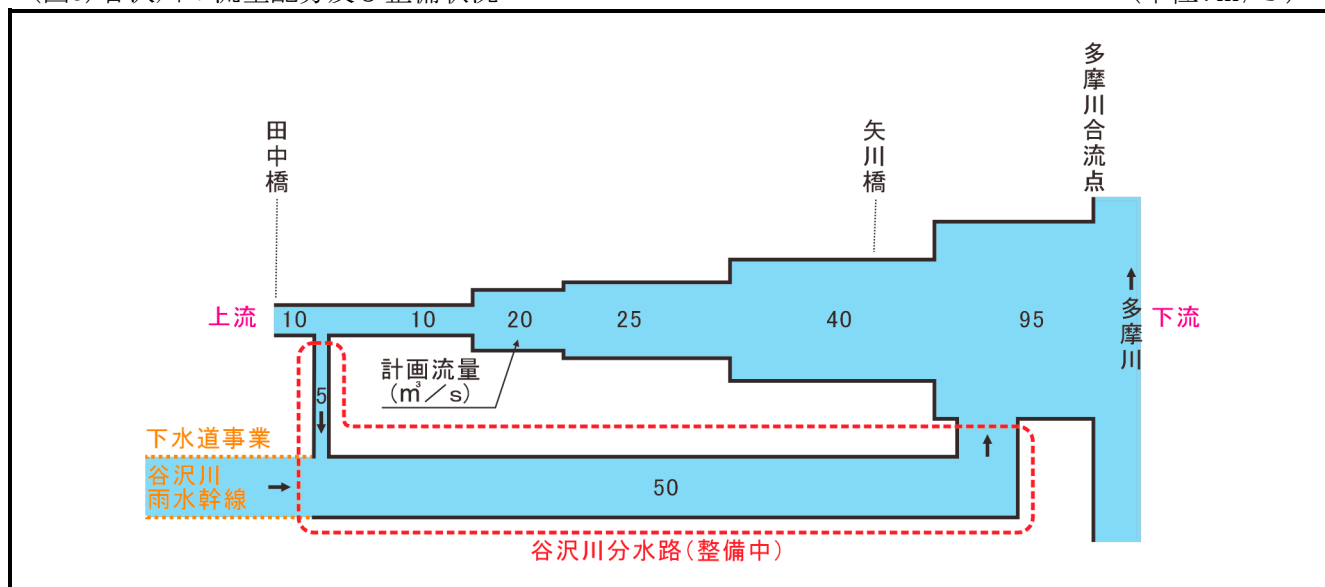
谷沢川は、一級河川の多摩川の支流であり、河川整備計画においては、図8のとおり、田中橋から多摩川合流点までの3.7kmを対象区間としている。谷沢川より上流の地域には谷沢川雨水幹線を下水道局が整備済みであり、現在は貯留管として使用されている。監査日（令和8年3月9日）現在、建設局は、本川及び谷沢川雨水幹線からの雨水を流下する谷沢川分水路を整備中である。

また、本川のうち、流量が不足する一部区間については、今後、河道拡幅及び河床掘削などにより整備するとしている。

局は、これらを合わせて75mm/h規模の降雨を安全に流下するとしている。

(図8) 谷沢川の流量配分及び整備状況

(単位: m^3/s)



(イ) 多摩川への排水

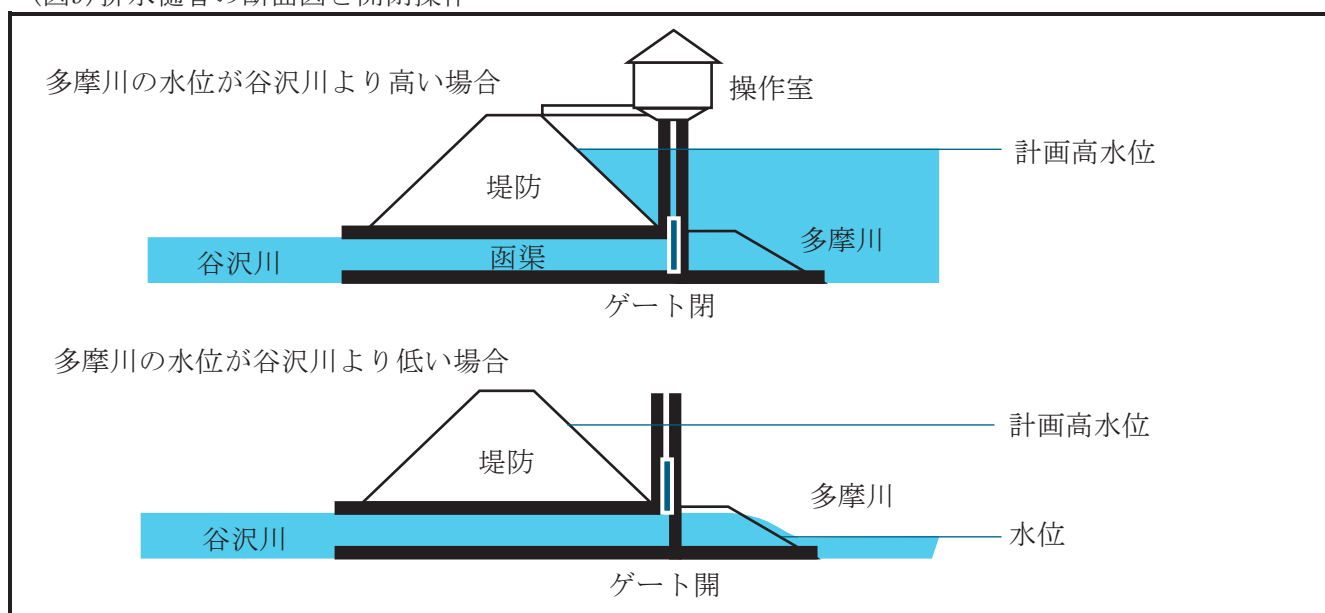
谷沢川が多摩川に合流する地点には、国が玉川排水樋管を設けており、この運用を世田谷区が受託している。

玉川排水樋管は、図9のとおり、台風の時など多摩川の水位が谷沢川の水位より高い場合にはゲートを閉鎖し、多摩川から谷沢川への逆流を防止するものであるが、ゲートを閉鎖すると谷沢川から多摩川へ雨水が流出しなくなり、谷沢川流域にも降雨がある場合には谷沢川の溢水につながる恐れがあるため、谷沢川の水位が多摩川より高くなった場合には、ゲートを開放するなど、適切にゲートの開閉を行う必要がある。

しかし、現状では、世田谷区がゲートを遠隔制御できる設備となっておらず、多摩川が危険水位を超えた場合には、操作員を退避せざるを得なくなるため、ゲートの開閉ができなくなる。

したがって、多摩川への排水についてゲートの遠制化やポンプ排水などの対策を講じる必要がある、局は、国等関係機関と協議している。

(図9)排水樋管の断面図と開閉操作



(3) 今後の整備について

ア 気候変動を踏まえた降雨量の増加への対応

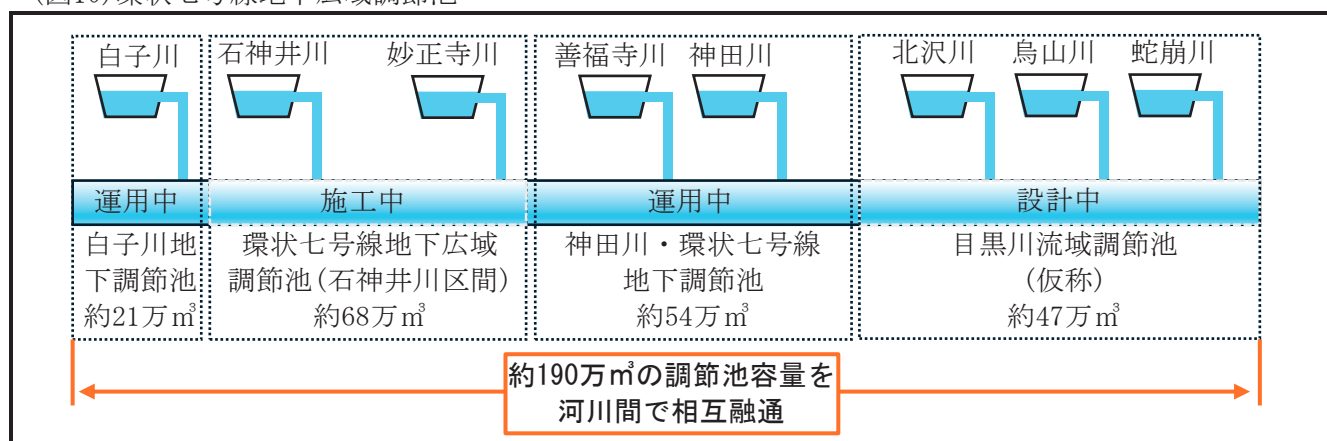
局は、令和5年12月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を定め、国土交通省の技術基準等も踏まえて、気温が2℃上昇した場合に降雨量が1.1倍に増加するものとして、気候変動を踏まえた河川整備計画の改定に向けて検討を行っている。

なお、都市整備局は、これらを含め、河川や下水道の整備、貯留浸透施設の設置等、総合的な治水対策について定めた「豪雨対策基本方針」を同様に改定し、区部における豪雨対策全体の目標の降雨を85mm/hとしている。

(7) 環状七号線地下広域調節池

局は、図10のとおり、白子川・神田川（運用中）、石神井川（施工中）の洪水を調節する環状七号線地下広域調節池を目黒川流域まで延伸することにより、各河川に割り当てられた調節池容量を相互に融通することで、100mm/hの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても高い効果を発揮できるよう図っている。

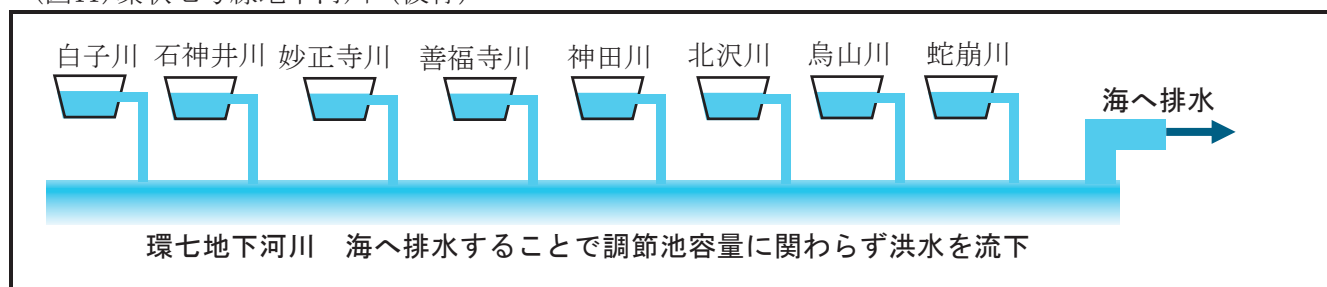
(図10) 環状七号線地下広域調節池



(4) 環状七号線地下河川（仮称）

局は、図11のとおり、環状七号線地下広域調節池を海まで延伸し、直接海に雨水を排水することで、調節池容量に関わらず洪水を流下可能となるよう、検討を始めている。

(図11) 環状七号線地下河川（仮称）



【監査委員からの所見】

局は、これまで、台風や集中豪雨による水害対策について、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」を策定し、河道整備を基本としながら、調節池等の整備を組み合わせつつ、下水道の整備状況も考慮して、河川ごとの整備計画を定めてきた。この計画に沿って、施設の老朽化にも対応しながら整備工事を着実にを行い、安全性向上の取組を進めてきた。

今後も、気候変動による豪雨の激甚化等に備え、浸水被害を軽減すべく、環状七号線地下広域調節池の整備や地下河川の事業化に向けた取組も進めるとともに、下水道と連携しながら、河川整備計画を適切に改定した上で、必要となる河道整備や、調節池の整備を積極的に進める必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(歳入)

(1) 霊園に係る滞納債権の管理について

公園緑地部は、8か所の都立霊園の埋蔵施設等の使用を許可するに当たり、霊園条例（平成5年条例第22号。以下「条例」という。）第12条に基づき霊園使用料を、条例第13条に基づき霊園管理料を、それぞれ徴収している。

また、条例第21条に基づき、長期にわたる管理料の滞納があった場合などに使用許可を取り消し、元霊園使用者に対して墓所の原状回復を命じているが、元霊園使用者が自ら原状回復できず、東京都が代わって原状回復工事を実施した場合には、民法（明治29年法律第89号）第702条（管理者による費用の償還請求等）に基づき、工事に要した費用（以下「埋蔵施設等原状回復費」という。）を元霊園使用者に請求している。

このうち、霊園使用料及び埋蔵施設等原状回復費の滞納債権について、次のとおり、督促等を行っていない状況が見受けられた。

ア 霊園使用料の滞納者に対し督促を行うべきもの

霊園使用料について、令和7年度末における収入未済は、表1のとおり、17名に対し、23件、667万9,900円である。

ところで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3、分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年条例第135号）第2条では、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行して督促するとしていること、また、督促は、延滞金の徴収、強制執行等の法的措置の前提条件でもあることから、滞納債権について、督促を確実に行う必要がある。

しかしながら、部は、霊園使用料の全ての滞納者（表1のとおり）に対し督促を行っておらず、適正でない。

部は、霊園使用料の滞納者に対し、督促を行われない。

（建設局）

(表 1) 霊園使用料に係る令和 7 年度末収入未済の状況

(単位：円)

区分	滞納者	許可年度	請求年度	分納回	滞納額	
一般埋蔵施設 (注 1) (分納使用料)	A	平成 29 年度	平成 30 年度	4 回払 2 回目	420,000	7 名 13 件 5,662,700
			令和元年度	4 回払 3 回目	419,000	
			令和元年度	4 回払 4 回目	419,000	
	B	令和 4 年度	令和 5 年度	4 回払 3 回目	607,000	
			令和 6 年度	4 回払 4 回目	607,000	
	C	令和 4 年度	令和 5 年度	4 回払 2 回目	292,850	
			令和 5 年度	4 回払 3 回目	292,000	
			令和 6 年度	4 回払 4 回目	292,000	
	D	令和 4 年度	令和 6 年度	4 回払 4 回目	299,000	
	E	令和 5 年度	令和 6 年度	4 回払 2 回目	292,850	
	F	令和 5 年度	令和 6 年度	4 回払 3 回目	453,000	
			令和 7 年度	4 回払 4 回目	453,000	
短期収蔵施設 (注 2)	G	令和 6 年度	令和 7 年度	4 回払 3 回目	816,000	4 名 4 件 59,000
	H	令和 6 年度	令和 6 年度	—	9,000	
	I	令和 7 年度	令和 7 年度	—	12,000	
	J	令和 7 年度	令和 7 年度	—	27,000	
長期収蔵施設 (注 3)	K	令和 7 年度	令和 7 年度	—	11,000	6 名 6 件 958,200
	L	令和 6 年度	令和 6 年度	—	193,200	
	M	令和 7 年度	令和 7 年度	—	161,000	
	N	令和 7 年度	令和 7 年度	—	121,000	
	O	令和 7 年度	令和 7 年度	—	161,000	
	P	令和 7 年度	令和 7 年度	—	161,000	
合計	Q	令和 7 年度	令和 7 年度	—	161,000	6,679,900
	17 名		23 件			

(注 1) 一般的な平面墓地の形式、区画割りされた土地

(注 2) 雑司ヶ谷崇祖堂「家族納骨壇」の焼骨を収蔵する施設で使用許可期間 5 年

(注 3) 多磨霊園みたま堂の焼骨を収蔵する施設で使用許可期間 30 年

イ 埋蔵施設等原状回復費の滞納者に対し催告を行うべきもの

埋蔵施設等原状回復費について、令和7年度末における収入未済は、表2のとおり、6名に対し、398万2,367円である。

ところで、公園緑地部は、「霊園債権管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を定めており、埋蔵施設等原状回復費について、マニュアルに基づいて債権管理を行っている。

マニュアルでは、督促状送付後も納付されない場合は、文書、電話、現地訪問等を組み合わせた催告を行い、納付を促すこととしている。

また、継続的に効果的な納付指導を行うためには、催告や納付交渉により把握した滞納者の状況を記録・蓄積することが重要であり、マニュアルでは、都立霊園の使用者・使用料の管理、債権管理等を行う霊園管理システム（以下「システム」という。）に催告内容や交渉経過を記録することとしている。

しかしながら、部は、埋蔵施設等原状回復費の全ての滞納者に対し、表2のとおり、令和4年3月3日に催告書を送付してから、監査日（令和8年7月13日）現在まで、催告を行っておらず、適切でない。

このことについて、部は、定期的な催告は行っていたとしているが、システムに催告内容の記録がされていないため、確認できない状態となっている。

部は、埋蔵施設等原状回復費の滞納者に対し、催告を行われたい。

（建設局）

（表2）埋蔵施設等原状回復費の令和7年度末滞納及び催告等の状況

（単位：円）

滞納者	滞納額	納期限	督促日	催告（最終）
R	871,591	平成30.1.18	平成30.2.1	令和4.3.3
S	803,128	平成30.1.18	平成30.2.1	令和4.3.3
T	564,158	平成30.8.27	平成30.8.29	令和4.3.3
U	388,308	平成31.3.19	平成31.3.20	令和4.3.3
V	496,921	令和1.7.26	令和1.8.7	令和4.3.3
W	858,261	令和2.9.30	令和2.10.15	令和4.3.3
合計	3,982,367			

(歳入)

(2) 電線共同溝の占用実態を確認するよう業務手順を整えるべきもの

道路管理部は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」という。）に基づき、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、電線共同溝を整備している。部は、これまで、延長330.9kmの電線共同溝を整備し、しゅん工次第供用している。

電線共同溝の整備に当たり、道路管理者である都は、法第4条に基づき、電線共同溝を占用する企業者（以下「占用企業者」という。）から、事前に「電線共同溝の占用許可申請」（以下「占用許可申請」という。）を受け、建設後には、法第7条に基づき、占用許可申請に記載された電力線・通信線の条数及び延長に応じて建設負担金の金額を算定し、徴収している。

ところで、南多摩東部建設事務所では、多摩ニュータウン通りの電線共同溝において、表3のとおり、電力線等1,609mを敷設する内容で占用許可申請があったところ、実際に敷設されていたのは1,926mであったとして、申請がない差し引き317mについて、17万6,093円の建設負担金を追加徴収している。

このことは、部が、電線共同溝のしゅん工時に実際の敷設状況の確認を求めず、占用許可申請書に記載の敷設内容に基づき建設負担金を算定し、調定する仕組みとしていることによるものであり、適正でない。

また、占用許可申請と実際の敷設状況のかい離については、令和6年度に、道路管理部が、「電線共同溝台帳作成に伴うケーブル調査について」（令和6年12月26日6建道管監第240号。以下「通知」という。）により、占用企業者に対し確認及び報告を求めたことにより明らかになったものである。

しかしながら、通知への回答についても、実際の敷設内容を証する写真や管理図を添付させていないことから、実態に沿ったものであるか確認しておらず、適正でない。

部は、電線共同溝の占用実態を確認するよう業務手順を整えられたい。

(建設局)

(表3) 建設負担金の調定内容

(単位：m、円)

占用許可申請の内容		実際の敷設状況		差し引き追加徴収分			
内訳	延長	内訳	延長	内訳	延長	単価	金額
電力線5条 通信線2条	1,609	電力線7条 通信線2条	1,926	電力線2条	317	505	176,093

(歳出)

(3) 単価契約工事について

局は、道路・橋りょう・河川等の管理や利用に支障をきたさないよう、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応困難なものとして、即時性があり、小規模な工事を対象に、各建設事務所等において単価契約工事を締結している。

単価契約工事は、あらかじめ道路調査工、舗装工等の維持補修に必要な工種を定め、工種ごとに単価により契約しておき、維持補修が必要となった場合に契約の相手方に補修を指示（以下「指示工事」という。）し、その出来高により対価を支払うものである。

ところで、地方自治法（昭和22年法律第67号）では、原則として、競争入札により契約の相手方、金額を定めることとしており、発注者は設計図・特記仕様書等の設計図書により工事請負の目的物を明確に定義し、この対価を最も低額で入札した者と契約する仕組みとしている。

しかし、単価契約工事は、設計図書により工事請負の目的物を明確に定義できないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第5号に基づく「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に行う随意契約について、あらかじめ契約の相手方と工種及び単価を定めたものと解される。

したがって、維持補修に必要な工種及び単価をあらかじめ契約により定めておくこととなるが、維持補修に必要な材料については、特殊かつ極めて多種にわたることから、道路管理部及び河川部は、契約において工種として単価を定めていない材料を使用する場合には、表4の手引き等により、「特殊製品組合せ費」を工種として契約に定めておき、積算基準に基づき見積書等により材料の価格を設定した上で、表5に例示するとおり、これにより支払うこととしている。

この単価契約工事による補修について、補修の内容や適用工種の妥当性、特殊製品組合せ費の用途等を見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(表4) 単価契約工事に係る要領等

所管部	名称	改訂年月
道路管理部	道路維持関係(単価契約)運用の手引き	令和7年3月
河川部	河川事業に係る単価契約運用要領	令和7年2月

(表5) 特殊製品組合せ費の使用例（見積書による場合）

(単位：円)

材料品の見積額（諸経費を含む）	単価契約工事における工種の適用			
	工種	単価	数量	金額
	特殊製品組合せ費10,000円相当	10,000	64	640,000
	特殊製品組合せ費 1,000円相当	1,000	7	7,000
	特殊製品組合せ費 100円相当	100	2	200
647,200円	計			647,200

ア 河川維持工事における機械損料等を支払う仕組みを整えるべきもの

工事費は、主に、労務費（人件費）、材料費、機械経費（機械賃料、機械損料など）などから成っており、単価契約工事ではあらかじめそれぞれの単価を定めて契約している。

この際、「河川事業に係る単価契約運用要領」では、契約であらかじめ単価を定めていない材料費については「特殊製品組合せ費」の工種を使用できるが、労務費や機械経費などに使用することはできないとされている。

ところで、第六建設事務所及び南多摩東部建設事務所は、表 6 の河川維持工事単価契約により行った表 7 の指示工事において、次のとおり、契約であらかじめ単価を定めていない工種を使用している事例があった。

- ① 高圧洗浄車や不整地運搬車に係る機械賃料（建設機械をレンタル等した場合の経費）
- ② 機械損料（建設機械を使用した際の償却費、維持修理費、管理費等の機械経費）を含む区画線設置工、コンクリート削孔

その中で、まず、南多摩東部建設事務所は、高圧洗浄車や不整地運搬車に係る機械賃料、機械損料を含む区画線設置工について、「特殊製品組合せ費」を使用せざるを得なくなっている。

また、両所は、表 8 のとおり、契約しているなかで類似する仕様のコンクリート削孔の工種を代わりに使用せざるを得なくなっている。

これらのことは、河川部が、契約であらかじめ単価を定めていない機械損料や機械賃料を支払う仕組みを要領等により整えていないことによるものであり、適正でない。

河川部は、要領を改訂するなどして、契約において工種及び単価を定めていない機械損料や機械賃料等を支払う仕組みを整えられたい。

（建設局）

(表6) 契約の概要

(単位：円)

所管事務所	契約件名	契約期間	発注限度額
南多摩東部建設事務所	河川維持工事（単価契約・町田東その1）	令和7.4.1～	34,100,000
	河川維持工事（単価契約・多摩その1）	令和8.3.31	34,100,000
	河川維持工事（単価契約・町田西その1）		34,100,000
第六建設事務所	河川維持工事（単価契約）		85,800,000

(表7) 指示工事の概要

(単位：円)

所管事務所	契約件名	指示番号	施工概要	指示年月日 指示期限	金額	機械損料等の内容 (使用工種)
南多摩東部建設事務所	河川維持工事 (単価契約・多摩その1)	1	管理用通路 鉄蓋補修	令和7.5.8 令和7.5.16	353,437	区画線設置工 (特殊製品組合せ費) 112,900
		2	矩形人孔・ 排水管閉塞	令和7.5.9 令和7.5.30	2,183,191	高圧洗浄車等賃料 (特殊製品組合せ費) 372,000
	河川維持工事 (単価契約・町田西その1)	15	河床浚渫	令和7.12.1 令和7.12.15	2,920,254	不整地運搬車賃料等 (特殊製品組合せ費) 267,600
	河川維持工事 (単価契約・町田東その1)	9	護岸補修	令和7.6.6 令和7.6.30	284,644	コンクリート削孔 (類似工種) 13,280
		18	転落防止 柵補修	令和7.7.9 令和7.8.5	1,152,617	コンクリート削孔 (類似工種) 79,680
第六建設事務所	河川維持工事 (単価契約)	9	フェンス 設置	令和7.5.26 令和7.6.16	2,197,407	コンクリート削孔 (類似工種) 452,480

(表8) 正しく適用していない工種（下線部分が相違点）

所管事務所	指示番号	工種	形状・寸法・摘要 (φ:直径、H:深さ)	実際の施工内容	数量
南多摩東部建設事務所	9	コンクリート削孔 (穿孔機)	φ100mm以上110mm未満 H50mm以上200mm以下	φ100mm H290mm	1孔
	18	コンクリート削孔 (穿孔機)	φ100mm以上110mm未満 H50mm以上200mm以下	φ110mm H200mm以上	6孔
第六建設事務所	9	コンクリート削孔 (穿孔機)	φ90mm以上100mm未満 H200mm以上400mm以下	φ110mm H200mm以上400mm以下	32孔

イ 処分費について工種及び適正な単価を定めるべきもの

単価契約工事等における「特殊製品組合せ費」は、手引き等により、契約において、工種と単価を定めていない「材料」を使用する場合にのみ計上できることとしており、処分費には使用できないものである。

しかしながら、指示工事に伴い発生した廃棄物の処分について、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。

- ① 第六建設事務所及び南多摩東部建設事務所は、表 9 の契約により、表 10 の指示工事を実施しているが、指示工事に伴い発生した廃棄物の処分について、特殊製品組合せ費によりこれらの処分費を支払っている。
- ② 第六建設事務所は、道路維持工事単価契約 足立東工区（１）において、契約により処分費について工種と単価を定めたものの、本来、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（東京二十三区清掃一部事務組合、平成１２年条例第４３号）で定めた額により契約すべきところ、所は、誤った単価により契約したため、特殊製品組合せ費で支払ったことにより、受注者が実際に清掃工場へ支払った額と差が生じている。
- ③ 南多摩東部建設事務所は、河川維持委託（単価契約・多摩その１）で行った指示番号２６及び３０の指示工事において、特定外来生物を駆除しているが、表１１のとおり、仕様書において特定外来生物の処分を想定しているにもかかわらず、その処分費について契約において工種及び単価を定めず、特殊製品組合せ費によりこれらを支払っている。

両所は、単価契約工事に係る処分費について、契約により、工種及び適正な単価を定められたい。

（建設局）

（表9）契約の概要

（単位：円）

所管事務所	契約件名	委託期間	発注限度額
第六建設事務所	道路維持工事単価契約 足立西工区(1)	令和7.4.1 ～令和8.3.31	149,600,000
	道路維持工事単価契約 足立東工区(1)		81,400,000
南多摩東部 建設事務所	河川維持工事(単価契約・町田東その1)		34,100,000
	河川維持工事(単価契約・町田西その1)		34,100,000
	河川維持委託(単価契約・多摩その1)		19,800,000

(表10) 指示工事の概要

(単位：円)

契約件名	指示番号	施工概要	指示年月日 指示期限	工事金額	うち特殊製品 組合せ費による 処分費支払 額うち処分費	清掃工場へ の実支払額
道路維持工事 単価契約 足立東工区(1)	25	除草	令和7.6.17 令和7.6.30	1,438,780	14,100	14,955
	33	除草	令和7.7.7 令和7.7.15	1,064,470	5,400	5,727
	37	除草	令和7.7.17 令和7.7.31	987,530	3,100	3,341
	41	除草	令和7.7.31 令和7.8.15	1,412,100	6,300	6,682
	49	除草	令和7.9.2 令和7.9.12	1,044,310	3,900	4,136
	52	除草	令和7.9.12 令和7.9.30	1,151,550	5,400	5,727
	55	除草	令和7.9.22 令和7.9.30	724,960	6,400	6,841
	58	除草	令和7.10.1 令和7.10.15	1,508,120	8,800	9,386
道路維持工事 単価契約 足立西工区(1)	112	実生木（みしょうぼく）撤去	令和7.9.1 令和7.9.12	200,730	6,400	
	128	除草	令和7.10.1 令和7.10.15	414,950	12,600	
河川維持工事 (単価契約・ 町田東その1)	3	土砂撤去及び清掃	令和7.5.2 令和7.5.30	3,493,873	1,514,700	
	19	車止め柵復旧	令和7.7.23 令和7.8.15	818,906	9,500	
	24	転落防止柵再設置	令和7.9.24 令和7.10.31	2,894,128	20,600	
河川維持工事 (単価契約・ 町田西その1)	5	樹木伐採・ 防草シート設置	令和7.6.20 令和7.8.4	2,555,585	104,200	
	9	防草シート設置	令和7.9.1 令和7.9.10	788,890	20,900	
	12	土砂堆積に伴う 浚渫	令和7.9.10 令和7.9.18	1,477,432	26,400	
	14	管理用フェンス 設置	令和7.10.24 令和7.11.14	2,128,159	37,300	
河川維持委託 (単価契約・ 多摩その1)	26	三沢川・大栗川 の特定外来種駆除	令和7.11.4 令和7.11.28	1,402,901	64,700	
	30	大栗川の特定外 来種駆除	令和7.12.1 令和7.12.15	636,788	3,200	

(表11) 河川維持委託特記仕様書における特定外来生物に係る定め

23 特定外来生物の取扱い

本契約の履行場所において、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ、ミズヒマワリ、オオフサモ（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定する植物のうち、都が防除の申請を行い確認を受けた種をいう）が含まれると考えられる場合には、放置乾燥、焼却等を行い適切に処分する。

ウ 施工内容に基づき適正な工種及び数量により工事費を支払うべきもの

局は、単価契約工事においては、受注者から提出される工事写真により、工事内容、数量を確認し、完了届に添付させている工種別内訳書に記載されている工種及び数量が正確であることを確認した上で、工事費を支払う仕組みとしている。

第二建設事務所及び第六建設事務所では、表１２の契約により行った表１３の指示工事において発生した廃棄物について、図１に例示するとおり、工事施工写真によって実際に運搬や処分をしている状況を確認できるにもかかわらず、運搬費や処分費を支払っていないことは適正でない。

この結果、表１４のとおり、工事費２０万６，７５４円を支払っていない。

所は、施工内容に基づき、適正な工種及び数量により工事費を支払われない。

(建設局)

(表12) 契約の概要

(単位：円)

所管事務所	件名	契約期間	発注限度額
第二建設事務所	事業地管理工事（単価契約）その1	令和7.4.1～令和8.3.31	124,000,000
	事業地管理工事（単価契約）その3	令和7.4.1～令和8.3.31	140,000,000
第六建設事務所	河川維持工事（単価契約）	令和7.4.1～令和8.3.31	85,800,000

(表13) 指示工事の概要

(単位：円)

所管事務所	契約件名	指示番号	指示日	指示期限	内容	金額
第二建設事務所	事業地管理工事（単価契約）その1	1	令和7.4.10	令和7.4.15	除草	430,810
		19	令和7.5.16	令和7.5.30	段差補修等	1,086,000
	事業地管理工事（単価契約）その3	56	令和7.7.14	令和7.7.31	除草	744,750
		90	令和7.10.17	令和7.10.31	高木剪定	646,460
第六建設事務所	河川維持工事（単価契約）	2	令和7.4.14	令和7.4.30	除草	768,780
		19	令和7.6.30	令和7.7.14	除草	466,590
		20	令和7.6.30	令和7.7.14	除草	191,130
		23	令和7.7.14	令和7.8.4	除草	256,130
		26	令和7.7.14	令和7.8.4	除草	377,860
		27	令和7.8.4	令和7.8.15	除草	495,060
		30	令和7.8.15	令和7.9.1	除草	276,460
		34	令和7.8.15	令和7.9.1	除草	459,930
		35	令和7.8.15	令和7.9.1	除草	391,930
		36	令和7.9.1	令和7.9.16	除草	228,860
		42	令和7.10.14	令和7.10.31	除草	367,190
		46	令和7.11.17	令和7.12.1	除草	189,060
		50	令和7.12.1	令和7.12.22	除草	287,460

(表14) 工事費が支払われていない施工内容及び金額 (監査事務局試算)

(単位：円)

所管事務所	指示 番号	工種・細別	数量	単位	単価	金額
第二建設事務所	1	ダンプトラック運転	1	時間	5,470	5,470
	19	建設廃材処理費	0.6	m ³	32,340	19,404
	56	ダンプトラック運転	1	時間	8,130	8,130
	90	ダンプトラック運転	1	時間	8,130	8,130
	小計					41,134
第六建設事務所	2	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	19	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	20	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	23	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	26	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	27	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	30	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	34	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	35	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	36	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	42	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	46	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	50	トラック運転	1	時間	12,740	12,740
	小計					165,620
合計					206,754	

(図1) 指示番号1の事例に係る工事写真



エ 交通誘導警備員の配置について適正な工種により工事を行うよう指示すべきもの

工事現場等通行に危険のある場所における事故の発生を警戒し、防止することを目的として、警備業法（昭和４７年法律第１１７号）等及び平成２１年５月１日付「東京都公安委員会告示第１６９号」（以下「告示」という。）により指定された道路区間においては、交通誘導警備業務に係る検定合格警備員（一級又は二級）を一人以上配置することとされている。

ところで、第二建設事務所では、表１５の契約により行った表１６の指示工事は、施工箇所（都道環状六号線（山手通り））が告示により指定された区間であり、表１７のとおり、警備員の配置を要する２地点のうち、１地点については、検定合格警備員を置く場合の工種「交通誘導警備員費交通誘導警備員Ａ」とすべきところ、検定合格警備員を置かない場合の工種「交通誘導警備員費交通誘導警備員Ｂ」としており、適正でない。

所は、交通誘導警備員の配置について適正な工種により工事を行うよう指示されたい。

（建設局）

（表15）契約の概要

（単位：円）

件名	契約期間	発注限度額
事業地管理工事（単価契約）その1	令和7.4.1～令和8.3.31	124,000,000

（表16）指示工事の概要

（単位：円）

指示番号	指示日	指示期限	内容	金額
41	令和7.8.19	令和7.9.16	道路補修	150,890

（表17）適用工種の正誤

（単位：円）

区分	工種番号	工種等	数量	単位	単価	金額
誤	893	交通誘導警備員費交通誘導警備員B （検定合格警備員を置かない場合の工種）	2.0	地点	55,330	110,660
正	892	交通誘導警備員費交通誘導警備員A （検定合格警備員を置く場合の工種）	1.0	地点	63,120	63,120
	893	交通誘導警備員費交通誘導警備員B	1.0	地点	55,330	55,330
	計					118,450

(歳出)

(4)道路のひび割れについて発生原因を調査し対策を検討すべきもの

局は、神田川の河道拡幅による河道整備が困難であったため、図2のとおり、神田川沿いの都道8号線（通称「目白通り」）の地下に、延長1,640mの江戸川橋分水路（以下「分水路」という。）を、昭和47年度から昭和52年度にかけて整備している。分水路は、図3のとおり、江戸川橋上流の呑口で本川から分流し、下流の2か所の吐口でそれぞれ本川に合流している。

ところで、第六建設事務所は、表18の単価契約工事により、表19の指示工事において、分水路上の道路について徒歩で巡回調査している。

この調査は、分水路約1.6kmのうち、石切橋付近より下流の約1.3kmにおいて、毎月、指定する114か所の状態を調査し、写真により報告させているもので、表20のとおり、調査箇所のほとんどにおいて、道路の横断方向へひび割れが発生している。調査の結果、補修の必要が認められた場合には、別途指示工事により道路の維持補修を行っているものの、補修済み箇所やその周辺にもひび割れが見受けられる。

この調査について、所は、過年度から実施しており、分水路の区間における道路は他の道路と比べて舗装が薄く、損傷しやすいことから、毎月実施する必要があるとして、安全性を考慮して、定期的に巡回調査及び必要な維持補修を行っているものである。

一般に、延長1.3kmの道路に114か所の要監視箇所がある状態になることはなく、道路の構造などに原因がある可能性が考えられる。

そこで、分水路に係る構造図を見たところ、分水路はボックスカルバート（図2の概念図のとおり）が約180基連結されており、ボックスカルバートの連結部には止水板が設置されている。

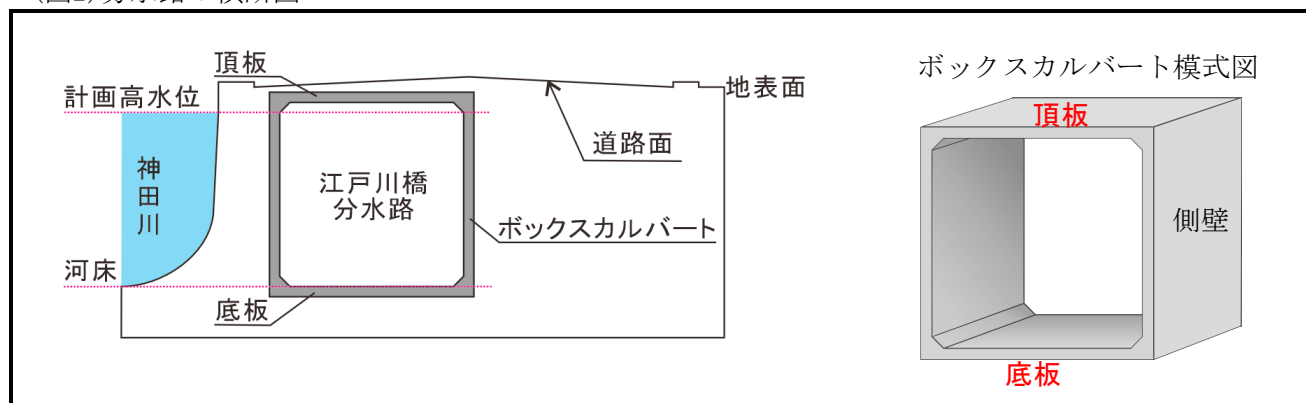
また、分水路上の道路舗装は、図4のとおり、アスファルト混合物を用いた表層と基層のみで構成されており、図5のような一般的な道路舗装を構成する路盤は用いられていない。これは、図2のとおり、分水路の機能として、ボックスカルバートの底板（ていばん）は河床高より低く、頂板（ちょうばん）は本川の高水位より高く、それぞれ設定する必要があるほか、周囲の地表面と道路面の高さを合わせ、ボックスカルバートに係る砂利等路盤材の重さを軽減するなどの必要から、図6のような鉄筋コンクリート床板の橋梁の舗装と同様の構成となっている。

以上のように、分水路のボックスカルバート上に位置し、通常とは異なるアスファルトのみの舗装構成となっている道路において、多くの箇所に原因不明のひび割れが発生し、所が危険防止のために定期的な監視を行う必要があると判断していることを踏まえ、分水路の設置を行った河川部及び所は、通常の道路と同様かつ効率的な道路交通の安全確保に向けて、ひび割れの発生原因を明らかにするための調査を行い、必要に応じて対策を講じることが適切である。

部及び所は、道路の維持管理を統括する道路管理部と協議の上、道路のひび割れの発生原因の調査を行い、対策を検討されたい。

（建設局）

(図2) 分水路の横断図



(図3) 分水路の概要



(表18) 契約の概要

(単位：円)

件名	契約期間	発注限度額
河川維持工事（単価契約）	令和7.4.1～令和8.3.31	85,800,000

(表19) 指示工事の概要

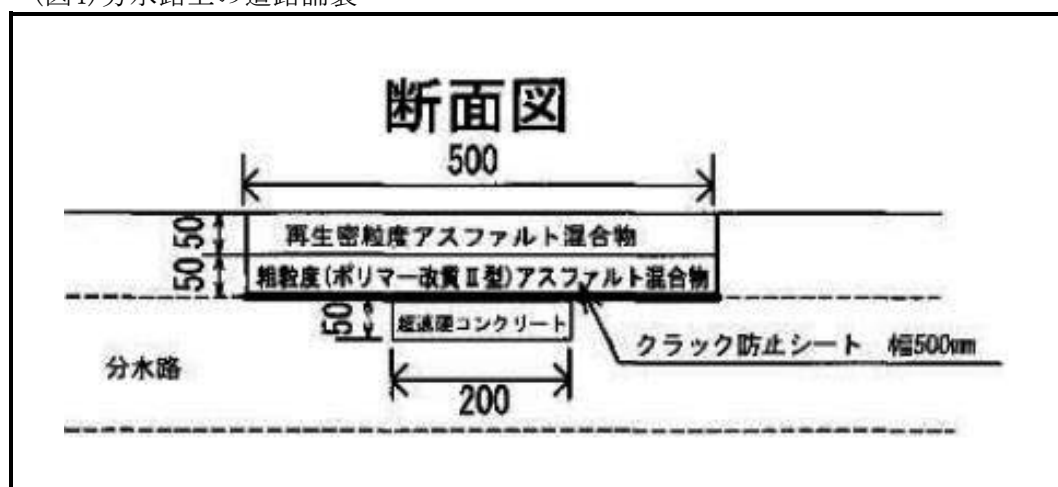
(単位：円)

指示番号	指示日	指示期限	内容	金額
3	令和7.4.14	令和7.4.30	江戸川橋分水路上の道路巡回調査	102,000
5	令和7.5.12	令和7.5.28		102,000
16	令和7.6.16	令和7.6.30		102,000
24	令和7.7.14	令和7.8.4		102,000
32	令和7.8.15	令和7.9.1		102,000
38	令和7.9.16	令和7.9.29		102,000
40	令和7.10.14	令和7.10.31		102,000
45	令和7.11.17	令和7.12.1		102,000
51	令和7.12.1	令和7.12.22		102,000

(表20) ひび割れの状況

区分	箇所数
人孔周囲にひび割れ	5
縦断方向にひび割れ	3
横断方向にひび割れ	104
うち補修済み箇所にひび割れ	(4)
うち補修済み箇所の周辺にひび割れ	(20)
縦横にひび割れ	1
対象が舗装面以外	1
計	114

(図4) 分水路上の道路舗装

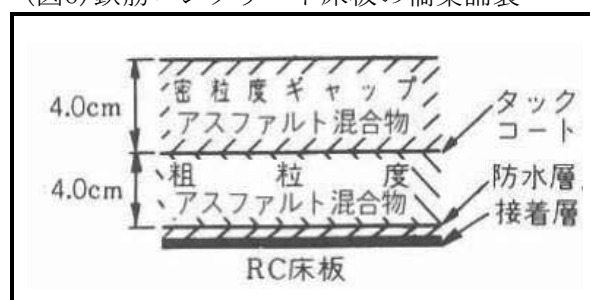


(図5) 一般的な道路舗装の構成

表層	密粒度アスファルトコンクリート	路盤
基層	粗粒度アスファルトコンクリート	
上層路盤	粒度調整碎石	
下層路盤	切込砂利	
路床		

「道路舗装の設計基準」(国土交通省) より

(図6) 鉄筋コンクリート床板の橋梁舗装



(歳出)

(5)業務委託契約に係る契約変更手続を適正に行うべきもの

河川部及び第六建設事務所は、表２１のとおり、委託契約を締結しているが、委託業務の内容を変更したにもかかわらず、契約変更手続を行っていない。

- ① 河川部は、人と海の接点である「なぎさ」をテーマに、人と海との共生のあり方を考える「第３７回全国なぎさシンポジウム in 東京」(以下「シンポジウム」という。)の開催に当たり、シンポジウムの準備・運営及び広報業務等の補助業務を委託している。

しかしながら、表２２のとおり、業務内容に変更があったにもかかわらず、部は、契約変更手続を行わず、委託料の増加分７万４，２５０円を受託者に負担させており、適正でない。

- ② 第六建設事務所は、隅田川等河川区域の草刈等を委託している。

しかしながら、表２３のとおり、草刈等の範囲や処分量について、契約数量と実施数量に差異があったにもかかわらず、所は、契約変更手続を行わず、委託料の増加分１０万５，４７２円を受託者に負担させており、適正でない。

これらについて、部及び所は、業務内容の変更に伴い費用が増加するものの、軽微な変更であるため、承諾申請書などにより増額分を受託者が負担するとの申し出があったことから、これを承諾したとしている。

しかし、承諾申請書により受注者が増額分の負担を申し出ることについては、設計図書により定めた成果物を契約の目的とする工事請負契約においては可能であるが、受託者が行うべき業務内容とその対価を契約により定めている委託契約において行うことはできない。委託契約において業務内容に変更がある場合、あらかじめ、契約変更手続により仕様書を変更し、相応する契約金額に変更する必要がある。

部及び所は、業務委託契約に係る契約変更手続を適正に行われたい。

(建設局)

(表21) 契約の概要

(単位：円)

担当部・所	契約件名	契約期間	契約金額
河川部	第37回全国なぎさシンポジウムin東京運営等委託	令和7.5.31 ～令和8.1.30	6,589,000
第六建設事務所	隅田川・新河岸川(右岸)草刈及び緑地保護委託 (7六)その2	令和7.6.28 ～令和7.12.12	11,990,000

(表22) シンポジウム業務の変更内容と変更すべき契約金額

(単位：円)

区分		金額
削除した内容	付帯設備料金（楽屋、ホール設備）	61,640
	めくり製作	120,000
	立て看板1/3枚製作	40,000
	夕食弁当30食	30,000
	新島小現地対応	150,000
	デザインクリアファイル製作	52,000
	イヤホンガイド数量減	60,000
	計 ①	513,640
追加した内容	海岸カード製作600枚	30,000
	映像製作	35,000
	特別講演者へ支払う謝礼金増額	189,500
	写真パネル製作11枚	33,000
	リハーサル対応	350,000
	計 ②	637,500
増加した直接作業費		③＝①－②
落札比率適用後の額		④＝③×落札比率
消費税及び地方消費税		⑤＝④×1.1
委託料計（支払うべき増加分の対価）		⑥＝④＋⑤
		74,250

(表23) 草刈り等業務の変更内容と変更すべき契約金額

(単位：円)

区分	当初契約		実績	
	数量	金額	数量	金額
草刈 ①	39,210㎡	3,136,800	39,030㎡	3,122,400
運搬 ②	39,268㎡	274,876	39,088㎡	273,616
緑地除草・清掃 ③	5,580㎡	697,500	5,560㎡	695,000
処分 ④	31 t	493,179	39 t	620,451
その他 ⑤		1,257,871		1,257,871
直接作業費 ⑥＝①＋②＋③＋④＋⑤		5,860,226		5,969,338
共通仮設費 ⑦		558,165		556,666
現場管理費 ⑧		2,557,546		2,551,286
一般管理費等 ⑨		1,938,063		1,932,718
委託価格 ⑩＝⑥＋⑦＋⑧＋⑨		10,914,000		11,010,008
委託価格の差額 ⑪				96,008
落札比率適用後の額 ⑫＝⑪×落札比率				95,884
消費税及び地方消費税 ⑬＝⑫×0.1				9,588
委託料計 ⑭＝⑫＋⑬				105,472

(歳出)

(6) 街路樹現況調査の仕様を業務の目的及び実態に沿って適切に定めるべきもの

公園緑地部は、都道の歩道緑地帯や道路緑地などに植栽した樹木（以下「街路樹」という。）の管理に当たり、東京都街路樹管理規程（昭和29年3月4日訓令甲第9号）に基づき、街路樹台帳等を作成しているが、併せて、台帳記載事項の更新や二次利用の利便性向上を目的とする街路樹データベースを整備しているところである。令和7年度は、表24の契約により、表25の大島及び三宅島に所在する都道の街路樹を対象として、表26のとおり、調査している。

仕様書では、調査数量を4,500本とし、大島、三宅島の順に調査して4,500本に達した場合、調査を打ち切り、達しなかった場合には、不足する本数について区部等で調査を行うこととしており、契約の目的として、4,500本の樹木について調査を行うことを主眼としている。実績報告書を見ると、表27のとおり、実施数量は4,598本となっており、仕様数量より98本超過している。この仕様においては、本数が増加した場合には、それに伴い必要となる人工を増加する必要がある。具体的には、表28のとおり、測量助手の人工を0.2人・日、測量補助員を0.7人・日増加し、2万4,476円増額するよう契約変更を行うべきであるが、部はこれを行っておらず、適正でない。

このことは、次のとおり、仕様書の定めが適切でないことによるものである。

- ① 調査対象樹木数4,500本は、台帳記載の高中木の本数に、台帳作成後低木が成長して中木となった本数を推計して加えた数量であり、また、現地では、街路樹の枯損、実生木や私的植栽による台帳未記載の樹木もあり、その全てを台帳と対照することは難しいことを考慮すると、実際の作業量が増減することはあらかじめ推定できること
- ② 契約の目的は、大島及び三宅島の都道における街路樹の調査であって、特定の4,500本の樹木の調査を行うものではないこと
- ③ 仕様書の定めのとおり、大島に引き続く三宅島の調査において4,500本に達し、打ち切った場合、再度別契約により、三宅島までの旅費交通費等を積算した上で残り本数の調査を委託する必要性が生じ、経済的ではないこと

部は、仕様書において、業務を調査対象本数により定めるのではなく、都道の路線について街路樹を調査することと定め、対象樹木数は調査に必要な人工を積算するための概数であることを明記し、本数の増減により現地での業務日数に増減が生じた場合に契約変更を行うなど、業務の目的及び実態に沿った仕様書とすべきである。

部は、街路樹現況調査の仕様を業務の目的及び実態に沿って適切に定められたい。

(建設局)

(表24) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約金額	契約日	履行期限
令和7年度街路樹現況調査委託	3,080,000	令和8.1.6	令和8.3.19

(表25) 大島及び三宅島における都道の概要

(単位：m)

路線名		起点～終点	延長
大島公園線	都道207号	大島町元町～元町港	13,738
大島循環線	都道208号	大島町元町大島公園線交点 ～大島町元町一丁目大島公園線交点	43,293
川の道岡田港線	都道209号	大島町岡田大島循環線交点～岡田港	1,773
下地波浮港線	都道210号	大島町差木地大島循環線交点～波浮港	1,522
三宅循環線	都道212号	三宅村神着～三宅村神着	32,488
中郷坪田港線	都道213号	三宅村坪田三宅循環線交点～坪田港	867
伊豆大久保港線	都道214号	三宅村伊豆三宅循環線交点～大久保港	9,529

(表26) 仕様の概要

項目	概要
調査地域	大島支庁管内、三宅支庁管内の都道の歩道緑地帯及び道路緑地
調査本数	高中木4,500本 大島支庁管内、三宅支庁管内の順に調査し、4,500本に達した時点で終了 4,500本に達しない場合、委託者の指示により区部等で調査を実施 都道用地内の樹木のうち、都の管理でない樹木等（実生木や私的植栽）は対象外
調査事項	高木 位置、樹種名、樹高、枝張り、プレート、低木種名、路線番号 中木 高木に準ずる。生垣の場合は本数及び延長
旅費交通費	大島・三宅島の各島について一度の渡航を想定し、測量助手及び測量補助員の2名について、往復交通費、宿泊費を見込んでいます。 宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）の定める額による。
現地調査	レンタカー代を見込んでいます。

(表27) 調査実績

(単位：本)

区分		実施数量	計
大島支庁管内	高木	378	3,046
	中木	2,668	
三宅支庁管内	高木	261	1,552
	中木	1,291	
計			4,598

(表28) 増加すべき契約金額（監査事務局推計）

(単位：円)

区分		測量助手	測量補助員	計
設計金額	現地調査人工 ①	11.8	33.3	
	1人・日当たり調査本数 ②=4,500本/①	382	136	
	現地調査人工増加分 ③=①×98本/4,500本	0.2	0.7	
	人件費単価 ④	34,900	28,700	
	現地調査金額増加分 ⑤=③×④	6,980	20,090	27,070
	諸経費増加分 ⑥=⑤×諸経費率			22,083
	設計金額増加分 ⑦=⑤+⑥			49,153
契約金額（税抜き）増加分 ⑧=⑦×落札比率				22,251
消費税相当額 ⑨=⑧×0.1				2,225
契約金額増加分 ⑩=⑧+⑨				24,476

(歳出)

(7) 実態に即した契約方法を検討すべきもの

第六建設事務所は、隅田川花火大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、観客が河川への転落や危険区域への侵入を防止することを目的として、仮設の侵入防止柵を会場周辺に設置し、大会終了後に撤去するため、表29のとおり、工事契約を締結している。

所は、令和7年5月30日に契約を締結した後、表30のとおり、令和7年6月12日及び同月27日に大会実行委員会である台東区から要請を受け、当初の設計図書とは設置範囲を変更し、令和7年7月18日に設置している。

設置範囲の変更による契約金額の増加額は、表29のとおり、請負金額の10パーセントに相当する額を超えているため、所は、表31のとおり、東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号）第22条第1項に基づき、あらかじめ施工前に設計図書及び契約金額を変更する手続を行うべきところ、同条第3項第3号に基づき、侵入防止柵の撤去後である令和7年8月8日に一括して行っており、適正でない。

このことについて、所は、令和6年度の契約においても、表32のとおり、同様の適正でない手続を行っている。

安全に大会を実行するためには、実行委員会や大会の警備を担当する警視庁との協議により、契約締結後に内容に変更が生じることは想定し得ることから、あらかじめ数量を確定できないものとして、発注予定数量を定めた単価による委託契約とするなど、実態に即した契約方法を検討する必要がある。

所は、実態に即した契約方法を検討されたい。

(建設局)

(表29) 契約の概要

(単位：円、%)

契約件名	工期	当初契約額 (a)	変更契約額 (b)	差額 (c=b-a)	増加率 (c/a×100)
隅田川侵入防止柵工事(7六)	令和7.5.31 ～令和7.8.29	22,639,100	28,340,400	5,701,300	25.2

(表30) 変更の経緯

No.	年月日	内容
1	令和7.5.30	工事請負契約締結
2	令和7.6.12	大会実行委員会(台東区)より柵設置箇所の変更要請あり
3	令和7.6.27	大会実行委員会(台東区)より柵設置箇所の変更要請あり
4	令和7.7.18	侵入防止柵の設置
5	令和7.7.26	隅田川花火大会
6	令和7.8.4	受託者へ設計数量の変更について協議(工事請負契約書(表33)第18条に基づく手続)
7	令和7.8.8	受託者からNo.6に基づく承諾書受領
8	令和7.8.8	工事金額変更の決定手続(東京都工事施行規程第22条に基づく手続)
9	令和7.8.15	受託者へ契約変更の協議(工事請負契約書第23条に基づく手続)
10	令和7.8.15	受託者からNo.9に基づく承諾書受領

(表31)東京都工事施行規程（抜粋）

(工事変更)					
第二十二條 工事主管課長は、工事の起工の内容を変更(以下「工事変更」という。)する必要があると認めるとき又は変更設計書が送付されたときは、すみやかに工事変更書により工事変更するための決定手続をとらなければならない。					
3 第一項の規定にかかわらず次に掲げる工事変更以外の工事変更の決定手続を行う場合には、工期末(中略)までに一括して行うことができる。(中略)					
一 工期変更を伴う工事変更					
二 重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更					
三 変更見込金額が請負金額の十パーセントに相当する額又は八百万円を超える工事変更					

(表32)令和6年度の契約実績

(単位：円、%)

契約件名	契約期間	当初契約額 (a)	変更契約額 (b)	差額 (c=b-a)	増加率 (c/a×100)
隅田川侵入防止柵工事	令和6.6.8～ 令和6.8.30	22,144,870	27,056,700	4,911,830	22.2

(表33)工事請負契約書約款（抜粋）

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。					
第23条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。					
2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。					
3 前2項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。					

(歳出)

(8) 庁舎清掃委託について労務費改定の趣旨に沿って速やかに契約変更を行うべきもの

第六建設事務所は、庁舎の良好な環境衛生の維持等を目的として、表34のとおり、所及び所管工区6か所の庁舎について、庁舎清掃委託契約を締結している。

ところで、建設局は、国が毎年度改定する建築保全業務労務単価に基づき、労務単価を定めている。労務単価の改定について、国は、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることを目的とした措置であるとしており、契約済みの業務についても新労務単価の活用を図るよう、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日国不入企第49号国土交通省不動産・建設経済局長通知）等により各地方公共団体あて要請している。

そこで、都の契約制度を所管する財務局は、「令和7年4月から適用する建築保全業務労務単価」の運用に係る特例措置について（令和7年2月21日付6財経総第2246号。以下「通知」という。）により、業務委託の受託者は、「令和6年4月から適用する建築保全業務労務単価」に基づく契約を令和7年度労務単価に基づく契約に変更するため、契約金額の変更の協議を都に対し請求することができるとしている。

しかしながら、所は、この契約において、令和7年6月に受託者との変更協議により、新労務単価の適用について合意しているが、監査日（令和8年3月2日）現在、契約変更手続を実施していない。

この結果、本来、受託者は、毎月、履行済み業務の委託料を請求できるところ、所が契約変更事務を行っていないため、令和7年度労務単価を適用した請求を行うことができない状況となっている。

このことは、所が、労働者等の賃金水準の引き上げを図る特例措置の趣旨に沿わない契約事務を行っていることとなり、適正でない。

所は、労務費改定の趣旨に沿って速やかに契約変更を行われたい。

(建設局)

(表34) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
庁舎清掃委託	令和7.4.1～令和8.3.31	4,840,000

1 重点監査事項

「海上公園における水と緑のネットワークの創出」

【選定理由】

海上公園は昭和45年に海上公園構想が策定されて以来、都民が海とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しめる場として整備されてきた。

昭和50年12月に最初の海上公園となるお台場海浜公園など13公園が開園し、その後、シンボルプロムナード公園、有明親水海浜公園などが順次開園している。令和7年3月には海の森公園がグランドオープンし、現在計画されている42公園のうち令和7年度までに40公園が開園している。

これらの海上公園事業については、平成29年に策定した「賑わいと自然あふれる海辺を目指して－海上公園ビジョン－」（以下「海上公園ビジョン」という。）に基づき実施されており、臨海地域のブランド力と東京の都市力向上を目指し、公園機能の一層の強化や賑わいの創出に取り組むことなどが基本的な考え方とされている。

局は、海上公園ビジョンに基づき、水辺や緑地空間の連続性を高めるなどの取組を進めている一方、海上公園は事業開始から令和7年12月で50周年となっている。この間、臨海部の開発も大部分が完了し、東京2020大会を経て大規模な集客施設が複数オープンするなど臨海地域の都市環境は大きく変化していることに加え、都民の生活様式、ニーズ等も多様化してきている。

このため、貴重な水辺空間である海上公園の特性を活かし、立地環境や都民ニーズを反映し、海上公園等を相互に連携させながら臨海地域の魅力向上のために有効活用できているかなどを確認する必要がある。

以上のことから、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである臨海副都心地域を中心として、海上公園における水と緑のネットワーク創出の取組を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

<事業執行の推移（一般会計）>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
公園管理	1,266	1,259	99.5	1,409	1,405	99.7	1,506	1,497	99.4	2,038
環境整備	4,735	2,741	57.9	4,915	3,726	75.8	4,603	3,693	80.2	4,234

【着眼点】

- ① 利用者等のニーズや立地特性等の分析を行い、近隣施設との回遊性、魅力等を高める取組に活かしているか（有効性）
- ② 施設案内等の利用者向けの広報活動等を効果的に行っているか（経済性、効率性）
- ③ 遊具・園路等を適切に整備・維持管理しているか（合规性）

【結果の概要】

(1) 海上公園の概要

ア 目的及び計画等

(7) 東京都海上公園条例

都は、自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的として、臨海副都心エリアを中心に羽田沖から葛西沖にわたるエリアに、昭和50年にお台場海浜公園など13の海上公園を開園し、令和7年度現在では全40公園の管理・運営を行っている。

また、海上公園については、水辺の空間を効果的に活用することができるよう、東京都海上公園条例（昭和50年条例第107号）に基づき、都市公園（上野恩賜公園、井の頭恩賜公園等）とは異なった独自の制度として運営している。具体的には、表1のとおり、遊具や植栽・花壇等の都市公園法（昭和31年法律第79号）に掲げられる公園施設に加え、干潟などの自然環境保護のための施設、潮干狩りや釣りなどのレクリエーションのための水面などを設置可能としている。

（表1）海上公園と都市公園の違い

区分	海上公園	都市公園
根拠法令	東京都海上公園条例	都市公園法
性格	臨海部において、積極的な親水性を持った自然に親しむ公園	都市環境の保全と同時に、幅広い利用を受け入れる公園
設置可能な施設	都市公園法に掲げる施設に加え、港湾環境整備施設（港湾法第2条第5項9号の3）、干潟などの自然環境保全施設、レクリエーション水域、係留施設、旅客施設など	都市公園法第2条第2項による園路、広場、植栽、花壇、ベンチ、遊具、野球場、植物園、売店、便所など

（注）港湾局事業概要（令和7年版）を基に監査事務局が加工

(イ) 海上公園の種類と計画・整備状況

海上公園には、①水域における自然環境の保全及び回復を図るとともに、水に親しむ場所である「海浜公園」、②ふ頭内の環境の整備を図るとともに、みなとの景観に親しむ場所である「ふ頭公園」及び③臨海地域における自然環境の回復を図るとともに、緑に親しむ場所である「緑道公園」の3種類がある。

①の海浜公園は水域面積も含めた各公園の規模が大きく、表2のとおり、海上公園全体の面積の8割以上を占めている。③の緑道公園は、規模は比較的小さいものの、①海浜公園、②ふ頭公園などの公園を相互に繋ぐように点在しており、海上公園の一体的な利用を促進することも目的の一つとしている。

局は、昭和46年8月に策定した海上公園計画に基づき、海上公園の新規設置及び拡張等の整備事業を実施している。整備事業の実施状況は表2のとおりであり、令和7年8月時点では、計画された42公園に対し40公園が開園し、延べ面積は約948.9ha（水域約544.5ha）となり、計画面積に対して約88%の進捗状況となっている。

(表 2)海上公園事業の実施状況（令和 7 年 8 月 1 日現在）

種類 項目		計画面積（ha）			開園面積（ha）		
		箇所	面積		箇所	面積	
			全体	水域(内数)		全体	水域(内数)
内容 種類別	①海浜公園	9	935.5	630.7	9	807.6	539.8
	②ふ頭公園	19	50.0	4.2	17	38.9	2.6
	③緑道公園	14	96.8	2.9	14	102.4	2.1
合計		42	1,082.3	637.8	40	948.9	544.5

(注)港湾局事業概要（令和 7 年版）を基に監査事務局が加工

イ 海上公園の管理

(7) 管理体制

海上公園の管理運営には、民間事業者等の有するノウハウを活用し、利用者のニーズに効果的・効率的に対応していくため、指定管理者制度を導入している。都及び指定管理者の主な役割は表 3 のとおりであり、公園施設の日常的な維持管理については、指定管理者により実施されている。大規模な改修が必要な箇所などについては、指定管理者から局へ報告があり、緊急性等を考慮した上で局が実施する。また、広報については、Web サイト等による公園の利用案内などの基本的な情報発信は指定管理者が行い、イベントの広報については、実施主体などを考慮し、都及び指定管理者が連携して行っている。

(表 3)都及び指定管理者の主な役割

項目	指定管理者	東京都
①公園の運営管理 (企画調整、イベント調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、都民協働、自然環境保全、利用者満足度調査、利用促進活動等)	◎	
②公園施設の維持管理 (植物管理、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕(軽微な改修を含む)、安全衛生管理、光熱水費支出等)	◎	
③広報 (ホームページ、リーフレット作成、メディアへの情報発信等)	◎	○
④公園施設の整備、改修		◎

出典：港湾局提供資料から抜粋

(2) 水と緑のネットワークの創出

ア 海上公園ビジョンの策定

局は、海上公園計画の策定から 45 年以上が経過する中で、生活環境や都市構造の大きな変化を踏まえた様々な都民のニーズに対応するため、平成 29 年に「賑わいと自然あふれる海辺を目指して－海上公園ビジョン－」（以下「海上公園ビジョン」という。）を策定した。

海上公園ビジョンは、おおむね10年後を目標に、海上公園の整備・運営・管理に関する中長期的な指針として取りまとめたものであり、臨海地域のブランド力と東京の都市力の向上を目指し、公園機能の一層の強化や民間活力を生かしたにぎわいの創出などに取り組むことを基本的な考え方としている。

局は、海上公園ビジョンの具体策の一つとして、魅力的な水と緑のネットワークの創出を掲げており、水辺・緑地空間の整備・拡充や、連続性のある水辺空間の整備を進めていくこととしている。

イ 海上公園を核とした水と緑のネットワーク

臨海地域は、都市開発の進行により、従来工業・物流用途が主であった地域においても市街地化が進み、臨海副都心エリアにおける観光拠点となる施設や、晴海・豊洲地区における住宅・商業施設が整備されてきた。これに伴い遊歩道や広場などの憩い、レクリエーションなどのための空間への期待が高まっている。

その中で、海上公園については、地域ごとの特性を生かした園路・広場や植栽、干潟等の施設や自然環境の創出・保全等の機能を有することから、臨海部における水と緑のネットワークの中核的な役割として、運河・公共緑地等とともに効果的に整備・活用していくことが求められている。

具体的な取組は、海上公園を中心とする緑をつないで臨海部全体に張り巡らせ、緑を連続的に整備することである。その上で、交通アクセスの拡充や園内移動手段を充実させ、立地特性等に応じた施設整備や時機に合わせたイベント等を開催し、回遊性の高いまちづくりや地域の魅力向上につなげるものである。

(3) 立地特性等を踏まえた事業運営

ア エリアごとの特性の分析と取組

海上公園ビジョンでは、臨海地域の更なる魅力向上に向けて、各公園の立地特性に応じた整備や運営を通じて各公園のポテンシャルを最大限に引き出すため、公園の立地、機能、周辺施設などの特性を基に、「運河を望む」「住み憩う」「観光・MICE」「スポーツ」「なぎさ共存」「東京港ゲートウェイ」の六つのエリアを設定し、エリアごとの特色、強み、ターゲット及び今後の方向性について整理している。エリアごとの取組を進めていくことで各公園の特徴を際立たせることとしている。

この中でも、図1にある臨海副都心及び臨海副都心開発と連担して開発された豊洲・晴海地区や緑のランドマークとして位置付けられている海の森公園を含む「観光・MICE」「住み憩う」「東京港ゲートウェイ」の三つのエリアは、地域の人々に限らず、国内外から多くの観光客が訪れる施設等が集積していることから、そこに設置されている6公園を中心に、それぞれの立地特性を踏まえたにぎわい創出等魅力を高める取組や回遊性向上等の取組について確認した。

(図1)海上公園ビジョンによるエリア設定と公園の配置 (抜粋)



(ア) 観光・MICE エリア (台場・青海・有明南)

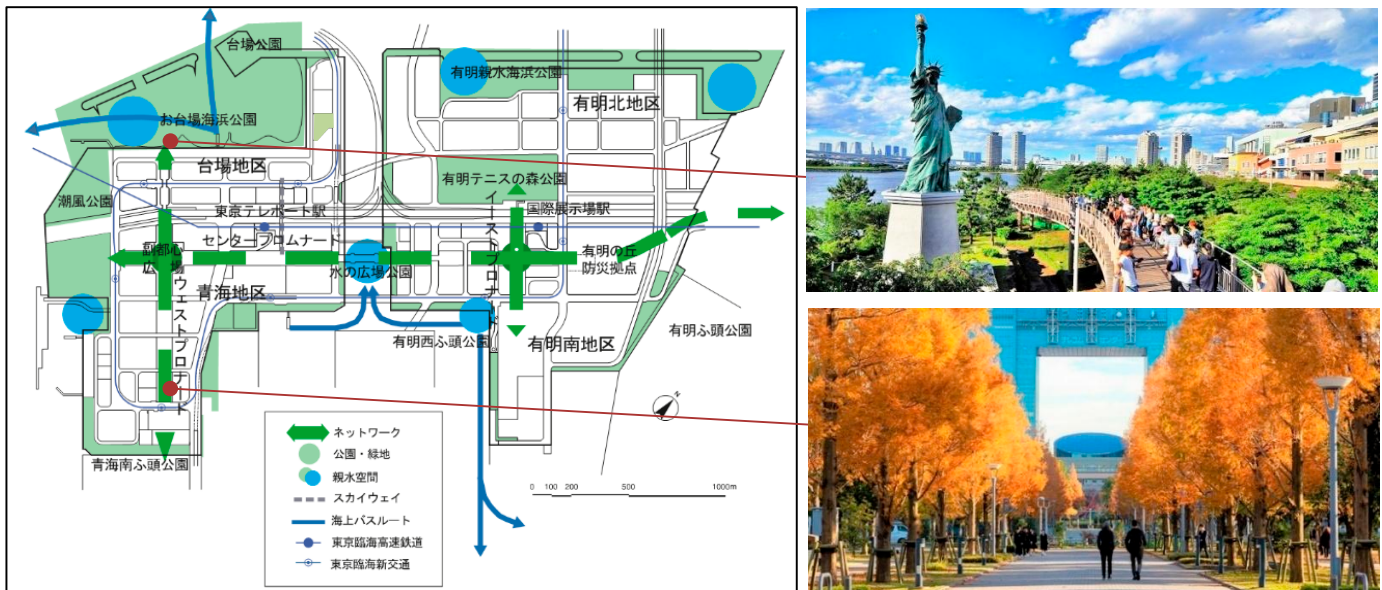
a 立地特性

国際展示場や大規模な商業施設等に国内外から多くの人を訪れるとともに、レインボーブリッジなどの東京を代表する施設の景観が特徴的な東京臨海部の中心となるエリアである。

このエリアにおいては、図2のように「緑道公園」であるシンボルプロムナード公園が骨格となり、商業施設やコンベンション施設のほか、緑に囲まれたスポーツ施設や、都立公園、区立公園も含め、様々な施設や緑地及び親水空間を連続的かつ一体的に結びつける役割を担っている。

現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した臨海副都心地域への来訪者を以前の水準に回復させるための取組が課題となっている。

(図2) 観光・MICE エリアにおける公園の配置



(注) 次の資料を基に監査事務局が加工（左：臨海副都心まちづくりガイドラインー2022 改定一、右上（お台場海浜公園）：海上公園なび（URL: https://www.tptc.co.jp/park/01_02）、右下（シンボルプロムナード公園）：海上公園なび（URL: https://www.tptc.co.jp/park/01_04）

b にぎわい創出の取組

このエリアでは、事業者や行政が一体となって、訪れる目的となるイベントの開催・誘致やレクリエーションの場の提供などに取り組むとともに、シンボルプロムナード公園においては、花の名所として、図3のように園内に複数設置された大規模な花壇を活用し、春はチューリップ、夏はひまわりなど、季節に合わせた花を楽しめる取組を行っている。

また、令和8年3月には、図4のように、お台場海浜公園において、新たなランドマークとなる世界最大級の噴水施設（東京アクアシンフォニー）の運用を開始し、光と音の演出により地域のにぎわい創出を図っている。

(図3) シンボルプロムナード公園における
大規模花壇（春のチューリップ）



出典：海上公園なび（URL: https://www.tptc.co.jp/park/01_04）

(図4) 東京アクアシンフォニー



出典：港湾局報道発表資料（令和8年3月12日）

c 回遊性向上の取組

シンボルプロムナード公園は、お台場海浜公園をはじめとした多数の公園などを結びつけている臨海副都心における水と緑のネットワークの中心であり、観光目的に限らず、ランニング・ジョギング等での利用客も多く見られる。

このように海上公園を中心として緑を連続的に整備した上で、局は、シンボルプロムナード公園やお台場海浜公園沿いの各施設等による集客力を波及させ、臨海副都心全体のにぎわい創出につなげていくため、シンボルプロムナード公園において図5のような次世代モビリティの運行などを行い、園内の移動手段の強化を図っている。

また、臨海副都心エリアの商業施設等の事業者と連携して、来訪者がエリアを回遊しながら楽しめるまちづくりを進めており、その一環として、まち全体が光に包まれるイルミネーションイベント「LIGHT WALK ODAIBA」(図6)を令和7年度に初開催している。

シンボルプロムナード公園をはじめ、同エリアの商業施設やホテル、鉄道駅等のイルミネーションや花火イベント等とも連携するなど、エリア全体をイルミネーションエリアとして、公園とまちとの一体感を創出する試みとなっている。

(図5)シンボルプロムナード公園で運行されている次世代モビリティ



出典：港湾局報道発表資料（令和7年9月30日）

(図6) LIGHT WALK ODAIBA



出典：港湾局報道発表資料別紙（令和7年11月7日）

(イ) 住み憩うエリア（晴海・豊洲・有明北）

a 立地特性

工業・物流等を中心としたまちから、住宅や商業施設、オフィス等の複合市街地への転換が進んでいるエリアである。また、東京 2020 大会を契機に、選手村や競技施設等の大会レガシーを活かしたまちづくりも進んでいる。

このエリアに位置する有明親水海浜公園はスポーツやレクリエーションを楽しめる公園であるとともに、周辺施設と協働して植樹活動を行うなど、地域のにぎわい創出の拠点とされている。

また、晴海地区及び豊洲地区では、水辺に親しめる空間として連続的な緑地が整備されており、春海橋公園や晴海ふ頭公園などの海上公園は水際線の歩行者空間を構成している。この水際の歩行者空間には旧造船工場の産業遺構を活用したモニュメント等に加え、晴海地区と豊洲地区とを結ぶ旧晴海鉄道橋も遊歩道として整備されているなど、歴史的価値を有するランドマークが活用されている。

このエリアでは住む人や訪れる人が憩えるオープンスペースなどの整備や東京 2020 大会のレガシー及び歴史的遺構を活かした公園づくりが必要となる。

b にぎわい創出の取組

近隣に住む人や訪れる人が憩える空間を創出するため、晴海ふ頭公園では図 7 のように遊具やカフェを、有明親水海浜公園では図 8 のように遊具を整備するなどしている。

有明親水海浜公園では、家族連れなどの利用者から暑さ対策の要望があり、ハード面での取組として、遊具広場周辺などに日除け休憩施設を令和 7 年度に増設している。また、晴海ふ頭公園及び晴海緑道公園においても同様の整備が計画されている。

ソフト面では、大型テントやパラソルの設置、ポップアップテントや日傘等の貸し出しや、緊急時の対応として経口補水液を常備している。

(図 7) 晴海ふ頭公園のカフェ



出典：海上公園なび（URL：
https://www.tptc.co.jp/park/02_01#parklinkflower）

(図 8) 有明親水海浜公園の遊具



出典：海上公園なび（URL：
https://www.tptc.co.jp/park/02_07/yugu）

c 回遊性向上の取組

豊洲地区においては、春海橋公園が区立豊洲公園や商業施設の広場などと一体的に整備されており、水辺空間が連続的に広がっている。

晴海地区においては、晴海ふ頭公園、晴海緑道公園及び区立晴海臨海公園と連なっており、有明北地区においても有明親水海浜公園と有明北緑道公園とが接続されているように、周辺施設と一体となって緑の連続性が確保されている。

また、旧晴海鉄道橋（春海橋公園）は、その歴史的価値を保存することに加え、新たな観光資源として地域の回遊性を向上させるため、図9のように遊歩道として整備され、令和7年度から供用されている。

(図9) 遊歩道として整備された旧晴海鉄道橋（左：整備前、右：整備後）



出典：港湾局資料



出典：港湾局報道発表資料（令和7年9月5日）

(ウ) 東京港ゲートウェイエリア

a 立地特性

東京港や羽田空港に近く、巨大船舶・航空機が行き交うなど、港湾景観を身近に感じることができるエリアである。

エリア中央に位置する海の森公園では、中央防波堤内側 海の森（仮称）構想答申（平成17年2月東京都港湾審議会）で整理された資源循環・都民協働をコンセプトに、臨海部における緑のランドマークとして整備が続けられている。

海の森公園では都民協働によりつくられた図10のような自然豊かな広場や遊歩道に加え、東京ゲートブリッジを眺めることができる位置には図11のような大型の遊具を設置し、東京港の風景に親しむ工夫も見受けられる。

港湾景観を楽しめる空間づくりに加え、都民協働等のコンセプトを踏まえた公園づくりが必要となる。

また、海の森公園付近には鉄道等が通っていないため、公共交通機関でのアクセス手段はバスのみとなっている。

(図 10) つどいの草原



出典：海の森公園 Web サイト（URL：
<https://uminomoripark.com/about/#facility>）

(図 11) 広場の大型遊具



出典：海の森公園 Web サイト（URL：
<https://uminomoripark.com/about/#facility>）

b にぎわい創出の取組

海の森公園は、都民、企業、行政が協働し、時間をかけて森をつくることを構想の柱としており、海の森公園ボランティア、子供レンジャー、東京都海の森倶楽部などが協働して公園づくりに取り組んでいる。

ボランティアは、樹林地の除草・整備作業や苗木づくりなどの定例的な活動を令和7年度は21日実施しているほか、園内で実施されるイベントの運営補助、海の森公園のPRを目的としてイベントへ出展するなど、公園運営の一翼を担っている。また、自然とのふれあい、環境への理解を深めることを目的に子供レンジャーが設置されており、ボランティアと協働して、樹林地の除草などの作業や生き物の調査・保全を行っている。

東京都海の森倶楽部は、都、民間企業、NPO 団体等で構成され、樹林地管理を行うとともに集客力のあるイベント等を開催し、海の森公園の情報発信を行っている。

また、今後は全天候型バーベキュー場、日除け施設、駐車場等を新設する計画が進められ、利便性の向上により、イベント・日常利用の広がりを図っている。

c 回遊性向上の取組

令和7年3月のグランドオープンに合わせ、都営バスを海の森公園まで延伸するとともに、局が無料のシャトルバスを運行するなど、公共交通機関によるアクセス向上の取組を行っている。

なお、令和7年3月から東京ゲートブリッジの海の森地区側昇降施設が開放されており、若洲から海の森まで歩いて渡れるようになっている。

イ ユーザーニーズの把握

海上公園では、公園の管理運営に係る問題点の改善と一層の利用促進を図るため、来園目的や頻度、総合的な満足度、公園の良い点・改善が望まれる点などを調査項目として、指定管理者による利用者満足度調査が実施されている。調査方法としては、対面による調査のほか、公園内にご意見箱やスマートフォンで読み取る二次元コードを設置し、来園時に限らず、Web サイト上で常時回答できるように案内している。

これにより、対象とする 6 公園の調査結果を確認したところ、表 4 のとおり、総合満足度の項目では利用者からはおおむね好評を得ていることが確認できる。

また、表 5 のとおり、来園目的や来園頻度などの項目を見ると、住み憩うエリアに所在する有明親水海浜公園や晴海ふ頭公園では、近隣に居住しているファミリー層の定期的な利用が中心となっていることに加え、初回利用などの一定の新規来園者の流入も確認できる。

観光・MICE エリアに所在するお台場海浜公園、シンボルプロムナード公園では、住み憩うエリアに所在する公園と比較すると定期的な来園者の比率は低くなる一方、催事・イベント等に併せて来園した方の比率が高くなっている。加えて、お台場海浜公園とシンボルプロムナード公園と隣接している都立台場公園及び都立潮風公園と同日に利用する方もいるなど、相互に利用されている実態が確認できる。

海の森公園は令和 7 年度末で開園 1 周年のため、新規来園者が占める割合が多くなっているが、定期的な利用者も確認でき、ふ頭や東京ゲートブリッジなどの東京港の風景や自然を楽しむ方、大型遊具を家族で楽しむ方などの感想が寄せられている。

このように、立地特性に基づいた施設整備などが高評価に結びついており、公園が隣接している場合には相互に利用されていることが確認できる。

臨海副都心地域の来訪者数は平成 26 年から平成 31 年にかけて 5,500 万人以上で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年には約 3,110 万人まで低下している。しかしながら、その後の回復は堅調であり、令和 6 年には 5,110 万人となるなど増加傾向にある。

局は、まち全体のにぎわいの回復に向けて、民間事業者等と連携しながら、シンボルプロムナード公園やお台場海浜公園で同時期にイベントを開催するなど、人を呼び込むとともに、集客を一か所にとどめず波及させるような取組を実施している。

国の地域経済分析システムによる滞留人数の分布を見ると、商業施設だけでなく周辺の公園につながるエリアについても一定の滞留の広がりがみられる。

(表 4)利用者満足度調査の結果

	お台場 海浜公園	シンボル プロムナード 公園	有明親水 海浜公園	晴海 ふ頭公園	春海橋 公園	海の森公園
総合満足度(4点満点)	3.63	3.82	3.80	3.78	3.53	3.41

(注) 港湾局から提供を受けた令和7年度第3及び第4四半期の利用者満足度調査結果を基に監査事務局が作成

(表 5)来園目的及び来園頻度別の回答内訳（構成比）

区分		観光・MICEエリア		住み憩うエリア			東京港ゲート ウェイエリア
		お台場 海浜公園	シンボル プロムナード 公園	有明親水 海浜公園	晴海 ふ頭公園	春海橋 公園	海の森公園
来園目的	散歩	1.0%	12.1%	14.6%	13.9%	23.2%	24.0%
	風景を見に	0.0%	7.8%	3.6%	5.3%	14.3%	12.8%
	休憩	0.0%	2.6%	3.9%	3.2%	7.1%	2.3%
	自然観察	0.0%	6.9%	1.9%	1.6%	5.4%	9.6%
	家族や友人と遊びに	1.0%	22.4%	40.1%	50.3%	12.5%	28.5%
	催事・イベント	42.0%	20.7%	10.4%	13.4%	1.8%	10.6%
	運動・スポーツ	1.0%	8.6%	22.7%	10.7%	17.9%	5.3%
	写真撮影	0.0%	12.9%	1.3%	0.0%	5.4%	1.6%
	通行	0.0%	4.3%	1.0%	0.5%	5.4%	0.0%
	釣り	—	—	—	0.0%	5.4%	—
	その他	55.0%	1.7%	0.6%	1.1%	1.8%	5.4%
来園頻度	ほぼ毎日	2.0%	2.6%	10.0%	5.2%	17.5%	0.3%
	週に1,2回	2.0%	20.8%	22.8%	23.0%	35.0%	2.4%
	月に1,2回	3.0%	31.2%	27.4%	37.0%	22.5%	14.9%
	年に1,2回	26.0%	35.1%	6.2%	18.5%	17.5%	16.0%
	数年に1,2回	38.0%	5.2%	1.7%	3.0%	5.0%	4.3%
	初めて	29.0%	5.2%	32.0%	13.3%	2.5%	62.1%

(注) 港湾局から提供を受けた令和7年度第3及び第4四半期の利用者満足度調査結果を基に監査事務局が作成

(4) ネットワークを支える施設管理等

ア 回遊性につながる公園施設の維持管理等

水と緑のネットワークにおける中核的な役割を担う海上公園の施設においては、利用者が来園する目的となる遊具等と、公園の内外において利用者の回遊性を高めるための園路等の維持管理も重要である。

また、お台場海浜公園等は災害時の一時滞在施設に指定されており当該公園では災害備蓄を行っている。さらに、海浜公園等では災害時を想定した利用者の安全安心確保の各種防災訓練等を実施している。

公園施設の維持管理については、局が作成した維持管理の手引や建築基準法・消防法等の各種法令を基に指定管理者によって実施されており、清掃・除草等の日常的な維持管理や、不具合等を発見した場合は立ち入り制限などの安全措置などを行っている。

施設等に不具合が生じた場合、大規模な改修工事や抜本的な施設改修については都が対応するが、小規模な修繕は指定管理者により実施され、令和7年度においては、照明の不具合解消やウッドデッキ・インターロッキングブロック舗装等の補修をはじめとして多数の修繕を行っている。

また、園路等、通行の安全性に関しては、令和7年度に、晴海緑道公園及び春海橋公園の園路舗装が沈下したことにより、降雨後の水たまりが発生し通行やベンチの利用などに支障が出ていたため、園路改修の実施設計を行っている。

維持管理や改修工事に関連する契約等20件について確認したところ、指摘すべき事項はなかった。

イ 利用案内の広報及び現地の看板等

公園の交通アクセスや施設の利用案内などの基本的な情報提供は指定管理者が作成する Web サイト・リーフレットや局が作成する海上公園ガイド等によって行われており、Web・紙の両方の媒体で幅広く情報が提供されている。

なお、指定管理者が作成している Web サイトは日本語に加え英語、中国語及び韓国語に対応しているほか、局が作成している海上公園ガイドは日本語版・英語版合わせて2万部以上を発行・配布している。これらの広報媒体では所在地や目的（釣りやランニングなど）別に海上公園を探すことができるようになっていることに加え、工事などの理由により立ち入りができない区域の情報なども併せて掲載されており、利用者の利便性の向上を図っている。

また、局は、緑の連続性を活かしたウォーキング・ランニングなどを行えるルートを設定しており、臨海副都心地域では「シンボルプロムナード公園ランニングコース」など3コースを Web 上で公開している。臨海副都心地域のランニングコースでは現地にランニングコースを示すポール及びマップが配置されている。

さらに、臨海副都心地域に所在する公園の指定管理者は「臨海副都心マップ・ART を巡るお散歩マップ」を作成し、地域内の名所を把握することができるよう情報提供を行っている。

このように、局及び指定管理者は、水辺に緑が集積している海上公園の景観などを楽しめるよう、ランニングルートの設定や Web・紙の両媒体を用いた PR を効果的にを行い、回遊性の向上に努めている。

なお、臨海副都心地域の公園はお台場海浜公園やシンボルプロムナード公園を起点に多数の公園が連なっており、ウォーキング・ランニングを行う場所としてのポテンシャルは高い。現地確認においては、ランニングコースとして一定の活用はされているが、混雑状況などを踏まえると、公園の連続性を中心に分かりやすく PR するなど、より積極的に広報していくことで、更なるにぎわいや回遊性の向上につながる余地がある。

【監査委員からの所見】

局は、海上公園の設置や拡張等を通じて、周辺地域における水辺や緑を連続的に整備するとともに、景観を生かしたイベントの実施や大型遊具の設置など、立地特性に応じた取組や施設整備及び広報を効果的に行うことで、臨海地域の魅力向上に取り組んできた。

今後も局は、水と緑のネットワークを活用した、更なるにぎわいの創出や回遊性の向上に向けて、施設の維持管理や暑熱対策など利用者の安全対策に努めるとともに、引き続き民間事業者等とも連携しながら、イベントや交通情報等を積極的に発信するなど、利用者のニーズに的確に対応していくことが必要である。

会 計 管 理 局

1 重点監査事項

「財務会計システムの管理運用」

【選定理由】

財務会計システムは、平成 4 年に稼働開始した、予算の執行、決算等に係る内部管理事務について適正かつ迅速な事務執行を支援する全庁的基幹システムである。

局は、情報通信技術の急速な進歩等に対応するため平成 13 年 3 月に策定された都の「電子都庁推進計画」を受け、財務会計システムの機能改善や経費削減等に向けて、小型サーバ及び共用端末への変更による運用経費の削減、機能の統合及び簡素化等を目的に約 2 年かけて再構築を行い、平成 18 年 3 月から現行のシステムが稼働している。

その後も、ハードウェアやソフトウェアの保守・サポート期間等を考慮し、約 5 年に 1 回の定期的なシステム更新作業を実施している。更新の際には、例えば OS のバージョンアップに合わせて、新環境下でも正しく業務アプリケーションが動作するよう改修や試験を行うなど、システムの安定性及び信頼性の確保を最重要課題にし、更新作業やシステム運用への影響なども考慮しながら、可能な範囲で機能改善等の対応を行っている。直近では令和 6 年 7 月に更新を行い、稼働時間の延長や、業務説明書へのリンクの追加といったシステム画面の操作性の向上等の機能改善を行った。

また、令和 7 年度には、契約・支出事務のデジタル化に対応できるよう、業務アプリケーションの改修が行われた。加えて、決算関係等帳票の監査事務局への配信を目的としたシステム改修が行われ、令和 8 年度以降の監査事務局の監査に活用される予定である。

以上のとおり、財務会計システムの稼働開始から 30 年以上の間に、様々な改修が行われてきた。都政のデジタル化が着実に進展し、内部事務においてもデジタル化の取組が推進されてきている中で、財務会計システムの管理運用についてどのように課題を把握しているのか、把握した課題に対してどのように対処していくのかを確認する必要がある。

以上のことから、財務会計システムの管理運用について、重点監査事項に選定し、取組が適切に行われているかについて監査する。

<事業執行の推移>

(単位：百万円、%)

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
財務会計システムの管理・運用経費	1,046	928	88.7	1,203	1,163	96.7	989	985	99.6	800

【着眼点】

- ① 局は、現システムの安定稼働及び適正な会計処理への対応を適切に行っているか（有効性・効率性）
- ② 局は、現システムについて都政の DX 化への対応を適切に行っているか（有効性・効率性）
- ③ 局は、財務会計システムの基盤更新に係る契約手続を適正に行っているか（合规性）

【結果の概要】

(1) 財務会計システムについて

ア 概要

財務会計システムは、都の適正な財政運営を確保するため、予算の執行、決算等に係る内部管理事務について適正かつ迅速な事務執行を支援する、大規模な全庁的基幹システムである。

平成４年に稼働開始し、平成１８年に機能改善や経費削減のために再構築し、複式簿記・発生主義会計への対応等が行われたが、平成１８年更新以降、システムの仕組みやソフトウェア技術に大きな変更を加えることなく機器等を更新し、稼働を継続している。利用権限が与えられた職員は約７，０００人で、主に「支出命令兼予算差引」「精算登録」「歳出予算事業別執行状況照会」といった会計事務等に日々活用されており、常に安定した稼働を継続することが求められる、いわば都政のインフラである。

局は、平成１８年の再構築から１０年以上が経過し、ICT技術が進展する中で、これまで採用してきた技術の陳腐化、保守サポートの終了などのシステムの老朽化が懸念された。このため、平成２９年に現行のシステム分析を行った結果、プログラム保守性は良好であることが判明したため、システム更新においては既存のプログラム資産を活用する方針とした。以後、日常の運用保守作業を行うとともに、引き続き約５年に１回の定期更新において、OSのバージョンアップなどに対応した変更を遅滞なく行いながら、機能を維持している。

(表 1)財務会計システムの更新経緯

時期	内容
平成４年	財務会計システム稼働開始
平成１８年	機能改善や経費削減のための再構築を実施
平成２９年	システム分析により、プログラム保守性が非常に良好であると評価
）	その後、システム設計の枠組みやソフトウェア技術に大きな変更を加えることなく、約５年に１回の頻度で定期的なシステム更新を実施
令和６年	現在稼働しているシステムに係る定期的なシステム更新を実施
令和７年	契約・支出事務のデジタル化に対応できるよう業務アプリケーションの改修を実施

イ 主な機能

(図)財務会計システムと会計事務との関係



(局提出資料を基に監査事務局で作成)

財務会計システムは、図のとおり 9 つのサブシステムで構成され、他局が所管する 83 ものシステム（以下「関連システム」という。）とデータのやり取りを行って財務情報を共有しており、収入情報等、一方のシステムに入力された財務情報が他方のシステムに反映されることとなっている。例えば、財務局所管の予算計数システムから受けた予算情報を予算執行管理システムで管理するとともに、同時に、決算管理システムや複式処理システムに日々の会計処理の段階から決算データや複式簿記のデータを蓄積している。

ウ 監査における着眼点

財務会計システムの常時安定的な稼働については、局は、管理運用において適切に課題を把握し解決策を講じているか、有効性・効率性・合规性の観点から確認した。

併せて、財務会計システムは長年に渡り会計事務の処理を担う基盤であるとともに、財務諸表の作成等都民に対する説明責任を果たしていることから、職員による正しい操作とデータの正確性の確保については、適切に課題を把握し解決策を講じているか確認した。

さらに、急速な都政のデジタルトランスフォーメーション（DX）の対応については、本システムにおける局の取組及び展望についても調査した。

(2) システムの安定稼働への対応

ア サイバーセキュリティの確保

財務会計システムに対してはサイバーセキュリティ監査が隔年で外部事業者への委託により行われており、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」及び「東京都サイバーセキュリティ対策基準」に定められた情報資産の管理、各種情報処理システムの保守・運用、職員研修等の情報セキュリティ対策につい

て適切に実施されているかを点検・評価している。直近では令和6年に、サイバーセキュリティの向上に資することを目的とするサイバーセキュリティ監査を受検し、財務会計システムは堅牢なネットワークの中に存在しており、悪意を持った第三者が容易に侵入できない状態であるため、一般公開されているシステムと比較して危険度が低いと評価されている。

イ システム更新に対するアセスメント

令和2年、局は、令和6年度稼働に向けたシステム更新の要件定義段階でシステムアセスメントを受検し、費用対効果及び規模等が適正で、全庁的なシステムの整備方針に適合していると評価された。

システムアセスメントは有効性・効率性・信頼性・安全性の観点から行われ、「一部改善が必要だが、おおむね開発は適切である。」と評価され、指摘事項・意見に対する措置も完了したことを確認した。

(表2)システムアセスメントの観点

観点	内容
有効性	事業の遂行に貢献していること。将来の事業展開への対応があること。
効率性	開発・運用・保守に係る経費が、システムの目的に照らして最も安価であること。
信頼性	障害発生時の被害拡大防止や復旧の速度が、要求される水準を満たしていること。
安全性	災害、障害、不正アクセスや情報改ざん・漏えいの脅威から保護されていること。

ウ 不測の事態に向けた取組

(ア) システム停止防止策

局は、財務会計システムの安定稼働に向けた対応策として、遠隔地にバックアップサーバをスタンバイさせており、万が一システムの一部が損傷した場合でも、サーバを切り替えて業務を継続できる体制を整備することにより、「拠点の分散化」及び「冗長化^{じょうちようか}」に取り組んでいる。

(イ) 大規模災害発生時の対応策

局は、「東京都財務会計システム危機管理マニュアル（兼 BCP）」を策定し、データ等の保管・保護や、業務継続・復旧に向けた体制の確立等、大規模災害・事故の発生に備えている。

また、万が一システムが利用できなくなった場合でも、非常時優先業務等、優先度の高い案件から、各局が継続できるような対策を行っている。具体的には、「災害時の会計事務処理マニュアル」を整備し、これに基づき、各局担当向けに災害時の支払訓練を年度当たり1回実施しており、令和7年度には18局が参加している。

エ 管理運用に係る契約手続の合规性

令和7年度における財務会計システムの管理運用に係る契約手続について、適正に行われているかを確認したところ、監査を実施した限りにおいて指摘事項等は認められなかった。

(表 3) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	東京都財務会計システム影響調査委託	令和7. 7. 10～令和7. 11. 28	52, 693, 410
2	東京都財務会計システム基盤運用委託	令和7. 4. 1～令和8. 3. 31	334, 950, 000
3	東京都財務会計システム業務運用委託	令和7. 4. 1～令和8. 3. 31	259, 587, 900
4	東京都財務会計システム修正作業委託①	令和7. 4. 1～令和8. 2. 27	23, 023, 000
5	東京都財務会計システム修正作業委託②	令和7. 4. 1～令和8. 3. 19	68, 338, 160
6	東京都財務会計システム修正作業委託③	令和7. 8. 1～令和8. 3. 31	112, 887, 720
7	東京都財務会計システム修正作業委託④	令和7. 12. 15～令和8. 3. 31	6, 271, 540
8	東京都財務会計システム調達仕様書作成等支援委託	令和7. 4. 1～令和8. 3. 31	26, 027, 100

(3) 適正な会計処理の確保への対応

各局の職員が財務会計システムで正しい手続を行い、データの正確性を確保できるよう、局は以下のような取組を行っている。

ア 操作画面の改修による誤り防止の取組

システム入力に当たっての操作性を向上させることで、ユーザー職員の正しい操作を支援するため、操作画面の改修により、オンラインヘルプやナビゲーションの充実を図っている。操作画面の改修は、各局からの問い合わせ内容から課題を把握し、システムへの負荷や予算措置の可否等を総合的に考慮し、可能な範囲で改善を図っている。

また、令和7年9月、都営住宅等事業会計に係る消費税未納事案を受けて、局は速やかに、特別会計の調定（歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する内部的意思決定）について財務会計システムに入力する際、注意喚起のメッセージが表示されるよう、臨時の改修を行った。

イ システム所管局としての各局への指導

調定の重複登録・登録漏れ等の事案が、決算審査において指摘されている。局は、日々の職員からの問い合わせ対応のほか、正しい手続について職員の理解が不足している事項を把握し、情報提供の方法を工夫して、事務処理の誤り防止を図っている。

(ア) システム操作等に係る指導

各局からのシステム操作の指導に当たり、各担当職員の回答内容を記録した一覧を部署内で共有するとともに、FAQ（よくある質問とその質問への回答）の更新等に活用している。令和7年度は誤入力の取消方法等、歳出（384件）及び歳入（134件）に当たっての操作を含む延べ942件の問い合わせを受け、操作方法に関する指導を行った。

さらに局は、指導後の処理状況について注視し、支払日まで日数がない支出命令案件、金額や内容面で重要性の高い案件などはフォローアップするなどの対応を個別に行っている。

(イ) 局ポータルサイトの充実

局ポータルサイト内「財務会計システム掲示板」内に、業務説明書とは別に、会計事務ごとの事務フローやFAQを体系立てて掲載している。局は問い合わせを受けた事項をもとに随時内容を更新しており、各

局担当者が必要な情報に容易にアクセスできるようにしている。

(ウ) 担当者向け研修

会計実務研修のうち、財務会計システムの操作説明の部分を、令和５年度に「財務会計システム掲示板」上で音声付研修資料として提供を始め、担当者が年度内にいつでも学習できるようにした。

(4) 都政の DX 化への対応

都は「東京デジタルファースト推進計画」や「東京都 AI 戦略」に基づき、DX 及び AX (AI トランスフォーメーション) の推進による都政の QOS (クオリティ・オブ・サービス) 向上を目指している。局は、各局が事務の効率化及び都民へのサービス向上を図るため実施している施策において、財務会計システム側の対応が必要な場合に適切に改修等を実施するとともに、公金に係る情報公開を進めるため、以下のような取組を展開している。

ア 契約請求システム (KSS) との連携

KSS は、事業者が東京都と契約を締結し、支払いを受けるまでの一連の手続をオンラインで実施できるシステムである。局は、KSS に対応するため、関係各局と連携し、財務会計システムの支出・審査に関する一連の手続のデジタル化に取り組んでいる。KSS は令和４年度から開発が進められ、都と事業者間の書類授受機能については、令和６年度からデジタルサービス局・財務局による発注の一部を対象に導入され、令和８年３月には、知事部局等（東京消防庁・警視庁・公営企業局を除く。）の本庁部署が発注する物品購入・委託契約に対象が拡大された。

この動きに合わせて、局は、令和３年度及び令和４年度にかけて KSS と財務会計システムとの連携について検討し、令和５年度から令和７年度にかけて、リアルタイムでのデータ連携等が可能になるよう財務会計システム側の改修を行った。

イ 地方税ポータルシステム (eLTAX (エルタックス)) による地方税以外の公金収納への対応

eLTAX は地方税共同機構が提供するシステムで、令和８年９月からは、納付書に付された eL-QR を読み取ることで、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等で税以外の公金を都に納付することが可能となり、都民の利便性の大幅な向上が見込まれるものである。

eL-QR を活用した公金収納を実現するため、局は、各局の関連システムで作成した納付書情報を財務会計システム経由で地方税共同機構に送信することができるよう、データ連携のための改修を行うなど、各局への支援を進めている。

ウ 財務会計システム上のデータの公開に関する取組

財務会計システムで保持している支出情報をウェブページで公開する取組も行われている。令和７年度において当該ウェブページは１万３，６９５回表示された。

さらに、令和８年２月からは、局の新たな取組として、財務会計システムのデータを活用した「東京都一般会計決算ダッシュボード」を掲載している。これは、平成２９年度以降の一般会計決算の歳入及び歳出を款・項別にグラフで可視化し、決算額の推移を比較できるようにしたものである。

【監査委員からの所見】

財務会計システムは都政を支える基幹システムであり、局は、財務会計システムの管理運用において、サイバーセキュリティ対策やシステムアセスメント等、全庁的な統制に適正に対応して安定稼働の確保に努めるとともに、システムの操作性向上や情報提供等により、業務の効率化と適正な事務処理を確保している。さらに、局は、都政の DX 化に合わせて各局が実施する施策に対応した財務会計システムの改修を行うことで、都の業務の効率化や省力化にも貢献している。

今後も、局は、技術の進化に対応したシステムの更新を継続し、都政の AX も視野に入れた内部業務の効率化や都民サービスの向上に向けて、都庁の仕事を支えるシステム基盤の効率化と連携という課題に、着実に取り組んでいく必要がある。

1 重点監査事項

「バス運転業務における安全確保の取組」

【選定理由】

すべての自動車運送事業者には、運転者に対し、健康状態、酒気帯びの有無等を確認する「点呼」の実施が義務付けられており、バスについては旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第24条で定められている。運転者の体調不良が原因となった重大事故の発生が全国的に社会問題となっており、運転者のみならず、運送事業者の安全意識も問われている。

交通局の事業は旅客運送が主体であり、毎日多数の職員が運転業務に携わっていることから、乗客の安全確保のためにも、運転時の適切な点呼の実施は不可欠である。

また、運輸規則第38条により、旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない、と定められている。

道路上を一般車両と一緒に走行する都営バスは、運転者に高い安全意識と運転能力が求められる。

そこで、都営バスの事故の状況を見ると、令和元年度から令和7年度までの有責事故発生件数(注)は表のとおりであり、増加傾向にある。

交通局における運輸系職員は、50代以上が約6割となっており、今後、豊富な技術や経験を有するベテラン職員が退職期を迎える中、各種システム機器等を適切に活用した事故の未然防止対策や、組織的な安全管理体制の構築、安全運転に係る定期的な研修の実施等の取組がこれまで以上に重要となる。

以上のことから、バス運転業務における安全確保の取組について重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

(注)都営バス（乗合及び貸切バス）に何らかの責任がある事故。過失割合が一部のものも含む。

(表) 都営バスの有責事故発生件数の推移

(単位：件)

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有責事故	358	256	317	315	368	401	413
うち人身事故	185	156	178	169	203	212	230

＜事業執行の推移（2025安全報告書（自動車事業）（令和7年7月9日 東京都交通局）より）＞（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
安全運行対策費用	581	591	101.7	616	611	99.2	720	720	100.0	777
運行管理・指導に係る費用	122	118	96.7	115	114	99.1	116	112	96.6	116
運行管理機器の整備及び保守	216	239	110.6	191	200	104.7	195	218	111.8	195

【着眼点】

- ① 各種システム機器等の適切な活用や組織的な管理体制の構築により安全の確保が図られているか（有効性）（経済性）（効率性）
- ② 事件事例等を分析し、定期的な研修など安全教育を適切に行っているか（有効性）（経済性）（効率性）
- ③ 局は、関連契約の事務手続を適正に行っているか（合规性）

【結果の概要】

(1) バス運転業務における安全確保の体制

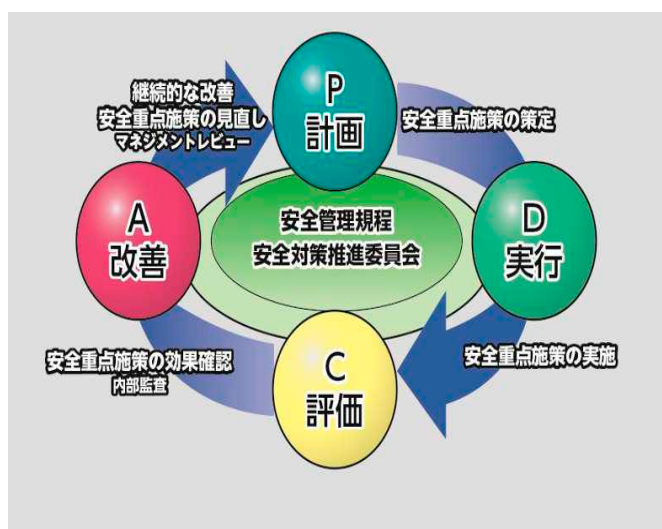
ア 運輸安全マネジメント制度

平成17年4月25日に発生したJR西日本の福知山線における列車脱線事故をはじめとしてヒューマンエラーが原因と考えられる事故等が多発した状況を踏まえ、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）が制定され、運輸安全マネジメント制度が平成18年10月に導入された。

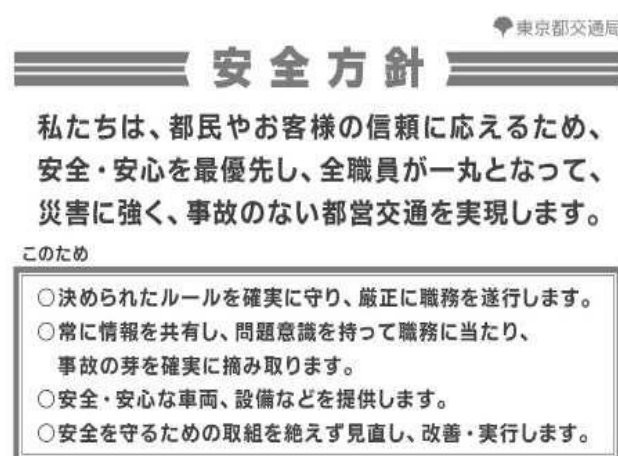
局は、この制度に基づき、図1のとおり輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた安全管理規程を定め、安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を図2のとおり制定している。安全方針は、安全が最優先であるという意識を徹底させるため、職場に掲示するなどして職員への周知を図っている。

また、輸送の安全の確保に関する業務を統括する安全統括管理者（自動車事業）を選任し、局長から事業所まで一体となった安全管理体制を構築し、都営バスの輸送の安全について、計画の策定（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を確実に実施することにより、その向上に努めている。

（図1）運輸安全マネジメント制度の概要



（図2）局が定めた安全方針



出典：事業概要（令和7年9月 東京都交通局）

(ア) 安全対策推進委員会等による安全への取組推進

局長を委員長とした、安全に係る基本方針、安全重点施策などの決定機関である安全対策推進委員会を年4回定期的に開催している。緊急案件が発生した際には、安全に係る情報の共有を図るとともに、対応策などを迅速に決定するため、臨時に開催するとしている。

自動車部においては、月に1回、自動車部安全対策会議、統括運行管理者（注）会議等を開催して、安全統括管理者からの指示、事故や車両故障に関する情報、輸送の安全を確保するための取組事例や成果等について、情報の伝達及び共有並びに円滑な報告連絡・意見交換などを行っている。

（注）営業所等の運行管理に関する事項を処理する運行管理者を統括する者

イ) 安全重点施策

局は、安全方針に基づいて、毎年度「安全重点施策」を定めており、これに沿って「具体的施策」と「到達目標」を策定している。

令和7年度は、前年度の実施状況や到達目標の達成状況等を踏まえ、安全重点施策として、「関係法令・規定の遵守及び基本動作・基本作業の徹底」や「情報共有やお客様への情報発信の更なる充実」などを定め、その到達目標を有責事故299件以下などとしている。その上で、具体的施策として、「添乗支援(注)の着実な実施による事故防止」や、「ドライブレコーダー映像等の活用による安全研修の充実」などを設定し、各種取組を行っている。

(注) 実際に運行するバスに運行管理者等が同乗し、運行中の法令遵守状況等について確認し、運転者へアドバイス等を行うもの

イ 運転者の健康管理

公共交通機関において安全の確保は事業の根幹であり、運転者の健康管理は、乗客の生命を預かる安全輸送を支える重要な柱であることから、局は、運転者の健康状況を把握するため、毎年2回、健康診断を実施している。

また、運転業務に従事する職員を対象として、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂国土交通省自動車局、自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会)により推奨されているSAS(睡眠時無呼吸症候群)(注1)検診を5年に1度、脳血管疾患の早期発見及び発症予防のため、脳MRI(注2)健診を3年に1度、実施している。さらに、25歳時及び30歳以降、心電図検査及びオージオメーター(注3)による聴力検査を毎年1回実施している。

局は、これらの健康診断結果等の項目及び基準数値等を要領等において定め、基準値を超えた職員への医療機関受診の勧奨、所属長への意見の勧告等を行い、産業医の報告を受けて、業務に従事することを禁止、制限するなどの措置を行っている。

(注1) 上気道の閉塞により睡眠中に無呼吸を繰り返す病気で、昼間の眠気などの症状がある。

(注2) 脳血管疾患に起因する運転中の事故を防止するため、脳の断面画像や血管を撮影し、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無等を調べる。

(注3) 人の聴力を測定するための機器であり、難聴の早期発見等に役立つ。

ウ 始業点呼における乗務判断

都営バスの各自動車営業所及び支所(以下「営業所等」という。)においては、運輸規則に基づき、始業点呼において、疾病、酒気帯び、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無や免許証等について点呼執行者が確認を行っている。

部は、「自動車部点呼実施要領」(平成13年5月25日付13交自第310号)により、表1のとおり、運転者が点呼を受ける際に必要な事項を定めている。また、局独自の取組として、乗務の後、引き続き2時間以上休憩・待機等をし、再度乗務を開始する場合には再点呼を実施することや、乗車前日の飲酒を禁止することにより、安全運行に努めている。

終業時には、運転者から健康状態、車両状態、運行状態、事故・苦情等の報告を受け、必要な指示を行って

いる。

酒気帯びの検査は、出勤確認システムと連動したアルコール検知器（図3）により行われ、始業・終業時間等が近づいても、アルコール検知器による検査を実施していない運転者がいる場合に警告音が鳴り、点呼執行者に知らせ、点呼漏れを防ぐ体制をとっている。

また、免許証について、部は、営業所等に対して、バスや応急車(注)を運転する者を全て対象とし、職員の運転免許の有効期限と交付日（更新日）等を確認し、免許証を更新した際は、必ず有効期限及び交付日を記載した管理リストの更新を行うことを求めているが、応急車について、管理リストの更新が行われていない事例が一部認められた。

バスや応急車を運転する際には、点呼時等運転前に、免許証の表面と裏面について、点呼執行者等が確認を行っている。

(注) 自動車営業所職員がバス事故発生時の現場対応や各停留所の日常的な整備を行う際に運転する、普通免許で乗ることが可能な局有車

(図3) 出勤確認システムと連動したアルコール検知器



出典：都営交通のあらまし 2025

(表1) 始業点呼において報告・確認する内容

実施方法	報告・確認内容	
対面 (やむを得ない場合は電話その他の方法)	ア 運転者の服装等の良否を目視確認する。 イ 飲酒状況（酒気帯びの有無）を確認する。 ウ 乗務検査結果レシート（アルコール検知器）の内容を確認する。 エ 態度、顔色、呼気臭、目の充血、応答の声の調子等で運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態の良否を確認する。 オ 日常点検の実施結果及び整備管理者の運行の可否の決定を確認する。	カ 非常用具等備付品の点検実施結果を確認する。 キ 運転免許証を提示させ確認する。 ク 乗務に必要な携行品の所持を確認する。 ケ 重点項目の確認をする。 コ 乗務上の指示、注意事項を伝達する。 サ 掲示物閲覧を確認する。 シ 運行表又は運行指令書を手渡し、出庫報告を確認する。 ス 始業点呼印を押印させる。 セ 点呼執行者が押印確認する。

エ ドライバー異常時対応システムの導入

運転者の健康起因による都営バスの運行停止は令和7年度に6件生じているが、いずれも点呼時には異常が見受けられなかったものである。健康起因事故の原因疾病については、平時の健康増進や生活習慣の改善、早期発見・治療などにより予防が可能なものも多くある一方で、予防や予見の困難な疾病も存在している。

このため、部は、万が一運転者に体調急変、意識消失等の事態が生じた場合であっても、乗客や他の交通の安全を確保するため、令和元年度から、運転席や客席にある非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に緩やかに減速後、停止させる「ドライバー異常時対応システム」(図4)の導入を車両の更新に合わせて進めている。令和7年度末現在、1,445両の路線バスのうち、836両に設置済みである。

このシステムの非常ブレーキボタンを、運転者、乗客が押し、バスを緊急停車させたことで、事故を防止できた事例もあり、安全運行に寄与している。

(図4) ドライバー異常時対応システム機能概要



(注)重力加速度の単位

出典：交通局研修資料

オ 車内点検補助システムの導入

車内点検漏れによる乗客の置き去りは、人命に関わりかねないものであり、車内点検漏れを防止するため、部は、令和7年7月から、終点到着後、車内最後部に設置したボタンを押すまで点検を促す音声の流れ続ける車内点検補助システムを導入しており、令和8年6月までに全車両への設置を完了した。

令和7年度、乗客の置き去りは3件発生しているが、監査日(令和8年4月24日)現在、このシステムを導入した車両において、乗客の置き去りは発生していない。部は、システムはあくまで補助手段であるとの認識のもと、車内点検の確実な実施について、営業所等へ引き続き徹底するよう指導を行っている。

(2) 安全の確保に向けた運転者等への研修及び指導・教育

ア 研修所による集合研修等

局は、交通事業の独自性を踏まえた人材育成・活用の方向性を示す総合的な人材マネジメントの基本方針として策定した「東京都交通局人材育成ビジョン」（令和4年3月東京都交通局）に基づき研修を行っており、安全・安心の確保に向けた研修を主要研修の一つとしている。

また、局は、令和7年度研修基本計画において、「職員の年齢構成の変化や、今後も労働力人口の減少が続く、将来、局に必要な人材の確保が困難となっていくことを見据え、事業を支える人材の育成と技術継承とを計画的に進めていく必要がある」としている。

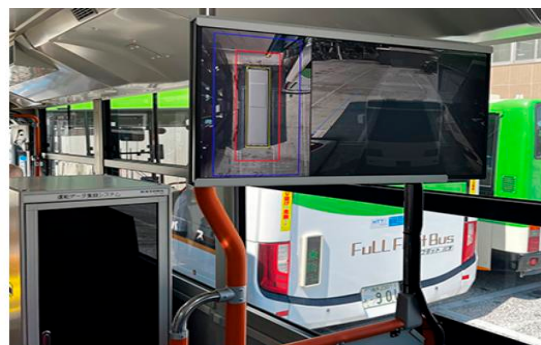
バス事業においては、バスの運転経験が浅い採用者等の増加を踏まえ、基礎的な運転技術の一層の向上を図るため、初任者研修においては、教官用補助ブレーキ、車内外の補助ミラー等を追加装備した「教習専用車」を平成29年8月に導入（令和7年度末現在計4台）し、活用するとともに、研修生の習熟度に応じた教習時間の設定を行うなど、街路実習等を安全かつ効果的に実施している。初任研修後も、5年に1度、実践的な研修を実施し、資質の向上を図っている。

また、研修所では、走行データや運転者の運転姿勢、運転中の視点を記録するシステム及び各種安全確認装置を搭載した運転訓練車（以下「訓練車」という。図5）を平成21年3月に導入し、訓練車を活用した研修を行っている。

（図5）訓練車の車内の様子



車両中央部に付けられたモニター。この画面では、訓練中に収集した様々なデータを見ることができる。



車両後方に付けられたモニター

出典:交通局ホームページ

イ 営業所等による運転者指導・教育計画

自動車部は、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。)に基づき、「令和7年度乗務員指導・教育計画」（以下「指導・教育計画」という。）を作成している。

営業所等は、この指導・教育計画に基づき、全運転者に対し日常的に指導・教育を実施しているほか、事故が発生した場合など必要に応じて、適宜、個別指導等を実施し、また、新たに採用した者などへの特別指導を行っている。

(7) 全運転者に対して行う指導・教育

営業所等は、部が定めた表2の「令和7年度バス運転者に対して日常的に行う指導・教育年間計画」に基づき安全研修を行っている。部は、安全研修について、全運転者が年4回受講することを到達目標として定めており、営業所等は安全研修を年4回実施し、未受講者については、別途期日を設定し、全運転者に対し、受講漏れがないようフォローアップを行っている。

営業所等は、安全研修を実施する際に、営業所等管内の道路状況や、抱えている課題に応じ、実車により、急停車・遠心力を実際に体感したり、電動キックボードに乗車してその不安定さを体感したり、自転車との側方距離を確認したりするなど体験を重視した研修も行っている。

また、発生したヒヤリ・ハット事例等について、ドライブレコーダーの記録を活用し、急制動等の操作や、車間距離の確保が適切であったかなどを確認・検証する取組を行うなどの指導・教育を行っている。

研修後はアンケートを行い、研修効果を検証するとともに実施した研修の内容を各乗務員台帳に記録している。

その他、全運転者について、適性診断(注)を3年ごとに受診させるとともに、その結果に基づいた指導を行っている。

(注) ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握するもの。国土交通省令により、特定の運転者(初任運転者、高齢運転者及び事故惹起^{じやうき}運転者)は国土交通大臣の認定した適性診断を受けることが義務付けられている。

(表2) 令和7年度バス運転者に対して日常的に行う指導・教育年間計画における研修概要

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
① 運転者必携等を用いた研修 ② 乗車中のお客様の安全を確保するために注意すべき事項 ③ 車いす・ベビーカーの取扱い(DVD、疑似体験装具等を活用)	① お客様の乗降時における安全を確保するために留意すべき事項 ② 運行経路における危険箇所等の共有 ③ 悪天候や緊急時の対応方法	① バスの運行に係る法令等の理解促進 ② 交通事故を引き起こす要因及び対処方法 ③ 健康を管理する上で注意すべき事項(過労運転防止を含む)	① 実車研修等による車両特性の確認 ② 運転支援装置等に関する性能の理解

(4) 事故発生時等適宜行う指導・教育

営業所等は、他者において発生した事故情報等を掲示したり、営業所等で事故等が発生した場合に、分析・検証し、再発防止策を全運転者へ周知・徹底したりする取組を行っている。

また、指導・教育計画では、運転者の添乗支援を計画的に実施するとしている。特に事故及び苦情を惹起した運転者については、速やかに添乗調査を実施し、個人指導を行うこととしている。一部の営業所等においては、乗務員の勤務シフト等により、速やかな添乗支援が困難となっている場合もあったが、部と連携し、部職員による添乗支援対応を柔軟に行うことで、速やかに実施する必要がある。

さらに、1級事故(注)を起こした者、60歳以上で未受講の者等は運転訓練車を活用した個人指導を必須で行

うこととしている。

しかしながら、訓練車を活用した研修・個人指導について、一部、確実な受講管理が行われていない状況などが見受けられたため、別項指摘・意見要望事項のとおり改善及び検討を求めた。

(注) 部が判例等を基に定義したもので、交通局側の過失割合が70%以上の人身・物損事故

(イ) 新たに採用した者や事故を惹起した者等に対する特別指導

部は、指導監督指針に基づき、「交通局事業用自動車運転者特別指導実施要領」（平成14年1月11日付13交自第1420号。以下「実施要領」という。）を策定し、事故を惹起した者、新たに採用した者、満65歳以上の者等を対象にした特別指導を実施し、実施した内容を各乗務員台帳に記録している。

例えば、新たに採用した運転者への特別指導は表3の内容により、研修所と営業所で連携して実施されており、研修所による座学や街路実習等必要な課程を修了した後は、現場実習として各営業所に配属され、指導員による指導の下、個々人の技術レベル・習熟度に合わせ、1か月半から2か月間かけて運転技術と路線の特性を習得させ、事故の防止を図っている。

しかしながら、特別指導について、一部、乗務員台帳への記載が行われていないなどの状況が見受けられたため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

(表3) 新たに採用した者に対する指導内容（実施要領より抜粋）

特別指導対象者	指導内容	時間数
新たに採用した者	1 適性診断（初任診断）の受診 2 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 3 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 4 交通事故を防止するために留意すべき事項 5 危険の予測及び回避 6 安全運転の実技 7 個人指導記録の作成	2から5まで 7時間45分

(3) 事故分析及び事故の未然・再発防止に向けた取組

ア 事故の発生状況及び部による再発防止対策

令和7年度の有責事故件数は、表4のとおり、令和6年度に比べて12件増加、うち人身事故も18件増加している状況であり、効果的な事故削減施策を実施することが重要となっている。

事故の傾向として、人身事故では、高齢者の車内転倒事故が多いこと及び自転車との接触が増えていることなどがあり、物件事故では、駐停車車両等静止物への接触が増えている状況である。

背景として、自転車や電動キックボードの増加等交通環境の変化や、経験年数が浅い運転者・高齢の運転者の増加等が考えられる。

これらの状況を踏まえ、局は、1年間の安全に係る取組を振り返り、評価、改善するマネジメントレビュー

において、基本動作・基本作業の徹底等について経営トップコメントを発出し、安全重点施策において令和8年度も取り組むこととしている。

部は、研修所や営業所等と連携し、ベテラン職員による経験の浅い職員への指導・教育をグループ討議等により実施・拡充し、あらゆる機会を捉えた法令等遵守の徹底、実車を用いた指導や事故事例を活用した研修等を通じた危険予測による防衛運転技術の習得などにより、安全意識の更なる醸成を図り、事故防止の取組が確実に実践されるよう万全を期すとしている。

(表4)都営バスの有責事故発生件数の推移

(単位：件)

項 目	年 度						
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
有責事故(注)	358	256	317	315	368	401	413
うち人身事故	185	156	178	169	203	212	230

(注) 乗合バス及び貸切バスを含む。有責事故とは、都営バス側の過失割合が一部のものも含む。

出典：2025安全報告書（自動車事業）（令和7年7月9日東京都交通局）を基に監査事務局で作成

イ 営業所等における事故分析と再発防止の取組

営業所等においては、事故件数の年間目標を設定の上、毎月、目標管理シートを作成し、部や営業所等で定めた重点対策事故とそれに対する取組、発生した事故の分析と取組評価及び次月の取組を定めている。

また、発車時の安全確認不履行を原因とする車内転倒事故が発生した場合に、乗客の着座等を確認してから発車することを徹底するように指示を行ったり、左側安全確認不履行を原因とする自転車との接触事故が起きた場合に、自転車を追い越す際の距離について注意喚起を行ったりするなど再発防止の取組を行っている。

なお、部は、事故が発生した際には、事故の詳細や推定原因、運転者への指導内容等を記した事故報告書を営業所等に作成させ、これを基に、事故の推定原因や発生した時間帯、運転者の経験年数等多角的な視点で事故を分析し、適宜営業所等と共有している。

ウ ヒヤリ・ハット情報の活用

部及び営業所等は、ヒヤリ・ハット情報を収集・分析し、事故の未然防止に取り組んでおり、部及び営業所等は、事故や運転者から収集したヒヤリ・ハット情報の中から事例を選び、なぜなぜ分析(注)の手法を用いて、その事例の背後要因を検証している。

また、事例発表会を開催して、運行管理者等の分析力の向上と情報の共有を図るとともに、その結果を営業所等での運転者指導に活用している。

令和7年度において、部は、ヒヤリ・ハット情報を令和6年度より多く収集している。

ヒヤリ・ハット情報は、同じようなリスクを回避するために、気づき・発見が見える化し、組織で共有する重要な取組であるため、事故件数が増加している状況を踏まえ、ヒヤリ・ハット情報を報告しやすい職場環境の構築などにより、より有意なヒヤリ・ハット情報の収集・活用に積極的に取り組むとともに、なぜなぜ分析

など事故の根本原因を把握する取組を一層拡充し、効果的な事故の未然・再発防止対策を検討していく必要がある。

(注)発生した事故の原因を、順序を追って、「なぜ」→「なぜ」と考えていくことによって、漏れなくつかむ分析方法

エ 車内事故防止の取組

バスの発進時や制動時などの車両の揺れ等による車内転倒事故は、有責の人身事故数の半数近くを占めている。

そのため、部では、事故防止運動強調月間を設け、「着座等、安全態勢の確認及びマイク活用の徹底による車内事故防止」を重点項目に設定するなど車内の事故防止に取り組んでいる。

また、営業所等では、安全研修において、急発進・急制動を避け、ゆとりのある運転の重要性を繰り返し周知し、掲示板等においてスローガンを掲出するなど、様々な機会を捉えて取組を行っている。

その他、事業用自動車による事故の撲滅に向けて国土交通省が令和8年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2030」を受け、公益社団法人日本バス協会が中心となっていくAIを活用した車内事故防止システムの実証実験に令和8年度から参加することを検討しており、運転者の負担を減らしながら車内事故を防止する対策に取り組んでいる。

こうした状況の中、高齢者等の身体状況を疑似体験できる装具の活用や乗客への注意喚起の多言語化について、一部検討を要する事項が認められたため、別項意見・要望事項のとおり検討を求めた。

(4) 安全・安心の確保に向けた今後の取組

バス運転者については、大型二種免許保有者の高齢化及び新規取得者の減少が進行するなどにより、採用環境が厳しさを増しており、また、令和6年4月から適用された改善基準告示(注)等により、全国的に運転者確保が課題となる中、都営バスにおいても、路線の維持が困難となってきた。

都営バスは、1日当たり、平均約63万人(令和6年度)が利用する都民生活と都市機能を支える重要な公共交通機関であり、安全運行を最優先としつつ、都民生活の基盤を確保していくため、運転者不足解消に向けた取組を着実に進めていくことが求められている。

また、今後、人手不足がさらに深刻化していくことが見込まれる中、限られた人員の中で効果的かつ効率的に運転者等に対する指導・教育等を行い、事故を防止していくことが重要となる。

(注)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(令和4年厚生労働省告示第367号)。令和4年12月に自動車運転者の健康確保等の観点により拘束時間の上限や休息期間等が改正された。

ア バス乗務員台帳のデジタル化

部は、運輸規則により整備が義務付けられている乗務員台帳を、営業所等において紙媒体により管理している。

しかし、紙媒体による管理は作成・更新作業が手作業中心で業務負担が高いことに加え、災害時における書類損失のリスクを有していることから、業務の効率化と情報の保全性向上を図るため、乗務員台帳を電磁

的記録として作成、管理及び保存するシステムを構築することとし、令和9年度上半期からの稼働を目指している。

これにより、これまで手作業中心に行われていた法定研修の受講履歴や、事故・違反履歴、健康診断受診等の管理がより効率的に行われるとともに、これから増えると考えられるバスの運転経験の浅い運転者等への指導・教育等へマンパワーを注力することによる事故防止への効果も期待できる。

イ バス運転者確保の取組

局は、バス運転者を含む運輸系職員の採用に当たっては、令和7年度から筆記試験に代えて民間企業の採用において広く活用されている適性検査（SPI3）を導入すること等により、採用選考をこれまで以上に受けやすいものとする見直しを行っている。また、採用ホームページに女性の活躍支援に関するコンテンツを設け、ライフイベントに関する制度や、女性職員座談会の様子を紹介するほか、誰もが働きやすい職場環境を目指し、営業所等において、女性職員向け施設等の整備を進めている。

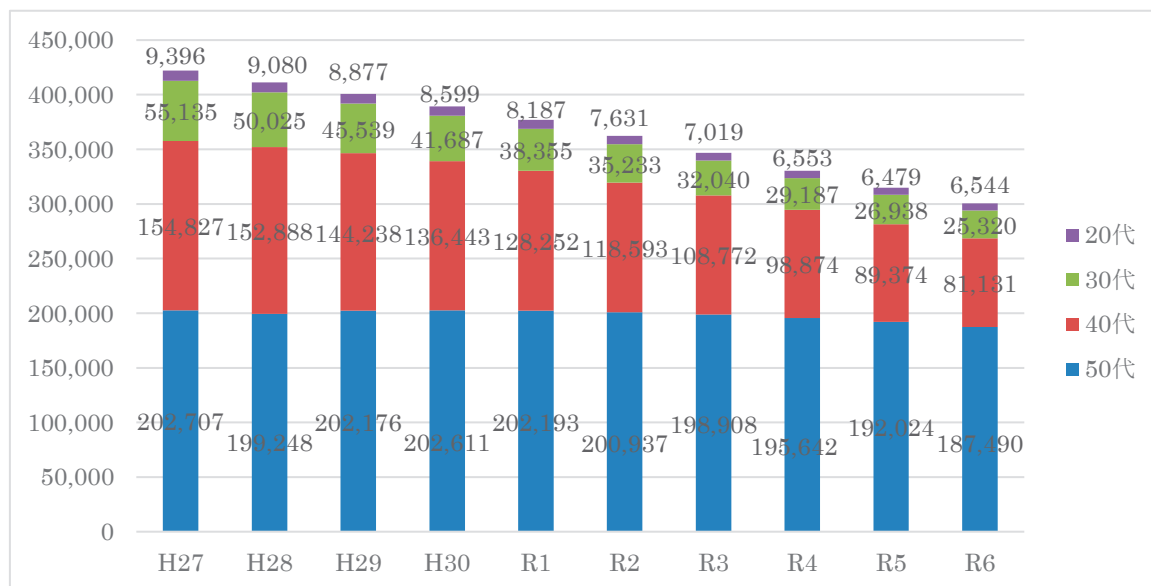
バス運転者については、図6のとおり、大型二種免許の免許保有者数は年々減少するとともに、保有者の高齢化が進んでいる。このため、局は、路線を維持しつつ、安全・安定運行を継続するために採用予定者数の確保に向けて、動画、SNS、デジタルサイネージ等を活用した採用PRの充実に取り組んでいる。さらに、令和7年度から、運転体験会を開催するとともに、採用選考を見直し、全国どこからでも受験者の都合の良い会場・日時を選択して受験できるテストセンター方式を一次選考に取り入れるなど、応募者の裾野拡大を図っている。

また、平成27年度の採用選考から、大型二種免許の未取得者に対して免許取得を支援する養成型の選考を実施している。養成型選考は、導入以降、見直しを重ねており、令和3年度選考からは、合格者を会計年度任用職員として採用した上で、局の負担で教習所に通わせて免許を取得させる制度に見直し、受験者の経済的負担を軽減する仕組みとした。令和7年度には、募集人数を倍増（年2回実施）し、令和8年度からは、募集人数をさらに拡充していく予定である。

局は、引き続き、運転者の確保・定着に向けた様々な取組について検討を進めていく必要がある。

（図6）大型二種免許の年代別運転免許保有者数の推移

（単位：人）



出典：運転免許統計（警察庁交通局運転免許課）を基に監査事務局において作成

ウ 自動運転技術の実装に向けた取組

都は、「2050東京戦略」（令和7年3月東京都）において、地域公共交通の充実・強化により誰もが安心して快適に移動・生活できる交通環境を構築することを掲げている。そうした中で、局は都営バスでの自動運転技術の実装を目指すとしており、局が定めた「東京都交通局経営計画2025」（令和7年3月交通局）においても、関係機関や民間事業者と連携して、都営バスのエリア内で実証実験を行うとしている。

自動運転は、将来の運転者不足の解消にも資する技術である一方、自動運転の導入には、交通量が多い道路における駐停車車両等の回避や、急制動時のお客様の安全確保などの課題がある。このため、局は、令和7年度に、都営バスのエリア内で実証実験を行う準備を進めていたが、同じ自動運転システムを用いた他者の実証において接触事故が発生し、システムの安全性を確認する必要性が生じたため、実証実験の実施を見送った。その後、事故の原因と再発防止策が公表されたことを受けて、令和8年6月に改めて実証実験を行った。

今後、実証実験で得られた走行データ等の分析・検証を行い、これらを踏まえて実装に向けた取組につなげていくとしている。

(5) 契約手続等の合规性確認

令和7年度における各種システム及び健康診断等の関連契約における事務手続について、適正に行われているか確認したところ、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

局では、現場の最前線で働くバス運転者をはじめ、運行管理や車両整備を支える担当者等様々な職員が、都営バスの安全・安心な運行のため、日々、地道なためめ努力を積み重ねている。また、豊富な技術や経験を有するベテラン職員が退職期を迎える中、採用選考の見直しや、養成型採用による募集人数の倍増、女性職員向け施設の整備など運転者の確保・定着に向けた取組を進めている。

さらに、各種システム機器等を活用した事故の未然防止対策に取り組むとともに運転者に対する定期的な研修や指導・教育、次世代を担う職員の育成に取り組んでいる。

今後も局は、事故件数の増加を重く受け止め、経験の浅い運転者や事故惹起者等に対するきめ細かい人材育成や適切な指導・教育により、運転者一人ひとりの能力を高めるとともに、事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待される AI 等の最新技術を積極的に導入するなどにより、運転者が安心して能力を最大限に発揮できる環境の整備に取り組んでいくことが求められる。

さらに、ヒヤリ・ハット情報の活用による事故の未然防止や事故原因の分析に基づく効果的な事故削減施策の実施に、組織が総力を挙げ、一丸となって取り組むことで、お客様に信頼され、支持される安全・安心な公共交通機関として、都市活動や都民生活を支え続けていく必要がある。

2 指摘事項等

(重点監査事項)(その他)

(1) 運転訓練車による指導について

自動車部では、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)に基づき、各種安全研修を実施している。実施に当たり、部は、「令和7年度乗務員指導・教育計画」(以下「指導・教育計画」という。)を作成し、バス運転者に対し適正な指導及び教育を実施することとしている。

ところで、研修所では、バス運転者に対する指導・教育の充実を図るため、走行データや運転者の運転姿勢、運転中の視点を記録するシステム及び各種安全確認装置を搭載した運転訓練車(以下「訓練車」という。)を所有している。訓練車は、研修所における研修に使用されるほか、研修所が策定した年間計画に基づき、指導に当たる研修所の自動車教務担当2名(以下「教務担当」という。)とともに全ての自動車営業所及び支所(以下「営業所等」という。)を1年間で巡回し、各現場に即した運転指導に活用されている。

指導・教育計画においては、①1級事故(注1)を起こした者、②60歳以上で未受講の者、③入局5年以内で未受講の者、④自動車部長、運行管理担当課長又は営業所長が必要と認める者は、訓練車を活用した個人指導(以下「訓練車指導」という。)を必須としている。

通常、運転者は、自身が所属する営業所等に訓練車が配車された際に訓練車指導を受講しているが、都合により受講できない場合は、他営業所等で受講することも可能となっている。

また、訓練車指導は、上記①から④の必修対象者以外であっても、希望すれば、訓練車が活用されていない時間に受講可能となっている。

さらに、訓練車指導の受講者を対象としたアンケートでは、「自分では気づかない運転の癖を知ることができた。」「車内のお客様に与える重力加速度(注2)を実際に数字で確認することができ、非常に参考になった。」など、訓練車指導の有効性を評価する回答が多く見受けられた。また、部においても、訓練車を活用することにより、個々の運転状況の記録が可能となり、運転操作の傾向などを客観的かつ具体的に確認することができ、運転についての注意点や改善点を運転者自らが認識できるとしている。

そこで、訓練車指導の実施状況を確認したところ、次の状況が認められた。

(注1)自動車部が判例等を基に定義したもので、交通局側の過失割合が70%以上の人身・物損事故

(注2)加速、減速又は旋回時に車両及び乗客に作用する加速度について、どの操作でどの程度の大きさの加速度がどの方向に生じているかを表したもの

[指摘事項]

ア 訓練車指導の必修対象者について確実な受講管理を行うべきもの

南千住自動車営業所青戸支所においては、必修対象者1人が、受講者リストから漏れており、受講も確認できなかった。また、表1のD欄のとおり、南千住自動車営業所、深川自動車営業所及び品川自動車営業所において、必修対象者の相当数が未受講であった。

これらの背景には、各営業所等において、受講計画を策定していたにもかかわらず、受講予定者が交通渋滞等により受講時間に間に合わなかったことや、当日欠勤者等が乗務予定だったダイヤへの交代乗務、受講者自身の体調不良等により受講できなかったことなど、やむを得ない事情もあったと考えられる。一方で、各営業所等における必修対象者の把握及び受講状況の管理が不十分であったことや、営業所等で作成している必修対象者リストが研修所と共有されておらず、研修所の教務担当において必修対象者を把握できない状況にあったことなど、受講管理の課題も認められる。

営業所等は、研修所と連携し、訓練車指導の必修対象者について、確実な受講管理を行われない。

部は、営業所等が、研修所と連携し、訓練車指導について、確実な受講管理を行えるよう、指導されたい。

(交通局)

[意見・要望事項]

イ 空き枠を活用した受講調整について

訓練車指導は、原則として1日当たり6人まで実施が可能であるが、表1のG欄のとおり、南千住自動車営業所、深川自動車営業所及び品川自動車営業所において、実施可能枠のうち半数程度が空き枠となっていることが認められた。

表1のF欄を見ると、必修対象者ではないものの、希望受講者が相当数認められることから、潜在的な受講需要が存在するものと考えられる。

また、訓練車指導の有効性も考慮し、営業所等は、未受講者や受講希望者が空き枠で受講できるよう調整することが望まれる。

部は、営業所等が未受講者や受講希望者を空き枠で受講できるよう調整することについて、必要な指導を行うことが望まれる。

(交通局)

(表 1) 訓練車指導の受講状況

(単位：人)

所名	訓練車の配車期間 (注 1)	実施 可能枠 A	必修 対象者 B			希望 受講 可能枠 E=A-C	希望 受講者 F	空き枠 G=E-F
				受講者 C	未受講 者 D=B-C			
南千住自動車営業所	令和 7. 10. 1～ 令和 7. 10. 20 (13 日間)	78	47	10	37	68	23	45
深川自動車営業所	令和 8. 1. 9～ 令和 8. 2. 3 (13 日間)	78	65	9 (注 2)	56	70 (注 3)	26	44
品川自動車営業所	令和 8. 2. 16～ 令和 8. 3. 6 (14 日間、令和 8. 2. 16 は半日)	81	34	10	24	71	33	38

(注 1) 土日祝は実施なし

(注 2) 他所で受講した者 1 人を加えて算定

(注 3) 他所で受講した 1 人の枠を勘案し 7 0 枠と算定。

[指摘事項]

(重点監査事項)(その他)

(2) 運転者に対する特別指導の管理を適正に実施すべきもの

部は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指針」という。）に基づき、「交通局事業用自動車運転者特別指導実施要領」（平成14年1月11日付13交自第1420号。以下「実施要領」という。）を作成し、①事故を引き起こした者（以下「事故惹起者^{じふつき}」という。）、②新たに採用した者、③満65歳以上の者等に対し、指導内容や時間数を定め、特別指導を実施している。

これは、よりきめ細かな指導を実施することにより、事故惹起者について再発防止を図ることや、加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢の運転者について交通事故の未然防止を図ることなどを目的としている。

また、運行管理者等は、運転者に対し特別指導を実施した場合は、指導を実施した年月日を乗務員台帳に記載して、その具体的内容を記録した書面を添付・保存し、管理しなければならないとしている。

実施要領においては、満65歳以上の運転者に対しては、適性診断及び適性診断の結果を活用した指導等（以下「個人指導」という。）を行うこととしている。

そこで、特別指導の実施状況について見たところ、監査日（令和8年4月17日）現在、品川自動車営業所の満65歳以上の運転者9名について、適性診断の実施は確認できたものの、個人指導については、実施した年月日が乗務員台帳へ記載されておらず、個人指導記録も作成されていなかったため、適正に実施されたのか確認できない状況が見受けられた。

営業所は、個人指導も実施したとしているが、乗務員台帳の記載や個人指導記録の作成を行っておらず、個人指導を含めた特別指導が実施されたのか、確認できないことは適正でない。

営業所は、特別指導の管理を適正に実施されたい。

部は、営業所が適正に特別指導の管理を実施するよう指導されたい。

なお、実地監査後、営業所は乗務員台帳の記載及び個人指導記録の作成を行い、令和8年5月に是正を完了している。

(交通局)

(支出)

(3) 点検保守において調整及び履行確認を適正に行うべきもの

資産運用部は、都営地下鉄4線（浅草線、新宿線、三田線、大江戸線）の構内及び軌道内に光ファイバーケーブル（以下「ケーブル」という。）を設置し、通信事業者等へ貸し付けている。これらのケーブルについては、安全性等に配慮しつつ、局の政策連携団体である東京交通サービス株式会社を特命し、表2の契約により、対象路線ごとに年1回の点検を行う維持管理を実施している。

仕様書によれば、点検時期について、路線別におよその時期を示した上で、受託者に対し、詳細日程は各路線の管理部署と適切に調整を行うこと、外観点検は構内及び軌道内における指定した場所及び区間の全てにつき実施することを求めている。

そこで、大江戸線の点検報告書を確認したところ、新宿駅から都庁前駅の間において、点検を実施できなかった区間が認められ、その理由は、点検日当日に車両が留置されていたとのことであった。

これは、受託者から詳細日程の調整があった際に、部が受託者及び関係部署と車両の留置変更に関する調整を適切に行わなかったことにより点検を実施できなかったものであり、適正でない。

また、提出された報告書では点検を実施したことが確認できないにもかかわらず検査完了としたことは適正でない。

部は、点検の実施に当たり、受託者及び関係部署との調整及び履行確認を適正に行われたい。

(交通局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

件 名	契約期間	契約金額
都営地下鉄光ケーブル設備点検委託	令和7.4.1～令和8.3.31	35,854,500

(支出)

(4) 事業の効果的な運営のため負担限度額等を適切に定め年間販売額の実績を把握すべきもの

資産運用部は、都営交通の魅力の向上や旅客需要の創出、沿線地域の活性化を図ることを目指し、沿線地域活性化型店舗「とえいろ」の店舗運営及びコーディネート業務について、運営事業者を公募により選定し、表3のとおり協定を締結している。協定とした理由は、局と相手方が共同事業者として、それぞれの役割を明確にして事業を運営していくためである。

協定によれば、運営事業者が沿線企業等とのコラボレーション商品（以下「コラボ商品」という。）の企画開発に向けた沿線企業等との連携調整に要するコーディネート料の一部について年間負担限度額660万円（税込）（以下「負担限度額」という。）まで負担すると定めている。

また、目標数値として、コラボ商品の年間販売額は3,600万円（税込）を目指すと定めている。

そこで、負担限度額及び年間販売目標額が合理的に算定されているか確認したところ、いずれも金額を合理的に説明する根拠資料は認められなかった。

しかしながら、本事業は営利活動でもあることから、コーディネート料の一部負担に当たっては、負担限度額を適切に算定する必要がある、算定根拠が明らかでない状況は適切ではない。

また、コラボ商品の年間販売額の目標については、達成できなかった場合でも協定の不履行とはならないが、都営交通の魅力の向上や旅客需要の創出、沿線地域活性化という事業目標を掲げてその指標としている以上、年間販売額の実績を把握する必要もあるところ、監査日（令和8年4月24日）現在、把握しておらず適切でない。

年間販売額の実績を把握の上、負担限度額や目標数値の妥当性を検証することは、本事業のように営利目的もある事業について、今後、改善の必要性を検討する際に有用であり、局経営に寄与するよう事業運営を行うことができる。

部は、営利目的もある事業をより効果的に運営するために、負担限度額を適切に算定するとともに年間販売額の実績を把握されたい。

(交通局)

(表3)協定の概要

(単位：円)

件 名	協定期間	対象店舗	局の負担限度額
都営交通沿線地域活性化型店舗の運営及びコーディネート業務に関する協定	令和 5. 4. 1～ 令和 9. 3. 31	都営新宿線市ヶ谷駅構内「とえいろ」	6,600,000 (税込)

(支出)

(5) 駅舎のトイレ洋式化に係る補修工事について

建設工務部は、三田線板橋本町駅及び同線本蓮沼駅が令和7年11月開催の第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025（以下「デフリンピック」という。）会場の最寄り駅となったことから、外国人旅客の増加が見込まれることを踏まえ、同大会に先立ち、和式トイレの洋式化を行う必要があるとして、令和7年6月5日付事務連絡により、工務事務所に対し補修工事（以下「本件工事」という。）を依頼した。

そこで、工務事務所が行った本件工事について見たところ、次のとおり問題点が認められた。

[指摘事項]

ア 経済的かつ効率的に契約できるよう計画的に契約手続を行うべきもの

所は、表4のとおり、本件工事を駅別・男女別に4件発注している。

本件工事は、両駅の男女各一基の和式トイレを洋式化する補修工事であり、通常一体の工事として発注することが経済的かつ効率的であるが、部は、当該工事は想定していない臨時的工事であり、過去、トイレ工事は入札の不調が複数案件で発生していたことから、当該工事が不調となった場合、デフリンピックに間に合わないおそれがあったため、迅速に契約可能な事業所長契約での工事を所に4か所依頼したとしている。

所は、事業所長が処理する契約事務に関する要綱（昭和59年2月17日付58交総第1044号）の規定により、事業所長の契約は予定価格が250万円未満の契約と定められていることや、依頼を受け調整が整ったトイレから順次契約を行ったことから、結果として複数件の契約で発注せざるを得ない状況であったとしている。

本件工事を所に依頼した場合、複数件の契約で発注せざるを得ないことが明らかであるにもかかわらず、部が所に本件工事を依頼したことは適切でない。

一方、部は、デフリンピックの競技会場が令和5年8月に公表され、本件の2駅のトイレの完全洋式化の方針が局内で令和5年度末にまとまったこと、また、和式トイレの洋式化は容易な工事であることを踏まえれば、より早期に着手することによりデフリンピックまでの工期を確保し、競争入札により、一体の工事として発注することが可能であった。

部は、経済的かつ効率的に契約できるよう計画的に契約手続を行われたい。

(交通局)

[意見・要望事項]

イ 契約目的に沿った仕様書の作成について

表4の工事は、デフリンピックによる外国人旅客増加への対応を目的として実施されたものである。そこで目的に沿った仕様書が作成されているかについて確認したところ、履行期限をデフリンピック開催前としていないため、開催前に完了検査が終わらずトイレを使用できない可能性があった。

これについて、部は、契約上、現地施工完了後、仕様書で定めた書類の提出完了までを履行期限内に行うこととしているため十分な工期を取る必要があることからすると、履行期限をデフリンピック開催前にする必要はないとしている。また、完了検査前であってもトイレが使用可能な状態となれば、文書協議に基づく一時使用が可能であり、トイレは問題なく使用に供されたとしている。

しかしながら、履行期限をデフリンピック開催前としない場合、トイレが使用可能な状況とならない可能性があることから、仕様書においてデフリンピック開催前までにトイレを使用可能な状況とするよう定めることが望ましい。

所は、契約目的に沿った仕様書を作成することが望まれる。

(交通局)

(表4) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
三田線板橋本町駅女子手洗所補修工事	令和7.6.30～令和7.11.28	2,431,000	A
三田線板橋本町駅男子手洗所補修工事	令和7.7.31～令和7.12.12	2,420,000	
三田線本蓮沼駅女子手洗所補修工事	令和7.7.14～令和7.12.5	2,403,500	
三田線本蓮沼駅男子手洗所補修工事	令和7.8.18～令和7.12.19	2,392,500	

[意見・要望事項]

(重点監査事項)(その他)

(1) 車内事故防止の取組について

バスの発進時や制動時などの車両の揺れによる車内転倒事故は、令和7年度には有責人身事故数230件の半数近くを占めている。局は、新任研修、現任研修などで事故の実例を用いて学習することに加え、発生の都度、営業所内に事故概要を掲示することなどで繰り返し注意喚起に努めているが、発生数は減少していない。

国土交通省は「事業用自動車総合安全プラン2030」（令和8年3月31日。以下「2030プラン」という。）の中で、車内事故防止に向け「車内事故発生時の行動類型（バスの発進時等）ごとの分析により、さらに事故要因に着目した対策を講じることで効果的な事故の削減を目指す必要がある。」としている。

そこで、部の車内事故防止の取組について見たところ、以下の状況が見受けられた。

ア 高齢者等の身体状況を疑似体験できる装具の活用について

都営バスの有責事故における高齢者の割合について見ると、車内負傷者（車内転倒以外にも含む）のうち60歳以上の割合は全体の半数近くとなっている。

また、特に高齢者は、転倒した場合の負傷の程度が大きくなりやすい傾向がある。

ところで、部は、手足の動きを妨げるサポーターや、視野を狭めたりぼやかししたりする眼鏡など、高齢者等の視覚、聴覚及び身体の状態を再現する装具（以下「疑似体験装具」という。）を購入し、営業所等へ配布している。

この疑似体験装具の活用状況を見たところ、活用していない営業所等や装具を紛失している営業所等が見受けられた。

この疑似体験装具は、社会福祉施設などにおいても、この装具を着用して身体的機能が低下した高齢者等の状況を疑似体験し、介護の実践などに生かす研修に活用されている。

研修所においても、新任研修で、停車中のバス車両に乗降する疑似体験研修を実施しているが、当該研修に加え、安全面に十分配慮した上で、走行中の車両における車内転倒事故の状況の疑似体験により、発進時や制動時等の車両の揺れが高齢者等に及ぼす影響を体感でき、より効果が期待できる。

局は、車内転倒事故防止の取組として、疑似体験装具を活用した取組を拡充することについて検討することが望まれる。

(交通局)

イ 車内事故防止に係る乗客への注意喚起の取組について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、都営バスの利用者数は一時的に大幅に落ち込んだが、徐々に回復し、さらに近年の外国人観光客の増加等により、コロナ禍前を上回る利用者数となっている。

2030プランによれば、乗合バスの車内事故については、車内のつり革等につかまらずに転倒するなどの乗客要因の事故が全体の24%を占めている状況である。

したがって、車内事故を削減していくためには、運転者への教育指導とともに、乗客側の意識改革を促す取組も重要となっている。

このことから、部及び営業所等では、つり革等につかまっていない乗客へのマイクを使った注意喚起を徹底するよう運転者へ指導を行うことに加え、車内デジタルサイネージで高齢者等の車内安全に関する啓発動画の配信を行っている。

しかしながら、車内に貼られている注意喚起のプレート等は日本語のみで表記されているものが多く、外国人の乗客等へ確実に内容が伝達されているとはいえない状況であった。

部は、利用者への車内事故防止に係る注意喚起が確実に伝達されるようプレートの多言語化等について検討することが望まれる。

(交通局)

1 重点監査事項

「給水管からの漏水防止対策」

【選定理由】

局は、東京都給水条例（昭和 33 年条例第 41 号）に基づき、浄水処理された水道水を、配水管により配水区域に配った後、配水管から分岐した給水管により供給している。給水件数は 818 万件に及ぶ。

地下に埋設された配水管や給水管は、経年劣化に加え、地震をはじめ、地盤の沈下、腐食性土壌、交通荷重などの影響を受けており、常に漏水の危険にさらされている。漏水は、水道料金をもとにつくられた水道水を失うだけでなく、出水不良、道路陥没、建物への浸水などの二次被害をもたらす恐れがある。

都内で発生する漏水のうち約 97%が各家庭などに水道水を供給する給水管で発生している。このため、給水管からの漏水を未然に防ぐ対策を進めることは、漏水の抑制に当たり有効となる。

局は、給水管からの漏水防止対策のため、お客さまの財産となる給水管について次の事業を行っている。

(1) 私道内給水管整備

私道では、給水管が多数引き込まれていることによる水圧の低下や、強度が劣る塩化ビニル製給水管の経年劣化に伴い漏水が生じていた。これらを防ぐため、給水管が布設されている私道について所有者から承諾を得た後、局の財産となる配水管を布設し、給水管を強度に優れたステンレス製に更新している。

(2) 長期不使用給水管整理

空き家などで長期間にわたり使用されていない給水管から漏水が発生した場合、発見が遅れることで大量の水道水を失うだけでなく、道路陥没等の二次被害の恐れがある。これを防ぐため、耐震継手化が完了した配水管から分岐し、かつ使用中止期間が 5 年以上経過している長期不使用給水管について、所有者から同意が得られた場合、局が撤去している。

東日本大震災の際、都内で発生した漏水のうち 4 分の 3 は給水管からであった。平時の漏水防止に加え、首都直下地震などに備えるため、給水管からの漏水防止について確認する必要がある。

以上のことから、給水管からの漏水防止対策を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

< 事業執行の推移 >

(単位：百万円、%)

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
私道内給水管整備	9,651	8,377	86.8	9,654	9,501	98.4	10,100	10,797	106.9	10,819
長期不使用給水管整理	1,049	700	66.7	1,146	1,061	92.6	1,200	1,087	90.6	1,281
計	10,700	9,077	84.8	10,800	10,562	97.8	11,300	11,885	105.2	12,100

【着眼点】

- ① 給水管は、経年劣化などによる漏水リスクのほか、所有者を含む関係者への十分な説明及び調整などに基づいて整備や撤去がされているか（有効性、効率性）
- ② 給水管の整備や撤去は漏水の防止につながっているか（有効性）
- ③ 契約手続は適正に行われているか（合规性）

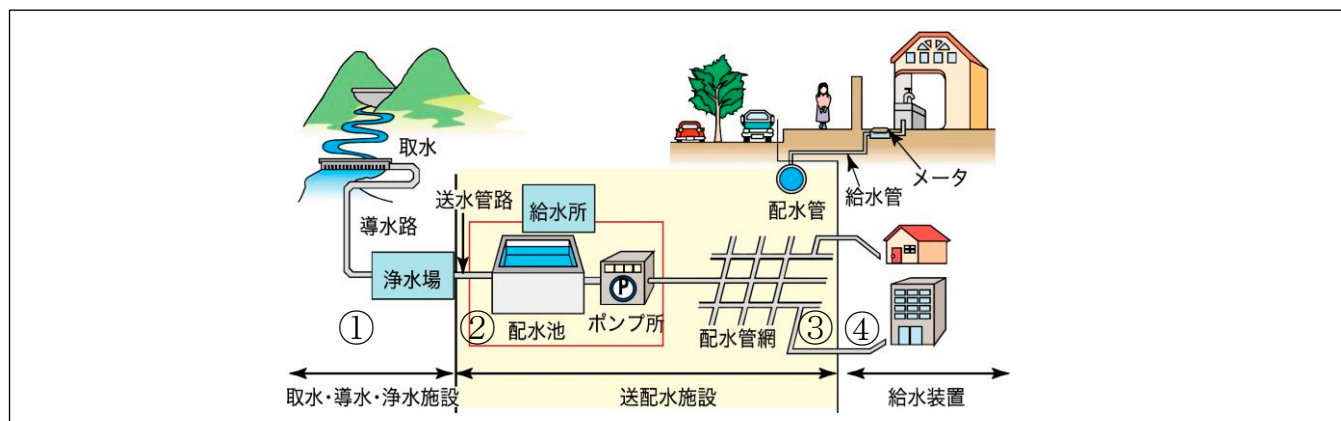
【結果の概要】

(1) 水道水の漏水防止

ア 給水の仕組み

都水道局が行う水道事業は、図1のとおり、①川から取水した原水を導水管（延長270km）を通じて水質を浄化する浄水場まで送り、②ここで作った水道水を送水管（延長662km）を通じて一時的に貯水する給水所へ送り、③これに配水圧を加えて配水区域内の公道下に張り巡らした配水管（延長2万7,585km）に送り、④この配水管につなげた給水管を通じて水道水を各家庭・事業所へ届けている。

(図1) 給水の仕組み



出典：東京の水道

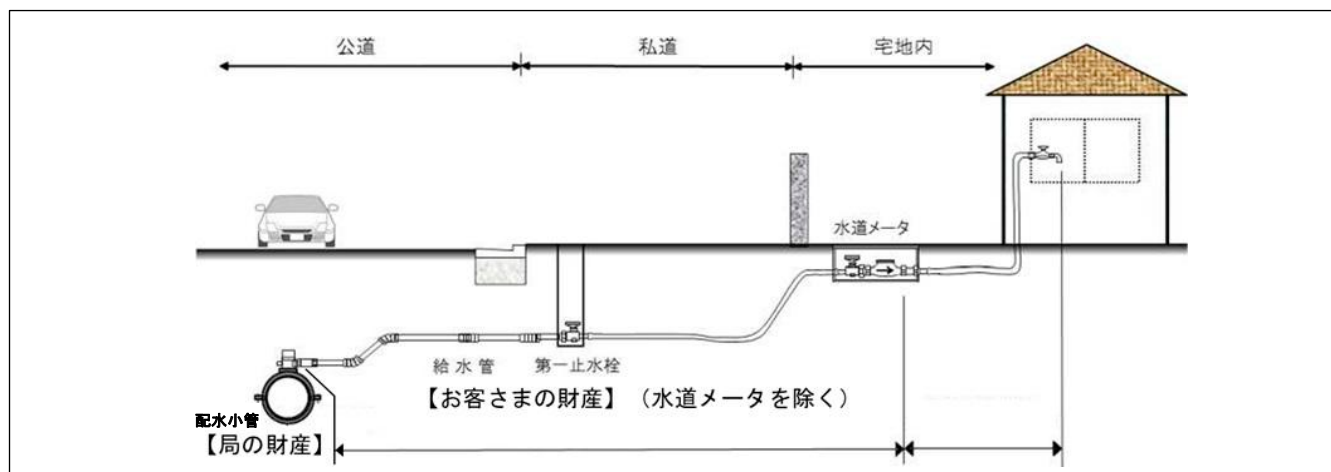
イ 給水装置

配水管は、配水管網の根幹となる配水本管（口径400mm以上）と給水管を接続することができる配水小管（口径50mmから350mm）とに分かれている。

給水装置は、図2のとおり原則として公道下にある配水小管との接続部である分岐部から、緊急時等に水を止める止水栓や使用水量を計測するための水道メータを経て、各家庭等の蛇口までを含むものである。

この給水装置は、お客さまの負担で設置され、原則として、その改造、撤去及び修理についてもお客さまの負担により行われる。

(図2) 配水小管と給水装置について



出典：東京の漏水防止（一部改変）

ウ 水道水の漏水

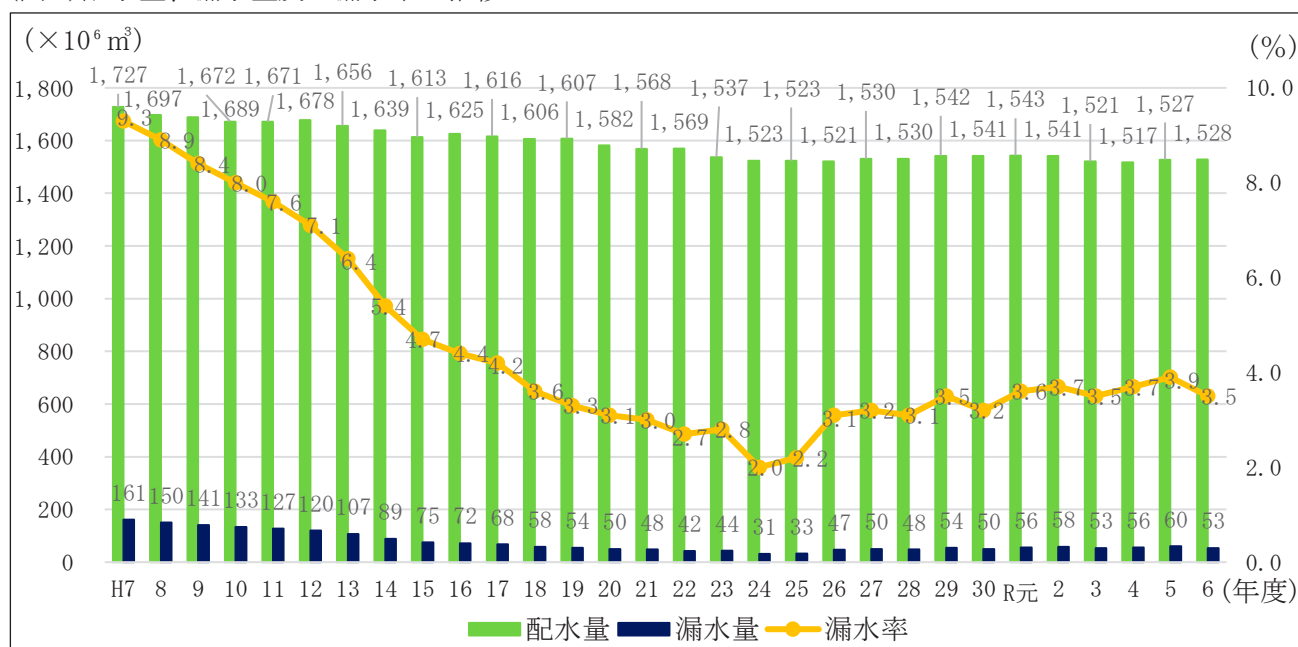
漏水とは、水道水をお客さまのもとへ供給する過程で、配水管や給水管等から水が漏れ、地上や地中に流出することである。

令和6年度の配水量に対する漏水量を示す漏水率は、図3のとおり、配水量15億2,800万 m^3 に対し漏水量5,300万 m^3 で3.5%であった。この30年間の漏水率は、平成7年度の9.3%から平成24年度に2.0%まで減少したものの、近年は3%台で推移している。

給水管のうち、宅地内等で水道メータを通過した後発生した漏水は、メータ水量の異常値の把握により発見されることが多く、原則としてお客さま負担となるが、事情によっては減額できる場合がある。

一方、水道メータの手前で発生した漏水は、メータ水量に反映されないため、発見が困難な上、結果として局負担となる。また、公道下の配水管からの漏水については路上に噴出したり、道路の陥没につながるなど漏水事故が起きることもあり、漏水防止は、貴重な水資源の有効活用や局の収益確保、都民の安全確保などの観点から重要な課題となっている。

(図3) 配水量、漏水量及び漏水率の推移



出典：東京の漏水防止

エ 基本的な漏水防止対策

水道局では、漏水への早期対応を目的として、地下漏水の早期発見を行う計画作業、使用者からの通報等により緊急修理を行う機動作業を実施している。

また、地下に埋設された配水管や給水管は、経年劣化のほか、地震、腐食性土壌、交通荷重等の影響を受けており、常に漏水の危険にさらされていることから、基本的な漏水防止対策として、強度や耐食性等に優れたダクトイル鋳鉄管やステンレス鋼管への更新を進めている。

オ 給水管の漏水防止

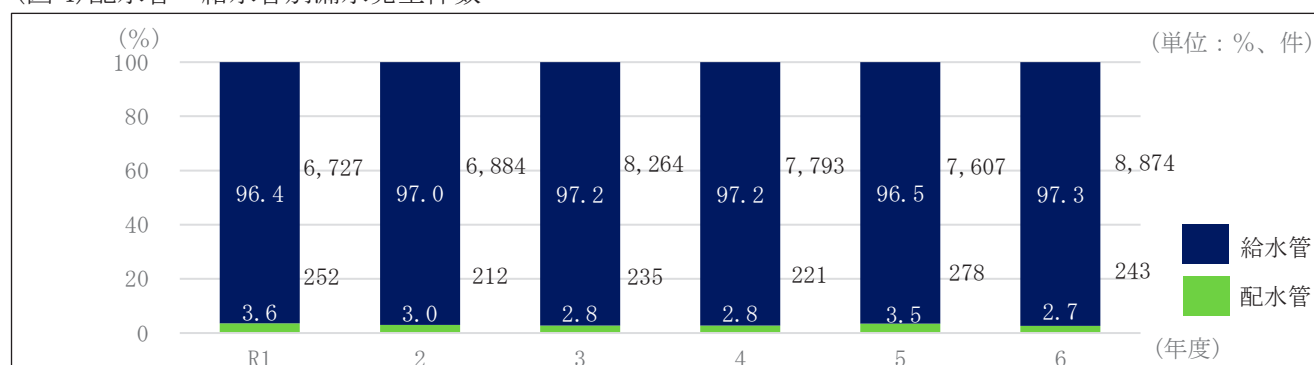
漏水の発生件数は、図4のとおり、その約97%が給水管で発生しており、その多くは、強度に劣る塩化ビニル製給水管の経年劣化によるものであることから、局は、給水管の更新を進めてきた。

公道下の給水管については、強度が低く、腐食しやすい鉛製給水管を強度と耐震性に優れたステンレス鋼管に更新しており、おおむね完了している。

一方、私道内の給水管の更新は、平成6年度から、給水管が3本以上引き込まれている私道において、新たに配水小管を布設し、その配水小管から各家庭等に接続する給水管をステンレス鋼管へ取り替える私道内給水管整備事業を始めた。その後、東日本大震災において、都内で発生した漏水の4分の3が、私道内の塩化ビニル製給水管によるものであったこともあり、平成24年度から、給水管のステンレス化を全ての私道に拡大し、進めてきた。

また、令和3年度から令和7年度にかけて、漏水リスク回避のため、耐震継手化が完了した配水小管から分岐し、公道下で5年以上使われていない給水管を撤去する長期不使用給水管整理事業を推進している。

(図4) 配水管・給水管別漏水発生件数



(2) 給水管の漏水防止対策

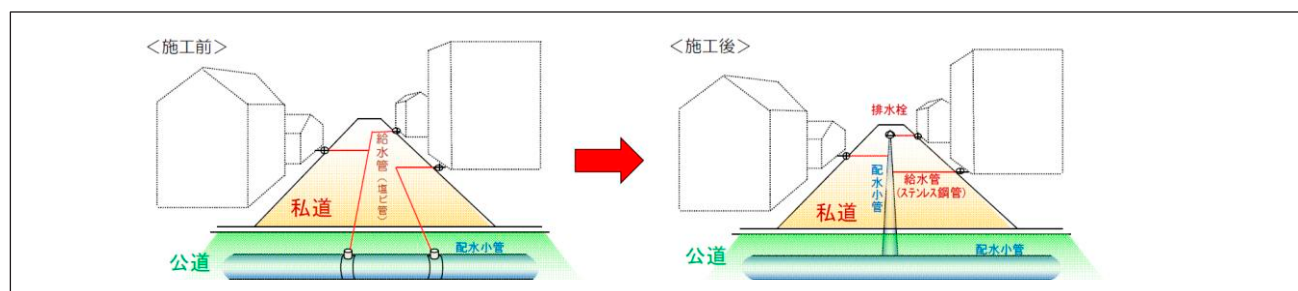
ア 私道内給水管整備

(ア) 事業の概要

私道では、強度に劣る塩化ビニル製給水管の経年劣化による漏水が多発しており、隣接する建物で給水管が共有されることによる水圧の低下もある。このため、図5のとおり、水道メータが3個以上の場合は、私道の全所有者から当該私道の地下部分を使用する承諾を得て、局の財産である配水小管を布設する。その上で、その配水小管に局の負担で、ステンレス鋼管へ取り替えた給水管を接続している。

なお、水道メータが2個以下の場合は、塩化ビニル製の給水管をステンレス鋼管に取り替える承諾を得て局負担で施工している。

(図5) 私道内給水管整備



出典：東京の漏水防止

(イ) 計画及び実績

東京水道経営プラン2021（以下「経営プラン」という。）では、平成24年度時点における給水管が布設されている私道の総延長約2,600kmに対して令和2年度末で1,243km整備済みのところ、残る約1,357kmについて、表1のとおり、令和3年度からの5年間で毎年47kmずつ整備することとしている。

しかしながら、後述のとおり、主に対象となる私道の全所有者から承諾を得ることが困難な案件が増えてきていることから、実績は年間30km程度にとどまっており、計画を下回る状況となっている。

(表1) 計画・実績延長と総延長約2,600kmに対する実績進捗率

(km、%)

年度		R3	R4	R5	R6	R7
計画	単年度延長	47	47	47	47	47
	単年度延長	32	30	32	33	—
	累計延長	1,275	1,305	1,337	1,370	—
	進捗率	50	51	52	53	—

(ウ) 取組状況

当該年度事業の対象となる私道は、局が、漏水の発生状況、給水管の経過年数や長さなどを総合的に勘案して優先順位を設定している。

給水管整備等については、局は、土地所有者等の承諾を得ることを含め民間の事業者と区部及び多摩地域でそれぞれ工事請負単価契約を締結し、受注者である事業者により調査、調整、設計、施工を行わせている。

この施工に当たっては、事前に私道所有者の承諾を得ることが前提となるが、所有者の特定、連絡先確保の困難さや受注者からアプローチすることに対するお客さまの不安感などにより所有者との調整が困難となる事例が増えている。

このため、こうした困難案件については、局や多摩地域で局を代行する東京水道株式会社の職員による訪問や局のお客さま情報との照合などを含め、承諾を得るための努力を重ねている。

なお、区部において、単価契約の一部支出手続等で問題点が認められたため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

イ 長期不使用給水管整理

(ア) 事業の概要

空き家などにおいて、管理が不十分のまま残されている公道下の長期不使用給水管は、漏水発見が遅れることで貴重な水道水を大量に失うだけでなく、道路陥没などの二次被害の原因ともなる。

このため、局は、耐震継手化が完了した配水小管から分岐し、使用の再開が見込まれないとされる5年以上休止中の給水管について、所有者に意向を確認してその同意が得られた場合には、公道との公私境界部までの給水管を局が撤去する取組を行っている。

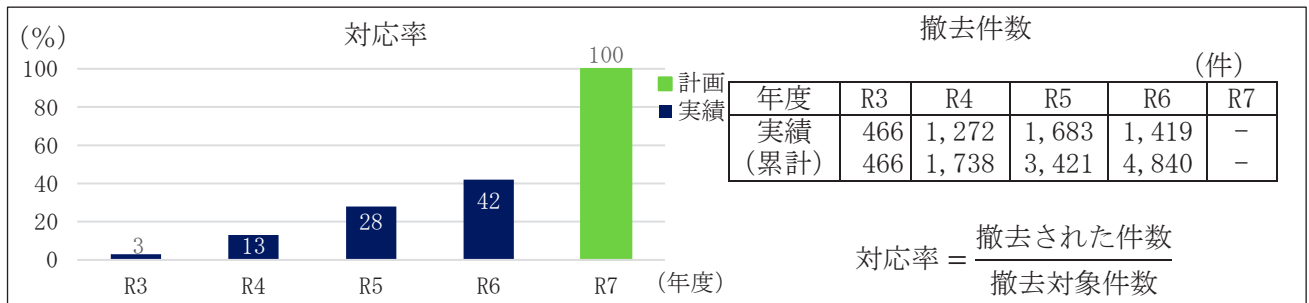
(イ) 計画及び実績

長期不使用給水管整理は、経営プランに基づき、令和3年度から令和7年度までの事業として、撤去対象となる1万4,400か所のうち対応が可能なものに対し、撤去したものの割合（以下「対応率」とい

う。)を、令和7年度末までに100%とする計画としている。

これについては、図6のとおり、令和6年度末で42%の対応率となっており、局は令和7年度末の計画達成に向け、施工の可否を判断するための現地調査を前倒して実施するとともに、様々な方法による所有者の意向確認に取り組んでいる。

(図6) 計画及び実績



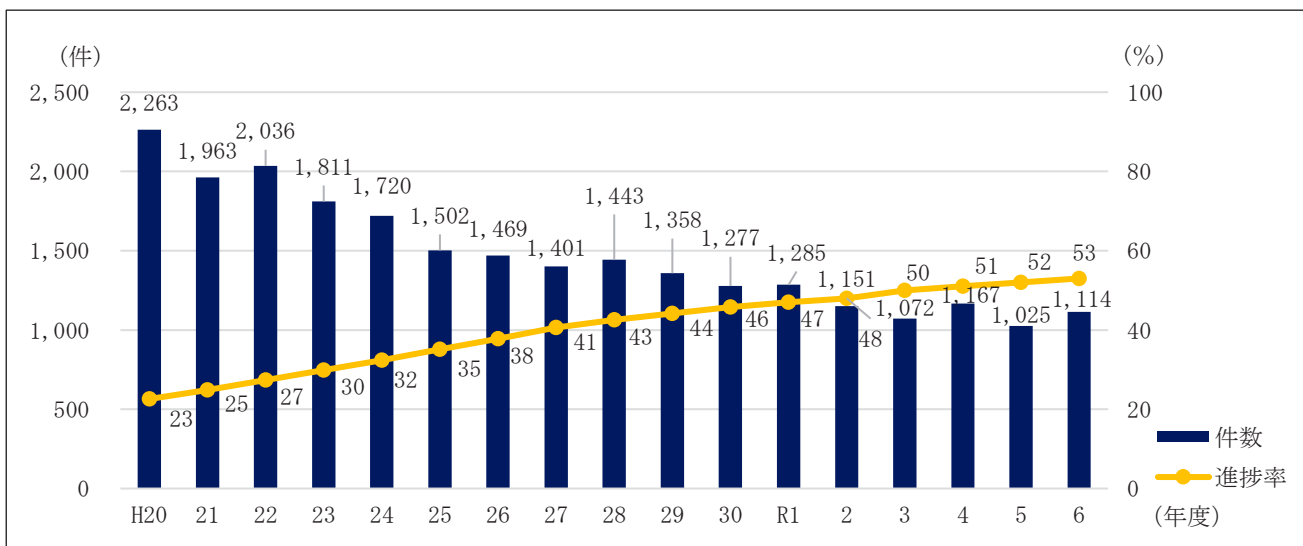
(3) 給水管における漏水防止の効果

ア 私道内給水管漏水修理件数の推移

これらの給水管の漏水防止対策の進捗により、図7のとおり、私道内における給水管の漏水は東日本大震災発生前の平成20年度の2,200件に対して近年は年間1,000件から1,100件程度と減少している。

一方、私道内給水管整備事業の進捗率については、前述のとおり、困難事例の増加もあり、50%台前半で鈍化する傾向にある。

(図7) 私道内給水管漏水修理件数と私道内給水管整備の進捗率



イ 今後の事業展開

(7) 耐震性向上に向けた私道内給水管整備

これまでの私道内給水管整備では、水道メータが3個以上ある私道においては、局の財産である配水小管を布設することとしており、布設には私道所有者全員の承諾が必要であるが、この承諾が得られず、事業の進捗が滞るケースが散見される。

そこで、局は、令和８年度からは、水道メータが３個以上ある私道においても私道所有者全員の承諾が得られず配水小管が布設できないケースについては、２個以下の場合と同様に、お客さまの同意が得られた個別の給水管について、既存の塩化ビニル製給水管を耐震性に優れたステンレス鋼管に更新していくこととしている。

(イ) 次の段階に移る長期不使用給水管整理

現在実施している、配水小管の耐震継手化が完了した公道下の長期不使用給水管整理事業は、令和７年度末でおおむね見通しが立っていることから、局は、令和８年度からは、新たな耐震継手化に併せて、同様の給水管について、引き続き所有者の意向を確認した上で、積極的に撤去を進めていく。

(ウ) 人工衛星データや AI 等を活用した漏水調査

局は、今後、都内の生産年齢人口が減少し、漏水調査の担い手不足が見込まれる中であっても、現在の低い漏水率を維持していくためには、デジタル技術を活用した漏水調査業務の効率化が不可欠であるとしている。

このため、局は令和６年度から人工衛星データや AI 等を活用し、漏水調査を効率化させる技術について検証を実施している。

【監査委員からの所見】

局は、給水管からの漏水防止のため、私道内に多数引き込まれ、埋設されている塩化ビニル管を整理統合して配水小管を布設しながら、給水管のステンレス化を進めるほか、長期不使用給水管の撤去を進めてきた。

その実施には、私道所有者やお客さまの理解が不可欠であることから、局は、民間事業者や東京水道株式会社と連携し、事業への協力を得るために粘り強い交渉を行うなど、事業の推進に取り組んできた。

今後も、局は、予防保全の観点から、私道の全所有者から承諾を得ることが困難な案件については個別に承諾を得て給水管をステンレス化する取組も組み合わせて、漏水防止対策を引き続き実施するとともに、切迫性が指摘されている首都直下地震に備え、強靱な管路網の構築に向け、新たな発想や技術を駆使して給水管の漏水防止対策の一層の強化に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項)(支出)

(1) 私道内給水管整備工事に係る完了確認及び支出を適正に行うべきもの

給水部は、区部における給水管整備工事、給水管撤去工事等について、98事業者と、表1の単価契約を締結し、七つある各支所は、所管区域の工事について区域ごとに担当する受注者に指示を行い、施工させている。

私道内給水管整備工事は、私道に布設されている給水管の耐震化、水圧の確保及び漏水の未然防止のための工事であり、支所が施工区域を定め、受注者に指示し、受注者が土地の調査を行い、その所有者の承諾を得て、これらの工事を実施している。

ところで、東部第一支所における表2の同工事について見たところ、令和6年度の契約で受注者に実施を指示し、土地の調査及びその所有者の実施承諾書の取得までは行われたものの、年度内での工事の実施には至らなかったことから、令和7年度の契約で引き続き同じ受注者に指示し、工事を完了させた。

その際、支所は、令和6年度の契約の中で受注者が実施した業務については、当該年度分の完了確認を行い、支出すべきところ、令和7年度の実施分と併せて完了確認を行い、支出していたことは適正でない。

支所は、私道内給水管整備工事に係る完了確認及び支出を適正に行われたい。

(水道局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間
給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	令和7.4.1～令和8.3.31

(表2) 私道内給水管整備工事

(単位:円)

地域	工期	金額
江戸川区春江町	令和7.4.1～令和7.4.28	672,442

(支出)

(2) 車両運行管理業務委託に係る業務管理日誌の適正な作成を受託者に指導すべきもの

南部支所は、管内配水管及び付属設備の点検や漏水等事故対応などの業務を担っている。当該業務の際、支所は現場まで局有車により資機材を携行することがあるが、現場周辺で駐車場所確保が困難な場合や免許保有職員の確保が困難な場合などに備え、表3のとおり局有車の運転代行の業務委託を単価契約により締結している。

この契約では、委託金額は業務時間に応じて算定し、業務時間は、車両の運行前の点検開始から、運行後の点検終了時間までとしており、一日当たりの業務時間としては、7時間、6時間及び4時間の3種類を設定している。そして、指示した設定時間を下回った場合でも設定時間の金額は支払うこととしており、一方で、設定時間を超過した場合には加算額及び割増額を算定することとしている。

この車両運行管理業務の完了確認については、支所は受託者に業務管理日誌を提出させ、局有車運行予定連絡票とこれを検査・確認し、実績額を支払っている。

ところで、業務管理日誌に記載されている業務時間を確認したところ、本来、車両の運行前の点検開始から運行後の点検終了までを業務管理日誌に記載すべきところ、受託者が、支所を出発してから帰庁した時間を記載しており、業務時間の前後に合計40分程度ある打合せ及び運行前後の車両点検などの時間を含んでいないことは適正でない。

支所は、本件単価契約に係る業務管理日誌の適正な作成を受託者に指導されたい。

(水道局)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
令和7年度南部支所（桜丘庁舎）車両運行管理業務委託単価契約	令和7.4.1～令和8.3.31	9,020,000

[意見・要望事項]

(財産)

(3) 劇物の使用量及び残量の正確な把握について

局は、水質検査等に使用するシアン化カリウムなどの毒物や硫酸などの劇物を含む薬品について、浄水部作成「水質検査関連薬品等取扱いの手引」（以下「手引」という。）を定めており、水質検査を行う各事業所では、手引に基づきこれらの薬品の管理を行うこととなっている。

この毒物及び劇物については、厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成30年7月24日）が発出されており、同通知において、毒物及び劇物の盗難・紛失を防止するための留意事項のうち、「3 在庫管理について」では、「毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。」が求められている。

これについて、局の運用を確認したところ、手引では、毒物については0.1g単位で使用量及び残量を記載させる一方、劇物については容器の「本数」単位で記載させており、水質センター及び多摩水質試験室では、手引に基づき、1本の使用本数及び残本数を記載していることが認められた。

しかしながら、この記載方法では、開封済みの容器に残留した劇物が管理簿上除かれることとなり、正確な使用量及び残量の把握の観点から適切でない。

局は、劇物の正確な在庫管理が可能となるよう、劇物の使用量及び残量の把握方法を改善することが望まれる。

(水道局)

下 水 道 局

1 重点監査事項

「流域下水道における雨水対策」

【選定理由】

多摩地域の流域下水道（注）は、流域の状況に応じて8処理区（野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩、浅川、秋川、荒川右岸）に分けられ、都が、延長232.24kmに及ぶ流域下水道幹線と7か所（北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩、浅川、八王子、清瀬）の水再生センター及び2か所のポンプ所を、市町村が各家庭から流域下水道幹線までの下水道施設を、それぞれ設置・管理している。

これまで局は、東京都豪雨対策基本方針（平成19年8月策定、平成26年改定）等に基づき、下水道事業における豪雨への対策を行っており、流域下水道の雨水対策として、市単独では雨水排除が困難な地区の5か所で流域下水道雨水幹線を整備している。また、河川の氾濫などによる水再生センターの浸水を防ぐ対策として、水再生センターの耐水化や樋門操作の安全性向上に向けた遠方制御化などに取り組んできた。

近年、気候変動に伴い、全国の豪雨災害は増加しており、東京においても時間50mmを超える降雨が増加傾向にある。さらに今後、世界平均気温が上昇し、降雨量の増加、台風の強大化等が想定されていることなどを踏まえ、都は、令和5年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定し、多摩地域においては、目標降雨である75mm降雨に対し、多様な対策手法を組み合わせ、内水氾濫等による被害を防止することとしている。

局は、令和7年の「東京都下水道事業経営レポート2025」において、この基本方針に基づき雨水対策を推進し、激甚化・頻発化する豪雨に対して安全・安心なまちを目指すとしており、空堀川上流域南部地域における流域下水道雨水幹線の整備を推進することとしている。また、水再生センター等の耐水化や樋門操作の遠方制御化及び最適な運転方法の検討を行うことに取り組むとしている。

激甚化する豪雨を踏まえ、多摩地域における更なる浸水被害軽減を推進することは、都民の安全・安心のために重要であるため、局の取組の状況を確認する必要がある。

以上のことから、流域下水道における雨水対策を重点監査事項に選定し、事業が適切かつ効率的に行われているか監査する。

（注）流域下水道とは、都道府県が複数の市町村から出る下水を集めて処理するしくみ

<事業執行の推移>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
流域下水道における雨水対策関連事業	119	62	52	972	284	29	2,556	2,087	82	5,360

【着眼点】

- ① 事業に係る工事等の施行が適切な時期に行われ、履行確認を適正に行っているか（効率性、合规性）
- ② 樋門操作の遠方制御化や運転方法の検討は適時適切に行われているか（有効性）
- ③ 幹線の機能を活用するため市町村の雨水対策整備と連携を図っているか（効率性、有効性）

【結果の概要】

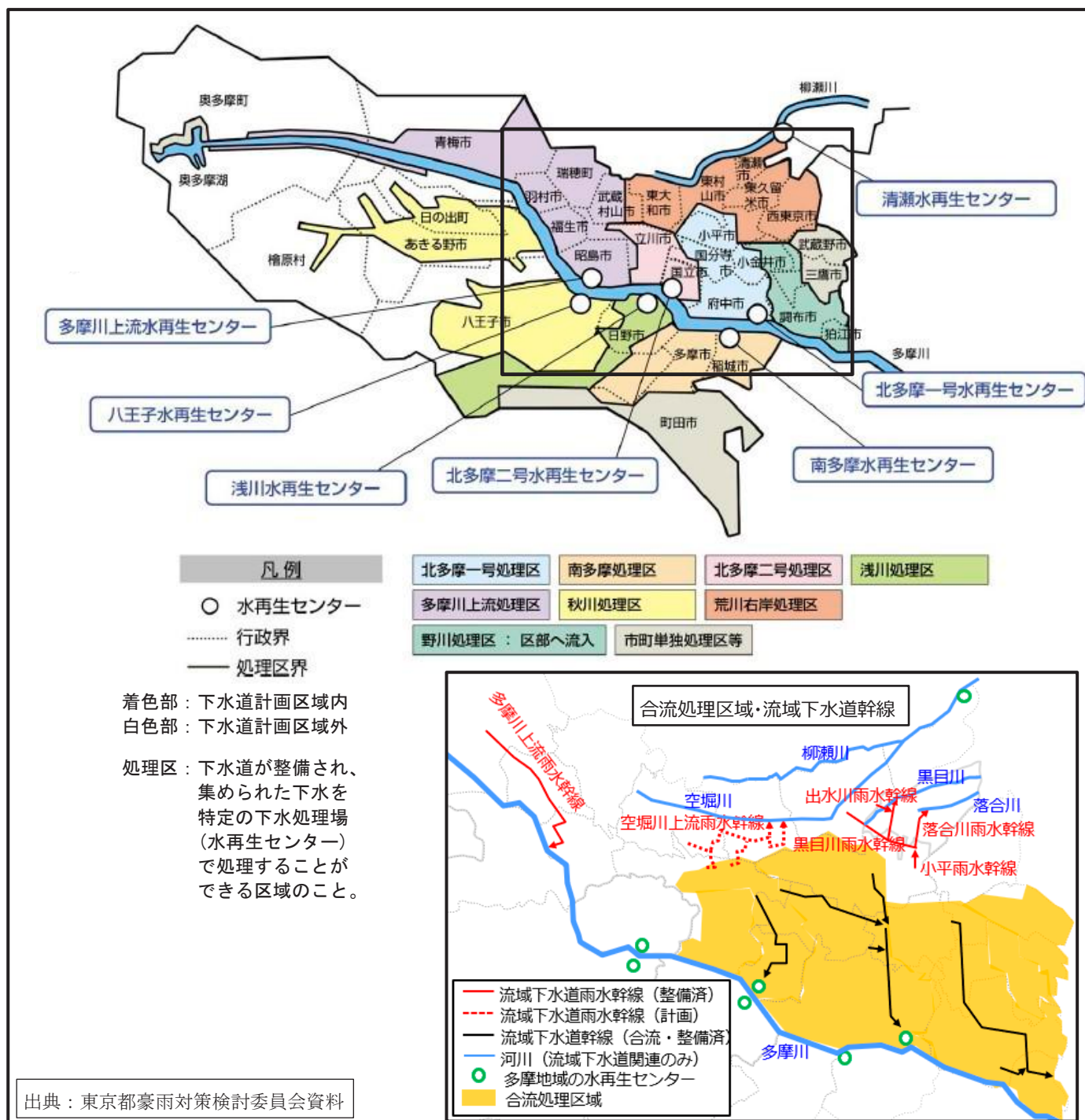
(1) 東京の流域下水道

ア 多摩地域下水道

多摩地域の下水道は、図1のとおり、公共下水道の整備対象となる下水道計画区域（以下「計画区域」という。）と、浄化槽等で汚水を処理する計画区域外に分かれている。

多摩地域の計画区域は、図2のとおり、市町が下水処理場及び下水道管を一体的に整備・管理する「市町単独下水道処理区等」（3市1町）と、都が流域下水道として下水処理場（水再生センター）と下水道幹線を設置・管理し、市町村が流域関連公共下水道として家庭等から下水道幹線までの下水道管を設置・管理する「北多摩一号処理区」等7処理区及び区部で汚水を処理する「野川処理区」に区分されている。

(図1) 多摩地域における都が管理する水再生センターの配置と処理区

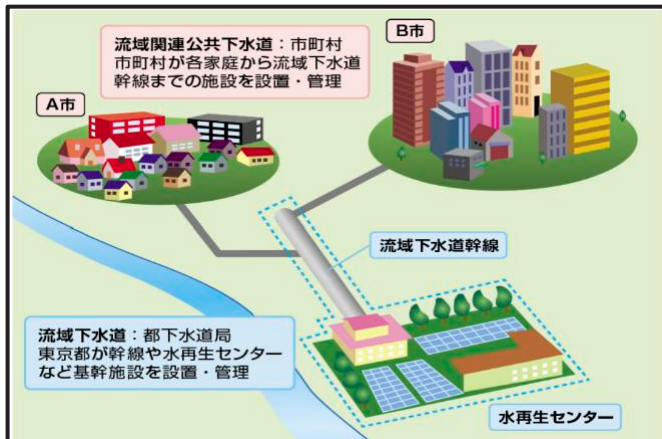


イ 合流式と分流式

下水の排除方式には、汚水と雨水を一つの下水道管に流す「合流式下水道」と、汚水と雨水を別々に流す「分流式下水道」があり、多摩地域の流域下水道においては、野川、北多摩一号及び北多摩二号処理区では合流式下水道を、それ以外の処理区では分流式下水道を採用している。

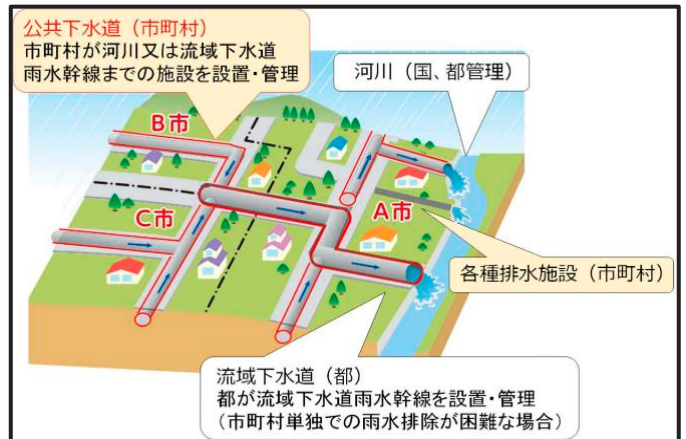
分流式処理区での雨水排除は、図3のとおり、基本的には公共下水道管理者である市町村が雨水管を整備し、市町村単独での雨水排除が困難な多摩川上流処理区や荒川右岸処理区では、流域下水道管理者である都が、雨水を各市町村の雨水管から流域下水道雨水幹線に集め、河川に排水している。

(図2) 流域下水道のしくみ



出典：東京都下水道事業経営レポート2025

(図3) 分流式の雨水排除のしくみ



出典：東京都豪雨対策基本方針

(2) 雨水（豪雨）対策の計画

ア 東京都豪雨対策基本方針

東京都豪雨対策基本方針（平成19年8月策定、平成26年改定、以下「豪雨対策基本方針」という。）は、都における豪雨対策の基本的な考え方を示すものであり、雨水排除対策として「河川整備」「下水道整備」「流域対策（注1）」を3つの柱として目標降雨（注2）に対する具体的な方策を示してきた。

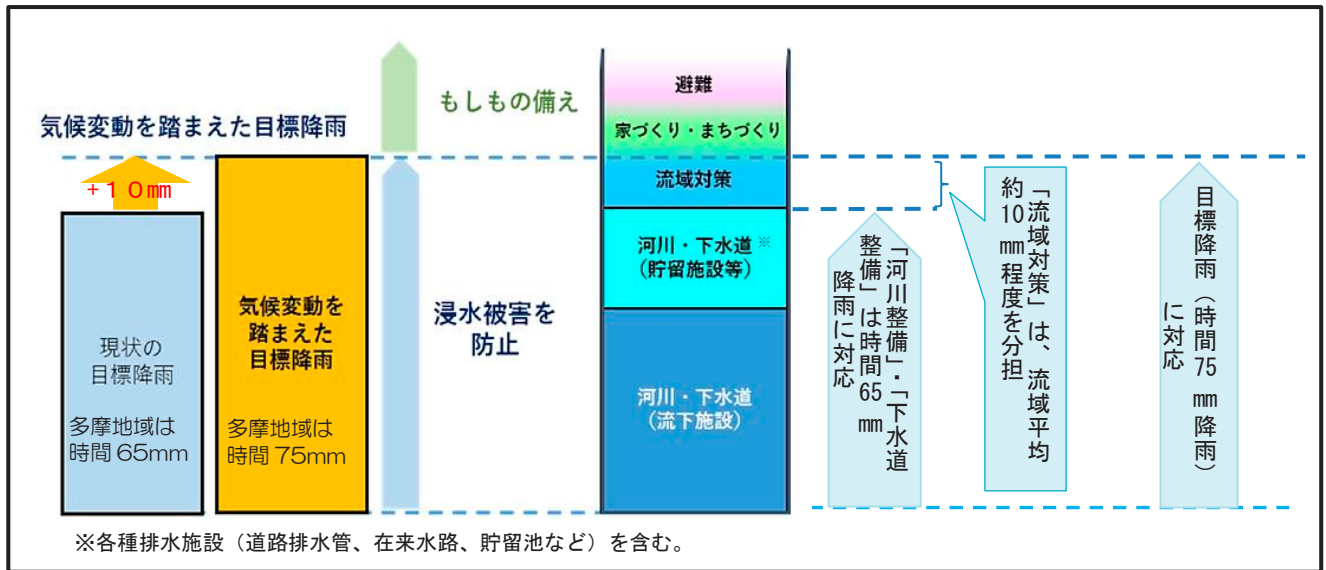
そうした中で、近年、気候変動に伴い東京において時間50mmを超える降雨が増加傾向にあり、今後も地球温暖化の影響等により降雨量の増加が見込まれることなどを踏まえ、都は、豪雨対策の更なる強化のため、豪雨対策基本方針を令和5年12月に改定した。

改定した豪雨対策基本方針では、図4のとおり、多摩地域は、従来時間65mmとしていた目標降雨を75mmに増加させ、これに対応した河川整備や流域対策と合わせて、下水道整備に取り組んでいくこととしている。

（注1）流域対策とは、河川や下水道への雨水流入量を減らす対策を指す。具体的には公共施設（道路、学校等）、民間施設（ビル等）への貯留浸透施設の設置や緑地の保全がある。

（注2）目標降雨とは、ハード・ソフト両面からの取組により実現する水準

(図 4) 豪雨対策の目標と各施策における基本的な役割分担



出典：豪雨対策基本方針に監査事務局が加筆

イ 経営計画

局は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の事業運営の指針となる「東京都下水道事業 経営計画 2 0 2 1」（以下「経営計画 2 0 2 1」という。）を策定し、流域下水道の主な雨水対策として、流域下水道雨水幹線整備、水再生センター等の耐水化の検討、樋門操作の遠方制御化や市町村との連携強化等に取り組んでいる。

なお、局は、令和 5 年改定の豪雨対策基本方針を反映した令和 8 年度から 5 年間の「東京都下水道事業 経営計画 2 0 2 6」を令和 8 年 3 月末に策定しており、この計画でも流域下水道の雨水対策に引き続き取り組んでいくとしている。

(3) 流域下水道雨水対策の実施

ア 流域下水道雨水幹線の整備

(7) 多摩川上流及び荒川右岸処理区での雨水幹線の整備

局は、市町村のみでの雨水排除が困難な地域のうち、浸水被害が頻発するなど緊急度が高い多摩川上流地区（青梅市、羽村市、福生市の各一部）1 か所及び黒目川上流地区（小平市、東村山市、東久留米市の各一部）4 か所の計 5 か所について、表 1 のとおり、平成 2 3 年度までに延べ 1 5 km に及ぶ流域下水道雨水幹線の整備を行ってきた。

(表 1) 流域下水道雨水幹線の概要

	幹線名	延長 (m)	計画排水面積	供用開始
①	多摩川上流雨水幹線	7,280	青梅市:501 ha、福生市:156 ha、羽村市:532 ha	平成 16 年度
②	黒目川雨水幹線	4,040	小平市:118 ha、東村山市:72 ha、	平成 14 年度
	出水川雨水幹線	930	東久留米市:487 ha	平成 14 年度
	小平雨水幹線	410	東久留米市:165 ha、小平市:62 ha	平成 17 年度
	落合川雨水幹線	2,720		平成 23 年度

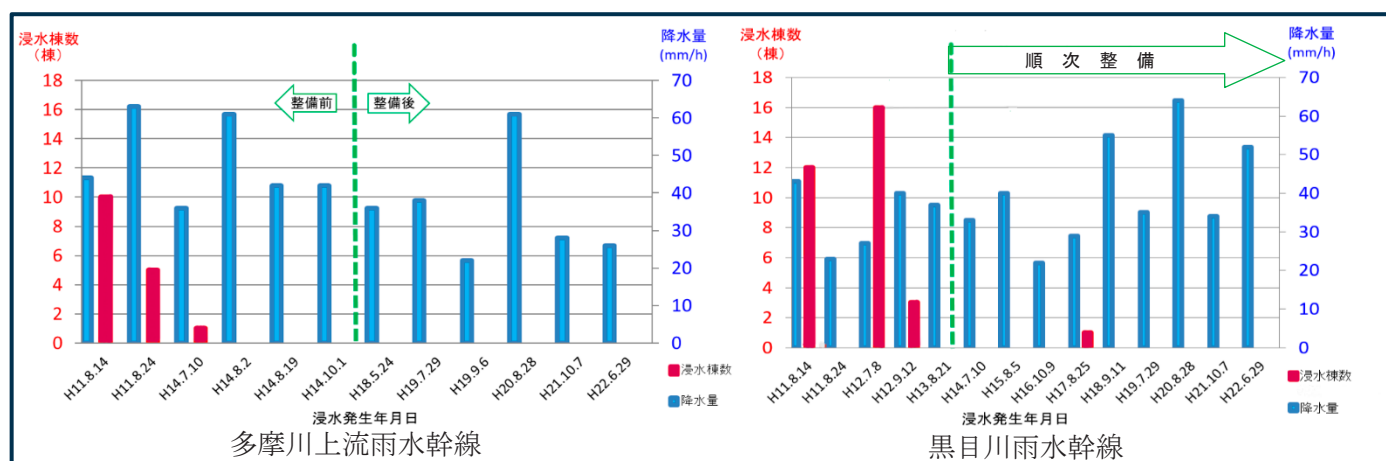


出典：東京都流域下水道 50 年のあゆみ

これらの雨水幹線整備後の豪雨に伴う浸水被害の状況について確認したところ、図 5 のとおり、豪雨の度に浸水被害が発生していた多摩川上流雨水幹線の排水区域（注）である多摩川上流地区や黒目川雨水幹線の排水区域である黒目川上流地区において、雨水幹線整備後は豪雨に伴う浸水被害が減少していることを確認した。

（注）排水区域とは、公共下水道により、下水を排除することができる区域を指す。

(図 5) 多摩川上流雨水幹線及び黒目川雨水幹線整備後の浸水被害状況



出典：下水道局作成資料及び経営計画 2021

(イ) 荒川右岸及び多摩川上流処理区での空堀川上流雨水幹線の整備

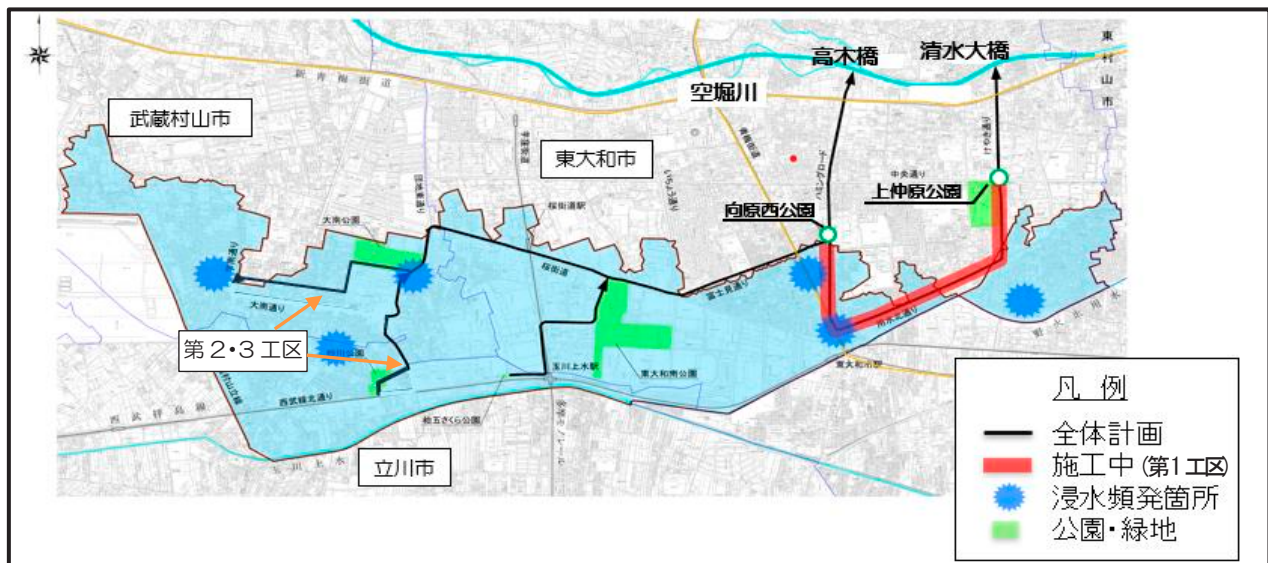
局は、空堀川上流域南部地域（立川市、東大和市、武蔵村山市）において、平成 18 年から平成 29 年にかけて道路冠水以上の浸水被害が広範に複数回発生したエリアがあったことなどから、この地域を優先して広域的な雨水排除施設の整備が必要な地域とし、図 6 のとおり、空堀川上流雨水幹線の整備を進めている。

このうち、東大和市内の上仲原公園から向原西公園を結ぶ区間（第1工区）については、令和4年度に整備工事に着手し、令和8年4月の取水・貯留開始に向けて工事を実施している。第1工区の工事完了後は、速やかに整備効果を発揮させるため、空堀川の河川改修が完了するまでの間、暫定貯留施設として稼働する予定となっている。

また、局は、令和7年度から第2、第3工区の整備に向けた調査及び実施設計を行っている。

これらの工事及び調査、設計委託に係る契約6件を抽出するとともに、当該雨水幹線の整備に伴う市町村負担金の収入について手続等が適正に行われているかについて確認したところ、指摘すべき事項等は見受けられなかった。

(図6) 空堀川上流雨水幹線の概要



出典：下水道局作成資料

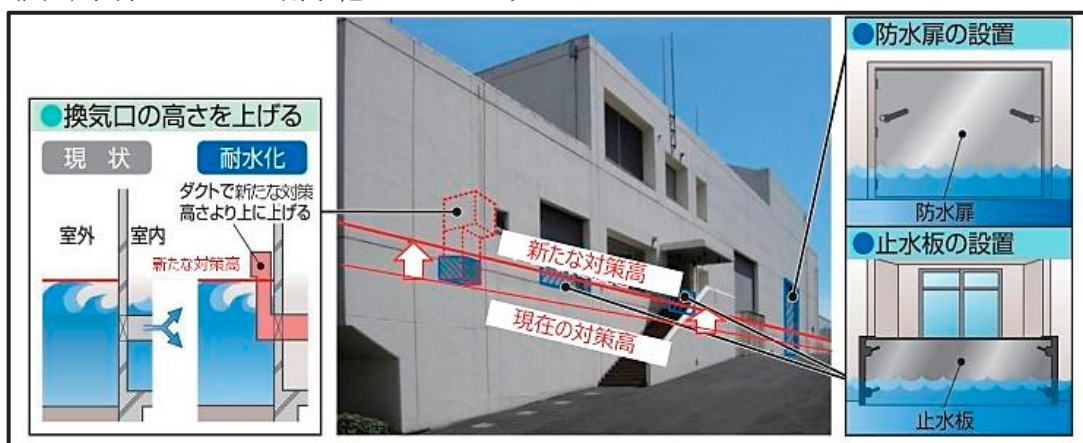
イ 水再生センター等の改良

(ア) 水再生センター・ポンプ所の耐水対策の実施

局は、令和5年の豪雨対策基本方針の改定に伴い、施設ごとの対策高を設定した中で、南多摩水再生センターとポンプ所2か所（青梅、稲城）については、必要な対策高が確保されていたため、これらを除く6か所の水再生センター（北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、浅川、八王子、清瀬）について、防水扉や止水板設置といった施設の耐水化対策の強化に取り組むこととしている。

そこで、その内容を見たところ、令和8年度から図7のとおり、防水扉や止水板の追加設置や換気口の高さを上げる工事等の耐水化の強化対策を実施する予定であることを事業計画資料等により確認した。

(図 7) 水再生センター耐水化のレベルアップ



出典：
豪雨対策基本方針

(イ) 樋門操作の遠隔制御化

局は、豪雨による河川増水時に川の水が水再生センター側に逆流し、浸水被害が発生することを防ぐため、放流口の高さが川面に近く、河川増水時に逆流のおそれのある4か所の水再生センター（北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、八王子）に逆流することを防ぐための樋門を設置している。（樋門の例は図8）

局は、従来、この樋門を人力で操作していたところ、河川増水時にも安全かつ確実に樋門を操作するため、令和2年度から令和5年度にかけて全4か所の樋門の遠隔制御化を実施している。

これらの樋門について、豪雨時の樋門の操作や必要な情報連絡を適切にできているか見たところ、樋門操作訓練を令和7年6月に実施するなどの対応をしていることを関係資料等により確認した。

(図 8) 樋門の例



出典：
東京都下水道事業経営レポート2025

ウ 市町村との連携

(7) 市町村公共下水道に対する財政支援

局は、従来から、市町村の実施する下水道事業に対し、一般会計を財源とした市町村下水道事業都費補助金により、管きょ改修等の事業費のうち、市町村負担額の100分の2.5の金額等を補助することで、財政的な支援を行ってきた。しかしながら、豪雨対策基本方針の平成26年改定までの目標降雨である時間50mmに対する、市町村公共下水道の分流区域での雨水管等の整備率は約3割に留まっており、流域下水道の整備を含めた多摩地域における雨水対策の課題となっていた。

こうした中で、令和5年度に「TOKYO強靱化プロジェクト」に基づき、市町村が実施する公共下水

道雨水管の整備など施設の強靱化を迅速に進める必要がある事業の支援を目的に、市町村下水道事業強靱化都費補助制度を創設し、市町村下水道事業都費補助の対象事業かつ浸水対策と震災対策のレベルアップ、スピードアップに資する事業に対し、市町村負担額の2分の1を補助している。

浸水対策については、市町村が実施する雨水管等の整備に加え、下水道管の雨水排除能力の向上に資する下水道管の改良や、雨天時浸入水対策、樋門・樋管の遠方制御化等を補助対象としている。

令和5年度から令和7年度までの浸水対策に係る補助金の交付実績は、表2のとおりであり、雨水管新設工事及び改良工事などに対して、令和5年度は17市1町、令和6年度は20市1町に補助金を交付している。

(表 2) 補助金交付実績

(単位：百万円、%)

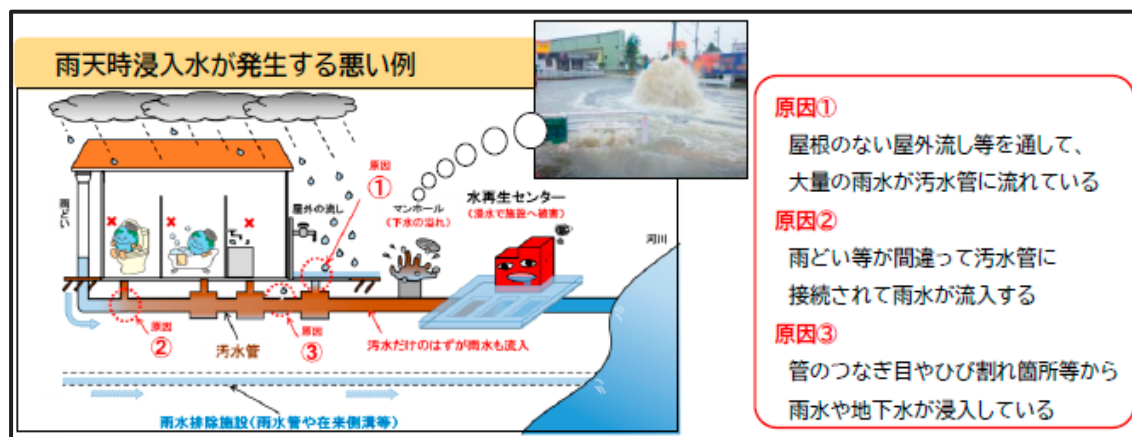
年度別区分	R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
市町村下水道事業強靱化都費補助（浸水対策分）	1,700	947	56	2,000	1,730	87	2,140

(イ) 市町村と連携した雨天時浸入水対策

雨天時浸入水とは、図9のように、雨天時に分流式下水道の雨水管ではなく污水管に流れ込む雨水であり、台風などの豪雨時に、污水管に大量の雨水が流れ込むと、水再生センターの污水处理機能に支障が生じたり、行き場を失った下水が内水氾濫したりする危険性がある。

このため、局は、公共下水道管理者である市町村と連携し、雨天時浸入水の対策に取り組んでいる。

(図 9) 雨天時浸入水の例

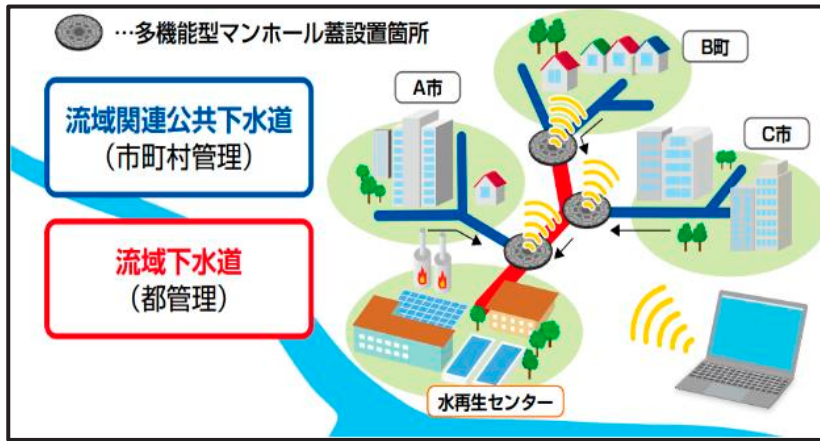


出典：東京都下水道事業経営レポート2025

局は、雨天時浸入水の発生が多いエリアを特定するため、図10のとおり、下水道管内の水位情報をリアルタイムに測定する多機能型マンホール蓋を流域下水道と公共下水道の接続点等の37か所に設置し、測定した水位情報を市町村に共有している。

また、局は、関係市町村及び流域下水道本部による雨天時浸入水対策に係る情報共有及び連携強化を図るため「雨天時浸入水対策促進会議」を年に2回程度実施している。

(図 10) 多機能型マンホール蓋の活用イメージ



出典：経営計画2021

あわせて、局は、多摩地域の住民や事業者に対し、雨天時浸入水対策の必要性を理解して対策を実施してもらうため、浸水対策強化月間（6月）にリーフレットを作成し、各市町村に配布（令和7年度は1,813部）している。

また、浸水対策強化月間のイベント等（年間5件程度）開催時に模型やパネル等を用いて雨天時浸入水の概要や浸入水対策の事例について展示物を活用して来場者への説明を行っている。

(ウ) 浸水予想区域図の提供

都では、平成12年の東海豪雨等で、河川氾濫に加え内水氾濫が発生するなどの都市型水害が顕在化したため、その教訓を踏まえ、平成13年から、河川管理者と下水道管理者が区市町村と連携し、都の管理する河川流域で浸水予想区域図を作成し、令和7年現在、全14河川流域で浸水予想区域図を公表している。

一方、局は、北多摩一号、北多摩二号及び多摩川上流処理区では、流域下水道幹線により雨水を排除していることから、このエリアの浸水予想区域図を作成、公表している。

多摩地域の市町村は、これらを踏まえてハザードマップを作成、公表している。

【監査委員からの所見】

局は、多摩地域における雨水対策として、流域下水道雨水幹線の整備に計画的に取り組んでおり、新たに完成した区間については、それを河川に接続するまでの間、暫定貯留施設として活用することとしている。また、雨水幹線に接続する市町村公共下水道の強靱化についても、新たな補助制度を通じて、市町村の取組を支援している。

今後も局は、改定した豪雨対策基本方針に則り、河川管理者や市町村公共下水道管理者と連携し、雨水幹線の着実な整備を行うとともに、市町村公共下水道における雨水管の新設及び改良を含めた施設整備の財政支援に加え、技術的支援についてもより強力に後押しすることで、都民の安全・安心に係る流域下水道事業の雨水対策を効率的かつ効果的に進めていく必要がある。

1 重点監査事項

「障害のある子供たちの教育活動における DX 活用」

【選定理由】

東京都教育委員会は、共生社会の実現に向けた教育を基本的な理念に掲げ、特別支援教育の更なる充実を図るため、10 年間の長期的な方向性を指し示す「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」（平成 29 年 2 月）及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」（令和 7 年 3 月）を策定した。また、教育庁は、東京都教育委員会の事務局として、これらの計画に基づいて、障害による困難さのため支援を必要とする子供たちへの指導・支援の充実を図る取組を推進している。

そうした取組の一つとして、教育庁は、増加傾向にある特別支援教育を受ける児童・生徒の、障害による学習上又は学校生活上の困難さを改善・克服するために、デジタルを活用した教育活動の展開として、以下のような特別支援教育推進計画に基づく教育環境の整備事業に取り組んでいる。

- ・ 学習者用デジタル教科書・教材を用いた指導方法の開発
- ・ 学習者用デジタル教材の開発
- ・ 障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大

こうした取組は、東京都教育委員会が令和 6 年 3 月に公表した「東京都教育ビジョン（第 5 次）」においても基本的な方針の一つとして掲げられ、庁の重要課題であることから、今後の事業推進に先立ち、これまでの取組における効果検証等について確認する必要がある。

以上のことから、障害のある子供たちの教育活動における DX 活用を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

<事業執行の推移>

（単位：百万円、％）

年度別区分	R4			R5			R6			R7
	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算
デジタルを活用した教育活動の展開	1,114	1,058	95.0	1,058	988	93.4	1,539	1,257	81.7	1,958

【着眼点】

- ① 事業が計画に基づいて適切に推進されているか（有効性）
- ② 教材の開発等の外部委託や機材の調達などに係る契約の適正性及び経済性が確保されているか（合規性、経済性）
- ③ デジタルを活用した特別支援教育の効果を把握する取組が行われているか（有効性）

【結果の概要】

(1) 特別支援教育を取り巻く環境

ア 都の教育施策について

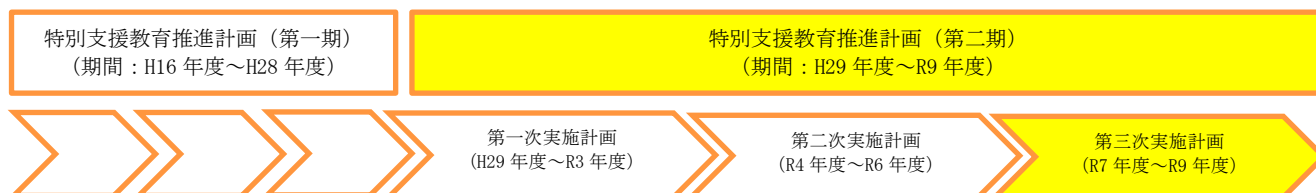
東京都教育委員会は、令和6年3月に「東京都教育ビジョン（第5次）」（計画期間：令和6年度から令和10年度まで）を策定し、東京が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げるとともに、今後5か年の施策展開の方向性を示している。本ビジョンにおいて、「障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実」として、教育環境の整備やデジタルを活用した特別支援教育の推進等が示されている。

また、知事が都教育委員会との協議を経て策定する教育施策の根本方針である「東京都教育施策大綱」（令和7年3月策定）においても、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を目指すとし、教育DXによって、子供たちがいつでもどこでも、自分に合った学習の進度や方法で学ぶことができるようにしていくことを掲げている。

イ 特別支援教育推進計画について

都立学校教育部は、図1のとおり、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す特別支援教育推進計画（平成16年度から平成28年度まで）を平成16年度に策定し、本計画に基づき特別支援教育の充実に向けて取り組んできた。平成29年度には第二期の特別支援教育推進計画を策定し、具体的な取組等の内容を明らかにする実施計画を三次に分けてまとめ、施策を推進している。

（図1）特別支援教育推進計画の策定状況



デジタル活用の推進については、第一期の推進計画では個に応じた教育の充実としてIT活用があった。第二期の推進計画に入り、変化・進展する社会に対応するという観点でICT機器を活用した教育活動を展開していくこととし、第一次実施計画（平成29年度から令和3年度まで）ではGIGAスクール構想(注)やコロナ禍の影響でICT機器の配備が進み、第二次実施計画（令和4年度から令和6年度まで）は重点的な対応項目としてデジタルを活用した教育の推進に取り組んでいった。第三次実施計画（令和7年度から令和9年度まで）においてもより一層推進する内容となっている。

特別支援学校及び特別支援学級等の在籍者数は表1のとおりで、特に知的障害特別支援学校等の在籍者数は一貫して増加しており、今後も令和13年度まで増加する推計となっている。また、令和7年度の都立特別支援学校の設置数と実地監査対象校は、表2のとおりである。

（注）「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号、令和元年6月施行）を受け、令和元年12月に国により公表された一人につき1台の端末の配布及び高速大容量の通信ネットワークの一体的整備などの教育の情報化に向けた施策

(表 1) 特別支援学校及び特別支援学級等の在籍者の推移と推計

(単位：人)

学校・障害種別	平成16年度	平成29年度	令和4年度	令和7年度	令和9年度	令和13年度	令和16年度
	推進計画 (第一期)	推進計画 (第二期) 第一次実施計画	推進計画 (第二期) 第二次実施計画	推進計画 (第二期) 第三次実施計画			
特別支援学校(注1)	8,011	12,313	13,244	15,051	15,844	16,485	16,253
視覚障害	265	253	218	164	162	153	147
聴覚障害	591	698	644	569	559	526	493
肢体不自由	1,939	2,043	2,070	2,149	2,137	2,021	1,886
知的障害	5,149	9,147	10,171	11,955	12,776	13,594	13,551
病弱	67	172	141	214	210	191	176
小・中学校(注2)	9,311	28,754	48,507	53,881	57,525	60,981	58,854
知的障害 (特別支援学級)	4,855	9,313	11,860	13,435	14,388	15,395	14,864
特別支援教室 (情緒障害等)	1,831	15,369	31,444	33,985	36,820	39,816	38,665
その他	2,625	4,072	5,203	6,461	6,317	5,770	5,325

(注1) 区立特別支援学校を含む。

(注2) 義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。

(注3) 令和7年度以降は推計値

出典：特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画を基に監査事務局で作成

(表 2) 令和7年度都立特別支援学校数と実地監査対象校

種別	学校数	設置学部	実地監査対象校
視覚障害特別支援学校	3校	幼・小・中・高	—
聴覚障害特別支援学校	3校	幼・小・中・高	—
知的障害特別支援学校	31校	小・中・高	矢口特別支援学校、小金井特別支援学校、江東特別支援学校、練馬特別支援学校、城東特別支援学校、東久留米特別支援学校、八王子南特別支援学校
		うち高等部の職業開発科設置7校	(再掲) 江東特別支援学校、練馬特別支援学校、東久留米特別支援学校、八王子南特別支援学校
		うち高等部の就業技術科設置1校	—
肢体不自由特別支援学校	4校	小・中・高	城南特別支援学校
知的障害・肢体不自由併置校	10校	小・中・高	町田の丘学園、青峰学園、鹿本学園、水元小合学園
		うち知的障害教育部門高等部の就業技術科設置4校	(再掲) 青峰学園、水元小合学園
視覚障害・知的障害併置校	1校	幼・小・中	—
聴覚障害・知的障害併置校	1校	幼・小・中・高	—
肢体不自由・病弱併置校	4校	小・中・高	北特別支援学校
知的障害・病弱併置校	1校	小・中・高	—

(2) 特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画の推進状況

都立学校教育部は、第三次実施計画において、「変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進」という方向性について、「デジタルを活用した教育活動の展開」を具体的な取組の一つとして掲げている。教育内容に関することは指導部、端末やシステムに関わることは企画部とともに、以下のとおり、計画に基づいた取組が行われている。

ア デジタルを活用した教育の充実

(ア) 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

スマートフォンやタブレット端末の普及により、日常生活や卒業後の社会生活、職業生活において、基本的な情報活用能力を活用していく必要があり、特別支援教育においても子供たちが適切に対応できるような指導を行っていくことが求められている。指導部は、各学校の教育課程編成に当たり、端末の効果的な活用に向けた教師用リーフレット等必要な指導資料を提示することで学校の取組を支援している。

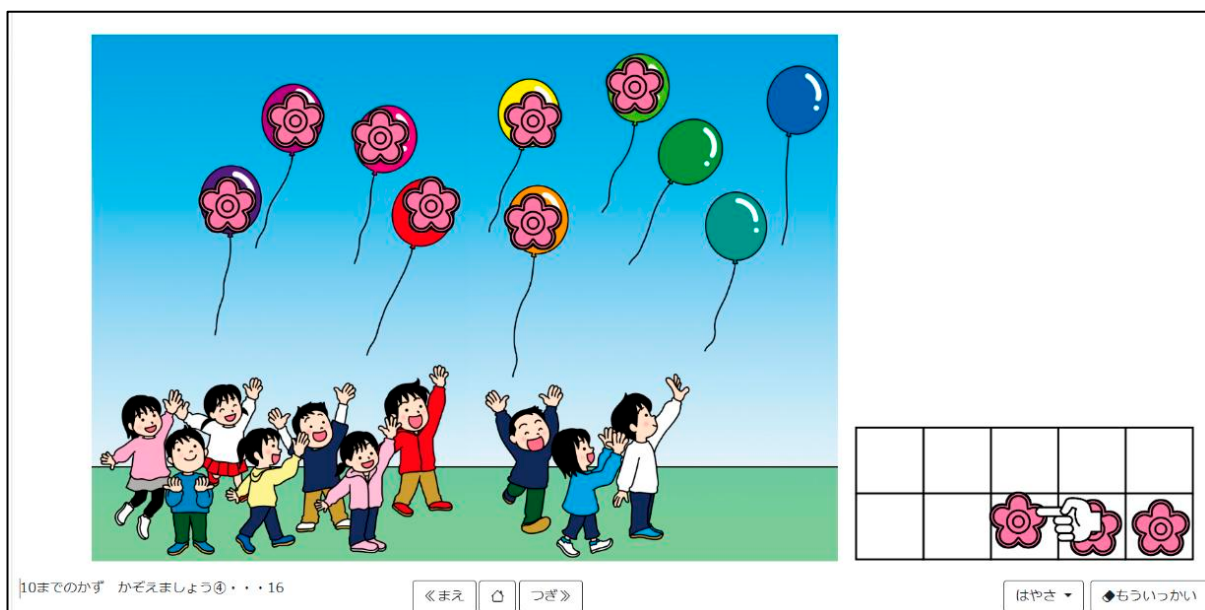
(イ) デジタルを活用した指導内容や方法の研究・開発

指導部は、学校におけるデジタル機器の活用が充実するよう、研究指定校を募集した上で、研究指定校の教員と大学教授等の専門家からなる各種検討委員会を主催し、指導内容や方法の研究・開発を進め、全校に成果を還元している。

令和7年度については、デジタル教科書について障害に応じた活用等の実践事例をまとめたほか、障害の程度が重い子供を支援するためのアプリケーションや支援機器の活用方法について検討を進めた。

また、知的障害特別支援学校に向けては、一部の教科で文部科学省著作教科書が発行されているが、著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材は用意されていないため、図2のとおり、都で独自にデジタル教材を作成している。令和7年度は研究指定校における試行を踏まえ、これまで作成した5種類のデジタル教材について補充問題や応用問題の追加等の内容のバージョンアップを行った。

(図2) 研究指定校の協力を得ながら開発したデジタル教材



出典：教育庁提供資料

(ウ) 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習

準ずる教育課程とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校において、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う教育課程であるが、各学校における在籍者数が非常に少ないことから、学校同士をオンラインでつないだ共同学習を令和4年度から実施している。

指導部において実施に向けた調整を行いながら取組を拡大させており、令和7年度は、表3のとおり、計13校55名が共同学習を実施した（令和8年度は全ての視覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校計22校で実施予定）。

（表3）令和7年度の実施内容（抜粋）

学年・学校名	教科等	单元名
(小学部5年) 青峰学園・鹿本学園・北特別支援学校	道徳	世界の文化遺産
	総合的な学習の時間	自己紹介と学校紹介
(中学部2年) あきる野学園・村山特別支援学校・城南特別支援学校	社会	SDGsと私たちの暮らし
(高等部1年) 光明学園・村山特別支援学校	歴史総合	ディベートを通じて多角的なものの見方考え方を身につけよう

出典：教育庁提供資料を基に監査事務局で作成

イ デジタルを活用した教育を推進するための環境整備

(ア) TOKYO スマート・スクール・プロジェクトの推進

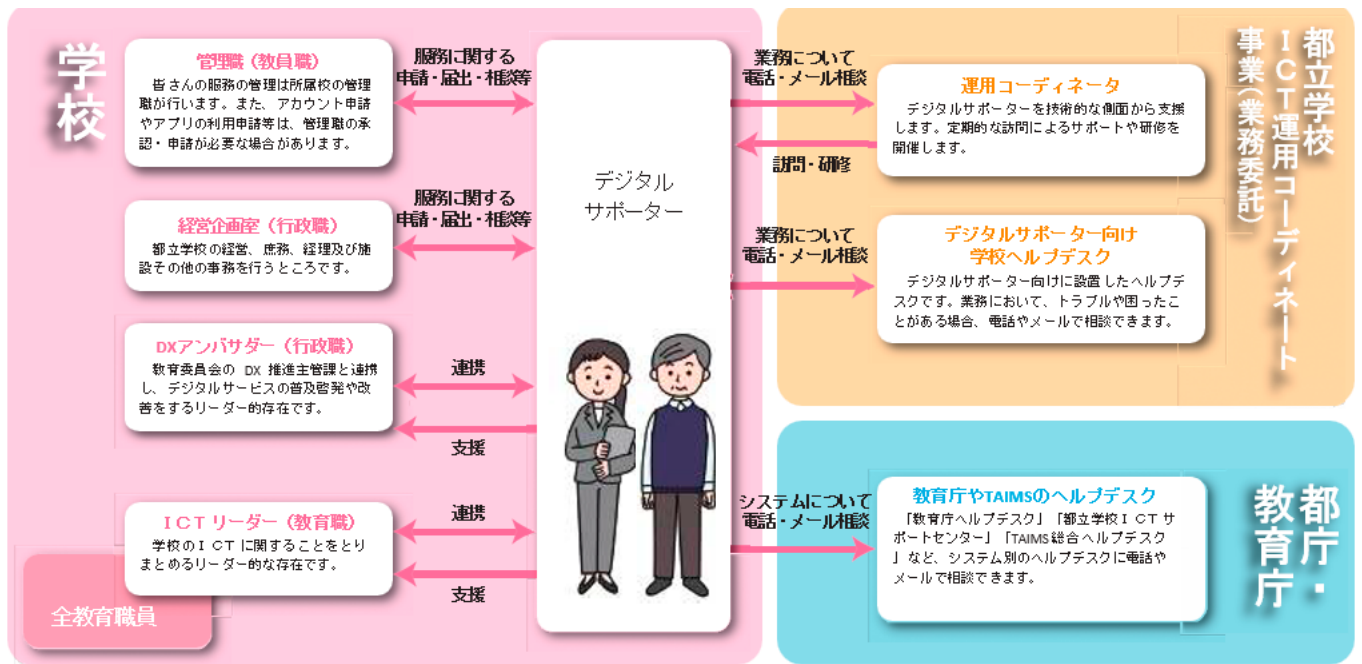
令和2年度から、国のGIGAスクール構想の下、全ての小学部・中学部の子供たちに一人につき1台の端末が貸与されており、特別支援学校においてはタブレット端末となっている。一般的にタブレット端末はタッチ操作で直感的に使いやすく、アクセシビリティ機能も豊富であるという特性を有している。また、特別支援学校の高等部では、端末等の購入に係る保護者の費用負担は生じない形で、複数の仕様の中から障害の特性に応じて適切な端末を学校が選択し、生徒個人の所有とする仕組みが導入されている。

企画部は、授業時の機器操作のサポートやトラブル対応、授業で使用するICT機器の設置・メンテナンス等を支援するため、令和3年度から全ての都立学校に委託契約によりデジタルサポーターを配置している。令和5年度からは、委託に替えて会計年度任用職員としての採用を開始し、学校による直接的な指揮命令が可能となり各学校の実情に応じた支援内容の調整がしやすくなったほか、継続的なノウハウの蓄積も可能な支援体制となっている。

また、令和5年度からICT運用コーディネータ業務委託契約を締結しており、デジタルサポーターを支援するための統括事務局の運営とICT運用コーディネータの配置を行っている。統括事務局は、デジタルサポーターへの研修やヘルプデスクの運営を行い、実践事例やトラブル対応、質問への対応等の取りまとめを行っている。ICT運用コーディネータは定期的に学校を巡回訪問し、他校での実践事例や活用状況の共有や助言を行ったり、教員向け各種研修や相談会の実施を担ったりするなど、学校のデジタル活用の活性化を後方支援している。

さらに、令和4年度から、学籍、出欠、成績等の一元管理を行う統合型校務支援システムを導入している。その他、令和7年度までに学校と保護者間の欠席連絡やお便り配信のデジタル化を完了する等、校務のDXにより教員が子供たちと向き合う時間を確保できるよう取り組んでいる。

(図 3) デジタルサポーターと ICT 運用コーディネート事業



出典：教育庁デジタルサポーターガイドブックを基に監査事務局で作成

(イ) 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実

病弱教育とは、入院中の子供に対し、教員が病院を訪問して行う訪問教育と病院内に設置された分教室での教育の二つの形態により、学習の遅れを取り戻し、退院後の学校生活にスムーズに戻るができるよう支援しているものである。

訪問教育は、教員による週 3 日の訪問指導を基本とし、平成 29 年度からは病弱教育支援員の派遣も実施しており、病弱教育支援員はタブレット端末等を活用した学習支援を実施している。また、病院内分教室においても、治療や体調等を理由に病室から出ることができない子供に対するタブレット端末等を活用したオンライン授業、分身ロボットやアバターを使用したデジタル交流を実施している。

(3) 事業の効果

特別支援教育において定量的な効果の把握は難しいものの、今年度実地監査対象校である 13 校において、デジタルを活用した教育活動の状況を確認したところ、以下の例のとおり、各学校において障害種別や年齢・発達段階に応じた活用の工夫が行われていた。障害の状態等に応じた学びの特性は、多様かつ個人差が大きく、一人ひとりの特性に合わせた対応をする必要性や、その取組を支える支援体制を確認した。

ア 知的障害部門における主な活用状況

知的障害のある子供に対しては、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるよう指導することが効果的であるとして、図 4 のとおり、タブレット端末を使用し、民間事業者等により開発された各種アプリケーションを授業に取り入れている。繰り返し学習が可能で、アプリケーションによっては子供の興味やレベルに合わせた調整ができるものもあり、同じクラス内でも発達段階が様々である中、個々に応じた対応が行

しやすいものとなっている。なお、タブレット端末の使用は子供の興味を引き付けやすい一方、子供の特性によっては夢中になりすぎてしまう面もあり、使用場面については教員が工夫しながら対応している。

また、言葉による指示と併せて、視覚的な指示と教材提示があることが理解を助けるとして、写真、イラスト、動画等をモニターで提示しながら指導している例、参加型の授業を展開するために電子黒板を活用している例も多く見られた。なお、大型モニターや電子黒板は教室間を移動させながら使用していることから、活用状況によっては更なる配備についても検討する必要がある。

(図 4) タブレット端末を活用した学習、電子黒板・モニターの活用



出典：教育庁提供資料

知的障害教育部門の高等部では、「普通科」のほか、卒業後の企業就労に向けたより実践的な教育を実施する「就業技術科」や「職能開発科」も設置されている。こちらでは、図 5 のとおり、職業教育に直結させることを意識して、生徒は企業等で広く利用されている汎用 OS の端末を使用しているほか、就労環境に似せた特別教室等を整備し、デジタル活用社会に対応していくための実践教育を行っている。

(図 5) 端末を活用した学習、ロジスティクスコースの実習室、フードサービスの授業で作成したチラシ



出典：教育庁提供資料

イ 肢体不自由教育部門における主な活用状況

肢体不自由教育部門では、身体的な制約を補い、主体的な意思・動作の表出や学習参加を支援するものとして、タブレット端末やデジタルを活用した様々な支援機器を使用している。

例えば、①目の動きを検出し視線によって機器操作を可能とする視線入力装置、②指先等の微弱な筋運動を感知するピエゾスイッチ、③口を開ける等顔の動きを検出する顔スイッチ等、表出可能なわずかな身体動作を入力手段として、個々の特性に応じた自発的な活動を促し、学習活動へ参加できるようにしている。

また、図6のとおり、足元を視野に入れることが難しい子供に対して360度カメラ等を活用することで、通常は経験することが困難な活動に取り組んでいる例も見られる。

さらに、VOCA（携帯型会話補助装置）を活用し、音声出力アプリケーションやコミュニケーションソフトを用いて、自分の考えや気持ちを表明することで、授業での発表や周囲とのやり取りに参加している。

各種支援機器については、国の購入補助も活用しており、令和7年度においても27校で計977点の購入実績を確認した。図7のように、これらの支援機器を各学校においてアレンジすることで子供に合わせた教育活動の実践につなげている。

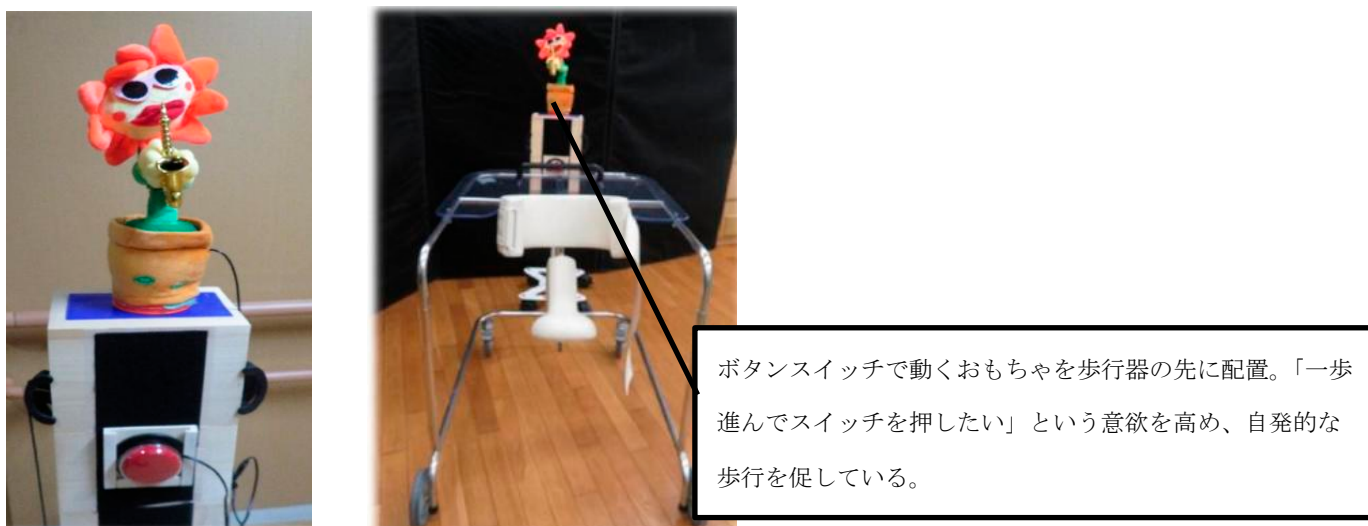
さらに、病気療養中や移動に制約のある子供については、オンラインによる授業参加や交流活動を実施し、学習機会を確保している。

(図6)顔スイッチや360度カメラを活用した保健体育の授業



出典：教育庁提供資料を基に監査事務局で作成

(図7)学校が自作した教材の例



出典：教育庁提供資料

ウ 活用推進に向けた各学校の取組

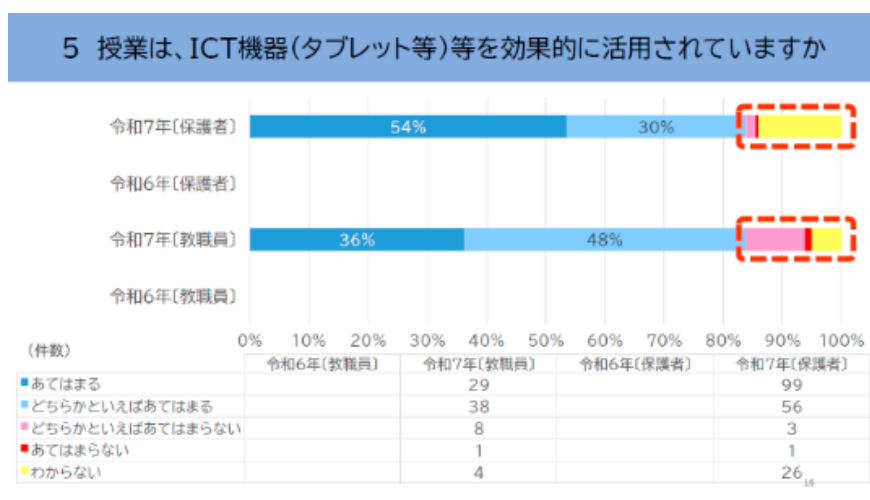
各学校におけるデジタルを活用した教育の展開に当たっては、毎年度、学校経営計画を策定し、図8及び図9のとおり、子供・保護者・教員からのアンケートや地域の関係機関等の意見に基づいて実施状況の評価・報告を行っている中、取組目標の一つとしてICT活用に関連した項目が設けられ、継続的な改善を図りながら取り組んでいる。

また、取組を推進するために、校内で各種研修や事例研究等を実施して効果や課題の検証を行うとともに、放課後等の隙間時間に便利な設定や操作方法を教え合う場を設けるなど、好事例を全体に波及させようとする様々な取組がある。

(図8) アンケートの例（生徒用）

出典：教育庁提供資料を基に監査事務局で作成

(図9) アンケートの例（保護者・教員用）



出典：教育庁提供資料

校内の組織体制としては、ICTリーダーである教員を中心にタブレット端末等の機器管理や活用支援を行うとともに、校内研修を担当する教員がデジタル活用に係る研修会の立案・実施を担当している中、前述した会計年度任用職員であるデジタルサポーター等による支援体制が、教員の負担を大きく軽減している。

さらに、指導内容の充実や教員の専門性向上を目的として様々な外部専門家が各学校で登用されている。例えば、ICT アドバイザーには、実際の授業を見てもらった上で他校や他県の事例、活用可能なアプリケーションの紹介等の実践的なアドバイスをもらい授業改善に活かしている事例が多く、学校で見られた。また、教材アドバイザーには、保護者からの視線入力装置等の活用希望について技術的支援を受けている事例や教員が考案したスイッチ教材を製作してもらう事例等、学校が専門家の知見を積極的に取り入れながら、デジタルを活用した教育活動の充実に向けて取り組んでいる状況を確認した。

エ 本庁における効果検証の取組

都立学校教育部が特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画の策定に当たって効果検証を行っているか確認したところ、本庁の各事業の所管部に対し第二次実施計画における取組状況を調査し、その結果を第三次実施計画の参考資料として掲載していることが認められた。しかしながら、学校現場における活用状況や課題については十分な把握や検証を行っていなかったため、別項意見・要望事項のとおり改善を求めた。

(4) 契約手続の合規性等確認

令和7年度における端末の借入れや支援機器の購入等の関連契約の事務手続について、適正に行われているか等確認したところ、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育を目指すことが求められる中、子供たちの障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、庁は、デジタルを活用した特別支援教育に取り組んでいる。

障害の状態等に応じた学びの特性は多様かつ個人差が大きく、障害のない子供以上に個別の対応が必要であり、特別支援教育を必要とする児童・生徒は増加が見込まれていることから、デジタルを活用して学習手段の選択肢が増える意義は大きい。今後も庁は、学校現場の状況や課題を踏まえた効果検証を充実させながら、本庁各部と学校が連携して、デジタルとリアルの双方の良さを活かした最適な組合せにより子供たちの可能性を広げる教育に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

〔指摘事項〕

(歳出)

(1) 個人情報の取扱いの有無を確認して適正かつ安全な委託契約を行うべきもの

中部学校経営支援センターは、杉並総合高等学校において行う「課題研究」カリキュラムの指導を通じ、キャリア教育の発展や教員の指導力向上を行うことを目的として、表1の委託契約を行っている。契約に際しては、センターが学校と協議して仕様を作成し、契約手続を行っている。

当該契約では、委託業務の一部として、2年生が課題研究のテーマを選定する過程で作成する「研究テーマ申請書」（以下「申請書」という。）の添削を受託者に行わせていることが認められた。申請書には、生徒の氏名等の個人情報が手書きで記載されている。

ところで、教育庁では、東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱（平成17年9月22日付17教総総第1009号）及び東京都教育委員会保有個人情報の安全管理に関する基準（令和5年4月27日付5教総総第309号）において、委託契約で個人情報を取り扱う場合には、取り扱う個人情報の範囲を明確にし、受託者が個人情報保護について遵守すべき事項を取り決めて契約を行う旨を規定するとともに、契約書に盛り込むべき事項(注1)を具体的に挙げている。また、総務部は、「個人情報の取扱いの委託を行う場合の措置等について」（令和6年11月15日付6教総総第1892号）により、契約書に原則として添付すべき特記事項の例を各事業所に配布している。

しかしながら、当該契約においては、一般的な守秘義務の規定(注2)はあるものの、その他の取り扱う個人情報の範囲や管理方法等についての必要な定めがない。学校は、契約後の受託者との打合せにおいて個人情報の取扱いを協議・確認したとしているが、その取決めを書面に残さず、責任の所在等が不明確なまま申請書を受託者に取り扱わせており、適正でない。

センターは、委託契約における個人情報の取扱いの有無を契約前に学校と十分に確認するとともに、個人情報の保護に関する特記事項の例を有効に活用して適正かつ安全な委託契約を行われない。

総務部は、各事業所が個人情報を厳重に取り扱うよう、より一層の指導を行われない。

(教育庁)

(注1) 東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱 第7の4において、当該委託の趣旨や目的に応じて、契約書、仕様書等に「目的外利用及び第三者への提供の禁止に関すること」、「個人情報の廃棄、消去等の完了報告義務」、「事故発生時における報告義務」等の事項を記載することとされている。

(注2) 本業務の遂行に当たり、受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏えいしないこと。本契約終了後においても守秘義務を負うものとする。

(表 1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都立杉並総合高等学校教育活動支援業務委託	令和 7. 8. 2～令和 8. 2. 20	992, 420

(歳出)

(2)維持管理における保全監督業務を適正に行うべきもの

都立学校教育部は、表2の各学校の屋上緑化等に係る維持管理を委託するため、これらの契約について仕様を作成し、契約事務は各学校を所管する学校経営支援センターが行っている。

この委託の特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、表3のとおり、写真撮影はカラー写真により、作業前・作業中・作業後の状況を、同じ位置から撮影日等を入れて撮影すると定め、特に、植栽全体の状況が判別できるように、広範囲の植栽の場合は複数に分けて撮影すると、令和7年度から追記されている。

植栽の生育不良については、該当箇所が分かるように写真撮影を行った上で、受託者から保全監督員（学校担当者）へ報告させることとしている。また、保全監督員は、検査員の検査を受ける際に受託者と現場を確認し、植栽の状況等の説明を受け、業務実施状況写真、作業・点検結果報告書（以下「報告書」という。）を提出させ、検査を受けることとしている。

なお、中部学校経営支援センターは、各学校宛令和7年3月7日付事務連絡により、写真撮影に係る令和7年度からの追記を通知し、育成状況や装置等の説明を受託者から受ける際に、枯死状態やかん水装置等の不具合等が、報告書に記載されるよう受託者に確認することも注意喚起している。

そこで、各学校の履行確認状況を確認したところ、表2のとおり、総合芸術高等学校においては、業務実施状況写真については、毎月、7か所の緑化箇所のうち同一の2か所のみの写真であり、報告書については、7か所のうち2か所を除きほとんど植物がない状態が継続しているにもかかわらず、毎月「順調に生育している」と報告されているほか、樹種に関する報告が、学校保管の図面と異なっている。

仕様書は、植物の成長を保持するため、適切なタイミングでの施肥や土の補充等を実施できるよう、受託者から保全監督員へ生育状況を報告し、共に現場を目視確認し、育成状況の説明を行うこと等を定めている。しかしながら、ほとんど植物がない状態が継続し樹種に関しても図面と報告が異なっている状況は、保全監督員による受託者に対する監督業務が仕様書に定めたとおりに行われていないことを示しており、適正でない。

また、生育状況が悪い場合には、補植の必要性等を判断する必要があることから、各学校の保全監督員は、適切な業務実施状況写真を提出するよう受託者を指導する必要があるが、竹早高等学校及び工芸高等学校においては、植栽全体の状況を撮影したものとなっておらず、保全監督員が受託者に対し指導を行っていないことを示しており、適正でない。

屋上緑化はヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化等のために進めている事業であり、各学校は、現場確認等の仕組みが機能するよう、受託者に適正な報告書を提出させ、保全監督員による監督を適正に実施されたい。

部及び各学校経営支援センターは、各学校に対し、再度、履行確認について徹底されたい。

（教育庁）

(表 2) 各学校の状況

契約件名 (委託者)	学校名	緑化箇所及び樹種 (図面)	業務実施状況写真の 状況	報告書の状況
都立大崎高等学校外 14 校屋上及び壁面緑化維持管理委託 (中部学校経営支援センター)	総合芸術高等学校	屋上緑化 2 階 3 か所(芝桜、ヤブラン等) 4 階 4 か所(玉竜のみ)	2 階・4 階のうち、毎月同一の各 1 か所のみ 2 階は通年で半分程度が生育していない。 4 階はほぼ通年で生育していない。	令和 7 年 4 月から令和 8 年 2 月まで「順調に生育している。」 令和 8 年 3 月「4 階 <u>キリンソウ</u> は地表部分が枯れる時期であり問題ない。」
都立竹早高等学校外 10 校屋上緑化維持管理委託 (東部学校経営支援センター)	竹早高等学校	屋上緑化 1 か所 (120 m ² 、49.5 m ² 、1.25 m ² の部分で構成)	毎月 120 m ² の部分を撮影(全体を一度に撮影できない形状) 生育状況は良い。	順調に生育している。
	工芸高等学校	屋上緑化 2 か所	月により異なる。 (全体を一度に撮影できない形状) 生育状況は良い。	順調に生育している。

(表 3) 仕様書の概要

項 目	内 容
写真撮影	東京都建設局「工事記録写真撮影基準」(注 1)を準用 ・ カラー写真とし、作業前、作業中、作業後の状況を、同じ位置、同じ方向から黒板等を使用し、学校名、作業日、作業種別等がわかるよう表示し撮影 ・ <u>植栽等全体の状況が判別できる写真を撮影すること。なお、植栽等が広範囲に及ぶ場合は、複数に分けて撮影すること。</u>(注 2) ・ 植栽の生育不良やかん水装置の破損・異常等が発生している場合には、該当箇所がわかるように撮影すること。
植栽の生育状況の報告	作業後は、生育状況について保全監督員へ報告すること。また、植栽の生育状況により翌月以降も調整が必要な事項がある場合には、保全監督員と作業内容の調整を行うこと。
検査	毎月の業務終了後、業務実施状況写真、報告書を保全監督員へ提出し、検査員の検査を受けること。また、検査を受ける際には保全監督員と現場を目視で確認し、植栽の育成状況や装置等の説明を行うこと。検査が完了した時点で履行完了とする。検査での指摘事項は、直ちに所要の措置を行うこと。
その他	植栽等の生育の阻害要因又は故障の要因となるものを発見した場合は、その都度保全監督員及び委託者に報告すること。

(注 1) 令和 6 年 4 月東京都建設局作成

「工事記録写真とは、本基準では、種別、項目、撮影時期等を具体的に表示することにより、目的に沿った写真を撮影するとともに適正な施工の確保を期するもの」とする。

(注 2) 令和 7 年度に特記仕様書へ修正加筆された部分

(歳出)

(3)設備等の不適法な設置を防止し点検結果に対し適切に対応すべきもの

国際高等学校は、表4の契約（中部学校経営支援センターが取りまとめた契約）により、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条に基づき行う建築物等の定期点検（以下「定期点検」という。）を実施している。

その結果、2階生徒相談室について、換気扇不設置と指摘する点検結果を令和7年12月12日に受領していた。本件指摘理由は、ガス給湯器が設置されているにもかかわらず、法第28条第3項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の3に定める換気設備（注）を適正に設置していなかったためである。

この部屋について確認したところ、平成元年建築当時から室内洗面台を備えた生徒相談室として設置され、その使用状況を変更したことはないとのことであり、ガス給湯器の設置の経緯は不明である。

しかしながら、学校は、監査日（令和8年5月1日）現在、当該指摘の理由を調査しておらず、対策を講じないまま生徒相談室として利用し続けており、適正でない。

学校は、生徒の安全を確保するため、定期点検の結果については、十分に調査・確認し、速やかに対応されたい。また、設備等を設置する際は、法令等に適合するよう十分に検討されたい。

本件予算を所管し、都立学校の施設管理について指導する立場にある都立学校教育部は、定期点検結果を踏まえた対応については、調査・確認の上適切に対応するよう、学校を適切に指導されたい。

（教育庁）

（注）排気口は、換気設備等を設けるべき室の天井から下方80cm以内の高さの位置に設け、かつ、換気扇等を設けて直接外気へ開放する等の基準に適合した構造としなければならない。

（表4）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
都立松原高等学校外5校建築物等定期点検 業務委託	令和7.6.21～令和7.12.15	4,719,000

(歳出)

(4)速やかに外部指導者の指導実績を確定し報償費の支払を行うべきもの

指導部では、学校教育の一環である部活動を支援するため、部活動顧問を技術指導等で補佐する外部指導者を重点的に導入する「青少年を育てる課外活動支援事業」を実施している。

部は、毎年度学校からの申請により、当該年度における各部活動に応じた外部指導者及び総指導時間等を決定し通知する。これに基づき学校は、外部指導者に対し指導を依頼した上で承諾書を受領し、委嘱状を交付することとしている。外部指導者に対する謝礼は、部の決定した時間単価に指導実績時間に乗じた報償費を支払う。

青山高等学校では、外部指導者に対する報償費の年間の支払方法等について、月ごとの指導実績に基づき、指導実績のあった月の翌月に報償費を支払うことを内部的に決定していたが、表5のとおり、支払が指導実績のあった月から数か月後となっており適切でない。

現在、学校では、部活動顧問の確認に基づいて外部指導者の指導実績を確定させており、確定までの時間が長くなるほど把握が困難となることから、滞りなく指導実績を確定させるとともに速やかに謝礼を支払うことは重要である。

学校は、速やかに外部指導者の指導実績を確定し報償費の支払を行われたい。

部は、学校において速やかに外部指導者への支払が行われるよう指導されたい。

(教育庁)

(表5)支払月が指導実績のあった翌月より後となったもの

(単位：円)

部活動名	指導実績のあった月	支払決定月	金額
水泳部	令和7.4	令和7.6	27,500
	令和7.6	令和7.8	38,750
	令和7.7	令和7.10	31,250
野球部	令和7.4	令和7.7	12,800
	令和7.5	令和7.7	6,400
	令和7.10	令和8.3	9,600
	令和7.12	令和8.3	6,400
	令和8.1	令和8.3	6,400
青山フィルハーモニー管弦楽団	令和7.12	令和8.3	147,200

(歳出)

(5) 外部人材の委嘱に係る事務を適切に行うべきもの

指導部は、令和7年度校内別室指導推進事業実施要項において、不登校や教室の雰囲気になじめない生徒に対して、校内に居場所（別室）を設置し、支援員による学習指導や相談を行うことにより登校を支援する事業を実施している。

実施校の一つである大江戸高等学校では、令和7年度の支援員として、表6のとおり、元教員や大学生など28名を配置している。

学校は、本事業を開始した令和5年度において、支援員を確保することが難しかったため、学校支援の実績があった一般社団法人A（以下「法人」という。）に対し、支援員の人選・推薦を依頼した。学校はこの推薦を基に、各支援員宛てに委嘱し、従事時間に応じて各支援員に対して謝礼を報償費で支出した。

令和5年度末に、法人から、次年度以降の謝礼について、各支援員にではなく法人宛てに一括で支払うよう申出があったことから、令和6年度から法人との間で一括して委嘱や支払手続を行う形に事務を変更した。なお、令和6年度以降、相手方が、法人と所在地が同一で、ほぼ同じ構成員からなる株式会社B（以下「会社」という。）になっているが、その理由について学校は確認していない。

ところで、職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条で禁止されている「労働者供給事業」とは、労働者供給事業業務取扱要領（令和7年6月厚生労働省職業安定局）によれば、労働者供給を業として行うことをいうものとされている。そして、業として行うとは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することとされており、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに行われるものであり、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定にとって重要な要素となるとされている。また、同要領によれば、「供給契約」とは、供給元が供給先に労働者を供給し、供給先が当該労働者を自らの指揮命令の下で労働に従事させる関係等を生じさせる契約を総称するものをいうとされている。

学校から会社へ提出された推薦依頼では、委嘱内容として「本事業を実施するに当たり、学校が指示すること」と明記されている。また、実際の支援業務においても、学校が支援員に対して指示を行っていた。これらに加え、事務処理全体を踏まえると、会社が支援員を学校に供給し、学校が当該支援員を自らの指揮命令の下で業務に従事させる関係、すなわち供給契約の存在が疑われる。また、令和7年度の支援員のうち11名は令和5年度から、7名は令和6年度から同じ支援員を継続的に推薦している状況や、会社が、登記上、労働者派遣業、無料職業紹介事業及び有料職業紹介事業を掲げていることから、会社が反復継続して労働者の供給又は紹介に関与していると認められる可能性が高く適切でない。

また、学校・会社間で取り交わした書面の中には、支援員の一部が会社と雇用関係にあることをうかがわせる者もある。この場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号で規定する労働者派遣に該

当しうる。しかしながら、監査日（令和 8 年 5 月 1 3 日）現在、会社は労働者派遣事業の許可・届出を行っていない。一方、学校は、支援員の推薦依頼に当たり、会社から労働者派遣を受けるという認識はなかったとのことであるが、学校及び部は、法的整理について確認をしないまま、本件事業を会社に一括して委ねており適切でない。

今後、学校及び部は、これまで以上に外部人材を積極的に活用していく必要があると考えられることから、外部人材の委嘱に係る事務を適切に行われたい。

（教育庁）

（表 6）令和 7 年度の実施内容

（単位：円）

従事期間	実施日時	委嘱する者	指導等に対する謝礼	支払金額 （実績）
令和 7. 4. 1～令和 8. 3. 31	前月 25 日までに決定	支援員 28 名	2, 100 円/時間	5, 040, 000

(歳出)

(6) 実習船の船員派遣における乗船実習前教育訓練について仕様を明確に定めるべきもの

大島海洋国際高等学校では、様々な海洋調査実習を行うための実習船「大島丸」(図1)を建造しており、これを用いて、基礎・沿岸実習航海、海洋生物・水産資源・海洋物理調査、海洋産業実習及び体験航海を実施している。

また、学校は、学校教職員の指示を受け、指導教官として実習支援業務及び引率業務並びに「大島海洋国際高等学校実習船『大島丸』乗船支援マニュアル(船員派遣者用)」(以下「マニュアル」という。)に基づくその他業務を行うための船員の派遣を、表7のとおり、都立大島海洋国際高等学校実習船「大島丸」の船員派遣契約により、依頼している。

この契約は、一人1日当たり6万6,000円の単価契約であり、乗船期間20日間のほか、乗船実習前教育訓練(以下「訓練」という。)を受講した日を勤務日として位置付け、支払を行っている。

派遣先である学校は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第80条第2項の規定に基づいて、派遣元が派遣する船員(以下「派遣船員」という。)について、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持等必要な措置を講ずるように努めなければならない。この規定について、「船員派遣事業を適正に実施するために」(令和5年12月国土交通省海事局船員政策課)では、「派遣先は、派遣船員の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力するほか、必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならない。」としている。

したがって、派遣先である学校は、派遣船員が従事する業務内容や、これに必要な教育訓練の内容については、派遣契約の仕様書において、その具体的内容、修了要件等を可能な限り明確に定める必要がある。

これを受けて、学校では、仕様書において、派遣船員が従事する業務内容を定めるとともに、派遣船員の資格等の一つとして、学校職員が行う訓練の修了を求めている。

訓練は、乗船に先立って、学校の乗船実習における派遣船員の基本的な支援業務及び行動指針を学ぶものであり、船上での様々な実習において生徒への指導を円滑に実施するとともに、航海における生徒の安全を確保していく上で重要なものである。

出勤簿(派遣先であらかじめ勤務日を印字したもの)で派遣船員の勤務状況を見たところ、1名について、訓練の勤務日を定めていないことが認められた。これに対して学校は、訓練受講記録のない派遣船員に対して、マニュアル等を用いて説明・研修を行っていたとのことである。しかしながら、訓練の内容について、仕様書には「実習内容の詳細については、マニュアルを参照し」と記載があるものの、訓練で身に付けるべき事項、修了要件等についての記載がないことから、学校が行った説明・研修が、仕様に沿ったものであることが確認できない。

これらのことから、派遣先である学校は、派遣船員について訓練の修了を求めているにもかかわらず、仕様書等では、訓練の具体的事項を定めていないため、派遣船員が、仕様書に定める訓練修了という資格等を満たしているかを確認することができず、適切でない。

学校は、実習船の船員派遣における訓練について、仕様を明確に定められたい。

都立学校教育部は、学校が仕様を明確に定められるよう、適切に指導されたい。

(教育庁)

(表 7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	単価 (税込)	数量	金額
都立大島海洋国際高等学校 実習船「大島丸」の船員派遣 (単価契約) その3	令和 7. 5. 20～ 令和 7. 6. 20	66, 000	予定出勤日数 24 日	推定総金額 1, 584, 000

(図 1) 実習船「大島丸」



出典：東京都立大島海洋国際高等学校ホームページ

[意見・要望事項]

(重点監査事項)(その他)

(1) 特別支援教育推進計画に係る効果検証について

都立学校教育部は、都の特別支援教育の方向性を示すための計画として、平成29年に東京都特別支援教育推進計画（第二期）（計画期間：平成29年度から令和9年度まで）を策定している。本計画は、具体的な取組等の内容を明らかにする実施計画を三次に分けてまとめ、施策を推進するものとなっており、令和7年3月に第三次実施計画（計画期間：令和7年度から令和9年度まで）が策定されている。

計画では、変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進として、デジタルを活用した教育活動を展開していくことが掲げられており、指導内容・方法の研究や環境整備が進められてきた。

そこで、第三次実施計画の策定に当たっての効果検証の取組について確認したところ、本庁の各事業の所管部に対し第二次実施計画における研究や環境整備等の取組状況は調査しているものの、各学校におけるデジタルを活用した教育活動の状況について効果検証を十分に実施していることが分かる資料は確認できなかった。

しかしながら、計画に定められている取組の実施目的は、学校において効果的な活用が進むことであり、各学校の活用状況について把握するとともに、現場の課題を的確に抽出して次の計画の取組に活かす必要がある。

現場の課題を把握するに当たっては、既存の横断的な学校支援の取組を活用することも考えられる。例えば、企画部では、都立学校全校にデジタルサポーターを常駐配置する中、表8のとおり、デジタルサポーターをバックアップするためにコーディネート業務を実施しており、ICT 運用コーディネータは各学校を定期的に巡回して業務状況を把握し、活用状況や活用事例を報告するほか、学校へのアンケートの実施・集計も委託内容に含まれており、この中で情報収集等が可能である。また、指導内容の充実や教員の専門性向上を目的として各学校で登用されている ICT アドバイザーの中には複数の学校を兼任している者がおり、このような外部専門家を活用することも考えられる。

都立学校教育部は、次期計画の策定に向け、事業の成果を適切に把握し、各事業の所管部と連携しながら把握した課題を事業の改善に活かしていくような効果検証を行うことが重要である。

部は、計画に係る効果検証について検討することが望まれる。

(教育庁)

(表 8) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	主な委託内容
令和 7 年度都立学校 ICT 運用 コーディネート業務委託	令和 7. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	541, 200, 000	・ デジタルサポーターへの研修の実施 ・ 巡回による業務支援・業務状況把握(各学校年間 35 回) ・ 巡回校の教職員に対する研修(各学校年間 12 回)

(その他)

(2) 研究授業の成果に係る動画の活用について

多摩教育事務所では、毎年度、多摩地区教育推進委員会を設置して、多摩地区の教育の充実、改善及び振興について研究し、その成果を市町村教育委員会に対し情報提供及び提言を行っている。過去5年間の研究主題は、表9のとおりである。

令和7年度においては、各市町の教員から18名を委員として選定し、研究主題を「主体的に学習に取り組む子供の育成～デジタルを活用した学習活動を通して～」に設定して、表10のとおり、学校種別・教科別に18の題材を選定して研究している。

具体的には、表11のとおり報告会を含む10回の定例会を開催しつつ、表10のとおり合計137時間の検証授業を実施して、授業内容の検討、振り返り等を行い、表12のとおり研究成果を報告するとともに、検証授業を受けた児童・生徒の主体的な学習についても好影響があったことを確認している。

この研究成果について、所は、多摩地区の小・中学校等の教育活動の質の向上に資することを目的として、報告書を所のWebサイトで公表するとともに、報告会を動画に撮影して、研究委員4グループ及び特別委員による講演について5本の動画を、動画投稿サイトにより配信しており、配信については、市町村教育委員会を通じて、市町村立学校へ周知している。

しかし、所は、配信期間を令和8年3月2日から同月27日までの約4週間に限定しており、この期間以外は閲覧することができない。

このことについて、所は、報告会の動画には、検証授業における児童生徒等の画像が使用されており、個人情報の保護の観点から、翌年度に退職等により教員でなくなる者が動画を閲覧することは適正でないため、配信期間を年度内に限定しているとしている。

一方で、各学校でより一層研究成果を活用できる環境を整えるためには、各学校が必要に応じて動画を閲覧できる状態にしておく必要がある。

所は、閲覧できる者を各学校の教員等適正な範囲に限定するなど、研究授業の成果に係る動画を長期にわたって活用できる方策を講じることが望まれる。

(教育庁)

(表9) 多摩地区教育推進委員会研究主題の推移

年度	年次	研究主題
令和7年度	第31次(通算第52年次)	主体的に学習に取り組む子供の育成 ～デジタルを活用した学習活動を通して～
令和6年度	第30次(通算第51年次)	主体的に学習に取り組む子供の育成 ～子供の主体性を促す4つの学習活動を通して～
令和5年度	第29次(通算第50年次)	問題発見・解決能力の育成 ～各教科等の学び方のプロセスの具体化～
令和4年度	第28次(通算第49年次)	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ～ICTを活用した新たな学習活動を通して～
令和3年度	第27次(通算第48年次)	情報活用能力の確実な育成 ～情報を得て、整理・比較し、発信・伝達する子供～

(表 10) 第 3 1 次実践事例の概要と授業時間数

No.	学校種別	教科・学年	題材	時間数
1	小学校	国語 第6学年	構成を考えて、提案する文章を書こう	9
2		社会 第5学年	米作りのさかんな地域	10
3		算数 第4学年	がい数	10
4		理科 第6学年	てこ	10
5		音楽 第4学年	いろいろな音のひびきを楽しもう	5
6		図画工作 第5学年	コロコロローラーダンス	5
7		体育 第6学年	ソフトキャッチバレーボール	6
8		外国語 第6学年	Welcome to Japan	8
9		特別活動 第2学年	みんなでつくる！気もちのよいじゅぎょう	1
10	中学校	国語 第3学年	自分ごととして捉える「それでも、言葉を」	4
11		社会 第2学年	関東地方	7
12		数学 第1学年	文字と式	16
13		理科 第3学年	物体の運動	9
14		音楽 第2学年	曲想や歌詞、声部の役割との関わりを理解し、曲にふさわしい表現をしよう	8
15		美術 第1学年	見つめ、感じ取り、描く	6
16		保健体育 第2学年	バレーボール	10
17		外国語 第2学年	What is important in a homestay?	10
18		特別の教科 道徳 第1学年	自分にとっての友情とは	3
計				137

(表 11) 第 3 1 次定例会の開催状況

回数	開催年月日	内容
第 1 回	令和 7. 4. 18	総会・講師講演(デジタルを活用した授業デザイン)
第 2 回	令和 7. 5. 13	アンケート項目協議、授業案検討
検証授業(前半) の実施、授業デザインシートの提案・作成		
第 3 回	令和 7. 7. 18	検証授業の振返り
第 4 回	令和 7. 8. 26	授業デザインシートの検討
検証授業(後半) の実施		
第 5 回	令和 7. 10. 9	代表授業の実施、検証授業の振返り
第 6 回	令和 7. 11. 10	報告内容の検討
第 7 回	令和 7. 12. 9	報告会プレゼンテーションの作成
第 8 回	令和 8. 1. 20	報告会プレゼンテーションの改善
第 9 回	令和 8. 2. 3	報告会リハーサル
第 10 回	令和 8. 2. 13	報告会

(表 12) 報告会参加者の概要

参加人数	約 450 名			
内訳	校種別		職層別	
小学校 中学校	約 250 名 約 150 名		管理職	約 90 名
			主幹教諭等	約 50 名
			主任教諭等	約 140 名
			教諭等	約 120 名
	教育委員会等	約 50 名	指導主事等	約 50 名

東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

令和7年度の各会計の歳入歳出決算を補完する資料として作成される東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び18特別会計）及びその基となる「局別会計別財務諸表」に対し、公営企業会計のみを所管する2局（交通局及び下水道局）を除く全30局において監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和8年7月30日及び31日
- ② 東京都財務諸表 令和8年8月20日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認

ア 「財産に関する調書」との突合

イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

ウ 減価償却計算に関する確認（抽出による）

- (7) 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、賞与引当金及び退職給与引当金等について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

- (8) 特異科目の確認

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を確認

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点において東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財務諸表間の整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について見たところ、公有財産や物品の過大登載、登載漏れ等が認められ、歳入歳出決算附属書類に誤りがあることが判明したことから、これらについては、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

各局においては、財務諸表を正確に作成するため、引き続き適切な事務処理を徹底されたい。

卷末別表

(別表 1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	令和8年5月13日から25日まで	—
2	子供政策連携室	令和8年5月14日から19日まで	—
3	総務局 (注)	令和8年5月7日から25日まで	—
4	財務局	令和8年4月10日から17日まで	令和8年6月4日及び5日
5	デジタルサービス局	令和8年5月11日から19日まで	—
6	主税局	令和8年2月2日から3月3日まで	令和8年6月11日及び12日
7	生活文化局	令和8年1月9日から26日まで	令和8年6月8日及び9日
8	都民安全総合対策本部	令和8年1月16日及び19日	令和8年6月5日
9	スポーツ推進本部	令和8年5月8日から20日まで	—
10	都市整備局	令和8年4月6日から24日まで	令和8年6月8日及び9日
11	住宅政策本部	令和8年4月6日から24日まで	令和8年6月8日及び9日
12	環境局	令和8年1月22日から2月3日まで	令和8年6月4日及び5日
13	福祉局	令和8年5月7日から26日まで	—
14	保健医療局 (注2)	令和8年5月7日から26日まで	—
15	産業労働局	令和8年5月7日から25日まで	—
16	中央卸売市場	令和8年1月7日から2月4日まで	令和8年6月8日及び9日
17	スタートアップ戦略推進本部	令和8年5月20日から26日まで	—
18	建設局	令和8年2月5日から3月9日まで	令和8年6月8日及び9日
19	港湾局	令和8年4月6日から27日まで	令和8年6月8日及び9日
20	会計管理局	令和8年6月2日から5日まで	—
21	東京消防庁	令和8年1月9日から26日まで	令和8年6月8日及び9日
22	交通局	令和8年4月8日から24日まで	—
23	水道局	令和8年1月7日から2月4日まで	令和8年6月4日及び5日
24	下水道局	令和8年1月6日から30日まで	令和8年6月8日及び9日
25	教育庁 (注2)	令和8年4月22日から5月27日まで	—
26	警視庁 (注2)	令和8年4月9日から20日まで	令和8年6月4日及び5日
27	選挙管理委員会事務局	令和8年5月11日及び13日	—
28	人事委員会事務局	令和8年6月4日	—
29	監査事務局	令和8年6月1日	—
30	労働委員会事務局	令和8年5月8日	—
31	収用委員会事務局	令和8年5月12日	—
32	議会局	令和8年5月22日及び25日	—

(注) 大島支庁管内の事業所は、令和8年5月11日及び12日、八丈支庁管内の事業所は、令和8年6月1日及び2日に実査を行った。

(注2) 大島支庁管内の事業所は、令和8年5月13日及び14日に実査を行った。

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部		事業所	
1	政策企画局	総務部、政策部、戦略広報部、計画調整部、外務部	5		
2	子供政策連携室	総合推進部、企画調整部	2		
3	総務局	総務部、復興支援対策部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	8	公文書館、大島支庁、八丈支庁	3
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4		
5	デジタルサービス局	総務部、デジタル戦略部、DX協働事業部、デジタルサービス推進部、デジタル基盤部	5		
6	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5	千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、都税総合事務センター	13
7	生活文化局	総務部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	5	東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センター、計量検定所	3
8	都民安全総合対策本部	総合推進部	1		
9	スポーツ推進本部	スポーツ企画部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部、スポーツ施設部	4		
10	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、多摩まちづくり政策部、基地対策部	7	第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所	5
11	住宅政策本部	住宅企画部、民間住宅部、都営住宅経営部	3	東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所	2
12	環境局	総務部、気候変動対策部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5	多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所	2
13	福祉局	総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、子供・子育て支援部、高齢者施策推進部、障害者施策推進部	7	萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、品川・立川・杉並・江東・小平・八王子・足立各児童相談所、心身障害者福祉センター(多摩支所を含む。)、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター	17

No.	局	本庁の部		事業所	
14	保健医療局	総務部、企画部、保健政策部、医療政策部、都立病院支援部、健康安全部、感染症対策部	7	南多摩・多摩立川・多摩小平各保健所、島しょ保健所大島出張所、監察医務院、府中・青梅・板橋各看護専門学校、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター（多摩支所を含む。）	13
15	産業労働局	総務部、商工部、金融部、産業・エネルギー政策部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7	農業振興事務所（区部・西多摩・南多摩・北多摩各農業改良普及センターを含む。）、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、労働相談情報センター多摩事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、東京障害者職業能力開発校	21
16	中央卸売市場	管理部、事業部	2	豊洲・食肉・大田・足立・世田谷・北足立・多摩ニュータウン各市場	7
17	スタートアップ戦略推進本部	戦略推進部、プロモーション推進部	2		
18	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	15
19	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5	東京港管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所	4
20	会計管理局	管理部	1		
21	東京消防庁 （注 1）	企画調整部、安全推進部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	9	装備部装備工場、装備部航空隊、消防学校、第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、臨港・赤坂・大井・大森・目黒・玉川・中野・豊島・赤羽・板橋・尾久・西新井・本田・小岩・武蔵野・調布・東村山・北多摩西部・福生・秋川各消防署	33
22	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7	研修所、巣鴨・日比谷各駅務管区、泉岳寺・高島平各乗務管理所、日暮里・舎人営業所、品川・渋谷・巣鴨・南千住・深川・有明各自動車営業所、馬込・志村・木場各車両検修場、浅草線・三田線各電気管理所、工務事務所、志村・大島各保線管理所	20

(注1) 各消防署等の監査については、下線を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部		事業所	
23	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部	9	中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、千代田・江東・新宿・大田各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、小作・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所	24
24	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部	8	中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川・小菅・葛西各水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ・新河岸・浮間各水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所、北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター	24
25	教育庁（注2）	総務部、企画部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、グローバル人材育成部、人事部、福利厚生部	8	多摩教育事務所、大島出張所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、東大和・上水・武蔵丘・千早・第五商業・砂川・農芸・井草・小岩・立川・日野台・杉並・豊多摩・蔵前工科・多摩工科・八王子北・神代・大森・山崎・成瀬・総合芸術・国際・つばさ総合・片倉・八王子東・王子総合・向丘・竹早・高島・工芸・日比谷・保谷・第一商業・目黒・葛飾商業・江北・田無・小山台・雪谷・葛西南・東・町田総合・大江戸・上野・足立西・永山・芝商業・三田・青山・広尾・大島海洋国際各高等学校、三鷹中等教育学校、城東・矢口・城南・北・練馬・東久留米・小金井・八王子南・江東各特別支援学校、水元小合・鹿本・町田の丘・青峰各学園	73
26	警視庁（注3）	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部	8	丸の内・東京湾岸・万世橋・碑文谷・荏原・池上・千住・蔵前・目白・五日市・小平・八王子・綾瀬・下谷・本富士・世田谷・高輪・愛宕・葛飾・小松川・本所・高井戸・三鷹・四谷・大島各警察署	25
27	選挙管理委員会事務局		1		
28	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2		
29	監査事務局		1		

（注2）各学校等の監査については、下線を会場として集合監査を実施した。

（注3）各警察署の監査については、下線を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部		事業所	
30	労働委員会 事務局		1		
31	収用委員会 事務局		1		
32	議会局	管理部、議事部、調査部	3		

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
交通局	株式会社はとバス
水道局	東京水道株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

(別表3) 局別指摘事項等一覧

局	No.	重点	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	頁
総務局	1		契約 (その他)	※類似する業務委託に係る効率的かつ経済的な契約事務について	30
財務局	2	○	システム	財産情報システムに係る不正プログラム対策を適正に行うべきもの	40
デジタルサービス局	3		補助金等	※若手エンジニアリスキリングプログラムの修了要件について	49
主税局	4		都税	未登記家屋に対する固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	51
	5		都税	ゴルフ場利用税における軽減措置を適正に行うべきもの	52
	6		契約 (その他)	(庁舎移転に伴う廃棄物の処理について) 廃棄物を適正な区分で処理すべきもの	53
	7		契約 (その他)	(庁舎移転に伴う廃棄物の処理について) 廃棄物の収集量を適切に確認すべきもの	54
	8		都税	※還付加算金の増加防止について	56
生活文化局	9		債権管理	奨学金の返還に係る延滞債権について条例に基づいた処理を適切に行うべきもの	65
スポーツ推進本部	10		契約 (仕様・積算)	※アーカイブ資産の保管における浸水対策に関する仕様について	67
福祉局	11	○	契約 (その他)	業務委託契約において発生する預金利子を適切に処理すべきもの	101
	12	○	契約 (仕様・積算)	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	102
	13		契約 (その他)	技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの	103
	14		契約 (その他)	委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの	105
	15		その他	メンタルフレンドの事例研究会参加実績向上のための方策を検討すべきもの	106
保健医療局	16	○	財産管理	DMATカーの都外での使用について、適正に承認手続を行うべきもの	116
	17		財産管理	劇物の使用量及び残量の管理を適正に行うべきもの	117
産業労働局	18		契約 (履行確認)	清掃及び点検業務について仕様書に基づく履行確認を適正に行うべきもの	130
	19		契約 (その他)	清掃委託における契約変更を適正に行うべきもの	132

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
中央卸売市場	20		契約 (その他)	土地建物の維持管理に伴い排出する廃棄物を適正に処理すべきもの	134
	21		契約 (仕様・積算)	(市場内道路及び構内通路舗装等の修繕に関する単価契約について) 構内舗装等の修繕に関する単価契約の運用を適正に行うべきもの	135
	22		契約 (仕様・積算)	(市場内道路及び構内通路舗装等の修繕に関する単価契約について) ※構内舗装等の修繕に関する単価契約の工種の設定について	136
	23		財産管理	使用許可している喫煙室が技術的基準に適合するよう指導すべきもの	137
	24		契約 (仕様・積算)	※雑踏警備に係る検定合格警備員の配置について	138
建設局	25		債権管理	(霊園に係る滞納債権の管理について) 霊園使用料の滞納者に対し督促を行うべきもの	159
	26		債権管理	(霊園に係る滞納債権の管理について) 埋蔵施設等原状回復費の滞納者に対し催告を行うべきもの	161
	27		歳入 (その他)	電線共同溝の占用実態を確認するよう業務手順を整えるべきもの	162
	28		契約 (仕様・積算)	(単価契約工事について) 河川維持工事における機械損料等を支払う仕組みを整えるべきもの	163
	29		契約 (その他)	(単価契約工事について) 処分費について工種及び適正な単価を定めるべきもの	166
	30		契約 (その他)	(単価契約工事について) 施工内容に基づき適正な工種及び数量により工事費を支払うべきもの	168
	31		契約 (その他)	(単価契約工事について) 交通誘導警備員の配置について適正な工種により工事を行うよう指示すべきもの	170
	32		契約 (その他)	道路のひび割れについて発生原因を調査し対策を検討すべきもの	171
	33		契約 (その他)	業務委託契約に係る契約変更手続を適正に行うべきもの	174
	34		契約 (その他)	街路樹現況調査の仕様を業務の目的及び実態に沿って適切に定めるべきもの	176
	35		契約 (その他)	実態に即した契約方法を検討すべきもの	178
	36		契約 (その他)	庁舎清掃委託について労務費改定の趣旨に沿って速やかに契約変更を行うべきもの	180
交通局	37	○	その他	(運転訓練車による指導について) 訓練車指導の必修対象者について確実な受講管理を行うべきもの	213
	38	○	その他	(運転訓練車による指導について) ※空き枠を活用した受講調整について	214

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
交通局	39	○	その他	運転者に対する特別指導の管理を適正に実施すべきもの	216
	40		契約 (履行確認)	点検保守において調整及び履行確認を適正に行うべきもの	217
	41		補助金等	事業の効果的な運営のため負担限度額等を適切に定め年間販売額の実績を把握すべきもの	218
	42		契約 (その他)	(駅舎のトイレ洋式化に係る補修工事について) 経済的かつ効率的に契約できるよう計画的に契約手続を行うべきもの	219
	43		契約 (仕様・積算)	(駅舎のトイレ様式化に係る補修工事について) ※契約目的に沿った仕様書の作成について	220
	44	○	その他	(車内事故防止の取組について) ※高齢者等の身体状況を疑似体験できる装具の活用について	221
	45	○	その他	(車内事故防止の取組について) ※車内事故防止に係る乗客への注意喚起の取組について	222
水道局	46	○	契約 (履行確認)	私道内給水管整備工事に係る完了確認及び支出を適正に行うべきもの	230
	47		契約 (その他)	車両運行管理業務委託に係る業務管理日誌の適正な作成を受託者に指導すべきもの	231
	48		財産管理	※劇物の使用量及び残量の正確な把握について	232
教育庁	49		契約 (仕様・積算)	個人情報の取扱いの有無を確認して適正かつ安全な委託契約を行うべきもの	252
	50		契約 (履行確認)	維持管理における保全監督業務を適正に行うべきもの	254
	51		契約 (その他)	設備等の不適法な設置を防止し点検結果に対し適切に対応すべきもの	256
	52		会計処理 (歳出)	速やかに外部指導者の指導実績を確定し報償費の支払を行うべきもの	257
	53		会計処理 (歳出)	外部人材の委嘱に係る事務を適切に行うべきもの	258
	54		契約 (仕様・積算)	実習船の船員派遣における乗船実習前教育訓練について仕様を明確に定めるべきもの	260
	55	○	その他	※特別支援教育推進計画に係る効果検証について	262
	56		その他	※研究授業の成果に係る動画の活用について	264

(別表4) 区分別指摘事項等一覧

【債権管理】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
9		奨学金の返還に係る延滞債権について条例に基づいた処理を適切に行うべきもの	生活文化局	65
25		（霊園に係る滞納債権の管理について） 霊園使用料の滞納者に対し督促を行うべきもの	建設局	159
26		（霊園に係る滞納債権の管理について） 埋蔵施設等原状回復費の滞納者に対し催告を行うべきもの	建設局	161

【都税】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
4		未登記家屋に対する固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	主税局	51
5		ゴルフ場利用税における軽減措置を適正に行うべきもの	主税局	52
8		※還付加算金の増加防止について	主税局	56

【歳入（その他）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
27		電線共同溝の占用実態を確認するよう業務手順を整えるべきもの	建設局	162

【契約（仕様・積算）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
10		※アーカイブ資産の保管における浸水対策に関する仕様について	スポーツ推進本部	67
12	○	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	福祉局	102
21		（市場内道路及び構内通路舗装等の修繕に関する単価契約について） 構内舗装等の修繕に関する単価契約の運用を適正に行うべきもの	中央卸売市場	135
22		（市場内道路及び構内通路舗装等の修繕に関する単価契約について） ※構内舗装等の修繕に関する単価契約の工種の設定について	中央卸売市場	136
24		※雑踏警備に係る検定合格警備員の配置について	中央卸売市場	138
28		（単価契約工事について） 河川維持工事における機械損料等を支払う仕組みを整えるべきもの	建設局	163
43		（駅舎のトイレ様式化に係る補修工事について） ※契約目的に沿った仕様書の作成について	交通局	220

【契約（仕様・積算）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
49		個人情報の取扱いの有無を確認して適正かつ安全な委託契約を行うべきものの	教育庁	252
54		実習船の船員派遣における乗船実習前教育訓練について仕様を明確に定めるべきものの	教育庁	260

【契約（履行確認）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
18		清掃及び点検業務について仕様書に基づく履行確認を適正に行うべきものの	産業労働局	130
40		点検保守において調整及び履行確認を適正に行うべきものの	交通局	217
46	○	私道内給水管整備工事に係る完了確認及び支出を適正に行うべきものの	水道局	230
50		維持管理における保全監督業務を適正に行うべきものの	教育庁	254

【契約（その他）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
1		※類似する業務委託に係る効率的かつ経済的な契約事務について	総務局	30
6		（庁舎移転に伴う廃棄物の処理について） 廃棄物を適正な区分で処理すべきものの	主税局	53
7		（庁舎移転に伴う廃棄物の処理について） 廃棄物の収集量を適切に確認すべきものの	主税局	54
11	○	業務委託契約において発生する預金利子を適切に処理すべきものの	福祉局	101
13		技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきものの	福祉局	103
14		委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきものの	福祉局	105
19		清掃委託における契約変更を適正に行うべきものの	産業労働局	132
20		土地建物の維持管理に伴い排出する廃棄物を適正に処理すべきものの	中央卸売市場	134
29		（単価契約工事について） 処分費について工種及び適正な単価を定めるべきものの	建設局	166

【契約（その他）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
30		（単価契約工事について） 施工内容に基づき適正な工種及び数量により工事費を支払うべきもの	建設局	168
31		（単価契約工事について） 交通誘導警備員の配置について適正な工種により工事を行うよう指示すべきもの	建設局	170
32		道路のひび割れについて発生原因を調査し対策を検討すべきもの	建設局	171
33		業務委託契約に係る契約変更手続を適正に行うべきもの	建設局	174
34		街路樹現況調査の仕様を業務の目的及び実態に沿って適切に定めるべきもの	建設局	176
35		実態に即した契約方法を検討すべきもの	建設局	178
36		庁舎清掃委託について労務費改定の趣旨に沿って速やかに契約変更を行うべきもの	建設局	180
42		（駅舎のトイレ洋式化に係る補修工事について） 経済的かつ効率的に契約できるよう計画的に契約手続を行うべきもの	交通局	219
47		車両運行管理業務委託に係る業務管理日誌の適正な作成を受託者に指導すべきもの	水道局	231
51		設備等の不適法な設置を防止し点検結果に対し適切に対応すべきもの	教育庁	256

【会計処理（歳出）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
52		速やかに外部指導者の指導実績を確定し報償費の支払を行うべきもの	教育庁	257
53		外部人材の委嘱に係る事務を適切に行うべきもの	教育庁	258

【補助金等】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
3		※若手エンジニアリスキリングプログラムの修了要件について	デジタルサービス局	49
41		事業の効果的な運営のため負担限度額等を適切に定め年間販売額の実績を把握すべきもの	交通局	218

【財産管理】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
16	○	DMATカーの都外での使用について、適正に承認手続を行うべきもの	保健医療局	116
17		劇物の使用量及び残量の管理を適正に行うべきもの	保健医療局	117
23		使用許可している喫煙室が技術的基準に適合するよう指導すべきもの	中央卸売市場	137
48		※劇物の使用量及び残量の正確な把握について	水道局	232

【システム】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
2	○	財産情報システムに係る不正プログラム対策を適正に行うべきもの	財務局	40

【その他】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
15		メンタルフレンドの事例研究会参加実績向上のための方策を検討すべきもの	福祉局	106
37	○	（運転訓練車による指導について） 訓練車指導の必修対象者について確実な受講管理を行うべきもの	交通局	213
38	○	（運転訓練車による指導について） ※空き枠を活用した受講調整について	交通局	214
39	○	運転者に対する特別指導の管理を適正に実施すべきもの	交通局	216
44	○	（車内事故防止の取組について） ※高齢者等の身体状況を疑似体験できる装具の活用について	交通局	221
45	○	（車内事故防止の取組について） ※車内事故防止に係る乗客への注意喚起の取組について	交通局	222
55	○	※特別支援教育推進計画に係る効果検証について	教育庁	262
56		※研究授業の成果に係る動画の活用について	教育庁	264

(別表 5) 指摘事項等の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和 7 年 合計件数
					うち重点 監査事項	
歳入 (収入)	会計処理 (歳入)					
	債権管理	3		3		6
	都税	2	1	3		9
	歳入 (その他)	1		1		
歳出 (支出)	契約 (仕様・積算)	5	4	9	1	10
	契約 (履行確認)	4		4	1	6
	契約 (その他)	18	1	19	1	7
	会計処理 (歳出)	2		2		3
	補助金等	1	1	2		4
財産	財産管理	3	1	4	1	9
	物品管理					1
その他	情報管理					1
	システム	1		1	1	2
	その他	3	5	8	6	8
合計		43	13	56	11	66

令和 8 年定例監査報告書（令和 7 年度執行分）

令和 8 年度
登録第 4 号

令和 8 年 9 月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03（5321）1111（代）
都庁内線 55－531
03（5320）7017（直通）
URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>
印 刷 株式会社イマイシ
電 話 03（3848）1311

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

リサイクル適性®(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

